

史記原始：春秋期

吉 本 道 雅

序言

秦始皇帝の天下統一（221BC）から清朝宣統帝の退位（1912）までの二千年餘り、中國では、皇帝を戴く専制國家が持続した。戦後日本の中國古代史研究は、中國専制國家（中華帝國）の形成過程を探究する営みであった。

始皇帝その人が「諸侯を以て郡縣と爲す」（『史記』*1 秦始皇本紀 / 二十六年）と表白するように、「郡縣」に表象される専制國家は、それに先行する「諸侯」を克服することによって出現した。従って、専制國家を起源論的に理解するには、それが克服した「諸侯」の時代を解明せねばならず、そのためには西周・春秋・戰國の通時的理解が要請される。

通時的研究の實踐にはいくつかの困難があるが、その最たるものはやはり史料の問題である。考古學的資料に對して、文字資料（出土文字資料・文獻）については、偏在が甚だしく、また時代ごとの性格も著しく相違する。すなわち、西周期については内容の豊富な金文が蓄積されており、ついで春秋期については、『春秋經』および『左傳』*2 といった編年記が存在するが、西周の滅亡（771BC）から春秋經傳の開始（722BC）の間の50年間については、まとまったものとしては『史記』しかない。ついで戰國期については、編年的史料として『史記』があるが、『左傳』の編年的記述が終わる468BCから、秦孝公（361-338BC）の間の100年については、記述が零細であり、そもそも『史記』の戰國紀年は混亂しており、そのままには用いえない。

先秦史の通時的研究は、なお『史記』に依存せざるを得ない。このような問題意識から、筆者は1980年代より『史記』の史料論的研究を斷續的に進めてきた。およそ傳世文獻は編纂物として扱うべきものであり、その原資料と編纂過程が解明されねばな

*1 『史記』の原文は、中華書局標点本（1959）を用いる。

*2 『左傳』の成書年代については、吉本2002・2016・2017a 参照。

らない。筆者は、「史記原始（一）：西周期・東遷期」（1987）および「史記原始：戰國期」（1996）において、西周・春秋交代期および戰國期に關する『史記』の記述を扱い、「史記戰國紀年考」（1998）において『史記』を素材に戰國紀年の復元を試みた。筆者は、これら史料論的研究を政治史ないし社會史研究の基礎作業と位置付けている。そのため、これらと並行して「周室東遷考」（1990）・「秦史研究序説」（1995）・「三晉成立考」（1998）において、西周春秋交代期および春秋戰國交代期の政治史的推移を復元した。

對するに、春秋期については、「史記述春秋經傳小考」（1988）において、『史記』の春秋三傳併用を確認するにとどまった。原資料と編纂過程について立ち入った研究を進めなかったのは、『史記』の春秋期の記述が、系譜や秦穆公（659-621BC）以前の秦史に關わる部分を除けば、おおむね『左傳』に對應するからである。何より、編年記である『春秋經』『左傳』を擁する春秋期の政治史さらには社會史研究において、『史記』独自の史料的价值は相對的に乏しいといわざるを得ない。果たして「春秋國人考」（1986）・「春秋齊霸考」（1990）・「春秋晉霸考」（1993）・「春秋世族考」（1995）などでは、『史記』はほとんど用いていない。

今回、あらためて『史記』春秋部分の包括的検討を試みるのは、すでに西周期・東遷期および戰國期を擁する「史記原始」が春秋期を缺くことに畫龍點睛の憾を抱いていたこともあるが、何よりの動機として、とりわけ紀年を伴った出土資料の出現という史料條件の向上がある。

まずは、阜陽漢簡『年表』である。胡平生 1989 において初めて紹介された。甲種・乙種に分かれ、甲種は十二諸侯年表と同様の複數國共觀年表であり、君主の立卒年次および特定の大事の發生した年次のみを記す。乙種は特定國歷代諸侯につき、諸侯の諡號・在位年數を聯ねる王名表である。斷片化の甚だしい模本が紹介されているだけだが、『史記』の原資料の形式を示唆するものである。

今一つは清華簡『繫年』である。2011 年に公刊された^{*3}。全 23 章から成るが、うち、第 2 章後半・第 4 章後半～第 20 章前半は、『左傳』の「抄撮」に當たる^{*4}。『史記』春秋部分の記述のほとんどが『左傳』に對應することは上述の如くだが、その一方で『左

*3 李學勤主編 2011。

*4 吉本 2013 参照。

傳』との矛盾も頻見する。『左傳』とは別の原資料の參用を想定すべき場合もあるが、司馬遷の杜撰として説明されることが少なくなかった。基本的に『左傳』に據りながら、時に矛盾を呈することは『繫年』に頻見するところであり、『史記』が同様の『左傳』抄撮を用いた可能性を示唆するものとなる。

このような史料条件の向上を踏まえつつ、本稿は、とくに『左傳』との矛盾に焦點を當てて、『史記』春秋部分の記述を分析する*5。年代的には、十二諸侯年表の起點である共和元年（841BC）から、『左傳』の編年的記述の終わる魯哀公二十七年（468BC）までを扱う。本紀世家については、周本紀・秦本紀および吳世家から鄭世家までの世家を扱う*6。『左傳』の引用は田世家・三晉世家*7・孔子世家*8および伍子胥列傳・仲尼弟子列傳・刺客列傳などにも認められるが、今回は割愛する。

本稿は、「史記原始（一）：西周期・東遷期」（1987）の擴大改訂版でもあり、1980年代以來の拙稿で表明した個別的な見解を總括整理するものでもある。

*5 『史記』と『左傳』をも含む傳世文獻との對應、あるいはそれらとの矛盾については、梁玉繩『史記志疑』（乾隆四十八年 1748）があり、瀧川龜太郎『史記會注考證』（1932-1934）は『史記志疑』をも含めた諸家の説を廣く網羅する。本稿で検討する『史記』『左傳』の矛盾のほぼ全ての事例は、これらにすでに指摘されているが、その矛盾の所以は一般には説明されない。また羅倬漢『史記十二諸侯年表考證』（商務印書館、1943）は、十二諸侯年表と『左傳』の對應を包括的に検討した上で、十二諸侯年表における『左傳』引用をありかたを分類する。示唆的な記述が少なくないが、實のところ、『史記』の春秋部分において、十二諸侯年表は『左傳』に忠實で、ある意味わかりやすい。より複雑な考證を要する本紀世家の『左傳』との矛盾を検討せねば、『史記』『左傳』の關係を解明することはできない。なお類似の作業を提示するものとして、鎌田 1963（備考一。史記十二諸侯年表典據考）がある。また近年の研究として注目されるものとして、まずは、徐建委 2015a・2015b があり、『史記』『左傳』の矛盾から『古本左傳』の存在を主張するものだが、これは本論で後述するように、むしろ『左傳』に由來する抄撮の存在を想定すべきものであると考える。また、倪豪士 2012 および徐建委 2020 は『史記』編纂を漢代における簡牘のありかたをも考慮しつつ論じており、やはり示唆的な記述に富むが、『史記』の原資料を個別具体的に検討することには十分な關心が割かれていない。さしあたり重要な先行研究を掲げた。本論で検討する事例は、これらにも言及されることが多いが、特段の必要が無い限り、これらに對する個別的なコメントは割愛する。

*6 越世家は除く。越世家は『左傳』の引用が乏しく、『國語』吳語・越語上・越語下と對應する記述がより多い。他の春秋王侯を扱う本紀世家とは異質である。

*7 趙世家の春秋以前の記述には獨自の資料が大量に用いられている。吉本 1998b・2008 参照。

*8 孔子世家については、吉本 2021 参照。

第一章 原資料と編纂過程

第一節 本紀世家と十二諸侯年表

まず確認しておきたいのは、本紀世家の十二諸侯年表に對する先行である。

十二諸侯年表は共和元年（841BC）に在位していた諸侯の在位年數を有している。對するに、本紀世家において年數を有する最初の王侯は、年代的に大きく三つに分かれ、

(1) 魯考公（998-995BC）

(2) 周厲王（878-842BC）・衛頃侯（866-855BC）・曹夷伯（864-835BC）・齊獻公（859-851BC*⁹）・宋釐公（858-831BC）・晉靖侯（858-841BC）・秦秦侯（857-848BC）・陳幽公（854-832BC）・楚熊勇（847-838BC）・蔡夷侯（837-810BC）・燕釐侯（826-791BC）・鄭桓公（806-771BC）

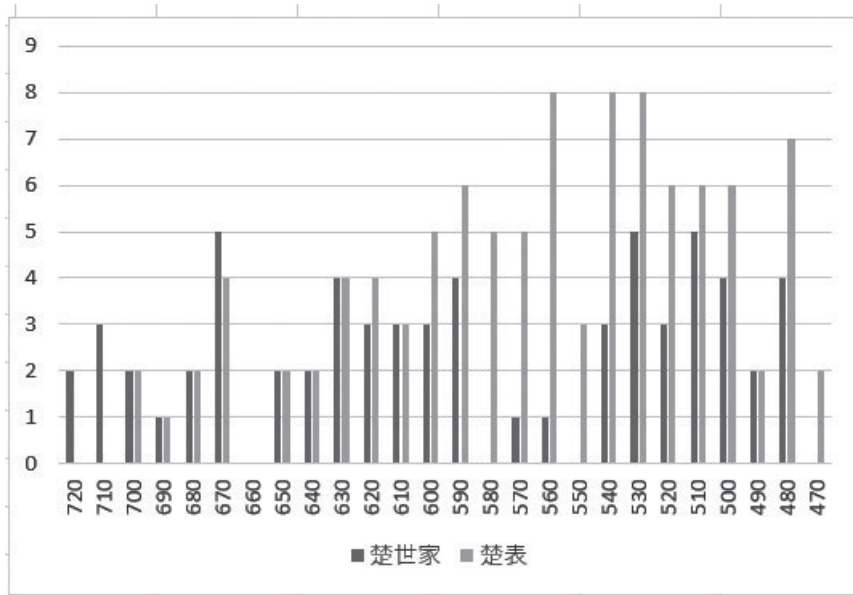
(3) 杞武公（750-764BC）

となる。つまり、蔡世家・燕世家は、841BC に在位していた蔡武侯（863-838BC）・燕惠侯（864-827BC）の年數を缺いているのである。この事實は、本紀世家編纂の段階では利用しえなかった蔡武侯・燕惠侯の年數が獲得されたのちに十二諸侯年表が編纂されたこと、したがって本紀世家が十二諸侯年表に先行することを明示する。

また、以下の事實も、本紀世家の十二諸侯年表に對する先行を傍證するものとなる。

*⁹ 齊世家に「哀公時、紀侯譜之周、周烹哀公而立其弟靜、是爲胡公。胡公徙都薄姑、而當周夷王之時。」とある。「哀公時、紀侯譜之周、周烹哀公。」は、『公羊』莊四「哀公亨乎周、紀侯譜之。」に見え、『竹書紀年』は夷王三年に繋げる（『史記正義』周本紀「紀年云、（夷王）三年、致諸侯、烹齊哀公于鼎。」・『太平御覽』卷八十五 / 皇王部十 / 夷王「紀年曰、…（夷王）三年、王致諸侯、烹齊哀公于鼎。」）。鄭玄『毛詩譜』齊譜「後五世、哀公政衰、荒淫怠慢、紀侯譜之於周懿王、使烹焉。齊人變風始作。」が懿王とするのは、三代世表において懿王・哀公が行を同じくするためであろうが、三代世表の行が示すのは、周成王および諸侯國の始封の君を起點とする世代數であり、年代ではない。果たして、十二諸侯年表共和元年（841BC）に見える諸侯は、三代世表では、魯眞公（厲王）・齊武公（夷王）・晉靖侯（懿王）・秦秦仲（厲王）・楚熊勇（共和）・宋釐公（夷王）・衛釐侯（厲王）・陳幽公（懿王）・蔡武侯（懿王）・曹夷伯（孝王）と分散している。哀公を懿王と同時代とすることは根據をもたない。『史記志疑』卷十七 / 齊太公世家は、鄭玄說に據って哀公卒を懿王に繋げ、そのため、「而當周夷王之時」を下文に聯ねる。ところが、世家によれば獻公元年（859BC）は、厲王二十年に當たる。そこで獻公九年を二十九年の「二十」が誤脱したものとする。この場合、獻公元年（879BC）は厲王元年の前年、夷王崩年となるが、「而當周夷王之時」は「哀公時」以下の上文に繋がり、獻公の在位年數を「二十九年」とすることは成り立たない。

(1) 十二諸侯年表の記事を有する年次が、本紀世家のそれに比べて顕著に増加していること。たとえば楚世家・楚表のそれぞれにつき記事をもつ年次数を示すと以下のグラフのようになる。楚世家において記事の乏しい年代について、楚表は多くの記事を載せ、楚世家の欠缺を補っていることが看取される。



(2) 十二諸侯年表が本紀世家の表現や内容を『左傳』ないし『春秋經』にしたがって改訂補充していること。

惠王十年（667BC）、賜齊桓公爲伯。（周本紀）

（惠王）十（667BC）賜齊侯命。（周表）

『左傳』莊二十七（667BC）「王使召伯廖賜齊侯命。」

（襄王）三年（649BC）、叔帶與戎、翟謀伐襄王。（周本紀）

（襄王）三（649BC）戎伐我、太叔帶召之。欲誅叔帶、叔帶奔齊。（周表）

『左傳』僖十一（649BC）「夏、揚・拒・泉・臯・伊雒之戎同伐京師、入王城、焚東門、王子帶召之也。」

（繆公）二十八年（632BC）、晉文公敗楚於城濮。（秦本紀）

昭公元年（632BC）、晉文公敗楚於城濮、而會諸侯踐土、朝周、天子使晉稱伯。（齊世家）

（莊侯）十四年（632BC）、晉文公敗楚於城濮。（蔡世家）

(穆公) 十六年 (632BC)、晉文公敗楚師于城濮。(陳世家)

本紀世家は晉文公だけを記すが、秦表「(穆公) 二十八 (632BC) 會晉伐楚、朝周。」・齊表「齊昭公潘元年 (632BC) 會晉敗楚、朝周王。」は『左傳』僖二十八 (632BC) 「晉侯・宋公・齊國歸父・崔夭・秦小子憖次于城濮。」に據って、秦・齊の對楚參戰を記す。蔡表「(莊侯) 十四 (632BC) 會晉伐楚、朝周王。」・陳表「十六 (632BC) 會晉伐楚、朝周王。」についても對楚參戰を記すが、『左傳』「己巳、晉師陳于莘北、胥臣以下軍之佐當陳・蔡。…子上將右。胥臣蒙馬以虎皮、先犯陳・蔡。陳・蔡奔、楚右師潰。」に據れば、蔡・陳は楚の側に參戰している。秦表・齊表の記述を不用意に轉寫したものであろう。

桓公三年 (601BC)、晉敗我一將。(秦本紀)

(桓公) 三 (601BC) 晉伐我、獲諜。(秦表)

(成公) 六年 (601BC)、伐秦、虜秦將赤。(晉世家)

(成公) 六 (601BC) 與魯伐秦、獲秦諜、殺之絳市、六日而蘇。(晉表)

『左傳』宣八 (601BC) 「八年春、白狄及晉平。夏、會晉伐秦。晉人獲秦諜、殺諸絳市、六日而蘇。」

(閻廬) 三年 (512BC)、吳王閻廬與子胥・伯嚭將兵伐楚、拔舒、殺吳亡將二公子。(吳世家)

(閻廬) 三 (512BC) (三) [二] 公子奔楚。(吳表)

(昭王) 四年 (512BC)、吳 (三) [二] 公子奔楚、楚封之以扞吳。(楚世家)

(昭王) 四 (512BC) 吳 (三) [二] 公子來奔、封以扞吳。(楚表)

『左傳』昭三十 (512BC) 「二公子奔楚。」

(夫差) 十三年 (483BC)、吳召魯・衛之君會於橐皋。(吳世家)

(夫差) 十三 (483BC) 與魯會橐皋。(吳表)

『左傳』哀十二 (483BC) 「公會吳于橐皋、…秋、衛侯會吳于鄆。公及衛侯・宋皇瑗盟、而卒辭吳盟。」

莊公三年 (551BC)、晉大夫欒盈奔齊、莊公厚客待之。晏嬰・田文子諫、公弗聽。(齊世家)

(莊公) 三 (551BC) 晉欒逞來奔、晏嬰曰「不如歸之。」(齊表)

『左傳』襄二十二（551BC）「秋、欒盈自楚適齊。晏平仲言於齊侯曰、…弗聽、退告陳文子曰、…」に據れば、莊公を諫めたのは晏嬰のみである。

（景公）五十五年（493BC）、范・中行反其君於晉、晉攻之急、來請粟。田乞欲爲亂、樹黨於逆臣、說景公曰、「范・中行數有德於齊、不可不救。」及使乞救而輸之粟。（齊世家）

（景公）五十五（493BC）輸范・中行氏粟。（齊表）

『左傳』哀二（493BC）「齊人輸范氏粟、」には田乞の關與は見えない。

莊公五年（689BC）冬、伐衛、內衛惠公。（魯世家）

（莊公）五（689BC）與齊伐衛、納惠公。（魯表）

『左傳』莊五（689BC）「冬、伐衛、納惠公也。」

（莊公）二十三年（671BC）、莊公如齊觀社。（魯世家）

（莊公）二十三（671BC）公如齊觀社。（魯表）

『左傳』莊二十三「二十三年夏、公如齊觀社、非禮也。」

（文公）三年（624BC）、文公朝晉襄公。（魯世家）

（文公）三（624BC）公如晉。（魯表）

『左傳』文三（624BC）「公如晉、」。

（襄公）十二年（561BC）、朝晉。（魯世家）

（襄公）十二（561BC）公如晉。（魯表）

『左傳』襄十二（561BC）「公如晉、朝、且拜士魴之辱、禮也。」

（襄公）二十一年（552BC）、朝晉平公。（魯世家）

（襄公）二十一（552BC）公如晉。（魯表）

『左傳』襄二十一（552BC）「二十一年春、公如晉、拜師及取邾田也。」

昭公（三）〔二〕年（540BC）、朝晉至河、晉平公謝還之、魯恥焉。（魯世家）

（昭公）二（540BC）公如晉、至河、晉謝還之。（魯表）

『左傳』昭二（540BC）「公如晉、及河、晉侯使士文伯來辭、…」・『春秋經』昭二「冬、公如晉、至河乃復。」

（昭公）二十一年（521BC）、朝晉至河、晉謝還之。（魯世家）

（昭公）二十一（521BC）公如晉至河、晉謝之歸。日蝕。（魯表）

『左傳』昭二十一（521BC）「公如晉、及河。鼓叛晉、晉將伐鮮虞、故辭公。」・『春秋經』

昭二十一「公如晉、至河乃復。」

(哀公) 八年 (487BC)、吳爲鄒伐魯、至城下、盟而去。(魯世家)

(哀公) 八 (487BC) 吳爲邾伐我、至城下、盟而去。(魯表)

『左傳』哀八 (487BC) 「吳爲邾故、…三月、吳伐我、…遂次於泗上。…吳人盟而還。」

(武王) 三十五年 (706BC)、楚伐隨。隨曰、「我無罪。」楚曰、「我蠻夷也。今諸侯皆爲叛相侵、或相殺。我有敝甲、欲以觀中國之政、請王室尊吾號。」隨人爲之周、請尊楚、王室不聽、還報楚。(楚世家)

(武王) 三十五 (706BC) 侵隨、隨爲善政、得止。(楚表)

『左傳』桓六 (706BC) 「楚武王侵隨、…隨侯懼而修政、楚不敢伐。」

三十七年 (704BC)、楚熊通怒曰、「吾先鬻熊、文王之師也、蚤終。成王舉我先公、乃以子男田令居楚、蠻夷皆率服、而王不加位、我自尊耳。」乃自立爲武王、與隨人盟而去。於是始開濮地而有之。(楚世家)

(武王) 三十七 (704BC) 伐隨、弗拔、但盟、罷兵。(楚表)

『左傳』桓八 (704BC) 「楚子伐隨、…隨師敗績。隨侯逸、鬬丹獲其戎車、與其戎右少師。秋、隨及楚平。楚子將不許、鬬伯比曰、「天去其疾矣、隨未可克也。」乃盟而還。」
五十一年 (690BC)、周召隨侯、數以立楚爲王。楚怒、以隨背己、伐隨。武王卒師中而兵罷。(楚世家)

(武王) 五十一 (690BC) 王伐隨、夫人心動、王卒軍中。(楚表)

『左傳』莊四 (690BC) 「四年春、王正月、楚武王荆尸、授師牙焉、以伐隨、將齊、入告夫人鄧曼曰、「余心蕩。」鄧曼歎曰、「王祿盡矣。盈而蕩、天之道也。先君其知之矣、故臨武事、將發大命、而蕩王心焉。若師徒無虧、王薨於行、國之福也。」王遂行、卒於櫛木之下。」以上3件において、楚表は、楚世家の武王稱王の記述を用いない。

また、

(壽夢) 十 (576BC) 與魯會鍾離。(吳表)

魯のみと會したような表現になっているのは、『左傳』成十五 (576BC) 「十一月、會吳于鍾離、始通吳也。」にもっぱら據り、『春秋經』「冬十有一月、叔孫僑如會晉士燮・齊高無咎・宋華元・衛孫林父・鄭公子鯀・邾人會吳于鍾離。」を用いていないためである。

第二節 系譜

本紀世家の編集に不可欠の資料は系譜である。曹世家

叔振鐸卒、子太伯脾立。太伯卒、子仲君平立。仲君平卒、子宮伯侯立。宮伯侯卒、子孝伯雲立。孝伯雲卒、子夷伯喜立。…三十年卒、弟幽伯彊立。幽伯九年、弟蘇殺幽伯代立、是爲戴伯。…三十年、戴伯卒、子惠伯兕立。…三十六年、惠伯卒、子石甫立、其弟武殺之代立、是爲繆公。繆公三年卒、子桓公終生立。

では、父子相續の場合、「A 卒、子 B（諱）立」の書式を採る。諱はたとえば秦本紀では繆公任好・康公罃以外は見えないなど有無が一定しないが、本紀世家の王侯系譜は基本的にこの書式を採用しており、包括的な一個の系譜資料を本紀世家が基本的に利用したことが推定される。

もっとも部分的にはこの書式から逸脱する系譜も見える。秦本紀の繆公以前および楚世家の熊巖以前の系譜は、「秦嬴生秦侯。秦侯立十年、卒。生公伯。公伯立三年、卒。生秦仲。」「熊麗生熊狂、熊狂生熊繹。…熊繹生熊艾、熊艾生熊黹、熊黹生熊勝。」の如く、「A 生 B」の形式を採り、晉世家の靖侯以前の系譜は、

唐叔子燮、是爲晉侯。晉侯子寧族、是爲武侯。武侯之子服人、是爲成侯。成侯子福、是爲厲侯。厲侯之子宜臼、是爲靖侯。靖侯已來、年紀可推。自唐叔至（靖）[厲]侯五世、無其年數。

の如く、「A 子諱、是爲 B」の形式を採る。後述の如く、本紀世家は一般的に秦侯元年（858BC）以前に卒した王侯の年数を缺くが、そのことを明記するのは、晉世家の下線部に限定される。この事實は、下線部が晉世家編纂段階における附記ではなく、その原資料に由来することを示唆する。系譜の獨自性とも相俟って、下線部は系譜に附記されていたものと思われる。

特異な事例として、魯世家「宣公卒、子成公黑肱立、是爲成公。」は、「宣公卒、子成公黑肱立。」の基本形に、晉世家の靖侯以前と同じ形式の「宣公子黑肱、是爲成公。」が混入している。この事實は、本紀世家編纂に際して、複数の系譜資料が存在し、おそらくはもっとも包括的であった「A 卒、子 B（諱）立」の系譜資料がとくに選好されたことを示唆する。

第三節 王名表

本紀世家の王侯の年数について、上掲の曹世家において「孝伯雲卒、子夷伯喜立。」「三十年、戴伯卒、子惠伯兕立。」とあるように、一般には年数の出現前後で系譜の形式に変化がない。この事實は、年数が系譜に二次的に挿入されたことを示唆する。

年数の系譜への挿入は、上掲の晉世家「靖侯已來、年紀可推。自唐叔至（靖）〔厲〕侯五世、無其年数。」に示唆されるように、本紀世家の原資料の段階ですでになされていた可能性も否定できない。

王侯の年数を伝えるもっとも簡単な形式が、阜陽漢簡『年表』乙種 038「公四簡公四」・042「穆侯廿七殤叔三」・063「戴公一文公廿」である。特定國國君の「諡＋在位年数」を聯ねている。やや詳細なものとしては、秦始皇本紀附載王名表があり、

憲公享國十二年、居西新邑。死、葬衙。生武公・德公・出子。

出子享國六年、居西陵。庶長弗忌・威累・參父三人、率賊賊出子鄙衍、葬衙。武公立。

武公享國二十年。居平陽封宮。葬宣陽聚東南。三庶長伏其罪。德公立。

と在位年数以外に若干の情報を加える。

年数の原資料として想定されるのは、まずはこうした王名表である。ここであらためて想起すべきは、本紀世家および十二諸侯年表における年数の開始である。上述の如く（1）～（3）に分かれるが、（1）（3）は特殊である。すなわち、（1）魯考公（998-995BC）だけが突出して古いのは、魯が儒家の本據地として、『春秋』の編纂、あるいは『左傳』の原資料となったような年代記の保存がなされた*10、そうした環境において西周初期に遡る古記録が保存されたということであろう。（3）杞世家「謀娶公當周厲王時。謀娶公生武公。」によれば、謀娶公は、厲王三十七年（842BC）から武公元年（750BC）の前年まで少なくとも 92 年の在位年数を要する。系譜の誤脱が容易に豫測される。

*10 『左傳』隱元「夏四月、費伯帥師城郎。不書、非公命也。」は、「費伯帥師城郎」が經文に見えない理由を説明するものだが、『左傳』にはこのように魯についての經文と無關係の記述が終始頻見し、「不書」の理由を説明するものも少なくない。この事實は、經文と重複しつつ經文より豊富な記述を擁する魯年代記が『左傳』編纂に際して利用に供されたことを示すものである。また、魯表「真公湫十五年（841BC）、一云十四年」は西周期魯侯の年数につき複数の資料が利用可能であったことを明示する。

對するに、(2)に屬する周厲王(878-842BC)～鄭桓公(806-771BC)は年代的にまとまっており、これらが單一の資料に由來することを示唆する。

ここで注目すべきは秦についてである。秦本紀には秦侯(857-848BC)以降、公伯(847-845BC)・秦仲(844-822BC)・莊公(821-778BC)の在位年數が見えるが、この時代、秦はまだ周王朝の附庸であつたに過ぎず、かれらの在位年數は當の秦以外記録しえなかつたものと思われる。春秋期の魯の附庸國君は『春秋』に散見するが、その卒が記述されることはない。秦の記録であつたとして、そもそも諸國國君の在位年數を傳承する、その記録はいかなる形式のものであつたか。結論的にいって、第一次的には、阜陽漢簡『年表』甲種の如き、すなわち十二諸侯年表・六國年表の如き年表の形式が想定される。それは、各諸侯國の紀年が共觀でき、秦自身の紀年の起點となる秦侯元年(857BC)より始まるものであつたと思われる。857BCは、周厲王二十二年・魯獻公三十年・齊獻公三年・晉靖侯二年・宋釐公二年・衛頃侯十年・蔡武侯七年・曹夷伯八年・燕惠侯八年となり、これらの諸國のうち、魯を除く全ての國について、年數の傳えられる最古の國君の年次を網羅するものとなる。

年代記の形式は想定しにくい。秦侯元年以前に即位した國君について、年代記の形式でその在位年數が傳承されるには、『春秋』から類推されるように、先代の國君の卒と自身の卒という二つの年次がわからなければならないが、秦侯以前の年次は秦の紀年が存在しないので傳わりようがないからである。

秦侯元年を起點とする年表の存在を想定することで、その時點で在位した國君以前の紀年が一律に不明となることも説明しやすくなる。すなわち、秦始皇本紀/三十四年(213BC)に「史官非秦記皆燒之」と見える、焚書の際の秦以外の歴史記録の湮滅により、秦侯元年以前の王侯の紀年は傳承を絶たれてしまったものと思われる。焚書のような意圖的かつ徹底的な事態を想定しない限り、特定年次以前の王侯紀年が一齊に不明となるという情況は説明できない。

さらに、本紀世家編纂の段階では、この秦の年表そのものは利用に供されず、年表から二次的に抽出された、各國ごとの王名表が用いられたものと思われる。この王名表は、春秋學に關聯して作成され、秦侯元年(858BC)から『左傳』の編年的記述の終わる魯哀公二十七年(468BC)までを扱うものであつたと思われる。個別の王名表

に分解されたことによって、そのいくつかについて冒頭や末尾に破損が生じた結果、秦侯元年に在位していた蔡武侯・燕惠侯の在位年数や、楚・陳の國君が不明となり、あるいは哀公二十七年に在位していた宋景公の年数が不明となった*11 ものであろう。秦年表の形式が維持されていれば、蔡・燕および楚・陳といった一部の國のみについて秦侯元年に在位していた國君とその年数が不明になるといった事態は発生しえない。

第四節 年表

諸侯國の共觀年表の形式を採る資料が『史記』以前に存在したことは上述の如くである。十二諸侯年表序「太史公讀春秋曆譜課、至周厲王、未嘗不廢書而歎也。」に見える『春秋曆譜課』はそうした年表形式の資料であり、十二諸侯年表は、『春秋曆譜課』の表格に據りつつ、記事を充填したものにはかならない。

十二諸侯年表記事のほとんどは『左傳』に取材するものだが、年次につき時に『左傳』との矛盾を呈する事例がある。『左傳』の魯紀年は基本的には正確に他國の紀年に換算されている。もとより單純な錯誤による矛盾はありうるが、そうした原因では説明しえない矛盾も存在する。詳細は後述するが、『春秋曆譜課』の段階ですでに『左傳』との齟齬があり、十二諸侯年表は『左傳』との矛盾を認識しつつも、おそらくは彌縫的な修正を施すことによる混亂を虞れ、敢えて『春秋曆譜課』に従ったものであろう。

十二諸侯年表の王侯の諡・諱は本紀世家のそれと時に相違する。

周本紀（周表*12）：悼王（×）

秦本紀（秦表*13）：出子（出公）・繆公任好（穆公任好）・共公（共公和）

齊世家（齊表）：成公脫（成公說）・莊公購（成公贖）・釐公祿甫（釐公祿父）・晏孺子荼（晏孺子）・簡公壬（簡公）

魯世家（魯表）：惠公弗湟（惠公弗涅）・隱公息（隱公息姑）・昭公稠（昭公稠）

燕世家（燕表*14）：繆侯（穆侯）

蔡世家（蔡表）：宣侯措父（宣侯措論）・繆侯肸（穆侯肸）・靈侯般（靈侯班）・平

*11 宋景公の年数については、吉本 1998c 参照。

*12 周表は諱を記さない。

*13 秦表には「莊公其」とあるが、「其」は衍字であろう。

*14 燕表には「釐侯莊」とあるが、「莊」は衍字であろう。

侯廬（蔡侯廬）

曹世家（曹表）：夷伯喜（夷伯）・戴伯蘇（戴伯鮮）・惠伯兜（惠伯雉）・繆公武（穆公）・莊公夕姑（莊公射姑）・昭公班（昭公）・共公襄（共公）・宣公彊（宣公廬）・聲公野（襄公）・隱公通（隱公）・靖公露（靖公路）

陳世家（陳表）：桓公鮑（桓公）・厲公佗（厲公他）・利公躍（×）

衛世家（衛表）：莊公揚（莊公楊）・戴公申（戴公）・殤公秋（殤公狄）

宋世家（宋表）：釐公舉（釐公）・哀公（×）・莊公馮（宋公馮）・桓公禦說（桓公御說）・襄公茲甫（襄公茲父）・文公鮑革（文公鮑）

晉世家（晉表）：穆侯費王（穆侯弗生）・昭侯伯（昭侯）・孝侯平（孝侯）・鄂侯郤（鄂侯郤）・小子侯（小子）・晉侯緡（晉侯潛）・文公重耳（文公）・襄公歡（襄公驩）・成公黑臀（成公黑臀）・悼公周（悼公）・頃公去疾（頃公弃疾）

楚世家（楚表）：熊罾（熊鄂）・若敖熊儀（若敖）・文王熊貲（文王貲）・莊敖熊羆（堵敖羆）・成王熊惲（成王惲）・康王招（康王昭）・郟敖員（熊郟敖）・平王熊居（平王居）

鄭世家（鄭表）：武公掘突（武公）・昭公忽（昭公）・文公捷（文公捷）・繆公蘭（穆公蘭）・悼公沸（悼公費）・簡公嘉（簡公喜）

『春秋曆譜課』の尊重という想定は、この事實に適合的である。十二諸侯年表がその編纂の段階で共觀年表を獨自に作成したのであれば、本紀世家との相違は説明できない。『春秋曆譜課』が本紀世家のそれとは別の系譜資料を用い、十二諸侯年表がそれをそのまま用いたとする想定が謚・諱の相違をもっとも有効に説明するものとなる。

今一つ、『春秋曆譜課』に由来するものが、十二諸侯年表における「薨」の使用である。宋表「（惠公）三十一（800BC）宋惠公薨。」から齊表「（景公）五十八（490BC）景公薨。立嬖姫子為太子。」まで43件を数える。本紀世家には「薨」は見えず、もっぱら「卒」を用いる。また十二諸侯年表にも、晉表「（穆侯）二十七（785BC）穆侯卒、弟殤叔自立、太子仇出奔。」から魯表「（昭公）三十二（510BC）公卒乾侯。」まで「卒」が18件見え、さらに、同表の最終年次（477BC）では、魯表「（哀公）十八 二十七卒。」の如く、この年次に在位した諸侯につき「年數＋卒」が記される。この記述に明かなように、「卒」は十二諸侯年表編纂の際に用いられた表現であり、翻って「薨」は、『春秋曆譜課』の表現が保存されたものとなる。

十二諸侯年表に先立ち、本紀世家の編纂に当たっても、共觀年表が用いられたことは確實である。本紀世家に採録される事件のほとんどは、『左傳』に由來するので、魯紀年から自國の紀年への換算は不可缺である。さらに、本紀世家には他國の重大事件が多く挿入される。これら春秋大事は、本紀世家の記述を一國史に閉塞することなく、春秋史の總體に位置附ける効果をもつ。本紀世家が春秋大事を採録するには、やはり自國の紀年への換算を要する。こうした次第で、本紀世家編纂に際しても、まずは十二諸侯年表の如き共觀年表が準備されたことは確實である。

十二諸侯年表が『春秋曆譜課』を尊重し、それ故に時に『左傳』との矛盾を呈するのに対し、本紀世家は十二諸侯年表に先行するにも関わらず、そうした矛盾はむしろ少ない。矛盾の存在の一部は、『春秋曆譜課』と同様の既存の年表が利用されたことを示唆するが、矛盾の一般的な少なさは、本紀世家がその編纂に当たって、王名表に基づき自作した共觀年表を基本的に用いていたことに由來する。

春秋大事^{*15}

		周	秦	吳	齊	魯	燕	蔡	曹	陳	杞	衛	宋	晉	楚	鄭
842	周厲王出奔	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
827	周宣王立	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
806	鄭桓公始封						○								○	○
771	周幽王滅	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
739	晉昭侯弒				○	○								○		
724	晉孝侯弒					○								○	○	
722 隱元	魯隱公立	○			○	○	○	○	○	○				○		
722 隱元	鄭大叔段亂											○			○	○
720 隱二	鄭侵周田														○	○
719 隱四	衛州吁亂									○		○	○		○	○
712 隱十一	魯隱公弒	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	
710 桓二	宋殤公弒								○			○	○		○	○
709 桓三	晉哀侯弒											○		○		
701 桓十一	鄭厲公立												○	○		○
690 莊四	楚武王卒									○					○	

*15 『左傳』に見える事件については魯紀年を附す。

686 莊八	齊襄公弑		○		○	○								○		○
685 莊九	齊桓公立		○		○	○							○			
682 莊十一	宋湣公弑												○			○
679	晉曲沃爲晉侯		○											○		
679 莊十五	齊桓公霸	○	○		○	○	○		○				○	○	○	○
675 莊十九	王子頹亂	○	○				○					○		○		○
661 閔元	晉滅霍魏耿		○											○		
659	秦穆公立		○										○			
656 僖四	齊桓公召陵盟		○		○			○	○	○					○	○
656 僖四	晉殺太子申生								○					○		
643 僖十七	齊桓公卒	○	○		○	○		○		○		○	○	○		
636 僖二十四	晉文公立		○		○	○							○	○		○
632 僖二十八	晉文公霸	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
628 僖三十二	晉文公卒	○	○		○				○			○	○	○		
627 僖三十三	穀戰		○		○		○							○		○
626 文元	楚成王弑		○			○		○		○			○		○	○
621 文六	秦穆公卒	○	○		○		○	○		○		○	○	○		
613 文十四	楚莊王立							○		○			○	○	○	
609 文十八	齊懿公弑				○							○		○		
607 宣二	晉靈公弑		○		○									○		○
606 宣三	楚莊王問鼎	○	○												○	
599 宣十	陳靈公弑								○					○		
598 宣十一	楚莊王伐陳				○			○		○		○		○	○	
597 宣十二	楚莊王圍鄭郟戰	○	○		○	○		○				○	○	○	○	○
591 宣十八	楚莊王卒	○						○		○				○	○	
574 成十七	晉滅三郤						○							○		
573 成十八	晉厲公弑悼公立	○	○		○				○					○		
557 襄十六	晉平公立			○		○								○		
548 襄二十五	齊崔杼弑莊公	○			○	○	○							○		
541 昭元	楚靈王立		○	○				○		○			○		○	
538 昭四	楚靈王殺慶封		○	○		○						○			○	○
534 昭八	楚滅陳							○		○					○	
529 昭十三	楚靈王弑		○	○		○		○	○	○		○	○		○	○
526 昭十六	晉公室卑						○							○		○
524 昭十八	宋衛陳鄭火								○	○		○	○			○
522 昭二十	楚太子建奔		○	○									○		○	○
516 昭二十六	宋景公立								○				○			
516 昭二十六	楚平王卒			○											○	

506 定四	吳入郢		○	○	○		○	○		○					○	
500 定十	孔子相魯		○	○	○	○									○	○
497 定十三	范中行亂		○				○								○	
490 哀五	齊景公卒				○	○										
489 哀六	齊晏孺子弑悼公立		○		○	○						○				
487 哀八	宋滅曹							○	○	○			○			○
485 哀十	齊悼公弑		○	○	○							○				
482 哀十三	黃池盟		○	○										○		
481 哀十四	齊田常弑簡公	○	○	○	○	○	○		○				○	○		○
479 哀十六	孔子卒	○	○			○	○			○		○		○		○
479 哀十六	白公勝亂									○					○	
478 哀十七	楚滅陳	○	○	○				○		○	○		○		○	○
473 哀二十二	越滅吳			○	○	○									○	

第二章 紀年

本紀世家および十二諸侯年表は、『左傳』にもっとも多く取材する。『左傳』の魯紀年はおおむね正確に換算されているが、なお矛盾する事例が散見する。以下ではこうした事例を検討する。

第一節 單純な錯誤

紀年の矛盾には單純な錯誤と判斷される事例が少なくない。まずはこれらを確認しておこう。

(1) 誤寫および誤脱・誤衍

漢數字の類似に基づく二次的な誤寫と判斷される事例が少なくない。誤脱・誤衍も散見する。司馬遷が用いた原資料においてすでに發生していた可能性のほか、司馬遷が稿本を清書する過程、さらには司馬遷以降の轉寫の過程においても生じたものと思われる。以下「〔誤〕〔正〕」のように記す。

莊王（四）〔三〕年（693BC）、周公黑肩欲殺莊王而立王子克。（周本紀）

周表「四 周公欲殺王而立子克、王誅周公、克奔燕。」も「四」に誤る。周表が周本

紀を轉寫したものであり、本紀世家→十二諸侯年表の先後を傍證する。

(襄王) 三十 (二) [三] 年 (619BC)、襄王崩、子頃王壬臣立。(周本紀)

周表「三十三 襄王崩。」

(景王) 二十 [五] 年 (520BC)、景王愛子朝、欲立之、會崩、(周本紀)

(敬王) 四十 (二) [三] 年 (477BC)、敬王崩、子元王仁立。(周本紀)

周表「四十三 敬王崩。」

(繆公) 十二年 (648BC)、(a) 齊管仲・隰朋死。[十三年 (647BC)] (b) 晉旱、來請粟。

… (秦本紀)

(a) は『穀梁』僖十二 (648BC)、(b) は『左傳』僖十三 (647BC) に據る。

(繆公) 十 (八) [七] 年 (643BC)、齊桓公卒。(秦本紀)

(繆公) 三十四年 (626BC)、(a) 楚太子商臣弑其父成王代立。[三十五年 (625BC)、] (b)

繆公於是復使孟明視等將兵伐晉、戰于彭衙。秦不利、引兵歸。(秦本紀)

(a) は『左傳』文元 (626BC)、(b) は文二 (625BC) に據る。文二を文元に誤認した可能性もある。

(穆公) 三十九 (621BC) 繆公薨。葬殉以人、從死者百七十 [七] 人、(秦表)

(康公) [七年 (614BC)] 晉人患隨會在秦爲亂、乃使魏讎餘詳反、合謀會、詐而得會、會遂歸晉。(秦本紀)

(桓公) (十) [七] 年 (597BC)、楚莊王服鄭、北敗晉兵於河上。(秦本紀)

(景公) 二十 (七) [九] 年 (548BC)、景公如晉、與平公盟、已而背之。(秦本紀)

秦表「二十九 公如晉、盟不結。」

(哀公) 十 (一) [四] 年 (523BC)、楚平王來求秦女爲太子建妻。至國、女好而自娶之。

(秦本紀)

(悼公) 十 (二) 年 (481BC)、齊田常弑簡公、立其弟平公、常相之。(秦本紀)

(僖) 十 (二) [一] 年 (516BC) 冬、楚平王卒。(吳世家)

(僖) 十 (三) [二] 年 (515BC) 春、吳欲因楚喪而伐之、(吳世家)

以上2件は、まず「十一」が「十二」に誤寫され、それに牽引されて「十二」が「十三」に改められたものであろう。

[九年 (816BC)、] 厲公暴虐、故胡公子復入齊、齊人欲立之、乃與攻殺厲公。胡公子亦

戰死。齊人乃立厲公子赤爲君、是爲文公、而誅殺厲公者七十人。(齊世家)

(昭公十九年 614BC)「即與眾(十)[七]月即墓上弑齊君舍。」(齊表)

(頃公)(六)[七]年(592BC)春、晉使郤克於齊、齊使夫人帷中而觀之。(齊世家)

齊表「七 晉使郤克來齊、婦人笑之、克怒、歸去。」

景公(元)[二]年(546BC)、初、崔杼生子成及彊、其母死、取東郭女、生明。(齊世家)

齊表「二 慶封欲專、誅崔氏、杼自殺。」

悼公(元)[二]年(487BC)、齊伐魯、取讎・闡。(齊世家)

齊表「二 伐魯、取三邑。」

武公(九)[十]年(816BC)春、武公與長子括・少子戲、西朝周宣王。(魯世家)

(襄公)九年(564BC)、與晉伐鄭。晉悼公冠襄公於衛、季武子從、相行禮。會河上、問公年十(一)[二]、可冠、冠於衛。(魯世家)

魯表「九 與晉伐鄭、會河上、問公年十二、可冠、冠於衛。」

(桓公)二十(七)[六]年(660BC)、魯湣公母曰哀姜、桓公女弟也。哀姜淫於魯公子慶父、慶父弑湣公、哀姜欲立慶父、魯人更立釐公。桓公召哀姜、殺之。(齊世家)

齊表「二十七 殺女弟魯莊公夫人、淫故。」も「二十七」に誤る。

昭公(三)[二]年(540BC)、朝晉至河、晉平公謝還之、魯恥焉。(魯世家)

魯表「二 公如晉、至河、晉謝還之。」

(莊公)二十(七)[八]年(663BC)、山戎來侵我、齊桓公救燕、遂北伐山戎而還。(燕世家)

(桓公)四十(六)[七]年(710BC)、宋華父督弑其君殤公、及孔父。(曹世家)

成公(三)[二]年(576BC)、晉厲公伐曹、虜成公以歸、(曹世家)

幽公十(二)[三]年(842BC)、周厲王奔于彘。(陳世家)

(成公)(二十)八年(591BC)、楚莊王卒。(陳世家)

湣公六年(496BC)、孔子適陳。[八年(494BC)] 吳王夫差伐陳、取三邑而去。(陳世家)

『左傳』哀元(494BC)に據る。八年が六年と誤寫されたのち、二次的な抄寫の過程で重複と誤認され削除されたものであろう。

(湣公)二十三年(479BC)、楚之白公勝殺令尹子西・子綦、襲惠王。葉公攻敗白公、

白公自殺。二十四年（478BC）、楚惠王復國、以兵北伐、殺陳湣公、遂滅陳而有之。是歲、孔子卒。（陳世家）

孔子卒年を誤ったとは考えがたい。下線部は「二十四年」の前にあったものであろう。

桓公（十）七〔十〕年（567BC）卒、子孝公伋立。（杞世家）

頃侯厚賂周夷王、夷王命衛爲侯。頃侯立〔 〕十二年卒、子釐侯立。（衛世家）

頃侯十二年（855BC）なら元年は厲王十三年（866BC）となる。「十二」の上に脱字がある。頃侯三十二年（855BC）なら元年は886BC、厲王元年（878BC）の八年前となるので、脱字は「三」以上となる。

惠公四年（696BC）、左右公子怨惠公之讒殺前太子伋而代立、乃作亂、攻惠公、立太子伋之弟黔牟爲君、惠公奔齊。衛君黔牟立八年（688BC）、齊襄公率諸侯奉王命共伐衛、納衛惠公、誅左右公子。衛君黔牟奔于周、惠公復立。惠公立（三）〔四〕年出亡、亡八年復入、與前通年凡十（三）〔二〕年矣。（衛世家）

『春秋經』桓十二（700BC）「冬十有一月、…丙戌、衛侯晉卒。」・桓十六（696BC）「十有一月、衛侯朔出奔齊。」・莊六（688BC）「夏六月、衛侯朔入于衛。」に據れば、「八年」は695-688BCを数えたもの。699-688BCで「十二年」となる。

（惠公）二十（九）〔七〕年（673BC）、鄭復納惠王。（衛世家）

出公後元年（476BC）、賞從亡者。立（二）十一年（466BC）卒、（衛世家）

（莊公）（九）〔十〕年（701BC）、執鄭之祭仲、要以立突爲鄭君。祭仲許、竟立突。（宋世家）

（莊公）十（九）〔八〕年（692BC）、莊公卒、子湣公捷立。（宋世家）

共公（元）〔十〕年（579BC）、華元善楚將子重、又善晉將欒書、兩盟晉楚。（宋世家）

『左傳』成十二（579BC）。

（景公）三十（七）〔九〕年（478BC）、楚惠王滅陳。（宋世家）

（景公）（三）〔二〕十七年（490BC）…熒惑守心。心、宋之分野也。景公憂之。司星子韋曰、「可移於相。」景公曰、「相、吾之股肱。」曰、「可移於民。」景公曰、「君者待民。」曰、「可移於歲。」景公曰、「歲饑民困、吾誰爲君。」子韋曰、「天高聽卑。君有君人之言三、熒惑宜有動。」於是候之、果徙三度。（宋世家）

〔表〕（景公）（三）〔二〕十七（490BC）熒惑守心、子韋曰「善。」（宋表）

以上3件は、同じく宋世家 / 景公三十七年に繋がるが、後述の如く、「滅陳」は三十九年を三十七年に誤り、「熒惑守心」は二十七年を三十七年に誤ったものである。

晉侯二十（八）〔六〕年（679BC）、齊桓公始霸。（晉世家）

獻公（元）〔二〕年（675BC）、周惠王弟頤攻惠王、（晉世家）

（獻公）十（二）〔一〕年（666BC）、驪姬生奚齊。獻公有意廢太子、乃曰、「曲沃吾先祖宗廟所在、而蒲邊秦、屈邊翟、不使諸子居之、我懼焉。」於是使太子申生居曲沃、公子重耳居蒲、公子夷吾居屈。獻公與驪姬子奚齊居絳。晉國以此知太子不立也。（晉世家）

晉表「十二 太子申生居曲沃、重耳居蒲城、夷吾居屈。驪姬故。」も「十二」に誤る。

（惠公元年 650BC）後（十）〔七〕日、新城西偏將有巫者見我焉。（晉世家）

十四年（637BC）（九）〔十〕月、惠公卒、太子圉立、是爲懷公。（晉世家）

獻公十（三）〔一〕年（666BC）、以驪姬故、重耳備蒲城守秦。（晉世家）

（靈公）十四年（607BC）、…趙盾使趙穿迎襄公弟黑臀于周而立之、是爲成公。成公者、文公少子、其母周女也。壬申、朝于武宮。（成公元年、）賜趙氏爲公族。〔成公元年（606BC）、〕伐鄭、鄭倍晉故也。（晉世家）

（厲公六年 575BC）〔六月〕癸巳、射中楚共王目、楚兵敗於鄢陵。（晉世家）

（厲公）（八）〔七〕年（574BC）、…十二月壬午、公令胥童以兵八百人襲攻殺三郤。

平公（元）〔三〕年（555BC）、伐齊、（晉世家）

晉表「三 率魯、宋、鄭、衛圍齊、大破之。」

（平公）二十六（532BC）春、有星出婺女。（十）〔七〕月、公薨。（晉表）

（武王）二十（三）〔二〕年（719BC）、衛弑其君桓公。（楚世家）

（成王）二十（二）〔三〕年（649BC）、伐黃。（楚世家）

楚表「二十三 伐黃。」

（莊王）（六）〔七〕年（607BC）、伐宋、獲五百乘。（楚世家）

（郊敖四年 541BC）十（二）〔一〕月己酉、圍入問王疾、絞而弑之、遂殺其子莫及平夏。（楚世家）

『春秋經』および『左傳』昭元（541BC）ともに「十一月」に作るが、『左傳』の杜注に「長曆推己酉十二月六日。經・傳皆言十一月、月誤也。」とあるように、「十二月」の方が春秋曆に適合的である。とはいえ、『左傳』のみならず三傳の經文も全て「十一

月」に作る以上、楚世家編纂の段階で「十二月」に作っていたとは考えがたく、また『史記』が独自の春秋長暦を利用して「十一月」を「十二月」に改めたとすることも同じく考えがたい*16。

(昭王) (七) [八] 年 (508BC)、楚使子常伐吳、吳大敗楚於豫章。(楚世家)

楚表「七 (509BC) 囊瓦伐吳、敗我豫章。」も「七」に誤る。

(昭王十一年 505BC) (九) [十] 月、歸入郢。(楚世家)

(昭王二十七年 489BC) (十) [七] 月、昭王病於軍中、(楚世家)

[惠王十年 (479BC)] 白公勝怒、乃遂與勇力死士石乞等襲殺令尹子西・子綦於朝、因劫惠王、置之高府、欲弑之。(楚世家)

(莊公四十三年 701BC) 九月 (辛) [丁] 亥、忽出奔衛。(鄭世家)

(子嬰) 十 (二) [三] 年 (681BC)、宋人長萬弑其君湣公。(鄭世家)

(定公) 十 [一] (519BC) 年、太子建與晉謀襲鄭。鄭殺建、建子勝奔吳。(鄭世家)

(定公) 十 (一) [二] (518BC) 年、定公如晉。晉與鄭謀、誅周亂臣、入敬王于周。(鄭世家)

鄭表「(定公) 十二 (518BC) 公如晉、請內王。」

(定公) 十 (三) [六] 年 (514BC)、定公卒、子獻公薨立。獻公十三年 (501BC) 卒、子聲公勝立。(鄭世家)

定公十三年は獻公十三年に牽引されたものであろう。

(定公) 三十 (六) [七] 年 (464BC)、晉知伯伐鄭、取九邑。(鄭世家)

『左傳』哀二十七「悼之四年 (464BC)、晉荀瑤帥師圍鄭、」

(2) 誤認

漢數字の誤寫などでは説明しえない事例がある。司馬遷あるいはそれ以前の原資料の段階において、『左傳』の魯紀年の各國紀年への換算を誤ったと思われるものが最も多い。

(襄王) 十 (二) [四] 年 (638BC)、叔帶復歸于周。(周本紀)

『左傳』僖二十二 (638BC) に據る。「十三年」を後續するので、十四→十二の誤寫

*16 春秋長暦については、吉本 2019 参照。

とは考えにくい。僖二十二を僖二十に誤認した上で周襄王十二年に換算したものであろう。

(惠公) (五) [四] 年 (497BC)、晉卿中行・范氏反晉、晉使智氏・趙簡子攻之、范・中行氏亡奔齊。(秦本紀)

『左傳』定十三 (497BC) に據る。四→五の誤寫は考えにくい。定十三を定十四に誤認した上で秦惠公五年に換算したものであろう。

王諸樊元年 (560BC)、(a) 諸樊已除喪、讓位季札。… (b) 秋、吳伐楚、楚敗我師。(吳世家)

(b) は『左傳』襄十三 (560BC) に據るが、(a) は襄十四 (559BC) に見え、吳表「(諸樊) 二 (559BC) 季子讓位。」は正しく二年に繋げる。襄十四を襄十三に誤認した上で諸樊元年に換算したものであろう。

(僚) 十 (二) [一] 年 (516BC) 冬、楚平王卒。(吳世家)

『左傳』昭二十六 (516BC) 「九月、楚平王卒。」「冬」は「九月」を「十月」に誤認したものであろう。

(閻廬) (六) [七] 年 (508BC)、楚使子常囊瓦伐吳。迎而擊之、大敗楚軍於豫章、取楚之居巢而還。(吳世家)

(閻廬) (六) [七] (508BC) 楚伐我、迎擊、敗之、取楚之居巢。(吳表)

(昭王) (七) [八] 年 (508BC)、楚使子常伐吳、吳大敗楚於豫章。(楚世家)

(昭王) (七) [八] (508BC) 囊瓦伐吳、敗我豫章。蔡侯來朝。(楚表)

『左傳』定二 (508BC) 「秋、楚囊瓦伐吳、師于豫章。吳人見舟于豫章、而潛師于巢。冬十月、吳軍楚師于豫章、敗之。遂圍巢、克之、獲楚公子繁。」に據る。定二を定元に誤認した上で、吳閻廬六年・楚昭王七年に換算したものであろう。

(昭公) (十) [七] (535BC) 四月日蝕。(魯表)

(昭公) 十七 (525BC) (正^{*17}) [六] 月朔、日蝕。(魯表)

『左傳』昭十七 (525BC) 「夏六月甲戌朔、日有食之。祝史請所用幣。昭子曰、「日有食之、天子不舉、伐鼓於社。諸侯用幣於社、伐鼓於朝。禮也。」平子禦之、曰、「止也。唯正月朔、慝未作、日有食之、於是乎有伐鼓用幣、禮也。其餘則否。」に據る。「正月朔」

*17 百衲本に據る。中華書局本は「五」に作るが「正」を誤寫したものである。

は「六月朔」の誤りだが、傳文に牽引されたものであろう。

簡公十二年（493BC）卒、獻公立。晉趙鞅圍范・中行於朝歌。（燕世家）

下線部は『左傳』哀三（492BC）に據る。哀三を哀二に誤認し、燕簡公十二年に換算したものであろう。

釐公（六）[五] 年（827BC）、周宣王即位。（陳世家）

共觀年表の宣王二年を元年に誤認した上で陳釐公六年に換算したものであろう。

湣公（十五）[九] 年（478BC）、楚惠王滅陳。（杞世家）

『左傳』哀十七（478BC）に據る。同年は燕獻公十五年に当たる。杞は曹・鄭・燕と同じく「伯」であり、十二諸侯年表に列せられない小國であったので、杞世家が用いた共觀年表においては「伯」の最下段、燕の下にあったものと思われる。「十五」は燕獻公の年次を杞湣公の年次と誤認したものであろう。

周	魯	齊	晉	秦	楚	宋	衛	陳	蔡	曹	鄭	燕	吳
四十二	十七	三	三十四	十三	十一	三十九	三		十三		二十三	十五	十八

（殤公）九年（711BC）、…是歲、魯弑其君隱公。（宋世家）

下線部は『左傳』隱十一（712BC）に見える。殤公八年に換算すべきところ、九年に誤認したものである。

湣公七年（685BC）、齊桓公即位。（a）九年（683BC）、宋水、魯使臧文仲往弔水。湣公自罪曰、「寡人以不能事鬼神、政不脩、故水。」臧文仲善此言。此言乃公子子魚教湣公也。（b）（十）[八] 年（684BC）夏、宋伐魯、戰於乘丘、魯生虜宋南宮萬。宋人請萬、萬歸宋。（c）十（一）年（682BC）秋、湣公與南宮萬獵、因博爭行、湣公怒、辱之、曰、「始吾敬若。今若、魯虜也。」萬有力、病此言、遂以局殺湣公于蒙澤。（宋世家）

（b）は『左傳』莊十一（683BC）「乘丘之役、公之金僕姑射南宮長萬、公右歇孫生搏之。宋人請之、」に據るが、「夏」は『左傳』莊十（684BC）「夏六月、齊師・宋師次于郎。…大敗宋師于乘丘。齊師乃還。」に據り、したがってその年次は「八年」となる。ついで（c）は『左傳』莊十二（682BC）に據り、その年次は「十年」となる。宋世家編纂の段階で、排列の調整を失念して（a）「九年」・（b）「八年」・（c）「十年」としていたため、二次的な抄寫の段階で、（b）「八年」を「十年」、（c）「十年」を「十一年」の誤

として改めたものであろう。

昭公四年（616BC）、宋敗長翟緣斯於長丘。（宋世家）

（昭公）四（616BC）敗長翟長丘。（宋表）

『左傳』文十一（616BC）「初、宋武公之世、鄭瞞伐宋。司徒皇父帥師禦之、酈班御皇父充石、公子穀甥爲右、司寇牛父駟乘、以敗狄于長丘、獲長狄緣斯、皇父之二子死焉。宋公於是以前賞酈班、使食其征、謂之酈門。」に據れば宋武公（765-748BC）の事件となるが、文十一に繋げている。

（成王）二十六年（646BC）、滅英。（楚世家）

「英」は「黃」の誤に係る。『左傳』僖十二（648BC）の滅黃であり、僖十二を僖十四と誤認した上で、楚成王二十六年に換算したものである。楚表「二十六（646BC）滅六・英。」は「六」を加えるが、「滅六」は、楚世家・楚表穆王四年（622BC）に見える。「二十六」の「六」を重複誤衍したものであろう。

（昭王）（a）二十年（496BC）、楚滅頓、（b）滅胡。（c）二十一年（495BC）、吳王闔閭伐越。越王句踐射傷吳王、遂死。吳由此怨越而不西伐楚。（楚世家）

（a）（c）は『左傳』定十四（496BC）、（b）は定十五（495BC）に見える。（a）「二十年」・（b）「二十一年」・（c）「二十年」とあったため、抄寫の過程で錯誤と誤認し、（b）「二十一年」を削除、（c）「二十年」を「二十一年」に改めたものであろう。

第二節 編集の不備

編集の不備により結果的に紀年の矛盾を呈する事例がある。

四年（633BC）、楚成王及諸侯圍宋、宋公孫固如晉告急。先軫曰、「報施定霸、於今在矣。」狐偃曰、「楚新得曹而初婚於衛、若伐曹・衛、楚必救之、則宋免矣。」於是晉作三軍。趙衰舉郤穀將中軍、郤臻佐之。使狐偃將上軍、狐毛佐之、命趙衰爲卿。欒枝將下軍、先軫佐之。荀林父御戎、魏犢爲右。往伐。冬十二月、晉兵先下山東、而以原封趙衰。（晉世家）

『左傳』僖二十七（633BC）

冬、楚子及諸侯圍宋、宋公孫固如晉告急。先軫曰、「報施救患、取威定霸、於是乎在矣。」狐偃曰、「楚始得曹而新昏於衛、若伐曹・衛、楚必救之、則齊、宋免矣。」

於是乎蒐于被廬、作三軍。謀元帥。趙衰曰、「卻縠可。臣亟聞其言矣、說禮樂而敦詩書。詩書、義之府也。禮樂、德之則也。德義、利之本也。夏書曰、「賦納以言、明試以功、車服以庸。」君其試之。」及使卻縠將中軍、卻縠佐之。使狐偃將上軍、讓於狐毛而佐之。命趙衰爲卿、讓於欒枝・先軫。使欒枝將下軍、先軫佐之。荀林父御戎、魏犢爲右。

に據るが、趙衰を原大夫とすることは、『左傳』僖二十五（635BC）「十二月、…晉侯問原守於寺人勃鞞、對曰、「昔趙衰以壺飧從、徑、餒而弗食。」故使處原。」に見え、下線部の「冬十二月」「而以原封趙衰」はこれに據る。「晉兵先下山東」は、『左傳』僖二十五（635BC）「晉侯辭秦師而下。三月甲辰、次于陽樊。右師圍溫、左師逆王。」に據る。下線部を文公二年（635BC）からの錯簡と考えることも可能であるが、あるいは『左傳』僖二十七の「命趙衰爲卿」に關聯附けてここに置いたものかもしれない。

晉文公元年（636BC）誅子圉。魏武子爲魏大夫、趙衰爲原大夫。咎犯曰、「求霸莫如內王。」（晉表）

下線部は、『左傳』僖二十四（636BC）「晉侯賞從亡者」に關聯附けてここに置かれたものであろうが、「趙衰爲原大夫」は文公二年の事件である。「魏武子爲魏大夫」は魏世家

魏武子以魏諸子事晉公子重耳。晉獻公之二十一年、武子從重耳出亡。十九年反、重耳立爲晉文公、而令魏武子襲魏氏之後封、列爲大夫、治於魏。

に呼應する。系譜・都邑を記す『世本』の如き系譜資料に取材したものと思われるが、年次不明のため、「趙衰爲原大夫」と對句にしたものである。

四（633BC）救宋、報曹・衛恥。（晉表）

『左傳』僖二十七（633BC）「冬、楚子及諸侯圍宋、宋公孫固如晉告急。先軫曰、「報施救患、取威定霸、於是乎在矣。」狐偃曰、「楚始得曹而新昏於衛、若伐曹・衛、楚必救之、則齊・宋免矣。」を踏まえ、文公四年に置いたものだが、翌年の實際の軍事行動と紛らわしい。

また、『左傳』などの引用に春夏秋冬が補われる事例や、『左傳』の春夏秋冬と矛盾する事例がある。

（襄公）七年（771BC）春、周幽王用褒姒廢太子、立褒姒子爲適、數欺諸侯、諸侯叛之。

(秦本紀)

(閻廬) 十年 (505BC) 春、越聞吳王之在郢、國空、乃伐吳。(吳世家)

『左傳』定五 (505BC) 「夏、…越入吳、吳在楚也。」

(夫差) 十四年 (482BC) 春、吳王北會諸侯於黃池、(吳世家)

『左傳』哀十三 (482BC) 「夏、公會單平公、晉定公、吳夫差于黃池。」

懿公四年 (609BC) 春、(a) 初、懿公爲公子時、與丙戎之父獵、爭獲不勝、及即位、斷丙戎父足、而使丙戎僕。庸職之妻好、公內之宮、使庸職驂乘。五月、懿公游於申池、二人浴、戲。職曰、「斷足子。」戎曰、「奪妻者。」二人俱病此言、乃怨。謀與公游竹中、二人弑懿公車上、弃竹中而亡去。(齊世家)

(a) は、『左傳』文十八 (609BC) 「齊懿公之爲公子也、與邴歜之父爭田、弗勝。及即位、乃掘而刖之、而使歜僕。納閻職之妻、而使職驂乘。夏五月、公游于申池。二人浴于池、歜以扑扶職。職怒。歜曰、「人奪女妻而不怒、一扶女、庸何傷。」職曰、「與刖其父而弗能病者何如。」乃謀弑懿公、納諸竹中。歸、舍爵而行。齊人立公子元。」では「夏五月」の前に置かれているので、形式上は「春」に屬するが、「春」の事件を記しているわけではなく、「春」は不要である。

(景公) 三年 (545BC) 十月、慶封出獵。初、慶封已殺崔杼、益驕、嗜酒好獵、不聽政令。慶舍用政、已有內郤。田文子謂桓子曰、「亂將作。」田・鮑・高・欒氏相與謀慶氏。慶舍發甲圍慶封宮、四家徒共擊破之。慶封還、不得入、奔魯。齊人讓魯、封奔吳。吳與之朱方、聚其族而居之、富於在齊。其秋、齊人徙葬莊公、僂崔杼尸於市以說眾。(齊世家)

『左傳』襄二十八 (545BC) 「冬十月、慶封田于萊、…十二月乙亥朔、齊人遷莊公、殯于大寢。以其棺尸崔杼於市、國人猶知之、皆曰「崔子也。」」

簡公四年春、初、簡公與父陽生俱在魯也、監止有寵焉。…夏五月壬申、成子兄弟四乘如公。…(齊世家)

『左傳』哀十四 (481BC) 「齊簡公之在魯也、闕止有寵焉。…夏五月壬申、成子兄弟四乘如公。…」懿公四年の事例と同様に「春」は不要である。

武公九年春、武公與長子括・少子戲、西朝周宣王。…夏、武公歸而卒、戲立、是爲懿公。(魯世家)

『國語』*¹⁸ 周語上には「春」「夏」が見えない。

襄公元年（572BC）、晉立悼公。往年冬、晉欒書弑其君厲公。（魯世家）

『左傳』成十八（573BC）「十八年春王正月庚申、晉欒書・中行偃使程滑弑厲公、葬之于翼東門之外、以車一乘。」に據れば、晉厲公弑は成公十八年の春である。『國語』晉語六「（厲公）七年（573BC）夏、范文子卒。冬、難作、始於三郤、卒於公。」の如く成十七（574BC）の「冬」の事件とする認識に基づくものであろう。

（昭公）二十五年（517BC）春、鸛鵒來巢。（魯世家）

『左傳』昭二十五（517BC）「夏、…有鸛鵒來巢。」

（哀公）二十七年（468BC）春、季康子卒。（魯世家）

『左傳』哀二十七（468BC）「夏四月己亥、季康子卒。」

（靈公）四十二年（493BC）春、靈公游于郊、令子郢僕。…夏、靈公卒、夫人命子郢爲太子、（衛世家）

『左傳』哀二（493BC）「初、衛侯遊于郊、子南僕。…夏、衛靈公卒。夫人曰、「命公子郢爲太子、君命也。」…」。齊世家懿公四年・簡公四年の事例と同様、「春」は不要である。

（惠公）六年（645BC）春、秦繆公將兵伐晉。（晉世家）

『左傳』僖十五（645BC）「秋、…故秦伯伐晉。…」

景公元年（599BC）春、陳大夫夏徵舒弑其君靈公。（晉世家）

『春秋經』宣十一（599BC）「五月、公至自齊。癸巳、陳夏徵舒弑其君平國。」

（悼公）元年（572BC）、…秋、伐鄭。鄭師敗、遂至陳。（晉世家）

『左傳』襄元（572BC）「夏五月、晉韓厥・荀偃帥諸侯之師伐鄭、入其郛、敗其徒兵於洧上。於是東諸侯之師次于郛、以待晉師。晉師自鄭以郛之師侵楚焦・夷及陳。晉侯・衛侯次于戚、以爲之援。」

（厲公後）七年（673BC）春、鄭厲公與虢叔襲殺王子穰而入惠王于周。秋、厲公卒、子文公躋立。（鄭世家）

『左傳』「二十一年春、胥命于弭。夏、同伐王城。鄭伯將王自圉門入、虢叔自北門入、殺王子頹及五大夫。鄭伯享王于闕西辟、樂備。王與之武公之略、自虎牢以東。原伯曰、

*18 『國語』の成書年代については、吉本 1989・2014 参照。

「鄭伯傲尤、其亦將有咎。」五月、鄭厲公卒。」

(文公三十七年 636BC) (秋) [初]、鄭入滑、滑聽命、已而反與衛、於是鄭伐滑。(鄭世家)

「秋」は「初」の誤りである。

(簡公) 三十六年 (530BC)、簡公卒、子定公寧立。秋、定公朝晉昭公。(鄭世家)

『左傳』昭十二 (530BC) 「夏、…齊侯、衛侯、鄭伯如晉、朝嗣君也。」

以上、錯誤については、「春」「秋」に誤るものばかりである。季節を挿入するに際し、まずは稿本の段階で仮に「春」「秋」を挿入し、追って実際の季節を確認するという作業過程において、確認を失念したものと思われる。

第三節 年次の省略

本紀世家には複数年次にわたる事件を一個の年次に繫属する事例が頻見する。

幽王以虢石父爲卿、用事、國人皆怨。石父爲人佞巧善諛好利、王用之。又廢申后、去太子也。申侯怒、與緡・西夷犬戎攻幽王。幽王舉褒姒兵、兵莫至。遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去。於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀。平王立、東遷于維維維邑、辟戎寇。平王之時、周室衰微、諸侯彊并弱、齊・楚・秦・晉始大、政由方伯。(周本紀)

(幽王) 十一 (771BC) 幽王爲犬戎所殺。／平王元年 (770BC) 東徙維維邑。(周表)

周本紀において幽王三年 (779BC) の次の年次は平王四十九年 (722BC) であり、周表の幽王十一年・平王元年の紀年を缺く。

(襄公) 七年 (771BC) (a) 春、周幽王用褒姒廢太子、立褒姒子爲適、數欺諸侯、諸侯叛之。西戎犬戎與申侯伐周、殺幽王驪山下。(b) 而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功。周避犬戎難、東徙維維邑、襄公以兵送周平王。(c) 平王封襄公爲諸侯、賜之岐以西之地。曰、「戎無道、侵奪我岐・豐之地、秦能攻逐戎、即有其地。」與誓、封爵之。襄公於是始國、與諸侯通使聘享之禮、(d) 乃用駟駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時。(秦本紀)

(襄公) 七 (771BC) 始列爲諸侯。／八 (770BC) 初立西時、祠白帝。(秦表)

秦本紀は (a) 幽王敗滅・(b) 平王東遷・(c) 襄公列諸侯・(d) 祠上帝西時を襄公七年 (771BC) に繋げる。周表によれば (b) は八年 (770BC) となる。また秦表に據れ

ば(c)は七年、(d)は八年となる。

莊公二十四年(771BC)、犬戎殺幽王、周東徙雒。秦始列爲諸侯。(齊世家)

釐侯三十九年(771BC)、周幽王爲犬戎所殺、周室卑而東徙。秦始得列爲諸侯。(蔡世家)

惠伯二十五年(771BC)、周幽王爲犬戎所殺、因東徙、益卑、諸侯畔之。秦始列爲諸侯。
(曹世家)

平公七年(771BC)、周幽王爲犬戎所殺、周東徙。秦始列爲諸侯。(陳世家)

文侯十年(771BC)、周幽王無道、犬戎殺幽王、周東徙。而秦襄公始列爲諸侯。(晉世家)

若敖二十年(771BC)、周幽王爲犬戎所弑、周東徙、而秦襄公始列爲諸侯。(楚世家)

周表によれば下線部は翌年(770BC)となる。

惠王二年(675BC)。初、莊王嬖姬姚、生子穰、穰有寵。及惠王即位、奪其大臣園以爲園、故大夫邊伯等五人作亂、謀召燕・衛師、伐惠王。惠王奔溫、已居鄭之櫟。立釐王弟穰爲王。樂及徧舞、鄭・虢君怒。(周本紀)

『左傳』莊十九(675BC)に據るが、下線部は莊二十(674BC)に見える。

(襄王)三年(649BC)、(a)叔帶與戎、翟謀伐襄王、(b)襄王欲誅叔帶、叔帶奔齊。齊桓公使管仲平戎于周、使隰朋平戎于晉。王以上卿禮管仲。管仲辭曰、「臣賤有司也、有天子之二守國・高在。若節春秋來承王命、何以禮焉。陪臣敢辭。」王曰、「舅氏、余嘉乃勳、毋逆朕命。」管仲卒受下卿之禮而還。(周本紀)

(a)は『左傳』僖十一(649BC)、(b)は僖十二(648BC)に據る。

(襄王)十七年(635BC)、(a)襄王告急于晉、(b)晉文公納王而誅叔帶。襄王乃賜晉文公珪鬯弓矢、爲伯、以河內地與晉。(周本紀)

(a)は『左傳』僖二十四(636BC)、(b)は僖二十五(635BC)に據る。

四年(516BC)、(a)晉率諸侯入敬王于周、子朝爲臣、(b)諸侯城周。(周本紀)

(a)は『左傳』昭二十六(516BC)に據るが、(b)は昭三十二(510BC)に據る。

(襄公)七年(771BC)…平王封襄公爲諸侯、…乃用聊駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時。(秦本紀)

秦表「(襄公)七(771BC)始列爲諸侯。／八(770BC)初立西時、祠白帝。」に據れば、秦本紀は襄公八年の紀年を省略していることになるが、逆に、秦表が襄公七年の欄の狹隘を嫌って「初立西時、祠白帝。」を八年の欄に置いた可能性も否定できない。

(武公)十三年(685BC)、(a)齊人管至父・連稱等殺其君襄公而立公孫無知。(b)晉滅霍・魏・耿。(c)齊雍廩殺無知、管至父等而立齊桓公。(d)齊・晉爲疆國。(秦本紀)

(a)は『左傳』莊八(686BC)、(c)は莊九(685BC)に據るが、管至父の齊桓公擁立は見えない。(b)は閔元(661BC)に據る。(d)「齊・晉爲疆國。」を示すべく挿入されたものだが、年代記形式を甚だしく損なっている。

(繆公)九年(651BC)、(a)齊桓公會諸侯於葵丘。晉獻公卒。立驪姬子奚齊、其臣里克殺奚齊。荀息立卓子、克又殺卓子及荀息。夷吾使人請秦、求入晉。於是繆公許之、使百里奚將兵送夷吾。夷吾謂曰、「誠得立、請割晉之河西八城與秦。」(b)及至、已立、而使丕鄭謝秦、背約不與河西城、而殺里克。丕鄭聞之、恐、因與繆公謀曰、「晉人不欲夷吾、實欲重耳。今背秦約而殺里克、皆呂甥・卻芮之計也。願君以利息召呂・卻、呂・卻至、則更入重耳便。」繆公許之、使人與丕鄭歸、召呂・卻。呂・卻等疑丕鄭有間、乃言夷吾殺丕鄭。丕鄭子丕豹奔秦、說繆公曰、「晉君無道、百姓不親、可伐也。」繆公曰、「百姓苟不便、何故能誅其大臣。能誅其大臣、此其調也。」不聽、而陰用豹。(秦本紀)

(a)は『左傳』僖九(651BC)、(b)は僖十(650BC)に據る。。

(繆公)十五年(645BC)…十一月、歸晉君夷吾、夷吾獻其河西地、使太子圉爲質於秦。秦妻子圉以宗女。是時秦地東至河。(秦本紀)

『左傳』僖十五(645BC)に據るが、下線部は僖十七(643BC)に見える。

(繆公三十三年 627BC) (a)三將至、繆公素服郊迎、嚮三人哭曰、「孤以不用百里奚・蹇叔言以辱三子、三子何罪乎。子其悉心雪恥、毋怠。」(b)遂復三人官秩如故、愈益厚之。(秦本紀)

(a)は『左傳』僖三十三(627BC)、(b)は文元(626BC)に據る。

(哀公)三十一年(506BC)、(a)吳王闔閭與伍子胥伐楚、楚王亡奔隨、吳遂入郢。楚大夫申包胥來告急、七日不食、日夜哭泣。(b)於是秦乃發五百乘救楚、敗吳師。吳師歸、楚昭王乃得復入郢。(秦本紀)

(a)は『左傳』定四(506BC)、(b)は定五(505BC)に據る。

(夫差)七年(489BC)、吳王夫差聞齊景公死而大臣爭寵、…至緡、召魯哀公而徵百牢。季康子使子貢以周禮說太宰嚭、乃得止。因留略地於齊魯之南。(吳世家)

下線部は『左傳』哀七(488BC)に據る。

(昭公) 六年 (627BC)、(a) 翟侵齊。(b) 晉文公卒。(c) 秦兵敗於殽。(齊世家)

(a) (c) は『左傳』僖三十三 (627BC)、(b) は僖三十二 (628BC)。(b) は (c) に
聯續するものとして (c) の年次に繫屬している。

(桓公) 十八年 (694BC) (a) 春、公將有行、遂與夫人如齊。…立太子同、是爲莊公。(b)
莊公母夫人因留齊、不敢歸魯。(魯世家)

(a) は『左傳』桓十八 (694BC)、(b) は莊元 (693BC) に據る。

(昭公) 十五年 (527BC)、(a) 朝晉、(b) 晉留之葬晉昭公、魯恥之。(魯世家)

(昭公) 十五 (527BC) 日蝕。(a) 公如晉、(b) 晉留之葬、公恥之。(魯表)

(a) は『左傳』昭十五 (527BC)、(b) は昭十六 (526BC) に據る。

(昭公) (a) 三十二年 (510BC)、昭公卒於乾侯。(b) 魯人共立昭公弟宋爲君、是爲定公。
(魯世家)

(a) は『左傳』昭三十二 (510BC)、(b) は定元 (509BC) に據る。

繆侯以其女弟爲齊桓公夫人。十八年 (657BC)、(a) 齊桓公與蔡女戲船中、夫人蕩舟、
桓公止之、不止、公怒、歸蔡女而不絕也。蔡侯怒、嫁其弟。(b) 齊桓公怒、伐蔡。蔡潰、
遂虜繆侯、南至楚邵陵。已而諸侯爲蔡謝齊、齊侯歸蔡侯。(蔡世家)

(a) は『左傳』僖三 (657BC)、(b) は僖四 (656BC) に據る。

(昭侯) 二十六年 (493BC)、孔子如蔡。楚昭王伐蔡、蔡恐、告急於吳。吳爲蔡遠、約
遷以自近、易以相救。昭侯私許、不與大夫計。吳人來救蔡、因遷蔡于州來。(蔡世家)

(昭侯) 二十五 (494BC) 楚伐我、以吳怨故。(蔡表)

(昭侯) 二十六 (493BC) 畏楚、私召吳人、乞遷州來、州來近吳。(蔡表)

蔡世家は『左傳』哀三 (493BC) に據るが、下線部は哀二 (494BC) の事件である。

成公三年 (575BC)、(a) 晉厲公伐曹、虜成公以歸、(b) 已復釋之。(曹世家)

(a) は『左傳』成十五 (576BC)、(b) は成十六 (575BC) に據る。

(湣公) 十六年 (486BC)、(a) 吳王夫差伐齊、敗之艾陵、(b) 使人召陳侯。陳侯恐、
如吳。楚伐陳。(陳世家)

(a) 艾陵の戦を吳世家は、夫差七年 (489BC) に繋げ、(b) は『左傳』哀九 (486BC)
に據る。「十六年」は (b) に繋がる。

戴公申元年 (660BC) 卒。齊桓公以衛數亂、乃率諸侯伐翟、爲衛築楚丘、立戴公弟燬

爲衛君、是爲文公。(衛世家)

下線部は、『左傳』僖二(658BC)「二年春、諸侯城楚丘、而封衛焉。」に據る。

(靈公)三十九年(496BC)、(a)太子蒯聵與靈公夫人南子有惡、欲殺南子。蒯聵與其徒戲陽邀謀、朝、使殺夫人。戲陽後悔、不果。蒯聵數目之、夫人覺之、懼、呼曰、「太子欲殺我。」靈公怒、太子蒯聵奔宋、(b)已而之晉趙氏。(衛世家)

(a)は『左傳』定十四(496BC)に見える。(b)については、哀二(493BC)に「六月乙酉、晉趙鞅納衛大子于戚。」とある。

(景公)三十年(487BC)、(a)曹倍宋、又倍晉、宋伐曹、晉不救、(b)遂滅曹有之。(宋世家)

(a)は『左傳』哀七(488BC)「乃背晉而奸宋。宋人伐之、晉人不救、」、(b)は哀八(487BC)に據る。

晉小子之四年(705BC)、(a)曲沃武公誘召晉小子殺之。(b)周桓王使虢仲伐曲沃武公、武公入于曲沃、乃立晉哀侯弟緡爲晉侯。(晉世家)

(a)は『左傳』桓七(705BC)、(b)は桓八(704BC)に據る。

曲沃武公伐晉侯緡、滅之、盡以其寶器賂獻于周釐王。釐王命曲沃武公爲晉君、列爲諸侯、於是盡併晉地而有之。曲沃武公已即位三十七年(679BC)矣、更號曰晉武公。(晉世家)二十八(679BC)曲沃武公滅晉侯湣、以寶獻周、周命武公爲晉君、并其地。(晉表)

下線部は、『左傳』莊十六(678BC)「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯。」に見える。
獻公(元)[二]年(675BC)、(a)周惠王弟穰攻惠王、(b)惠王出奔、居鄭之櫟邑。(晉世家)

(a)は『左傳』莊十九(675BC)、(b)は莊二十(674BC)に據る。

(惠公)六年(645BC)(a)春、秦繆公將兵伐晉。…十一月、歸晉侯。晉侯至國、誅慶鄭、修政教。(b)謀曰、「重耳在外、諸侯多利內之。」欲使人殺重耳於狄。重耳聞之、如齊。(晉世家)

(a)は『左傳』僖十五(645BC)に據る。(b)につき、惠公が狄にあった公子重耳の暗殺を謀ったことは、『左傳』僖二十四「寺人披請見、公使讓之、且辭焉、曰、「蒲城之役、君命一宿、女即至。其後、余從狄君以田渭濱、女爲惠公來求殺余、命女三宿、女中宿至。雖有君命、何其速也。夫祛猶在、女其行乎。」」に見えるが、重耳の齊への

移動は、晉表「(惠公) 七 (644BC) 重耳聞管仲死、去翟之齊。」にも見えるように、644BC となる。

(惠公) 十四年 (637BC) (a) (九) [十] 月、惠公卒、太子圉立、是爲懷公。子圉之亡、秦怨之、乃求公子重耳、欲內之。子圉之立、畏秦之伐也。乃令國中諸從重耳亡者與期、期盡不到者盡滅其家。狐突之子毛及偃從重耳在秦、弗肯召。懷公怒、囚狐突。突曰、「臣子事重耳有年數矣、今召之、是教之反君也。何以教之。」懷公卒殺狐突。(b) 秦繆公乃發兵送內重耳、使人告欒・卻之黨爲內應、殺懷公於高梁、入重耳。重耳立、是爲文公。(晉世家)

(a) は『左傳』僖二十三 (637BC)、(b) は僖二十四 (636BC) に據る。

(襄公) 六年 (622BC)、(a) 趙衰成子・欒貞子・咎季子犯・霍伯皆卒。(b) 趙盾代趙衰執政。(晉世家)

(a) は『左傳』文五 (622BC)、(b) は文六 (621BC) に見える。

厲公元年 (580BC)、初立、欲和諸侯、與秦桓公夾河而盟。歸而秦倍盟、與翟謀伐晉。(晉世家)

『左傳』成十一 (580BC) に據るが、下線部は成十三 (578BC) 「秦桓公既與晉厲公爲令狐之盟、而又召狄與楚、欲道以伐晉、諸侯是以睦於晉。」に據る。

(悼公三年 570BC) 悼公問群臣可用者、祁奚舉解狐。解狐、奚之仇。復問、舉其子祁午。君子曰、「祁奚可謂不黨矣。外舉不隱仇、內舉不隱子。」(晉世家)

『左傳』襄三 (570BC) に據るが、下線部は襄二十一 (552BC) 「祁大夫外舉不棄讎、內舉不失親、」に據る。

(a) 方會諸侯、悼公弟楊干亂行、魏絳戮其僕。悼公怒、或諫公、公卒賢絳、任之政、(b) 使和戎、戎大親附。(晉世家)

(a) は『左傳』襄三 (570BC)、(b) は襄四 (569BC) に據る。

(平公六年 552BC) 晉欒逞有罪、奔齊。(晉世家)

『春秋經』襄二十一 (552BC) 「秋、晉欒盈出奔楚。」・『左傳』襄二十二 (551BC) 「秋、欒盈自楚適齊。」欒盈はこの年、楚に出奔し、翌年、齊に移動した。

(頃公) 九年 (517BC)、(a) 魯季氏逐其君昭公、(b) 昭公居乾侯。(晉世家)

(a) は『左傳』昭二十五 (517BC) に據るが、(b) は『春秋經』昭三十 (512BC) ～

三十二 (510BC) の「公在乾侯」に当たる。

(成王) 三十四年 (638BC)、(a) 鄭文公南朝楚。楚成王北伐宋、敗之泓、射傷宋襄公、
(b) 襄公遂病創死。(楚世家)

(a) は『左傳』僖二十二 (638BC)、(b) は僖二十三 (637BC) に據る。

(成王) 三十九年 (633BC)、(a) 魯僖公來請兵以伐齊、楚使申侯將兵伐齊、取穀、置齊桓公子雍焉。齊桓公七子皆奔楚、楚盡以爲上大夫。滅夔、夔不祀祝融、鬻熊故也。(b) 夏、伐宋、宋告急於晉、(c) 晉救宋、成王罷歸。將軍子玉請戰、成王曰、「重耳亡居外久、卒得反國、天之所開、不可當。」子玉固請、乃與之少師而去。晉果敗子玉於城濮。成王怒、誅子玉。(楚世家)

(a) は『左傳』僖二十六 (634BC)、(b) は僖二十七 (633BC)、(c) は僖二十八 (632BC) に據る。(b) 「夏」は、(c) 「晉果敗子玉於城濮」に繋がる。

(莊王) 二十年 (594BC)、(a) 圍宋、以殺楚使也。(b) 圍宋五月、… (楚世家)

(a) は『左傳』宣十四 (595BC)、(b) は宣十五 (594BC) に據る。

(平王) 六年 (523BC)、(a) 使太子建居城父、守邊。(b) 無忌又日夜讒太子建於王曰、
… (楚世家)

(a) は『左傳』昭十八 (523BC)、(b) は昭十九 (522BC) に據る。

(平王) 十年 (519BC)、(a) 楚太子建母在居巢、開吳。吳使公子光伐楚、遂敗陳・蔡、取太子建母而去。楚恐、城郢。(b) 初、吳之邊邑卑梁與楚邊邑鍾離小童爭桑、兩家交怒相攻、滅卑梁人。卑梁大夫怒、發邑兵攻鍾離。楚王聞之怒、發國兵滅卑梁。(c) 吳王聞之大怒、亦發兵、使公子光因建母家攻楚、遂滅鍾離・居巢。楚乃恐而城郢。(楚世家)

(a) は『左傳』昭二十三 (519BC)、(c) は昭二十四 (518BC)、(b) は『呂氏春秋』察微に據る。下線部が重複している。

(昭王) 十年 (506BC) (a) 冬、吳王闔閭、伍子胥・伯嚭與唐・蔡俱伐楚、楚大敗、吳兵遂入郢、…昭王之出郢也、使申鮑胥請救於秦。(b) 秦以車五百乘救楚、楚亦收餘散兵、與秦擊吳。(楚世家)

(a) は『左傳』定四 (506BC)、(b) は定五 (505BC) に據る。

三十八年 (706BC)、(a) 北戎伐齊、齊使求救、鄭遣太子忽將兵救齊。齊釐公欲妻之、忽謝曰、「我小國、非齊敵也。」(b) 時祭仲與俱、勸使取之、曰、「君多內寵、太子無大

援將不立、三公子皆君也。」所謂三公子者、太子忽・其弟突・次弟子亶也。(鄭世家)

(a) は『左傳』桓六 (706BC)、(b) は桓十一 (701BC) に據る。

(文公) 四十三年 (630BC)、(a) 晉文公與秦穆公共圍鄭、討其助楚攻晉者、及文公過時之無禮也。(b) 初、鄭文公有三夫人、寵子五人、皆以罪蚤死。(鄭世家)

(a) は『左傳』僖三十 (630BC)、(b) は宣三 (606BC) に據る。

第四節 年表形式に由來する矛盾

十二諸侯年表についても、單純な錯誤として、二次的な轉寫の際の誤排と判斷される事例がある。

(文公) (八) [九] (618BC) 王使衛來求金以葬、非禮。(魯表)

魯成公黑肱 (元) [二] 年 (589BC) 春、齊取我隆。(魯表)

(昭公) 二十 (四) [五] (517BC) 鸛鵒來巢。(魯表)

(繆侯) 十 (八) [九] (656BC) 以女故、齊伐我。(蔡表)

(成公) (四) [三] (632BC) 晉以衛與宋。(衛表)

(共王) 五 (586BC) (a) 伐鄭、倍我故也。(b) 鄭悼公來訟。(楚世家)

(b) は『左傳』成五 (586BC) に據るが、(a) は『左傳』成六 (585BC) に據り、六年の欄から誤排されたものであろう。

(定公) 五 (525BC) 火、欲禳之、子產曰、不如脩德。／六 (524BC) 火。(鄭表)

下線部は『左傳』昭十八 (524BC) に見える。六年の欄から誤排されたものであろう。

(桓公) (七) [二] (680BC) 取衛女。文公弟。(宋表)

桓公七年ないし相當する年次が實際に傳承されていた可能性も絶無ではないが、むしろ王侯の親族を元年ないし二年に記すものとして、宋桓公二年 (周釐王二年) に記されていたものが、『春秋曆譜譌』編纂の過程で宋桓公七年 (周惠王二年) に誤排されたものとも思われる。

晉文公元年 (636BC) 誅子圉。魏武子爲魏大夫、趙衰爲原大夫。咎犯曰、「求霸莫如內王。」(晉表)

下線部は『左傳』僖二十五 (635BC) 「狐偃言於晉侯曰、「求諸侯莫如勤王。諸侯信之、且大義也。繼文之業、而信宣於諸侯、今爲可矣。」」に見える。『國語』晉語四第 15 章

に「子犯曰、「民親而未知義也、君盍納王以教之義。若不納、秦將納之、則失周矣、何以求諸侯。不能修身而又不能宗人、人將焉依。繼文之業、定武之功、啟土安疆、於此乎在矣、君其務之。」…」とあり、第16章が「二年春」に始まるので、元年に繋けていることになるが、表現がかなり異なる。下線部は、二年（635BC）に置くべきものが誤排されたものであろう。

『春秋曆譜譌』の原資料となった王名表の段階における誤寫が推定される事例もある。

	晉世家	晉表
昭侯	7・745-739	6・745-740
孝侯	15・738-724	16・739-724
鄂侯	6・723-718	6・723-718
哀侯	9・717-709	8・717-710
小子侯	4・708-705	3・709-707
晉侯緡	(28) [26]・704-679	28・706-679

晉昭侯～小子侯の在位年代は、『左傳』の卒年次を用い、踰年改元とすれば、昭侯七年（745-739BC^{*19}）・孝侯十五年（738-724BC^{*20}）・鄂侯六年（723-718BC^{*21}）・哀侯九年（717-709BC^{*22}）・小子侯四年（708-705BC^{*23}）となる。晉侯緡卒年は『左傳』には見えないが、晉表などの679BCは、その翌年678BCに武公が周王朝に晉侯に認證されたとする『左傳』莊十六（678BC）「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯。」の記述に適合的であり、したがって晉侯緡の年数は二十六年（704-679BC）となる。晉世家の年数は、二十八年を二十六年の誤寫とすれば、『左傳』に一致し、その合計は、745-679BCの67年となる。對するに、晉表は、昭侯六年（745-740BC）・孝侯十六年（739-724BC）・鄂侯六年（723-718BC）・哀侯八年（717-710BC）・小子侯三年（709-705BC）・晉侯緡二十八年（706-679BC）の欄を設け、

*19 桓二（710BC）「惠之二十四年（745BC）、晉始亂、故封桓叔于曲沃、…惠之三十年（739BC）、晉潘父弑昭侯而納桓叔、不克。晉人立孝侯。」

*20 桓二「惠之四十五年（724BC）、曲沃莊伯伐翼、弑孝侯。」

*21 隱五（718BC）「曲沃莊伯以鄭人、邢人伐翼、王使尹氏、武氏助之。翼侯奔隨。」

*22 桓三（709BC）「三年春、曲沃武公伐翼、次于陰庭、韓萬御戎、梁弘爲右、逐翼侯于汾隰、驂絳而止。夜獲之、及欒共叔。」

*23 桓七（705BC）「冬、曲沃伯誘晉小子侯、殺之。」

(昭侯) 六 (740BC) / 潘父殺昭侯、納成師、不克。昭侯子立、是爲孝侯。 / (孝侯) 二 (738BC)

(小子侯) 三 (707BC) / 曲沃武公殺小子。周伐曲沃、立晉哀侯弟潛爲晉侯。晉侯潛元年 (706BC)

と、孝侯元年・晉侯潛元年については年内改元を明示し、哀侯の年数が晉世家と同じく九年であったとすると、小子侯元年も年内改元となる。

『春秋曆譜譌』の原資料であった王名表が昭侯七年・孝侯十六年・鄂侯六年・哀侯九年・小子侯四年・晉侯潛二十八年に作り、年数の合計 70 年が 67 年より三年多くなったため、孝侯元年・小子侯元年・晉侯潛元年を年内改元としたものだが、小子侯元年・晉侯潛元年が『左傳』と矛盾することになる。これは晉侯二十六年を二十八年に誤寫した王名表を『春秋曆譜譌』が用いたためである。

以上は十二諸侯年表における實際の錯誤に基づく紀年の矛盾だが、その一方で、表の特性から、「見かけの矛盾」を呈する事例もある。

(1) 一年の事件を二欄に記す。欄の狹隘を嫌ったものであろう*²⁴。

(穆公) 十五 (645BC) 以盜食善馬士得破晉。 / 十六 (644BC) 爲河東置官司。(秦表)
『左傳』僖十五 (645BC)。

(文公) 四 (607BC) 華元以羊羹陷於鄭。 / 五 (606BC) 贖華元、亡歸。(宋表)

(穆公) 二十一 (607BC) 與宋師戰、獲華元。 / 二十二 (606BC) 華元亡歸。(鄭表)
『左傳』宣二 (607BC)。

(莊公) 二十二 (722BC) 段作亂、奔。 / 二十三 (721BC) 公悔、思母不見、穿地相見。
(鄭表)

『左傳』隱元 (722BC)。

(2) 複數年次の事件を一欄にまとめる。

(襄王) 三 (649BC) (a) 戎伐我、太叔帶召之。(b) 欲誅叔帶、叔帶奔齊。(周表)

(a) は『左傳』僖十一 (649BC)、(b) は僖十二 (648BC) に據る。

*²⁴ 秦始皇本紀二十六年 (221BC) の事件を、六國年表 / 秦表「二十六 (221BC) 王賁擊齊、虜王建。初并天下、立爲皇帝。 / 二十七 (220BC) 更命河爲「德水」。爲金人十二。命民曰「黔首」。同天下書。分爲三十六郡。」は二十六年・二十七年の二欄に記している。吉本 2007 参照。

(昭公) 二十五 (517BC) (a) 公欲誅季氏、三桓氏攻公、(b) 公出居郕。(魯表)

(a) は『左傳』昭二十五 (517BC)、(b) は昭二十六 (516BC) に據る。なお (b) の内容は、魯表「(昭公) 二十六 (516BC) 齊取我郕以處公。」に重複する。

第五節 年次不明の事件

特定の王侯に關聯するものの年次不明の事件についても、表に採録する場合は特定の年次に置かねばならない。便宜的に元年あるいは二年、もしくは末年あるいはその前年に置く事例が散見する。十二諸侯年表において、二年や末年の前年に置くのは、元年・末年欄の狹隘を嫌ったものである。

平王元年 (770BC) 東徙維レレレ邑。(周表)

平王東遷の年次は周本紀に見えない。『史記』は平王東遷の年次に關する情報をもたなかった模様である^{*25}。

齊釐公祿父元年 (730BC) / 二 (729BC) 同母弟夷仲年生公孫母知也。(齊表)

(釐公) 三十二年 (699BC)、釐公同母弟夷仲年死。其子曰公孫無知、釐公愛之、令其秩服奉養比太子。三十三年 (698BC)、釐公卒、太子諸兒立、是爲襄公。(齊世家)

(釐公) 三十二 (699BC) 釐公令母知秩服如太子。(齊表)

襄公元年 (697BC)、始爲太子時、嘗與無知鬪、及立、絀無知秩服、無知怨。(齊世家)

齊襄公諸兒元年 (697BC) 貶母知秩服、母知怨。(齊表)

以上 5 件は『左傳』莊八 (686BC) 「僖公之母弟曰夷仲年、生公孫無知、有寵於僖公、衣服禮秩如適。襄公絀之。」に據る。釐公二年・末年の前年・襄公元年に分散されている。

また、特定の王侯に關聯する情報を元年などに附記することがあり、ほかの年次の材料が援用される場合もある。

莊王元年 (696BC) 生子穰。 / 二 (695BC) 有 (兄) 弟 [克]。(周表)

「生子穰」は、『左傳』莊十九 (675BC) 「初、王姚嬖于莊王、生子穰。」に據り、「克」は、『左傳』桓十八「周公欲弑莊王而立王子克」の王子克を指す。「有 (兄) 弟 [克]。」は元年欄の狹隘を嫌って二年に置いたものである。

(惠王) 五 (672BC) 太子母早死。惠后生叔帶。(周表)

^{*25} 吉本 1990c・2017c 參照。

同じ内容を、周本紀は惠王二十五年（652BC）の崩年に置く。年次不明の事件であり、元年に置いてもさしつかえないが、王子帶の亂の遠因なので、それに先立つ王子頹の亂平定を記す周表「（惠王）四（673BC）誅穢、入惠王。」の翌年に置いたものである。

（惠王）二十五（652BC）襄王立、畏太叔。／襄王元年（651BC）諸侯立王。（周表）

『左傳』僖七（653BC）「閏月、惠王崩。襄王惡大叔帶之難、懼不立、不發喪、而告難於齊。」に據る。

靈王元年（571BC）生有髭。（周表）

『左傳』昭二十六（516BC）「在定王六年（601BC）、秦人降妖、曰、「周其有謁王、亦克能脩其職、諸侯服享、二世共職。王室其有閒王位、諸侯不圖、而受其亂災。」至于靈王、生而有謁、王甚神聖、無惡於諸侯。靈王・景王克終其世。」に據る。

秦德公元年（677BC）武公弟。（秦表）

秦惠公元年（500BC）彗星見。／二（499BC）生躁公・懷公・簡公。（秦表）

下線部は、元年欄の狹隘を嫌って二年に置いたものであろう。

王闔廬元年（514BC）、舉伍子胥爲行人而與謀國事。楚誅伯州犂、其孫伯嚭亡奔吳、吳以爲大夫。（吳世家）

『左傳』定四（506BC）「伍員爲吳行人以謀楚。楚之殺卻宛也、伯氏之族出。伯州犂之孫嚭爲吳大宰以謀楚。」に據る。

王夫差元年（495BC）、以大夫伯嚭爲太宰。習戰射、常以報越爲志。（吳世家）

（孝公）十年（633BC）、孝公卒、孝公弟潘因衛公子開方殺孝公子而立潘、是爲昭公。

昭公、桓公子也、其母曰葛嬴。（齊世家）

（昭公）十九年（613BC）…懿公、桓公子也、其母曰密姬。（齊世家）

懿公四年（609BC）…惠公、桓公子也。其母衛女、曰少衛姬、避齊亂、故在衛。（齊世家）

以上3件の下線部は、『左傳』僖十七（643BC）「齊侯之夫人三。王姬、徐嬴、蔡姬、皆無子。齊侯好內、多內寵、內嬖如夫人者六人。長衛姬、生武孟。少衛姬、生惠公。鄭姬、生孝公。葛嬴、生昭公。密姬、生懿公。宋華子、生公子雍。」に據る。

齊懿公商人元年（612BC）／二（611BC）不得民心。（齊表）

魯隱公息姑元年（722BC）、母聲子。（魯表）

(文公) 十八年 (609BC) 二月、文公卒。…魯由此公室卑、三桓彊。(魯世家)

魯宣公俊元年 (608BC) 魯立宣公、不正、公室卑。(魯表)

以上2件の下線部は『左傳』昭三十二 (510BC) 「魯文公薨、而東門遂殺適立庶、魯君於是乎失國、政在季氏、」に據る。

(成公) 十八年 (573BC)、成公卒、子午立、是爲襄公。是時襄公三歲也。(魯世家)

下線部は、『左傳』襄九 (564BC) 「公送晉侯、晉侯以公晏于河上、問公年。季武子對曰、「會于沙隨之歲、寡君以生。」晉侯曰、「十二年矣、是謂一終、一星終也。國君十五而生子、冠而生子、禮也。君可以冠矣。大夫盍爲冠具。」」に據る。「三歲」は「十二年」より襄公「九年」を引いたものである。類似の事例として、

昭侯十年 (509BC)、朝楚昭王、持美裘二、獻其一於昭王而自衣其一。楚相子常欲之、不與。(蔡世家)

(昭侯) 十 (509BC) 朝楚、以裘故留。(蔡表)

の十年の年次は、『左傳』定三 (507BC) に「蔡昭侯爲兩佩與兩裘以如楚、獻一佩一裘於昭王。昭王服之、以享蔡侯。蔡侯亦服其一。子常欲之、弗與、三年止之。」に據り、定三＝昭侯十二年を起點に三年遡ったものである。

魯昭公稠元年 (541BC) 昭公年十九、有童心。(魯世家)

『左傳』襄三十一 (542BC) 「於是昭公十九年矣、猶有童心、君子是以知其不能終也。」に據る。

共公五年 (524BC) 卒、平公立。晉公室卑、六卿始彊大。(燕世家)

『左傳』昭十六 (526BC) 「子服昭伯語季平子曰、「晉之公室其將遂卑矣。君幼弱、六卿彊而奢傲、將因是以習、習實爲常、能無卑乎。」」に據る。

文公元年 (754BC)、取蔡女、生子佗。(陳世家)

陳文公圉元年 (754BC) 生桓公鮑、厲公他。他母蔡女。(陳表)

厲公二年 (705BC)、生子敬仲完。周太史過陳、陳厲公使以周易筮之、卦得觀之否。「是爲觀國之光、利用賓于王。此其代陳有國乎。不在此、其在異國。非此其身、在其子孫。若在異國、必姜姓。姜姓、太嶽之後。物莫能兩大、陳衰、此其昌乎。」(陳世家)

(厲公) 二 (705BC) 生敬仲完。周史卜完後世王齊。(陳表)

以上2件は、『左傳』莊二十二 (672BC) 「陳厲公、蔡出也。故蔡人殺五父而立之、

生敬仲。…」に據るが、出生の年次は見えない。上掲のいくつかの事例に示したように、十二諸侯年表においては王侯の親族に関する記述が元年もしくは二年に置かれる事例が頻見する。「厲公二年」は、陳世家が用いた年表形式の原資料に由来するものであらう。陳世家と記述をほぼ同じくする田世家が「二年」を用いないことは、そもそも『史記』が「二年」を実際の年次と考えていなかったことを傍證する。

陳莊公林元年（699BC）桓公子。（陳表）

陳宣公杵臼元年（692BC）杵臼、莊公弟。（陳表）

（宣公）十八年（701BC）、初、宣公愛夫人夷姜、夷姜生子伋、…（衛世家）

（宣公）十八（701BC）太子伋弟壽爭死。（衛表）

以上2件は、『左傳』桓十六（696BC）に據るが、年次は見えない。十八年は衛宣公卒年の前年に當たる。

衛文公燬元年（659BC）戴公弟也。（衛表）

衛殤公狄元年（558BC）定公弟。（衛表）

（戴公）三十四年（766BC）、戴公卒、子武公司空立。武公生女爲魯惠公夫人、生魯桓公。

（宋世家）

（武公）十八（748BC）生魯桓公母。（宋表）

以上2件は、『左傳』隱元（722BC）に據るが、年次は見えない。世家は武公即位年、表は武公卒年に繋げる。

宋襄公茲父元年（650BC）目夷相。（宋表）

宋昭公杵臼元年（619BC）襄公之子。（宋表）

宋文公鮑元年（610BC）昭公弟。晉率諸侯平我。（宋表）

（獻公二十五年 652BC）驪姬弟生悼子。（晉世家）

悼子出生は、『左傳』莊二十八（666BC）「晉伐驪戎、驪戎男女以驪姬。歸、生奚齊、其娣生卓子。」に見えるが、その年次は不明である。翌年の獻公卒後の公位繼承紛争に登場するので、その直前に置いたものである。

楚穆王商臣元年（625BC）以其太子宅賜崇、爲相。（楚表）

『左傳』文元（626BC）「穆王立、以其爲太子之室與潘崇、使爲大師、且掌環列之尹。」に據る。

楚靈王圍元年（540BC）共王子、肘玉。（楚表）

『左傳』昭十三（529BC）「初、共王無冢適、有寵子五人、無適立焉。乃大有事于群望、而祈曰、「請神擇於五人者、使主社稷。」乃徧以璧見於群望、曰、「當璧而拜者、神所立也、誰敢違之。」既、乃與巴姬密埋璧於大室之庭、使五人齊、而長入拜。康王跨之、靈王肘加焉、子干・子皙皆遠之。平王弱、抱而入、再拜、皆厭紐。」に據る。

平王二年（527BC）、使費無忌如秦爲太子建取婦。…（楚世家）

（平王）二（527BC）王爲太子取秦女、好、自取之。（楚表）

『左傳』昭十九（523BC）「正月、楚夫人羸氏至自秦。」に據れば平王六年だが、楚世家の用いた年表形式の原資料において、平王の親族に関わる情報として二年に繋けられたものであろう。

鄭莊公寤生元年（743BC）祭仲相。（鄭表）

鄭昭公元年（696BC）忽母鄧女、祭仲取之。（鄭表）

（子嬰）十（二）〔三〕年（681BC）宋人長萬弑其君湣公。鄭祭仲死。十四年（680BC）、故鄭亡厲公突在櫟者使人誘劫鄭大夫甫假、（鄭世家）

『左傳』桓十八（694BC）「秋、齊侯師于首止。子臺會之、高渠彌相。七月戊戌、齊人殺子臺、而轅高渠彌、祭仲逆鄭子于陳而立之。是行也、祭仲知之、故稱疾不往。人曰、「祭仲以知免。」仲曰、「信也。」」に見えるように、子嬰は祭仲が擁立したが、莊十四（680BC）の厲公復辟の記述には祭仲は見えない。そのため下線部を「十四年」の直前に置いたものである。

鄭襄公堅元年（604BC）靈公庶弟。楚伐我、晉來救。（鄭表）

獻公十三年（501BC）卒、子聲公勝立。當是時、晉六卿彊、侵奪鄭、鄭遂弱。（鄭世家）

『左傳』定八（502BC）「秋、晉士鞅會成桓公侵鄭、圍蟲牢、報伊闕也。遂侵衛。」を踏まえたものであろう。「當是時」は嚴密な年次を要求しない。同様に嚴密な年次に属さない事例として、

（哀公）十五年（522BC）、楚平王欲誅建、建亡。伍子胥奔吳。晉公室卑而六卿彊、欲內相攻、是以久秦晉不相攻。三十一年（506BC）、吳王闔閭與伍子胥伐楚、（秦本紀）

がある。晉世家「（頃公）十二年（514BC）、晉之宗家祁侯孫・叔嚮子、相惡於君。六卿欲弱公室、乃遂以法盡滅其族。而分其邑爲十縣、各令其子爲大夫。晉益弱、六卿皆大。」・

晉表「(頃公) 十二 (514BC) 六卿誅公族、分其邑。各使其子爲大夫。」は『左傳』昭二十八 (514BC) に據るが、秦本紀の下線部は 514BC の事件を用いて 522-506BC の間の状況を説明する。

第六節 『左傳』の誤

『史記』『左傳』の矛盾につき、『左傳』の方が誤っていると判断される事例がある。『史記』が引用したのち、現行本に至るまでの間に『左傳』に誤寫が発生したものであろう

(餘祭四年 544BC) 歌魏。曰、「美哉、颯颯乎、大而寬、儉而易、行以德輔、此則盟主也。」(吳世家)

『左傳』襄二十九 (544BC) 「爲之歌魏、曰、「美哉。颯颯乎。大而婉、險而易行、以德輔此、則明主也。」」は「明主」に作るが、『左傳』にはほかに用例を見ない。他方、「盟主」は『左傳』に頻見する。『左傳』の「明主」は「盟主」を誤寫したものであろう^{*26}。

(僖) 十 (三) [二] 年 (515BC) 春、吳欲因楚喪而伐之、使公子蓋餘・燭庸以兵圍楚之六・濞。(吳世家)

『左傳』昭二十七 (515BC) 「吳子欲因楚喪而伐之、使公子掩餘・公子燭庸帥師圍潛、」は「六」を缺く。杜注に「潛、楚邑。在廬江六縣西南。」とあり、また『春秋經』文五「秋、楚人滅六。」の杜注に「六、國。今廬江六縣。」とあり、潛・六は近い。

四月丙子、光伏甲士於窟室、… (吳世家)

『左傳』昭二十七 (515BC) には「丙子」が見えない。もっとも春秋長曆^{*27}では四月戊寅 15 朔とし、丙子 13 はそのままでは納まらない。

惠公二年 (607BC)、長翟來、王子城父攻殺之、埋之於北門。(齊世家)

(惠公) 二 (607BC) 王子成父敗長翟。(齊表)

(文公十一年 607BC) 齊惠公二年、鄭瞞伐齊、齊王子城父獲其弟榮如、埋其首於北門。(魯世家)

*26 吉本 2016 參照。

*27 吉本 2019 參照。

『左傳』文十一（616BC）「鄭瞞侵齊、遂伐我。公卜、使叔孫得臣追之、吉。侯叔夏御莊叔、縣房甥爲右、富父終甥駟乘。冬十月甲午、敗狄于鹹、獲長狄僑如。富父終甥搯其喉以戈、殺之、埋其首於子駒之門、以命宣伯。…晉之滅潞也、獲僑如之弟焚如。齊襄公之二年、鄭瞞伐齊、齊王子成父獲其弟榮如、埋其首於周首之北門。衛人獲其季簡如、鄭瞞由是遂亡。」は、齊襄公二年（696BC）とするが、榮如は僑如の弟なので、惠公二年（607BC）が正しい。『左傳』の「襄」は「惠」の誤寫となる。

（靈王十二年 529BC）夏五月癸丑 50、王死申亥家、申亥以二女從死、并葬之。（楚世家）

『左傳』昭十三「夏五月癸亥 60、王縊于芋尹申亥氏。申亥以其二女殉而葬之。」に據る。下文に「乙卯 52 夜、棄疾使周走而呼曰、「王至矣。」國人大驚。使蔓成然走告子干、子皙曰、「王至矣。國人殺君司馬、將來矣。君若早自圖也、可以無辱。眾怒如水火焉、不可爲謀。」又有呼而走至者曰、「眾至矣。」二子皆自殺。丙辰 53、棄疾即位、名曰熊居。葬子干于訾、實訾敖。殺囚、衣之王服、而流諸漢、乃取而葬之、以靖國人。使子旗爲令尹。」が見えるので、癸丑 50 の方が『左傳』の記述の順番に適合的である。現行本『左傳』の「癸亥」は直後の「申亥」に牽引され誤寫されたものであろう。

第七節 獨自紀年

前節までに掲げた『左傳』との紀年の矛盾は、錯誤や見かけの矛盾に屬するものだが、それ以外に『史記』が『左傳』以外の原資料を用いたために發生した紀年の矛盾が散見する。

（1）年表

『春秋經』の魯紀年においては、先君卒年の翌年を新君の元年とする踰年改元を用いている。『史記』も基本的に踰年改元を採用するが、十二諸侯年表には、先君卒年を新君元年とする年内改元を明示する事例が散見する。

（殤公）九（711BC）／華督見孔父妻好、悅之。華督殺孔父、及殺殤公。宋公馮元年（710BC）華督爲相。／（宋公馮）二（709BC）（宋表）

（懿公）八（661BC）／翟伐我。公好鶴、士不戰、滅我國。國怨、惠公亂、滅其後、更立黔牟弟。衛戴公元年（660BC）／衛文公燬元年（659BC）戴公弟也。（衛表）

(昭侯) 六 (740BC) / 潘父殺昭侯、納成師、不克。昭侯子立、是爲孝侯。 / (孝侯)
二 (738BC) (晉表)

(小子) 三 (707BC) / 曲沃武公殺小子。周伐曲沃、立晉哀侯弟湑爲晉侯。晉侯湑元年
(706BC) / (晉侯湑) 二 (705BC) (晉表)

これらについて第一に指摘すべきは、新君元年において先君の年次が記されないことである。先君の年数は表記上、実際のそれより一年減ることになる。第二に指摘すべきは、『左傳』との紀年の矛盾が認められる事例の存在である。すなわち、晉表の晉侯湑元年 (706BC) の記事は、『左傳』 桓七 (705BC) 「冬、曲沃伯誘晉小子侯、殺之。」・桓八 (704BC) 「八年春、滅翼。…冬、王命虢仲立晉哀侯之弟緡于晉。」に據るが、その年次は異なる。十二諸侯年表は、『左傳』の記述内容に據りながら、紀年については、『春秋曆譜課』を優先しているのである。

さらに十二諸侯年表においては、先君末年を一年遡らせる事例がある。

(惠公) 三 (697BC) 朔奔齊、立黔牟。 / 衛黔牟元年 (696BC) (衛表)

(出公) 十二 (481BC) 父蒯聵入、輒出亡。 / 衛莊公蒯聵元年 (480BC) (衛表)

惠公・出公の出奔は、『左傳』 桓十六 (696BC) ・哀十五 (480BC) に見えるが、十二諸侯年表はともに一年前に置いている。『春秋曆譜課』の段階で、年内改元として先君出奔の年を新君元年とし、表格には年次のみを記していたところ、十二諸侯年表の段階で、これを踰年改元と誤認して、惠公三年・出公十二年の欄に出奔を記したものである。『左傳』との矛盾は承知していたはずだが、踰年改元を原則とし、『春秋曆譜課』の表格を優先したものである。

(黔牟) 十 (687BC) 齊立惠公、黔牟奔周。(衛表)

惠公復辟は、『左傳』 莊六 (688BC) に見える。黔牟の年数は 696-688BC の九年とすべきところ、『春秋曆譜課』の段階で「九」を「十」に誤認したものである。衛表は、『春秋曆譜課』にしたがって莊六の内容を翌年に置いている。

(湑公) 二十三 (479BC) 楚滅陳、殺湑公。(陳表)

楚滅陳は『左傳』 哀十七 (478BC) に見える。「二十三」の翌年の欄に「楚滅陳」があるべきものだが、『春秋曆譜課』の段階では「二十三」のみが残り、十二諸侯年表は、『左傳』との矛盾は承知しつつも、『春秋曆譜課』を優先して「二十三」の欄に「楚滅陳、

殺潁公。」を記したものであろう。

『春秋曆譜』の優先を明示する事例として指摘すべきは、吳表である。吳表は餘祭十七年（547-531BC）・餘昧四年（530-527BC）とするが、『左傳』は襄二十五（548BC）諸樊卒・襄二十九（544BC）餘祭卒・昭十五（527BC）餘昧卒、すなわち餘祭四年（547-544BC）・餘昧十七年（543-527BC）とする。『春秋曆譜』の原資料となった王名表の段階で、餘祭・餘昧の年数を顛倒したものである。ところが吳表「（餘祭）四（544BC）守門闔殺餘祭。季札使諸侯。」は、『左傳』に據って餘祭四年（544BC）に餘祭卒を記す。『左傳』と矛盾することを承知しながら、『春秋曆譜』の表格はそのまま用いているのである。

『史記』の春秋部分が『左傳』に最も多く取材することは、あらためていうまでもないが、その一方で、個々の局面では、『左傳』との矛盾を調整せぬまま、系譜・王名表・年表といった既存の原資料が優先される事例が散見する。『左傳』を用いるには魯紀年からの換算など準備作業を要する。そうした作業の煩雑を嫌ったものでもあろう。とまれ、紀年の分析を進める際に、『史記』における嚴密な整合性は決して自明のものではないことを了解せねばならない。

本紀世家においても、在位年数が一年減っている事例が散見する。

（昭公）十九年五月、昭公卒、子舍立爲齊君。舍之母無寵於昭公、國人莫畏。昭公之弟商人以桓公死爭立而不得、陰交賢士、附愛百姓、百姓說。及昭公卒、子舍立、孤弱、即與眾十月即墓上弑齊君舍、而商人自立、是爲懿公。（齊世家）

（哀公）三十四年、初、哀公娶鄭、長姬生悼太子師、少姬生偃。二嬖妾、長妾生留、少妾生勝。留有寵哀公、哀公屬之其弟司徒招。哀公病、三月、招殺悼太子、立留爲太子。哀公怒、欲誅招、招發兵圍守哀公、哀公自經殺。招卒立留爲陳君。四月、陳使使赴楚。楚靈王聞陳亂、乃殺陳使者、使公子弃疾發兵伐陳、陳君留奔鄭。九月、楚圍陳。十一月、滅陳。使弃疾爲陳公。（陳世家）

前者は『左傳』文十四（613BC）に據る。齊昭公の先代たる孝公の卒は僖二十七（633BC）に見え、昭公の年数は二十年となる。後者は『左傳』昭八（534BC）に據り、陳哀公の先代たる成公の卒は『春秋經』襄四（569BC）に見えるので、哀公の年数は三十五年となる。上掲の晉表「（昭侯）六（740BC）／潘父殺昭侯、納成師、不克。昭侯子立、

是爲孝侯。／（孝侯）二（738BC）」は、昭侯六年を記すが、七年は記さない。同様の年表形式の原資料が、齊昭公十九年・陳哀公三十四年までしか記さなかったことから、これを卒年と判断し、実際には翌年に当たる『左傳』の記述を引用したものであろう（出公）十二年（481BC）、…閏月、良夫與太子入、舍孔氏之外園。昏、二人蒙衣而乘、宦者羅御、如孔氏。孔氏之老樂甯問之、稱姻妾以告。遂入、適伯姬氏。既食、惺母杖戈而先、太子與五人介、輿猓從之。伯姬劫惺於廁、彊盟之、遂劫以登臺。樂甯將飲酒、炙未熟、聞亂、使告仲由。召護駕乘車、行爵食炙、奉出公輒犇魯。…孔惺竟立太子蒯聵、是爲莊公。（衛世家）

衛出公出奔については上述した。衛世家も衛表と同じく出公出奔の年次を一年遡らせている。衛世家の利用した年表形式の原資料に由來するものであろう。

（敬王）四十一年（479BC）、楚滅陳。孔子卒。（周本紀）

（惠王十年 479BC）白公勝怒、乃遂與勇力死士石乞等襲殺令尹子西・子綦於朝、…是歲也、滅陳而縣之。（楚世家）

二十二年（479BC）、楚惠王滅陳。孔子卒。（鄭世家）

上掲陳表と同様に陳湣公の紀年を二十三年（478BC）までしか記さない年表に據るものであろう。

（惠公）三十年（801BC）、惠公卒、子哀公立。哀公元年（800BC）卒、子戴公立。（宋世家）

（惠公）三十一（800BC）宋惠公薨。／宋戴公立。元年（799BC）（宋表）

惠公三十一年を哀公元年とする年内改元が行われ、宋世家の用いた年表形式の原資料では、惠公三十年の翌年に哀公元年のみを記していたものであろう。他方、『春秋曆譜譌』では惠公三十年の翌年に三十一年のみが記されていたのであろう。

秦本紀・秦表においては、年表形式の原資料を介在して『春秋經』『左傳』との紀年の矛盾が発生したと判断される事例がある。まず、共公・惠公の卒年が『春秋經』より一年降る。悼公卒は『春秋經』には見えないが、秦始皇本紀附載王名表「悼公享國十五年」に據れば、秦本紀・秦表より一年多くなる。以上を整理すると下表のようになる。年表形式の原資料の段階で、共公・惠公の卒年を誤排したものであろう。

	秦本紀・秦表	『春秋經』	
		卒年	年數
共公	5・608-604BC	宣四（605BC）	4・608-605BC
桓公	27・603-577BC	成十四（577BC）	28・604-577BC
景公	40・576-537BC	昭五（537BC）	40・576-537BC
哀公	36・536-501BC	定九（501BC）	36・536-501BC
惠公	10・500-491BC	哀三（492BC）	9・500-492BC
悼公	14・490-477BC		15・491-477BC

（繆公）四年（656BC）、迎婦於晉、晉太子申生姊也。（秦本紀）

（穆公）四（656BC）迎婦于晉。（秦表）

『左傳』僖五（655BC）「冬十二月丙子朔、晉滅虢、虢公醜奔京師。師還、館于虞、遂襲虞、滅之。執虞公及其大夫井伯、以勝秦穆姬、而脩虞祀、且歸其職貢於王。」より一年遡る。

（繆公）二十年（640BC）、秦滅梁・芮。（秦本紀）

（穆公）十九（641BC）滅梁。梁好城、不居、民罷、相驚、故亡。（秦表）

秦表は『春秋經』僖十九（641BC）「冬、…梁亡。」に對する『左傳』「冬、…梁亡。不書其主、自取之也。初、梁伯好土功、亟城而弗處、民罷而弗堪、則曰、「某寇將至。」乃溝公宮、曰、「秦將襲我。」民懼而潰、秦遂取梁。」に據る。秦本紀は一年下る。また滅芮は『左傳』に見えず、秦本紀が原資料が『左傳』ではないことを傍證する。

（2）抄撮

本紀世家には、『左傳』に對應しつつも、独自の紀年が見出される事例が少なくない。これらについては、本紀世家編纂段階の「解釋」に基づくと推定されるものもあるが、とりわけ具體的な年次については、独自の材料を想定せざるを得ない事例が少なくない。そのことに關聯して想起すべきは、戰國期に『左傳』より派生した文獻である。十二諸侯年表

左丘明懼弟子人人異端、各安其意、失其眞、故因孔子史記具論其語、成左氏春秋。鐸椒爲楚威王傳、爲王不能盡觀春秋、采取成敗、卒四十章、爲鐸氏微。趙孝成王時、其相虞卿上采春秋、下觀近勢、亦著八篇、爲虞氏春秋。呂不韋者、秦莊襄王相、

亦上觀尚古、刪拾春秋、集六國時事、以爲八覽・六論・十二紀、爲呂氏春秋。及如荀卿・孟子・公孫固・韓非之徒、各往往摭摭春秋之文以著書、不同勝紀。漢相張蒼曆譜五德、上大夫董仲舒推春秋義、頗著文焉。

に、『鐸氏微』四十章・『虞氏春秋』八篇が見え、劉向『別録』（『左傳正義』卷一）

左丘明授曾申、申授吳起、起授其子期、期授楚人鐸椒。鐸椒作抄撮八卷、授虞卿。虞卿作抄撮九卷、授荀卿。荀卿授張蒼。

に鐸椒『抄撮』八卷・虞卿『抄撮』九卷が見える。

『左傳』成書ののち、各種の「抄撮」が作成され、前漢後期まで傳承されたことは確かであろう。「抄撮」とはいえ、鐸椒・虞卿の名を冠して傳承される程度には個性的な作品だったわけであり、『左傳』原文に改變を施したり、關聯する材料や作者の創作を附加する場合もあったであろうし、あるいはそれら「抄撮」を素材に二次的な作品が成立することもあったであろう*28。

「關聯する材料」としては、『左傳』に見えない紀年が『繫年』や『國語』に散見する。

『繫年』第2章後半・第4章後半～第20章前半は『左傳』の「抄撮」を彷彿させるが、ここで注目されるのが第12章「楚莊王立十又四年（600BC）、王會諸侯于厲、鄭成公自厲逃歸、莊王遂加鄭亂。」の厲の會である。『左傳』宣十一（598BC）に「厲之役、鄭伯逃歸、自是楚未得志焉。鄭既受盟于辰陵、又微事于晉。」とあるが、『左傳』に「厲之役」そのものは見えない。杜預は「蓋在六年」と注し、宣六（603BC）「楚人伐鄭、取成而還。」を「厲之役」に當てるが、注釋が指摘するように、「取成」は「鄭伯逃歸」と矛盾する。莊王十四年は宣九（600BC）に当たり、『春秋經』宣九に

九月、晉侯・宋公・衛侯・鄭伯・曹伯會于扈。晉荀林父帥師伐陳。辛酉、晉侯黑臀卒于扈。冬十月癸酉、衛侯鄭卒。宋人圍滕。楚子伐鄭。晉卻缺帥師救鄭。

と、『左傳』宣九に

會于扈、討不睦也。陳侯不會。晉荀林父以諸侯之師伐陳。晉侯卒于扈、乃還。…楚子爲厲之役故、伐鄭。晉卻缺救鄭。鄭伯敗楚師于柳棼。國人皆喜、唯子良憂、曰、是國之災也、吾死無日矣。

とある。『繫年』はこの年次に「王會諸侯于厲、鄭成公自厲逃歸。」を繫け、これに従

*28 吉本 2013 參照。

うならば、『左傳』の「楚子爲厲之役故、伐鄭。」が、『繫年』の「莊王遂加鄭亂」に當たることになる^{*29}。

『國語』には、まず、周語中第1章に襄王十三年・十七年・十八年の紀年が見えるが、周本紀の襄王十三年・十五年・十六年・十七年の年次には周語に類似した材料の影響が推定される。

(襄王) (a) 十三年、鄭伐滑、王使游孫・伯服請滑、鄭人囚之。鄭文公怨惠王之入不與厲公爵、又怨襄王之與衛滑、故囚伯服。(b) 王怒、將以翟伐鄭。富辰諫曰、「凡我周之東徙、晉・鄭焉依。子積之亂、又鄭之由定、今以小怨弃之。」王不聽。(c) 十五年(637BC)、王降翟師以伐鄭。王德翟人、將以其女爲后。富辰諫曰、「平・桓・莊・惠皆受鄭勞、王弃親親翟、不可從。」王不聽。(d) 十六年(636BC)、王絀翟后、翟人來誅、殺譚伯。富辰曰、「吾數諫不從。如是不出、王以我爲慙乎。」乃以其屬死之。初、惠后欲立王子帶、故以黨開翟人、翟人遂入周。(e) 襄王出犇鄭、鄭居王于汜。子帶立爲王、取襄王所絀翟后與居溫。十七年(635BC)、襄王告急于晉、(f) 晉文公納王而誅叔帶。襄王乃賜晉文公珪鬯弓矢、爲伯、以河內地與晉。(周本紀)

年次を別にすれば、(a) (e) は『左傳』僖二十四(636BC)、(f) は僖二十五(635BC)に據り、(b) (c) (d) は『國語』周語中に據る。(a)「鄭伐滑」は、『左傳』僖二十(640BC)に見える。周本紀は、651BCを襄王元年とするので、僖二十(640BC)は十二年となるはずだが、これを十三年とするのは、周語中「襄王十三年(640BC)、鄭人伐滑。」と同じく、650BCを襄王元年とする材料を用いたものである。僖二十四(636BC)は十六年となるはずだが、(c)を十五年に繋げるのは、周語中「十七年(636BC)、王降狄師以伐鄭。…十八年(635BC)、王黜狄后。」の如く、「狄伐鄭」を「黜狄后」の前年とする材料を用いたものである。

ついで周語中第7章「(定王) (a) 六年(601BC)、單子如楚。(b) 八年(599BC)、陳侯殺於夏氏。(c) 九年(598BC)、楚子入陳。」の(b)は『左傳』宣十(599BC)、(c)は宣十一(598BC)に見えるが、(a)は見えない。『左傳』には採録されなかったものの、(b) (c) と一聯の事件として、紀年を含めて傳承されていたものである。

周語下第3章「靈王二十二年(550BC)、穀・洛鬪、將毀王宮。」・第5章「景王

^{*29} 吉本 2013 参照。

二十一年（524BC）、將鑄大錢。」は事件自體『左傳』に見えない。第6章「（景王）二十三年（522BC）、王將鑄無射、而爲之大林。…二十四年（521BC）、鍾成、伶人告和。…二十五年（520BC）、王崩、鍾不和。」は『左傳』昭二十一（521BC）「春、天王將鑄無射。」の異傳だが、景王二十三年に相當する記述は『左傳』には見えない*30。

（夫差）七年（489BC）、吳王夫差聞齊景公死而大臣爭寵、新君弱、乃興師北伐齊。子胥諫曰、「越王句踐食不重味、衣不重采、弔死問疾、且欲有所用其眾。此人不死、必爲吳患。今越在腹心疾而王不先、而務齊、不亦謬乎。」吳王不聽、遂北伐齊、敗齊師於艾陵。（吳世家）

伍子胥の發言は、『國語』吳語

吳王夫差既許越成、乃大戒師徒、將以伐齊。申胥進諫曰、「昔天以越賜吳、而王弗受。夫天命有反、今越王句踐恐懼而改其謀、舍其愆令、輕其征賦、施民所善、去民所惡、身自約也、裕其眾庶、其民殷眾、以多甲兵。越之在吳、猶人之有腹心之疾也。夫越王之不忘敗吳、於其心也忒然、服士以伺吾閒。今王非越是圖、而齊、魯以爲憂。夫齊、魯譬諸疾、疥癬也、豈能涉江、淮而與我爭此地哉。將必越實有吳土。

に似る。艾陵の戦は『左傳』哀十一（484BC）に見え、夫差十二年に當たる。哀十（485BC）には齊悼公が卒しており、悼公卒年の翌年を景公卒年の翌年に誤ったものである。

このように、『左傳』に直接間接に關聯する紀年を有した材料が存在し、周本紀襄王十五年・吳世家夫差七年などは『左傳』に矛盾する紀年を採用しているわけだが、さらに『左傳』や『國語』の記述を引用しつつ、それらに見えない紀年を挿入する事例も散見する。

厲王即位三十年（849BC）、好利、近榮夷公。大夫芮良夫諫厲王曰、…（周本紀）

『國語』周語上「厲王說榮夷公、芮良夫曰、…」

（幽王）三年（779BC）、幽王嬖愛褒姒。（周本紀）

（幽王）三（779BC）王取褒姒。（周表）

褒人有罪、請入童妾所弃女子者於王以贖罪。弃女子出於褒、是爲褒姒。當幽王三年（779BC）、王之後宮見而愛之、生子伯服、竟廢申后及太子、以褒姒爲后、伯服爲太子。（周本紀）

*30 吉本 2014 參照。

『國語』鄭語「褒人褒姒有獄、而以爲入於王、王遂置之、而嬖是女也、使至於爲后而生伯服。」

伯陽三年 (499BC)、國人有夢罌君子立于社宮、謀欲亡曹。曹叔振鐸止之、請待公孫彊、許之。旦、求之曹、無此人。夢者戒其子曰、「我亡、爾聞公孫彊爲政、必去曹、無離曹禍。」及伯陽即位、好田弋之事。六年 (496BC)、曹野人公孫彊亦好田弋、獲白鴈而獻之、且言田弋之說、因訪政事。伯陽大說之、有寵、使爲司城以聽政。夢者之子乃亡去。(曹世家)

(伯陽) 三 (499BC) 國人有夢罌君子立社宮、謀亡曹、振鐸請待公孫彊、許之。／六 (496BC) 公孫彊好射、獻鴈、君使爲司城、夢者子行。(曹表)

『左傳』哀七 (488BC) 「初、曹人或夢罌君子立于社宮、而謀亡曹。曹叔振鐸請待公孫彊、許之。旦而求之曹、無之。戒其子曰、「我死、爾聞公孫彊爲政、必去之。」及曹伯陽即位、好田弋。曹鄙人公孫彊好弋、獲白鴈、獻之、且言田弋之說、說之。因訪政事、大說之。有寵、使爲司城以聽政。夢者之子乃行。」

(a) 莊公五年 (753BC)、取齊女爲夫人、好而無子。又取陳女爲夫人、生子、蚤死。陳女女弟亦幸於莊公、而生子完。完母死、莊公令夫人齊女子之、立爲太子。莊公有寵妾、生子州吁。十八年 (740BC)、州吁長、好兵、莊公使將。石碏諫莊公曰、「庶子好兵、使將、亂自此起。」不聽。(b) 二十三年 (735BC)、莊公卒、太子完立、是爲桓公。(c) 桓公二年 (733BC)、弟州吁驕奢、桓公絀之、州吁出奔。(d) 十三年 (722BC)、鄭伯弟段攻其兄、不勝、亡、而州吁求與之友。(衛世家)

(莊公) 十七 (741BC) 愛妾子州吁、州吁好兵。／(桓公) 二 (733BC) 弟州吁驕、桓黜之、出奔。／十六 (719BC) 州吁弑公自立。／衛宣公晉元年 (718BC)、共立之。討州吁。(衛表)

(a) 「莊公五年」「十八年」は『左傳』隱三 (720BC) 「衛莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜、美而無子、衛人所爲賦碩人也。又娶于陳、曰厲嬀、生孝伯、早死。其娣戴嬀、生桓公、莊姜以爲己子。公子州吁、嬖人之子也、有寵而好兵、公弗禁、莊姜惡之。石碏諫曰、…」に見えない。また、『詩』邶風 / 燕燕疏

禮、諸侯不再娶、且莊姜仍在、左傳唯言「又娶於陳」、不言爲夫人。世家云「又娶陳女爲夫人」、非也。左傳唯言戴嬀生桓公、莊姜養之、以爲己子、不言其死、云「完

母死」、亦非也。然傳言又娶者、蓋謂媵也。左傳曰、「同姓媵之、異姓則否。」此陳其得媵莊姜者、春秋之世不能如禮。

は衛世家の不備を指摘する。「十八年」を衛表は「十七」に繋げる。衛世家の「十七」から「十八」への誤寫もしくは衛表の「十八」から「十七」への誤排である。(b)「二十三年」は莊公卒年であり王名表より取材しうる。(c)は『左傳』に見えない。「桓公二年」は年次不定の事件に頻用される假構の年次かもしれない。(d)鄭公子段の亂は『左傳』隱元(722BC)に見えるが、「而州吁求與之友」は獨自である。

獻公十三年(564BC)、公令師曹教宮妾鼓琴、妾不善、曹笞之。妾以幸惡曹於公、公亦笞曹三百。(衛世家)

(獻公)十三(564BC)晉率我伐鄭。師曹鞭公幸妾。(衛表)

『左傳』襄十四(559BC)「初、公有嬖妾、使師曹誨之琴、師曹鞭之。公怒、鞭師曹三百。」

穆侯四年(808BC)、取齊女姜氏爲夫人。七年(805BC)、伐條。生太子仇。十年(802BC)、伐千畝、有功。生少子、名曰成師。晉人師服曰、…(晉世家)

(穆侯)四(808BC)取齊女爲夫人。／七(805BC)以伐條生太子仇。／十(802BC)以千畝戰。生仇弟成師。二子名反、君子譏之。後亂。(晉表)

『左傳』桓二(710BC)「初、晉穆侯之夫人姜氏、以條之役生太子、命之曰仇。其弟以千畝之戰生、命之曰成師。師服曰、…」

(獻公)五年(672BC)、伐驪戎、得驪姬、驪姬弟、俱愛幸之。(晉世家)

(獻公)五(672BC)伐驪戎、得姬。(晉表)

『左傳』莊二十八(666BC)「晉伐驪戎、驪戎男女以驪姬。歸、生奚齊、其娣生卓子。」晉文公重耳、晉獻公之子也。自少好士、年十七、有賢士五人。曰趙衰。狐偃咎犯、文公舅也。賈佗。先軫。魏武子。自獻公爲太子時、重耳固已成人矣。獻公即位(元年676BC)、重耳年二十一。獻公十(三)[一]年(666BC)、以驪姬故、重耳備蒲城守秦。獻公二十一年(656BC)、獻公殺太子申生、驪姬譏之、恐、不辭獻公而守蒲城。獻公二十二年(655BC)、獻公使宦者履鞮趣殺重耳。重耳踰垣、宦者逐斬其衣袪。重耳遂奔狄。狄、其母國也。是時重耳年四十三。…重耳出亡凡十九歲而得入、時年六十二矣、晉人多附焉。(晉世家)

晉文公の年齢については、『左傳』昭十三に「我先君文公、狐季姬之子也、有寵於獻。好學而不貳、生十七年、有士五人。有先大夫子餘・子犯以爲腹心、有魏犢・賈佗以爲股肱、有齊・宋・秦・楚以爲外主、有欒・郤・狐・先以爲內主。亡十九年、守志彌篤。惠・懷棄民、民從而與之。獻無異親、民無異望。天方相晉、將何以代文。」とあり、本條の引用するところであるが、「年十七」は、『國語』晉語四にも「晉公子生十七年而亡」とあるように、獻公二十二年（655BC）亡命時の年齢であり、したがって獻公六年（671BC）出生となり、文公元年（636BC）に三十六歳、九年（628BC）に四十四歳となる。晉世家の「四十三」は文公卒年の年齢「四十四」を誤寫し、かつ亡命時の年齢に誤認したものである^{*31}。

是時晉惠公十四年秋。惠公以九月卒、子圉立。十一月、葬惠公。十二月、晉國大夫欒、郤等聞重耳在秦、皆陰來勸重耳、趙衰等反國、爲內應甚眾。（晉世家）

『左傳』僖二十三（637BC）「九月、晉惠公卒。懷公立、命無從亡人。」

（昭侯）十六年（503BC）、楚令尹爲其民泣以謀蔡、蔡昭侯懼。（蔡世家）

（昭王）十四（502BC）子西爲民泣、民亦泣、蔡昭侯恐。（楚表）

蔡世家「十六」が「十七」の誤寫、楚表「十四」が「十三」からの誤排のいずれかであろう。蔡昭侯を主題とする記述の一部であろう。

（定公）十〔一〕年（519BC）、太子建與晉謀襲鄭。鄭殺建、建子勝奔吳。（鄭世家）

（定公）十一（519BC）楚建作亂、殺之。（鄭表）

惠王二年（487BC）、子西召故平王太子建之子勝於吳、以爲巢大夫、號曰白公。白公好兵而下士、欲報仇。六年（483BC）、白公請兵令尹子西伐鄭。初、白公父建亡在鄭、鄭殺之、白公亡走吳、子西復召之、故以此怨鄭、欲伐之。子西許而未爲發兵。（八）〔九〕年（480BC）、晉伐鄭、鄭告急楚、楚使子西救鄭、受賂而去。〔十年（479BC）〕白公勝怒、乃遂與勇力死士石乞等襲殺令尹子西・子綦於朝、因劫惠王、置之高府、欲弑之。惠王從者屈固負王亡走昭王夫人宮。白公自立爲王。月餘、葉公來救楚、楚惠王之徒與共攻白公、殺之。惠王乃復位。（楚世家）

（惠王）二（487BC）子西召建子勝於吳、爲白公。／六（483BC）白公勝數請子西伐鄭、以父怨故。／十（479BC）白公勝殺令尹子西、攻惠王。葉公攻白公、白公自殺。惠王

*31 吉本 2000b 参照。

復國。(楚表)

以上は白公勝の亂に關する記述であり、『左傳』哀十六(479BC)「楚太子建之遇讖也、自城父奔宋。又辟華氏之亂於鄭、鄭人甚善之。又適晉、與晉人謀襲鄭、乃求復焉。鄭人復之如初。晉人使諜於子木、請行而期焉。子木暴虐於其私邑、邑人訴之。鄭人省之、得晉諜焉、遂殺子木。其子曰勝、在吳、子西欲召之、葉公曰、「吾聞勝也詐而亂、無乃害乎。」子西曰、「吾聞勝也信而勇、不爲不利。舍諸邊竟、使衛藩焉。」葉公曰、「周仁之謂信、率義之謂勇。吾聞勝也好復言、而求死士、殆有私乎。復言、非信也。期死、非勇也。子必悔之。」弗從。召之、使處吳竟、爲白公。請伐鄭、子西曰、「楚未節也。不然、吾不忘也。」他日、又請、許之、未起師。晉人伐鄭、楚救之、與之盟。勝怒、曰、「鄭人在此、讎不遠矣。」勝自厲劍、子期之子平見之、曰、「王孫何自厲也。」曰、「勝以直聞、不告女、庸爲直乎。將以殺爾父。」平以告子西。子西曰、「勝如卵、余翼而長之。楚國、第我死、令尹・司馬、非勝而誰。」勝聞之、曰、「令尹之狂也。得死、乃非我。」子西不悛。勝謂石乞曰、「王與二卿士、皆五百人當之、則可矣。」乞曰、「不可得也。」曰、「市南有熊宜僚者、若得之、可以當五百人矣。」乃從白公而見之、與之言、說。告之故、辭。承之以劍、不動。勝曰、「不爲利諂、不爲威惕、不洩人言以求媚者、去之。」吳人伐慎、白公敗之。請以戰備獻、許之、遂作亂。秋七月、殺子西・子期于朝、而劫惠王。…」に取材するが年次は見えない。楚世家「晉伐鄭」は、『春秋經』哀十五(480BC)「冬、晉侯伐鄭。」に見え、楚世家の「八年」は「九年」の誤寫となる。

武公十年(761BC)、娶申侯女爲夫人、曰武姜。生太子寤生、生之難、及生、夫人弗愛。後生少子叔段、段生易、夫人愛之。(鄭世家)

(武公)十(761BC)娶申侯女武姜。／十四(757BC)生莊公寤生。／十七(754BC)生大叔段、母欲立段、公不聽。(鄭表)

『左傳』隱元(722BC)「初、鄭武公娶于申、曰武姜、生莊公及共叔段。莊公寤生、驚姜氏、故名曰「寤生」、遂惡之。愛共叔段、欲立之。亟請於武公、公弗許。」

(文公)二十四年(649BC)、文公之賤妾曰燕姑、夢天與之蘭、曰、「余爲伯儵。余、爾祖也。以是爲而子、蘭有國香。」以夢告文公、文公幸之、而予之草蘭爲符。遂生子、名曰蘭。(鄭世家)

(文公)二十四(649BC)有妾夢天與之蘭、生穆公蘭。(鄭表)

『左傳』宣三（606BC）「冬、鄭穆公卒。初、鄭文公有賤妾曰燕姑、夢天使與已蘭、曰、「余爲伯儵。余、而祖也。以是爲而子。以蘭有國香、人服媚之如是。」既而文公見之、與之蘭而御之。辭曰、「妾不才、幸而有子、將不信、敢微蘭乎。」公曰、「諾。」生穆公、名之曰蘭。」には年次は見えない。

十二諸侯年表に示されるように、王侯の紀年は踰年改元が原則だが、年内改元を用いる原資料の紀年が混入することで、見かけの矛盾を呈する事例がある。

（昭公）七年、季武子卒。八年、楚靈王就章華臺、召昭公。昭公往賀、賜昭公寶器。已而悔、復詐取之。（魯世家）

（靈王）七年、就章華臺、下令內亡人實之。八年、使公子弃疾將兵滅陳。（楚世家）

	魯表	楚表	陳表
535BC	七 季武子卒。日蝕。	六 執芋尹亡人入章華。	三十四
534BC	八 公如楚、楚留之。賀章華臺。	七 就章華臺、內亡人實之。滅陳。	三十五 弟招作亂、哀公自殺。
533BC	九	八 弟棄疾將兵定陳。	陳惠公吳元年 哀公孫也。楚來定我。

魯世家 / 昭公七年・八年の記事は、ともに『左傳』昭七（535BC）に見える。ともに『左傳』に取材した上で、その一部だけを八年に誤ることは考えにくい。八年の記事については、『左傳』とは別の材料を想定すべきである。ここで想起されるのが、楚世家 / 靈王七年・八年であり、『左傳』昭七（535BC）・昭八（534BC）に見える。この場合、邲敖が弑殺された昭元（541BC）を靈王元年とする年内改元となる。楚世家は靈王七年・八年については、靈王元年を年内改元とする材料を用いているのである。一方で、本紀世家および十二諸侯年表作成の際には、靈王元年は踰年改元として邲敖弑殺の翌年たる昭二（540BC）に置かれた。そこで、魯世家は、楚世家 / 靈王七年（年内改元）に用いられた材料を踰年改元と誤解して、昭公八年に換算したのである。楚表の靈王七年「就章華臺、內亡人實之。」・八年「弟棄疾將兵定陳。」は楚世家を轉寫したもののだが、さらに『左傳』昭七・昭八に據って、靈王六年「執芋尹亡人入章華。」・七年「滅陳」を加える。そのため、靈王八年では楚世家の「滅陳」を「定陳」に改め、「滅陳」の重複を回避しているのである。

(a) 悼公元年 (573BC) 正月庚申、欒書・中行偃弑厲公、葬之以一乘車。厲公囚六日死、死十日庚午、智罃迎公子周來、至絳、刑雞與大夫盟而立之、是爲悼公。辛巳、朝武宮。二月乙酉、即位。… (b) 秋、伐鄭。鄭師敗、遂至陳。(c) 三年 (570BC)、晉會諸侯。… (d) 十一年 (562BC)、悼公曰、「自吾用魏絳、九合諸侯、和戎・翟、魏子之力也。」賜之樂、三讓乃受之。冬、秦取我櫟。(e) 十四年 (559BC)、晉使六卿率諸侯伐秦、度涇、大敗秦軍、至殽林而去。(f) 十五年 (558BC)、悼公問治國於師曠。師曠曰、「惟仁義爲本。」冬、悼公卒、子平公彪立。(晉世家)

(a)「悼公元年」は厲公卒年の年内改元となっている。ところが、(b)は同じく悼公元年に属するが、『左傳』襄元 (572BC)「夏五月、晉韓厥・荀偃帥諸侯之師伐鄭、入其郛、敗其徒兵於洧上。於是東諸侯之師次于郛、以待晉師。晉師自鄭以郛之師侵楚焦、夷及陳。」に據り、こちらは踰年改元の悼公元年である。ついで(c)「三年」～(f)「十五年」も踰年改元に據る。要するに踰年改元を基調とする紀年に、(a)の年内改元が混入しているのである。

悼公元年を年内改元とすることは、『國語』晉語七

始合諸侯于虛朶以救宋、… (三) [元] 年、公始合諸侯。四年、諸侯會于雞丘、… 五年、諸戎來請服、使魏莊子盟之、於是乎始復霸。

四年、會諸侯於雞丘、魏絳爲中軍司馬、公子揚干亂行於曲梁、魏絳斬其僕。… 五年、無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以和諸戎。… 十二年、公伐鄭、軍于蕭魚。

に見える。「三年、公始合諸侯。」は、表現の共有から「始合諸侯于虛朶以救宋」を指し、『左傳』成十八 (573BC)「十二月、孟獻子會于虛朶、謀救宋也。」に見え、「三年」は「元年」の誤寫となる。雞丘の會は『左傳』襄三 (570BC)、戎の歸服は襄四 (569BC)、蕭魚の會は襄十一 (562BC) に見え、同じく成十八を悼公元年とする。

また、『繫年』第20章「悼公立十又一年、公會諸侯、以與吳王壽夢相見于號。」は『左傳』襄十 (563BC)「十年春、會于柎、會吳子壽夢也。」に当たり、こちらも悼公元年を573BCとしている*32。

*32 吉本2013・2014参照。

(3) 王名表

王名表に用いられた年数が『左傳』より推算される年數に矛盾する事例もある。

吳表は 餘祭十七年 (547-531BC)・餘昧四年 (530-527BC) とするが、『左傳』は襄二十五 (548BC) 諸樊卒・襄二十九 (544BC) 餘祭卒・昭十五 (527BC) 餘昧卒、すなわち餘祭四年 (547-544BC)・餘昧十七年 (543-527BC) とする。王名表「餘祭四／餘昧十三」の年數が顛倒したものである^{*33}。

楚表は、文王十三年 (689-677BC)・堵敖五年 (676-672BC) とするが、文王の先代・武王の卒は『左傳』莊四 (690BC) に、文王卒は莊十九 (675BC) に見えるので、文王の年數は十五年 (689-675BC) となる。王名表「文王十五／堵敖三」を「文王十三／堵敖五」に誤寫したものである^{*34}。

『左傳』以外の材料から王名表の錯誤が確認される事例もある。晉表は獻侯十一年 (822-812BC)・穆侯二十七年 (811-785BC) とし、穆侯七年 (805BC) に條の役、十年に千畝の役を繋げる。『後漢書』西羌傳に、

(a) 厲王無道、戎狄寇掠、乃入犬丘、殺秦仲之族、王命伐戎、不克。(b) 及宣王立四年 (824BC)、使秦仲伐戎、(c) 爲戎所殺、(d) 王乃召秦仲子莊公、與兵七千人、伐戎破之、由是少卻。(e) 後二十七年 (宣王三十四年 794BC)、王遣兵伐太原戎、不克。(f) 後五年 (宣王三十九年 789BC)、王伐條戎・奔戎、王師敗績。(g) 後二年 (宣王四十一年 787BC)、晉人敗北戎于汾隰、戎人滅姜侯之邑。(h) 明年 (宣王四十二年 786BC)、王征申戎、破之。(i) 後十年 (幽王六年 776BC)、幽王命伯士伐六濟之戎、軍敗、伯士死焉。(j) 其年、戎圍犬丘、虜秦襄公之兄伯父。

とある。李賢は (i) の後に「竝見竹書紀年」と注するが、その一方で (a) ～ (d) および (j) は、『史記』秦本紀

秦仲立三年 (842BC)、周厲王無道、諸侯或叛之。西戎反王室、滅犬丘大駱之族。周宣王即位、乃以秦仲爲大夫、誅西戎。西戎殺秦仲。秦仲立二十三年 (822BC)、死於戎。有子五人、其長者曰莊公。周宣王乃召莊公昆弟五人、與兵七千人、使伐西戎、破之。於是復予秦仲後、及其先大駱地犬丘并有之、爲西垂大夫。莊公居其

*33 吉本 1987 參照。

*34 吉本 1995c 參照。

故西犬丘、生子三人、其長男世父。世父曰、戎殺我大父仲、我非殺戎王則不敢入邑。
遂將擊戎、讓其弟襄公。襄公爲太子。莊公立四十四年（778BC）、卒、太子襄公代立。
襄公元年（777BC）、以女弟繆嬴爲豐王妻。襄公二年（776BC）、戎圍犬丘、（世父）
世父擊之、爲戎人所虜。

を踏まえており、西羌傳は『竹書紀年』と秦本紀の雙方から取材していることになる。

(b)「宣王立四年」の年次は秦本紀には見えないが、(c) は秦仲二十三年（822BC）、(d) は莊公元年（821BC）、(j) は襄公二年（776BC）となる。したがって (e) は (d) の「後二十七年」で 794BC となる。ここで指摘すべきは、晉穆侯七年（805BC）の「條之役」と宣王三十九年（789BC）の「王伐條戎」であり、「條」の名稱と敗戦、さらに三年後の勝利を共有している。注目されるのは、この二つの事件の十六年の差が、晉獻侯十一年・穆侯二十七年の年数の差に一致していることである。年数が顛倒したとすると、獻侯二十七年（822-796BC）・穆侯十一年（795-785BC）となり、穆侯七年（789BC）は正しく宣王三十九年に一致する。穆侯十年（786BC）の「千畝之戰」は、宣王四十二年（786BC）の「王征申戎」に相當することになる。『國語』周語上「三十九年、戰于千畝、王師敗績于姜氏之戎。」の「姜氏之戎」は『竹書紀年』の「申戎」を姜姓の申國に附會し、かく稱したものであろう。三十九年の條の役の敗戦と四十二年の申戎への勝利を混同した記述である。「獻侯十一／穆侯二十七」という王名表の顛倒は、阜陽漢簡『年表』乙種に見え、「三十九年、戰于千畝、王師敗績于姜氏之戎。」は、『繁年』第1章「（宣王）立三十又九年、戎乃大敗周師于千畝。」に見える^{*35}。

(4) 孔子去魯^{*36}

『左傳』は定十二（498BC）の「墮三都」ののち、哀三（492BC）に孔子が陳にあり、哀十一（484BC）に衛から魯に歸國したことを記すのみである。『史記』の去魯期間の年次は『左傳』に見えないものは全て『史記』に初見するものばかりである。本紀世家・十二諸侯年表に見える年次は相互には矛盾しないが、孔子世家とは矛盾するものが少なからずある。この事實は、まずは本紀世家ついで十二諸侯年表が編纂される際に用

*35 吉本 1987・1997・2013 參照。

*36 吉本 2021 參照。

いられた孔子去魯の年代觀が、孔子世家編纂に當たって變更されたことを示す。年代觀の變更は、それらが本來具體的な史料の根據をもたず、『史記』の「解釋」によって決定されたものであることを示唆し、變更されなかった年次もより一般的には『史記』の創作である可能性が大きい。

		本紀世家・十二諸侯年表	孔子世家
497	定十三	衛〈①一年〉	衛〈①一年〉
496	定十四	鄭 陳〈①三年〉	曹 宋 鄭 陳〈①三年〉
495	定十五		
494	哀元		
493	哀二	蔡 (衛)〈②一年〉	衛〈②一年〉 陳〈②三年〉
492	哀三	宋 (陳)〈②八年〉	
491	哀四		蔡〈三年〉
490	哀五		
489	哀六		楚 衛〈③六年〉
488	哀七		
487	哀八		
486	哀九		
485	哀十	衛〈③二年〉	
484	哀十一	魯	魯

孔子去魯の年代觀は、『孟子』萬章上

孔子不悅於魯衛、遭宋桓司馬將要而殺之、微服而過宋。是時孔子當阨、主司城貞子、爲陳侯周臣。

の魯→衛→宋→陳に基本的な枠組みを求めたものである。

(靈公) 三十八年 (497BC)、孔子來、祿之如魯。後有隙、孔子去。後復來。(衛世家)

(靈公) 三十八 (497BC) 孔子來、祿之如魯。(衛表)

まずは衛に適き、翌年、

(湣公) 湣公六年 (496BC)、孔子適陳。吳王夫差伐陳、取三邑而去。(陳世家)

(湣公) 六 (496BC) 孔子來。(陳表)

と、陳に移動する。これは、『論語』衛靈公

衛靈公問陳於孔子。孔子對曰、「俎豆之事、則嘗聞之矣。軍旅之事、未之學也。」

明日遂行。在陳絕糧、

を踏まえたものであろう。衛における滞在期間が一年であるのは、『論語』子路「子曰、
「苟有用我者。期月而已可也、三年有成。」」に據るものであろう。『論語』邢昺疏は「期
月」を一年と解する^{*37}。また、

聲公五年 (496BC)、鄭相子產卒、鄭人皆哭泣、悲之如亡親戚。子產者、鄭成公少子也。
爲人仁愛人、事君忠厚。孔子嘗過鄭、與子產如兄弟云。及聞子產死、孔子爲泣曰、「古
之遺愛也。」(鄭世家)

が、『左傳』昭二十 (520BC)

鄭子產有疾、…疾數月而卒。…仲尼曰、「善哉。政寬則民慢、慢則糾之以猛。猛則
民殘、殘則施之以寬。寬以濟猛、猛以濟寬、政是以和。詩曰、「民亦勞止、汙可小康、
惠此中國、以綏四方」、施之以寬也。「毋從詭隨、以謹無良、式遏寇虐、慘不畏明」、
糾之以猛也。「柔遠能邇、以定我王」、平之以和也。又曰、「不競不絀、不剛不柔、
布政優優、百祿是適」、和之至也。」及子產卒、仲尼聞之、出涕曰、「古之遺愛也。」
に見える子產卒を 496BC に繋げるのは、孔子の衛から陳への移動の途中に「孔子嘗過鄭」
を置いたものであろう。ついで、

(昭侯) 二十六年 (493BC)、孔子如蔡。楚昭王伐蔡、蔡恐、告急於吳。吳爲蔡遠、約
遷以自近、易以相救。昭侯私許、不與大夫計。吳人來救蔡、因遷蔡于州來。(蔡世家)

は、蔡への移動を記す。陳における滞在を 496-494BC の三年間とするのは、『論語』子
路の「三年有成」に據るものであろう。孔子適蔡は『論語』先進「子曰、從我於陳蔡者、
皆不及門也。」に示唆されるが、一方で孔子の蔡人との交渉は伝えられない。このこと
を説明すべく、蔡世家は州來への遷徙という混亂のあった 493BC に孔子適蔡を繋げた

^{*37} 『論語正義』子路「子曰、苟有用我者、期月而已可也、三年有成。○正義曰、此章孔子自言
爲政之道也。苟、誠也。期月、周月也、謂周一年之十二月也。孔子言誠有用我於政事者、期月
而可以行其政教、必滿三年乃有成功也。」

ものである。ついで、

(景公) 二十五年 (492BC)、孔子過宋、宋司馬桓魋惡之、欲殺孔子、孔子微服去。(宋世家)

(景公) 二十五 (492BC) 孔子過宋、桓魋惡之。(宋表)

は、492BC に孔子過宋を繋げる。『孟子』萬章上の引用からうかがわれるように、衛世家・陳世家および十二諸侯年表には見えないが、過宋は衛→陳の途中となる。また蔡との往還は孔子世家「孔子自陳遷于蔡」に見えるように、陳を経由せねばならない。したがって、本紀世家・十二諸侯年表の段階では、493-492BC に、陳→蔡→陳→衛→宋→陳という移動が想定されていたことになる。ついで、

(出公) 八年 (485BC)、齊鮑子弒其君悼公。孔子自陳入衛。(衛世家)

(出公) 八 (485BC) 孔子自陳來。(衛表)

は 485BC に陳から衛への移動を記す。孔子は 484BC に歸國するので、衛への滞在期間を一年と見立てたものである。

上表に示したように、本紀世家および十二諸侯年表の孔子去魯の年代観は、孔子世家において大幅に変更される。この事實は、孔子世家編纂が十二諸侯年表より下ることを明示する。

第三章 記事

本章では、『左傳』に見えない、あるいは『左傳』の紀年を採用しながら、内容において『左傳』に矛盾する記事を扱う。

第一節 系譜・王名表

本紀世家・十二諸侯年表の系譜は、『左傳』に見えない、あるいは『左傳』と矛盾する情報を多く含む。これに關聯して、公位繼承については獨自の記述が少なくない。個別的な材料も當然想定されるが、その一方で、秦始皇本紀附載王名表

出子享國六年、居西陵。庶長弗忌・威累・參父三人、率賊賊出子鄙衍、葬衛。武公立。

に窺われるように、王名表にはとりわけ公位継承についての記述が附記される場合があった。『史記』が時に『左傳』とは異なった公位継承を伝えるのは、王名表が包括的な材料として存在し、それゆえに優先されたためであろう。本節では、本紀世家の系譜を提示することで、独自の情報が保存されていることを確認するとともに、『左傳』との異同を検討することとする。

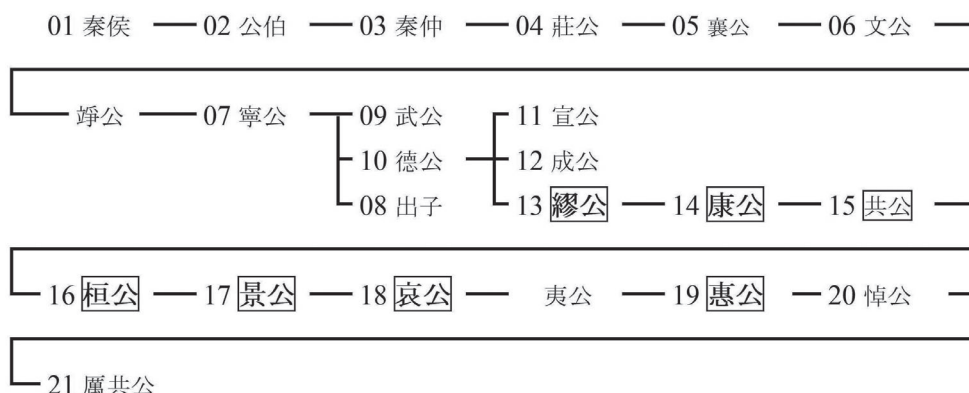
(1) 周本紀



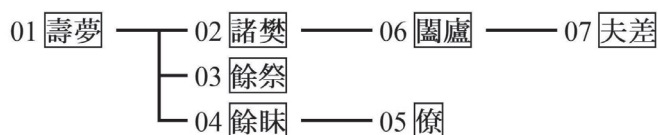
周本紀に基づく系譜である。平王～定王が『左傳』が編年的記述を擁する 722-468BC に重なる。文字圏は『春秋經』ないし『左傳』に崩年が見えるもの、ポイントを下げたものは『左傳』に見えないものである。

継承の異常などに關聯して言及されない限り、『左傳』から王侯の續柄を読み取ることとは一般に困難であり、周王朝についても例外ではない。さらに、『春秋經』は諸侯については隱三（720BC）「八月庚辰、宋公和卒。…冬十有二月、…癸未、葬宋穆公。」の如く、諱・諡を記すが、周王については、桓十五（697BC「三月乙未、天王崩。」・莊三 691「五月、葬桓王。」の如く諱を記さない。

(2) 秦本紀



(3) 吳世家



吳世家の系譜は、『公羊』*38 襄二十九 (544BC)

吳子使札來聘。吳無君、無大夫、此何以有君、有大夫。賢季子也。何賢乎季子。讓國也。其讓國奈何。謁也、餘祭也、夷昧也、與季子同母者四。季子弱而才、兄弟皆愛之、同欲立之以爲君、謁曰、「今若是迕而與季子國、季子猶不受也、請無與子而與弟、弟兄迭爲君、而致國乎季子。」…故謁也死、餘祭也立。餘祭也死、夷昧也立。夷昧也死、則國宜之季子者也。季子使而亡焉。僚者、長庶也、即之。…闔廬曰、「先君之所以不與子國、而與弟者、凡爲季子故也。將從先君之命與。則國宜之季子者也。如不從先君之命與。則我宜立者也。僚惡得爲君乎。於是使專諸刺僚。而致國乎季子、季子不受、曰、「爾弑吾君、吾受爾國、是吾與爾爲篡也。爾殺吾兄、吾又殺爾、是父兄子弟相殺、終身無已也。」去之延陵、終身不入吳國。

を踏まえる。『公羊』の特異な文體を『史記』通用の文體に改めているのでわかりにくいが、「致國」などいくつもの表現の重複が認められる。『公羊』が僚を「長庶」とす

*38 『史記』春秋部分が『左傳』に據りつつも『公羊』『穀梁』を參用することは、吉本 1988 參照。また『公羊』『穀梁』の成書年代については、吉本 2003 參照。

るのは、「同母」に對するもので、壽夢の長庶の意味となり、末尾の季子の「爾殺吾兄」はそれを明示するが、呉世家は、『公羊』の「而致國乎季子」以下を採用しないことにも窺われるように、「爾殺吾兄」の部分を見過したらしく、「長庶」を「夷昧也卒」に聯ねて、餘昧の長庶の意に解している。

同じく『公羊』の闔廬の發言は、「先君」である謁（諸樊）の「請無與子而與弟」という「命」が僚の即位の結果、無効になったとして自身の繼承權を主張するものだが、「與弟」は、諸樊→餘祭の繼承、餘昧→季札の繼承のどちらにも解しうる。呉世家は前者を採って闔廬を諸樊の子としているのである。

『公羊』より古い『左傳』では、僚・闔廬の續柄につき明文がないが、杜預は、昭二十七「使公子掩餘・公子燭庸帥師圍潛」に「二子、皆王僚母弟。」と注し、昭二十三「掩餘帥左」に「掩餘、呉王壽夢子。」と注しているので、僚を壽夢の子と考えていたことになる。『公羊』に據るものであろう。闔廬については、昭二十七

呉公子光曰、「此時也、弗可失也。」告鱄設諸曰、「上國有言曰、「不索、何獲。」我、王嗣也、吾欲求之。事若克、季子雖至、不吾廢也。」

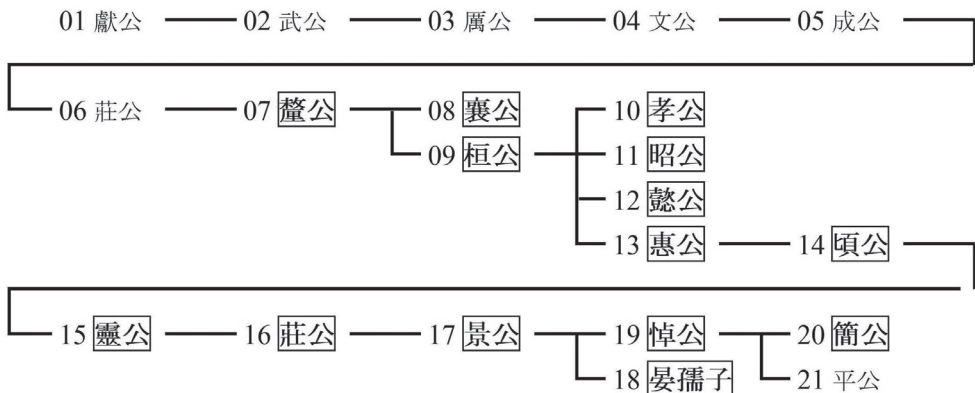
の注で「光、呉王諸樊子也。故曰我王嗣。」とする。孔穎達『正義』はこれを呉世家に據るものとするが、すでに僚について呉世家に従わないのであるから、闔廬についても獨自に『公羊』を解釋し、その結論が呉世家と一致したものに過ぎない。注目されるのは、同じ昭二十七『正義』の引く服虔説「夷昧生光而廢之、僚者、夷昧之庶兄、夷昧卒、僚代立、故光曰、「我王嗣也。」」である。『正義』は『公羊』に據るものとするが、『公羊』は僚を壽夢の子とするのであるから、これは當たらない。服虔が論據としたと思われる『左傳』襄三十一

呉子使屈狐庸聘于晉、通路也。趙文子問焉、曰、「延州來季子、其果立乎。巢隕諸樊、闔戕戴吳、天似啓之、何如。」對曰、「不立、是二王之命也、非啓季子也。若天所啓、其在今嗣君乎。甚德而度、德不失民、度不失事、民親而事有序、其天所啓也。有呉國者、必此君之子孫實終之。季子、守節者也。雖有國不立。」

は、季札ではなく、當時の「嗣君」すなわち餘昧の「子孫」が王位を占めることを豫言する。漢代以降の注疏、さらには今日のわれわれにしても、どうしても『公羊』や呉世家の説が刷り込まれているため、すぐには氣附かないが、『左傳』の記述を忠實に

解すれば、餘昧以後の呉王、すなわち僚・闔廬および夫差はいずれも餘昧の「子孫」ということになる。『左傳』が最古である點で今日最も確實な系譜となる。『公羊』が僚を壽夢の「長庶」とするのは、『左傳』の前提となった闔廬の庶兄という傳承を誤認したものとなろう^{*39}。

(4) 齊世家



厲公九年（816BC）までの公位繼承紛争の記述^{*40}は、『公羊』莊四「哀公亨乎周、紀侯譜之、」・『國語』楚語下「昔齊驪馬繻以胡公入於具水」などにも個別的に見えるが。それらをも包括した系譜資料に據るものであろう。

（孝公）十年（633BC）、孝公卒、孝公弟潘因衛公子開方殺孝公子而立潘、是爲昭公。

[表]（孝公）十（633BC）孝公薨、弟潘因衛公子開方殺孝公子、立潘。

孝公卒は『左傳』僖二十七（633BC）に見えるが、下線部は見えない。公子開（啟）方は、『繫年』第4章「翟遂居衛、衛人乃東涉河、遷于曹、焉立戴公申、公子啟方奔齊。戴公卒、齊桓公會諸侯以城楚丘、□公子啟方焉、是文公。」に初見する。『韓非子』外

*39 吉本 2000a 参照。

*40 齊世家「哀公時、紀侯譜之周、周烹哀公而立其弟靜、是爲胡公。胡公徙都薄姑、而當周夷王之時。哀公之同母少弟山怨胡公、乃與其黨率營丘人襲攻殺胡公而自立、是爲獻公。獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑都、治臨菑。…厲公暴虐、故胡公子復入齊、齊人欲立之、乃與攻殺厲公。胡公子亦戰死。齊人乃立厲公子赤爲君、是爲文公、而誅殺厲公者七十人。」

儲説右下には、衛君「辟疆」が「燬」と改名したとある^{*41}が、「燬」は衛文公の諱にはかならず、「辟疆」は「啟方」と音義が近い。ついで、『管子』戒・小稱・『呂氏春秋』知接・『韓非子』十過では、齊桓公卒（643BC）の際の奸臣の一人として登場する。『繫年』以降に、公子啟方が衛文公と別人と誤認され、獨自の説話が展開した可能性が指摘されている^{*42}。

（昭公）十九年（614BC）五月、昭公卒、子舍立爲齊君。舍之母無寵於昭公、國人莫畏。昭公之弟商人以桓公死爭立而不得、陰交賢士、附愛百姓、百姓説。及昭公卒、子舍立、孤弱、即與眾十月即墓上弑齊君舍、而商人自立、是爲懿公。

『左傳』文十四（613BC）に據るが、下線部に相當する記述は『左傳』に見えない。（懿公四年 609BC）懿公之立、驕、民不附。齊人廢其子而迎公子元於衛、立之、是爲惠公。惠公、桓公子也。其母衛女、曰少衛姬、避齊亂、故在衛。

『左傳』文十八（609BC）には「齊人立公子元」とあるのみであり、懿公の子を廢したことや、惠公が衛にあったことは見えない。

（悼公四年 485BC）齊人共立悼公子壬、是爲簡公。

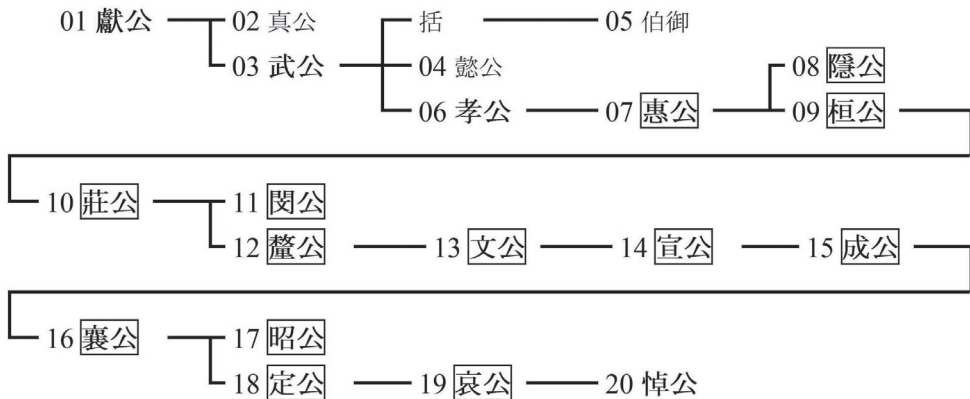
[表]（悼公）四（485BC）吳・魯伐我。（齊）鮑子殺悼公、齊人立其子壬爲簡公。

『史記集解』齊世家「徐廣曰、年表云、簡公壬者、景公之子也。」に據れば、現行本齊表は二次的な改變を被っていることになる。『左傳』哀五（490BC）「秋、齊景公卒。冬十月、公子嘉・公子駒・公子黔奔衛、公子鉏・公子陽生來奔。」は景公の公子を列しているが、公子壬は見えない。哀十四（481BC）「齊簡公之在魯也、闕止有寵焉。」には簡公が魯にあったことが見え、齊世家は「初、簡公與父陽生俱在魯也、監止有寵焉。」は下線部を補う。簡公が魯にあったことを、父悼公の魯への出奔に同道したものとするのであり、説得的である。

*41 『韓非子』外儲説右下「衛君入朝於周、周行人問其號、對曰、諸侯辟疆。周行人卻之曰、諸侯不得與天子同號。衛君乃自更曰諸侯燬而後內之。仲尼聞之曰、遠哉禁偪、虛名不以借人、況實事乎。」『新書』審微「昔者衛侯朝於周、周行問其名、曰、衛侯辟疆。周行還之曰、啟彊・辟彊、天子之號也、諸侯弗得用。衛侯更其名曰燬、然後受之。故善守上下之分者、雖空名弗使踰焉」は『韓非子』に加筆したものであろう。

*42 吉本 2013 參照。

(5) 魯世家



湣公二年（660BC）、…自陳與湣公弟申如邾、…釐公亦莊公少子。

僖公を閔公の弟とするが、『左傳』文二「秋八月丁卯、大事于大廟、躋僖公、逆祀也。於是夏父弗忌爲宗伯、尊僖公、且明見曰、「吾見新鬼大、故鬼小。先大後小、順也。躋聖賢、明也。明、順、禮也。」」に據れば、僖公は閔公の兄である。

(6) 燕世家



燕世家の系譜資料はかなり不完全であり、まず、「自召公已下九世至惠侯」と召公・惠侯の間を缺き、ついで桓公～夷公・悼公～獻公の先代との續柄を缺き、諱も記さない。六年（539BC）、惠公多寵姬、公欲去諸大夫而立寵姬宋、大夫共誅姬宋、惠公懼、奔齊。[表] 六（539BC）公欲殺公卿立幸臣、公卿誅幸臣、公恐、出奔齊。

燕君を、『春秋經』昭三（539BC）「北燕伯款出奔齊」は「北燕伯款」、『左傳』昭三「燕

簡公多嬖寵、欲去諸大夫而立其寵人。冬、燕大夫比以殺公之外嬖。公懼、奔齊。」は簡公とするが、燕世家・燕表は恵公とする。『左傳』の「嬖寵」を燕世家は「寵姫」とし、さらに個人名「宋」を記すが、燕表は「幸臣」とし、個人名も見えない。

四年（536BC）、齊高偃如晉、請共伐燕、入其君。晉平公許、與齊伐燕、入恵公。恵公至燕而死。燕立悼公。

〔表〕九（536BC）齊伐我。

『春秋經』昭六（536BC）「齊侯伐北燕。」・『左傳』「十一月、齊侯如晉、請伐北燕也。士匄相士鞅逆諸河、禮也。晉侯許之。十二月、齊侯遂伐北燕、將納簡公。晏子曰、「不入。燕有君矣、民不貳。吾君賄、左右諂諛、作大事不以信、未嘗可也。』」に據る。『左傳』は「齊侯如晉」とするが、燕世家は「齊高偃如晉」とし、晉も出兵したものとする。

〔表〕燕悼公元年（535BC）恵公歸至卒。

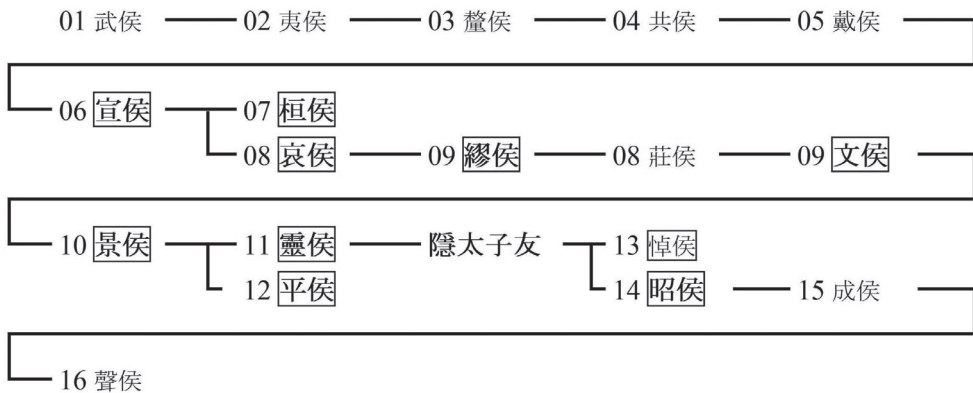
燕世家・燕表とも齊が燕恵公を歸國させたものとし、燕表では恵公が悼公元年（535BC）に歸國したのちに卒したとするが、『左傳』では齊は昭七（535BC）に燕と盟して簡公歸國を一旦斷念し^{*43}、昭十二（530BC）に至って高偃が簡公（北燕伯款）を唐に納れたとする^{*44}。唐を『春秋經』は陽に作り、杜預は燕の別邑とする。『左傳』は539-530BCに簡公が在位していたとするが、燕世家・燕表は、恵公九年（544-536BC）・悼公七年（535-529BC）および簡公十二年（504-493BC）とする。秦年表から燕の王名表が作成される際に大幅な混亂が生じたものと思われる。燕世家・燕表は恵公九年（544-536BC）・悼公七年（535-529BC）の年代に『左傳』の記述を組み込むことを試み、昭十二（530BC）の歸國の記事を用いず、昭七（535BC）に歸國を達成してただちに卒したものとする事で、異例の年内改元になってしまうが、同年を悼公元年とする年代觀との整合を圖り、『左傳』では昭十二にしか見えない高偃を昭六に晉に聘したものとして存置している^{*45}。

*43 『春秋經』昭七（535BC）「七年春王正月、暨齊平。」・『左傳』「七年春王正月、暨齊平、齊求之也。癸巳、齊侯次于號。燕人行成、曰、「敝邑知罪、敢不聽命。先君之敝器、請以謝罪。」公孫皙曰、「受服而退、俟釁而動、可也。」二月戊午、盟于濡上。燕人歸燕姫、賂以瑤璽・玉櫝・聲耳、不克而還。」

*44 『春秋經』昭十二（530BC）「十有二年春、齊高偃帥師納北燕伯于陽。」・『左傳』「十二年春、齊高偃納北燕伯款于唐、因其眾也。」

*45 吉本 1998c 參照。

(7) 蔡世家



蔡侯の諡號につき、『春秋經』は宣公（隱八）・文公（宣十七）・景公（襄三十）・靈公（昭十一）・平公（昭二十一）・昭公（哀四）と、「公」を用いるが、桓侯（桓十七）のみは「侯」を用いている。一方、『左傳』は、桓侯（桓十七）・哀侯（莊十・莊十四）・穆侯（僖六）・文侯（襄二十）・景公（成二）／景侯（襄三十）・靈公（昭十三）／靈侯（昭十一）・平公（昭二十一）／平侯（昭二十一）・昭侯（定三・哀四）と「侯」を用いることがより一般的だが、「公」を用いる場合もある。『春秋經』『左傳』の利用した系譜資料が「侯」を用い、『春秋經』はほかの諸侯に合わせてこれを「公」に改變したが、「桓侯」については改變を失念し、『左傳』は『春秋經』に合わせて一部を「公」に改變したが、ほとんどは原資料のまま「侯」を用いたものと思われる。蔡世家・蔡表は『左傳』に従ってもっぱら「侯」を用いる^{*46}。

哀侯十一年（684BC）、初、哀侯娶陳、息侯亦娶陳。息夫人將歸、過蔡、蔡侯不敬。息侯怒、請楚文王。「來伐我、我求救於蔡、蔡必來、楚因擊之、可以有功。」楚文王從之、虜蔡哀侯以歸。哀侯留九歲、死於楚。凡立二十年（675BC）卒。

[表] 十一（684BC）楚虜我侯。

『春秋經』莊十（684BC）「秋九月、荊敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸。」に對する『左傳』に「蔡哀侯娶于陳、息侯亦娶焉。息嬀將歸、過蔡。蔡侯曰、「吾嬀也。」止而見之、弗賓。息侯聞之、怒、使謂楚文王曰、「伐我、吾求救於蔡而伐之。」楚子從之。秋九月、楚敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸。」とあり、ついで『春秋經』莊十四（680BC）「秋七月、荊

*46 吉本 2018 參照。

入蔡。」に對する『左傳』に「蔡哀侯爲莘故、繩息媯以語楚子。楚子如息、以食入享、遂滅息。以息媯歸、生堵敖及成王焉、未言。楚子問之、對曰、「吾一婦人、而事二夫、縱弗能死、其又奚言。」楚子以蔡侯滅息、遂伐蔡。秋七月、楚入蔡。」とある。蔡哀侯は684BCに楚に抑留されたのち、歸國し、680BCに楚の占領を被ったことになる。哀侯が一旦歸國したことは、楚世家「(文王)六年(684BC)、伐蔡、虜蔡哀侯以歸、已而釋之。」に見える。「哀侯留九歲、死於楚。」は蔡世家独自の記述となる。

楚滅蔡三歲(529BC)、楚公子弃疾弑其君靈王代立、爲平王。平王乃求蔡景侯少子廬、立之、是爲平侯。是年、楚亦復立陳。楚平王初立、欲親諸侯、故復立陳、蔡後。

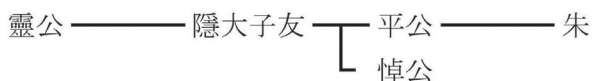
〔表〕蔡侯廬元年(530BC)景侯子。／二(529BC)楚平王復我、立景侯子廬。

『左傳』昭十三(529BC)「隱大子之子廬歸于蔡」は平侯廬を隱大子の子、靈侯の孫とする。

平侯九年(522BC)卒、靈侯般之孫東國攻平侯子而自立、是爲悼侯。悼侯父曰隱太子友。隱太子友者、靈侯之太子、平侯立而殺隱太子、故平侯卒而隱太子之子東國攻平侯子而代立、是爲悼侯。悼侯三年(519BC)卒、弟昭侯申立。

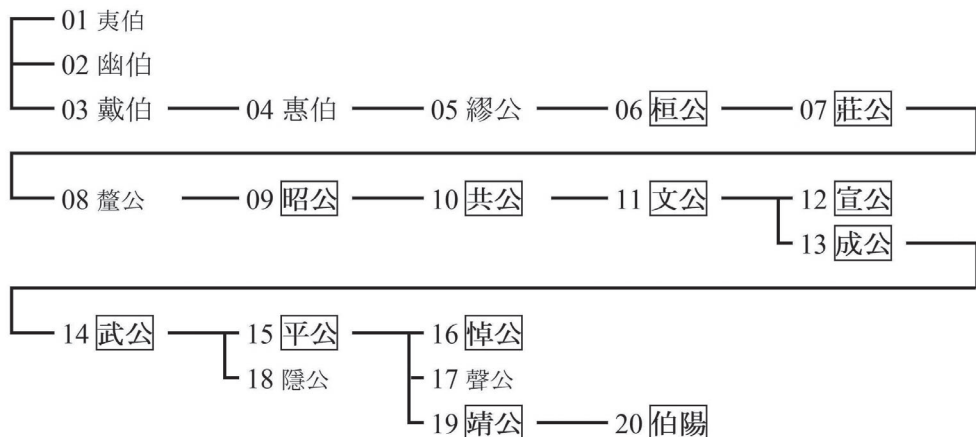
〔表〕九(522BC)平侯薨。靈公孫東國殺平侯子而自立。／蔡悼侯東國元年(521BC)奔楚。／蔡昭侯申元年(518BC)悼侯弟。

下線部は、『左傳』昭十一(531BC)「冬十一月、楚子滅蔡、用隱大子于岡山。」と矛盾する。『春秋經』昭二十二(521BC)「二十有一年春王三月、葬蔡平公。」に對する『左傳』に「三月、葬蔡平公。蔡大子朱失位、位在卑。大夫送葬者、歸見昭子。昭子問蔡故、以告。昭子歎曰、「蔡其亡乎。若不亡、是君也必不終。詩曰、「不解于位、民之攸墜。」今蔡侯始即位、而適卑、身將從之。」とある。ついで同年の『春秋經』「冬、蔡侯朱出奔楚。」に對する『左傳』に「蔡侯朱出奔楚。費無極取貨於東國、而謂蔡人曰、「朱不用命於楚、君王將立東國。若不先從王欲、楚必圍蔡。」蔡人懼、出朱而立東國。朱愬于楚、楚子將討蔡。無極曰、「平侯與楚有盟、故封。其子有二心、故廢之。靈王殺隱大子、其子與君同惡、德君必甚、又使立之、不亦可乎。且廢置在君、蔡無他矣。」とあり、これに據れば、蔡侯朱は平侯の子、悼公は隱大子友の子となる。



降って『春秋經』昭二十三（519BC）に「夏六月、蔡侯東國卒于楚。」とある。蔡表「蔡悼侯東國元年（521BC）奔楚。」・楚表「（平王）八（521BC）蔡侯來奔。」は、蔡侯朱の出奔を指すはずだが、朱を記さないため、東國が出奔したように見える。蔡侯東國が楚で卒した経緯は不明だが、あるいは、これに牽引されて、朱ではなく東國が出奔したものと誤認したものかもしれない*47。

(8) 曹世家



戴伯・繆公の纂立*48は、独自の系譜資料に據る。

(莊公)三十一年（671BC）、莊公卒、子釐公夷立。

『春秋經』莊二十三（671BC）「冬十有一月、曹伯射姑卒。」・莊二十四「葬曹莊公。…冬、戎侵曹。曹羈出奔陳。（杜注「無傳。羈蓋曹世子也。先君既葬而不稱爵者、微弱不能自定、曹人以名赴。」）赤歸于曹。（杜注「無傳。赤、曹僖公也。蓋爲戎所納、故曰歸。」）」は、莊公卒後の公位繼承紛争を伝える。

宣公十七年（578BC）卒、弟成公負芻立。

『左傳』成十三（578BC）「曹人使公子負芻守、使公子欣時逆曹伯之喪（杜注「二子、皆曹宣公庶子。」）。秋、負芻殺其太子而自立也、（（杜注「宣公太子。」））」は成公を宣公

*47 吉本 2020a 參照。

*48 曹世家「幽伯九年、弟蘇殺幽伯代立、是爲戴伯。…三十年、戴伯卒、子惠伯兕立。…三十六年、惠伯卒、子石甫立、其弟武殺之代立、是爲繆公。」

の庶子とする。

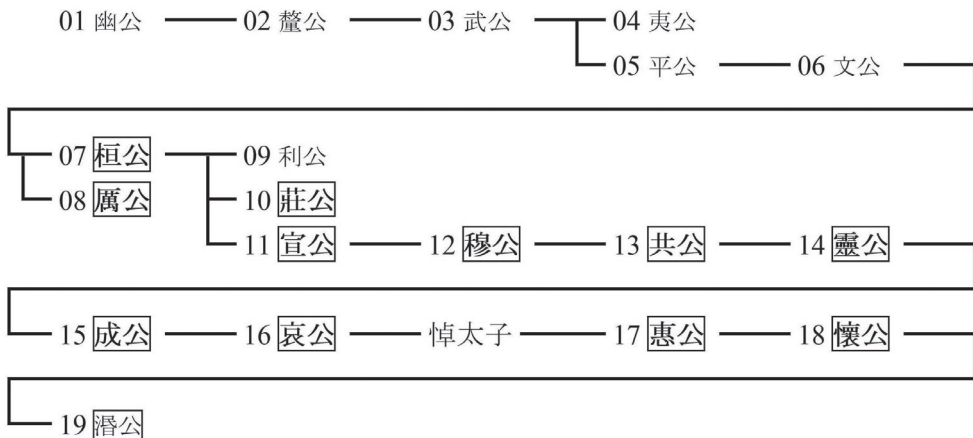
(悼公) 九年 (515BC)、悼公朝于宋、宋囚之。曹立其弟野、是爲聲公。悼公死於宋、歸葬。

悼公の卒・葬は『春秋經』昭二十七 (515BC)「冬十月、曹伯午卒。」・昭二十八 (514BC)「二十有八年春王三月、葬曹悼公。」に見えるが、「悼公朝于宋、宋囚之。…悼公死於宋、歸葬。」といった経緯はうかがえない。諸侯が外國で卒した場合、『春秋經』は、襄二十六「許男甯卒于楚」・昭二十三「蔡侯東國卒于楚」の如く「卒于〔國名〕」の書式を採る。

聲公五年 (510BC)、平公弟通弑聲公代立、是爲隱公。隱公四年 (506BC)、聲公弟露弑隱公代立、是爲靖公。

隱公・靖公の篡立は独自の系譜資料に據る。

(9) 陳世家



三十八年 (707BC) 正月甲戌己丑、桓公鮑卒。桓公弟佗、其母蔡女、故蔡人爲佗殺五父及桓公太子免而立佗、是爲厲公。桓公病而亂作、國人分散、故再赴。

[表] 三十八 (707BC) 弟他殺太子免代立國亂再赴。

『左傳』桓五 (707BC)「五年春正月甲戌己丑、陳侯鮑卒、再赴也。於是陳亂、文公子佗殺太子免而代之。公疾病而亂作、國人分散、故再赴。」。さらに、『左傳』および『春秋經』には、

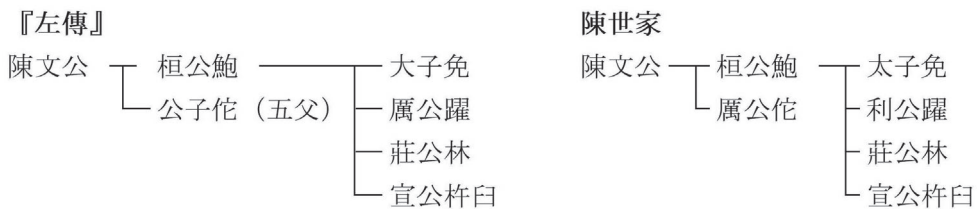
蔡人殺陳佗。（『春秋經』 桓六）

陳厲公、蔡出也。故蔡人殺五父而立之、生敬仲。（『左傳』 莊二十二）

桓公之亂、蔡人欲立其出。我先君莊公奉五父而立之、蔡人殺之。我又與蔡人奉戴厲公。（『左傳』 襄二十五）

八月壬辰、陳侯躍卒。（『春秋經』 桓十二）

とある。桓五（707BC）、鄭莊公の支持を得た公子佗（五父）が大子免を殺して即位したが、翌桓六（706BC）、蔡が公子佗を殺して外甥である厲公を立てたというものである。ところが、世家は、公子佗を厲公として『左傳』 莊二十二の記述を桓公三十八年に流用し、ついで厲公七年（700BC）、蔡の支持を得た利公躍が厲公を殺したとする。「利公」が「厲公」を音の近い異字で寫したものであることは明らかである。蔡世家は、厲公を利公に作る系譜を優先する一方で、春秋經傳に見える厲公を無視しえず、公子佗を厲公とすることで利公・厲公の兩立を試みたものである。



厲公取蔡女、蔡女與蔡人亂、厲公數如蔡淫。七年（700BC）、厲公所殺桓公太子免之三弟、長曰躍、中曰林、少曰杵臼、共令蔡人誘厲公以好女、與蔡人共殺厲公而立躍、是爲利公。利公者、桓公子也。利公立五月卒、立中弟林、是爲莊公。

[表] 七（700BC）公淫蔡、蔡殺公。

厲公の「淫」は、上掲『春秋經』 桓六（706BC）「蔡人殺陳佗」に對する『公羊』*49・『穀梁』*50を參用したものである。『春秋經』 桓十二（700BC）に「八月壬辰、陳侯躍卒。」とある。「利公立五月卒」の「五月」は八月～十二月を數えたものである。即位年のう

*49 『公羊』 桓六「陳佗者何。陳君也。陳君、則曷爲謂之陳佗。絕也。曷爲絕之。賤也。其賤奈何。外淫也。惡乎淫。淫于蔡、蔡人殺之。」

*50 『穀梁』 桓六「陳佗者、陳君也。其曰陳佗、何也。匹夫行、故匹夫稱之也。其匹夫行奈何。陳侯熹獵、淫獵于蔡、與蔡人爭禽。蔡人不知其是陳君也、而殺之。何以知其是陳君也。兩下相殺、不道。其不地、於蔡也。」

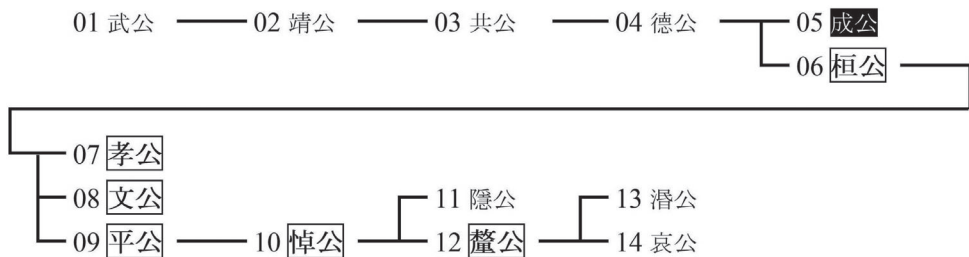
ちに卒したものとして、世家に用いた系譜資料以外に「利公」が見えないことを説明したものであろう^{*51}。

四年（502BC）、吳復召懷公。懷公恐、如吳。吳怒其前不往、留之、因卒吳。陳乃立懷公之子越、是爲湣公。

〔表〕 四（502BC）公如吳、吳留之、因死吳。

吳表にも「（闔廬）十三（502BC）陳懷公來、留之、死於吳。」とあるが、『春秋經』定八（502BC）「秋七月戊辰、陳侯柳卒。」からは「卒吳」はうかがえない。

(10) 杞世家



德公十八年卒、弟桓公姑容立。

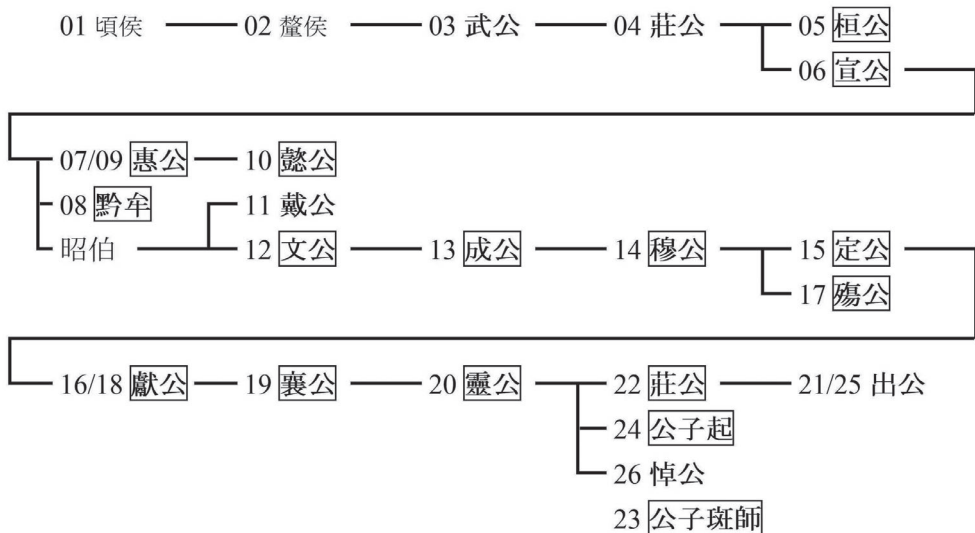
『左傳』僖二十三（637BC）「十一月、杞成公卒。」の成公が杞世家に見えない。『史記集解』杞世家に引く徐廣説「（德公）世本曰惠公。」「世本曰惠公立十八年、生成公及桓公。成公立十八年、桓公立十七年。」によれば、本来「德公十八年卒、子成公□立、成公十八年卒、弟桓公姑容立。」に作っていたものが、「十八年卒」に牽引され、下線部を誤脱したものと思われる。ちなみに「惠（德）」「惠」は字形が似る。

悼公十二年（506BC）卒、子隱公乞立。七月、隱公弟遂弑隱公自立、是爲釐公。

『春秋經』定四（506BC）「五月、…杞伯成卒于會。…秋七月、…葬杞悼公。」に據れば、五月に悼公が卒し、六月～十二月で「七月」である。年内に弑されたとすることで、隱公が春秋經傳に見えないことを説明したものであろう。

*51 吉本 2020a 参照。

(11) 衛世家



貞伯卒、子頃侯立。頃侯厚賂周夷王、夷王命衛爲侯。…四十二年（771BC）、犬戎殺周幽王、武公將兵往佐周平戎、甚有功、周平王命武公爲公。…成侯…十六年（356BC）、衛更貶號曰侯。…嗣君五年（330BC）、更貶號曰君、

衛君の諡號に用いる爵は伯→侯→公→侯→君と變更し、衛世家はそれぞれに言及する。同様の變更は衛以外の燕・曹・晉にも見出されるが、これらに關しては衛の如き言及が全くなされていない。この事實は、こうした爵の變更に對する言及が、衛世家の原資料の段階でなされたことを示唆する^{*52}。

（宣公）十八年（701BC）、初、宣公愛夫人夷姜、夷姜生子伋、以爲太子、而令右公子傅之。右公子爲太子取齊女、未入室、而宣公見所欲爲太子婦者好、說而自取之、更爲太子取他女。宣公得齊女、生子壽・子朔、令左公子傅之。太子伋母死、宣公正夫人與朔共讒惡太子伋。宣公自以其奪太子妻也、心惡太子、欲廢之。及聞其惡、大怒、乃使太子伋於齊而令盜遮界上殺之、與太子白旄、而告界盜見持白旄者殺之。且行、子朔之兄壽、太子異母弟也、知朔之惡太子而君欲殺之、乃謂太子曰、「界盜見太子白旄、即殺太子、太子可毋行。」太子曰、「逆父命求生、不可。」遂行。壽見太子不止、乃盜其白旄而先馳至界。界盜見其驗、即殺之。壽已死、而太子伋又至、謂盜曰、「所當殺乃我也。」

*52 吉本 2017c 參照。

盜并殺太子伋、以報宣公。宣公乃以子朔爲太子。

『左傳』桓十六（696BC）「初、衛宣公烝於夷姜、生急子、屬諸右公子。爲之娶於齊、而美、公取之、生壽及朔、屬壽於左公子。夷姜縊。宣姜與公子朔構急子。公使諸齊、使盜待諸莘、將殺之。壽子告之、使行。不可、曰、「棄父之命、惡用子矣。有無父之國則可也。」及行、飲以酒、壽子載其旌以先、盜殺之。急子至、曰、「我之求也。此何罪。請殺我乎。」又殺之。」に據るが、伋（急）を太子とすることは見えない。

左右公子不平朔之立也、惠公四年（696BC）、左右公子怨惠公之讒殺前太子伋而代立、乃作亂、攻惠公、立太子伋之弟黔牟爲君、惠公奔齊。

『左傳』桓十六（696BC）「二公子故怨惠公。十一月、左公子洩・右公子職立公子黔牟。惠公奔齊。」に據るが、黔牟を太子伋の弟とすることは『左傳』に傍證を得ない。杜預も「黔牟、羣公子。」と注するのみで、黔牟の續柄に關する材料をもたなかった模様である。

懿公即位、好鶴、(a) 淫樂奢侈。九年（660BC）、翟伐衛、衛懿公欲發兵、(b) 兵或畔。大臣言曰、「君好鶴、鶴可令擊翟。」翟於是遂入、殺懿公。(c) 懿公之立也、百姓大臣皆不服。自懿公父惠公朔之讒殺太子伋代立至於懿公、常欲敗之、卒滅惠公之後而更立黔牟之弟昭伯頑之子申爲君、是爲戴公。戴公申元年（660BC）卒。

『左傳』閔二（660BC）に據るが、(a) に相當する記述は見えず、(b) は「國人受甲者皆曰」に作る。(c) は惠公以來の衛の公位繼承紛争を一聯のものとして扱う独自の記述である。昭伯については、『左傳』閔二（660BC）に「初、惠公之即位也少、齊人使昭伯烝於宣姜、不可、強之。生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人。」（杜注「昭伯、惠公庶兄、宣公子頑也。」）とある。上述の如く、黔牟の續柄は不明であり、かつ「昭伯」の稱謂は庶長子であったことを示唆する。「黔牟之弟」は成立しがたい。

初、翟殺懿公也、衛人憐之、思復立宣公前死太子伋之後、伋子又死、而代伋死者子壽又無子。太子伋同母弟二人。其一日黔牟、黔牟嘗代惠公爲君、八年復去。其二曰昭伯。昭伯、黔牟皆已前死、故立昭伯子申爲戴公。戴公卒、復立其弟燬爲文公。

下線部は、上文「懿公之立也、百姓大臣皆不服。自懿公父惠公朔之讒殺太子伋代立至於懿公、常欲敗之。」と矛盾する。あるいは「衛人不憐之」の「不」が誤脱したものかもしれない。また、上述の如く、伋・黔牟・昭伯を同母兄弟とすることは傍證を得

ない。

(獻公)十八年(559BC)、…獻公奔齊、齊置衛獻公於聚邑。孫文子・甯惠子共立定公弟秋爲衛君、是爲殤公。

[表](獻公)十八(559BC)孫文子攻公、公奔齊、立定公弟狄。殤公秋立、封孫文子林父於宿。

『左傳』襄十四(559BC)に「衛人立公孫剽」(杜注「剽、穆公孫。」)とあり、「定公弟」ではない。『左傳』成七(584BC)「衛定公惡孫林父。冬。孫林父出奔晉。衛侯如晉。晉反戚焉。」に據れば、宿(戚)はつとに孫林父の邑であり、「封孫文子林父於宿」は誤りである。

(殤公)十二年(547BC)、甯喜與孫林父爭寵相惡、殤公使甯喜攻孫林父。林父奔晉、復求入故衛獻公。獻公在齊、齊景公聞之、與衛獻公如晉求入。晉爲伐衛、誘與盟。衛殤公會晉平公、平公執殤公與甯喜而復入衛獻公。獻公亡在外十二年而入。

[表](殤公)十二(547BC)齊、晉殺殤公、復內獻公。

『左傳』襄二十六(547BC)「初、獻公使與甯喜言、…二月庚寅、甯喜・右宰穀伐孫氏、不克、伯國傷。甯子出舍於郊。伯國死、孫氏夜哭。國人召甯子、甯子復攻孫氏、克之。辛卯、殺子叔及大子角。…孫林父以戚如晉。…甲午、衛侯入。…衛人侵戚東鄙、孫氏愬于晉、晉戍茅氏。…六月、公會晉趙武・宋向戌・鄭良霄・曹人于澶淵、以討衛、疆戚田。取衛西鄙懿氏六十以與孫氏。…於是衛侯會之。晉人執甯喜・北宮遺、使女齊以先歸。衛侯如晉、晉人執而囚之於士弱氏。秋七月、齊侯・鄭伯爲衛侯故如晉、…晉侯乃許歸衛侯。」は全く異なる經緯を伝える。

(莊公)三年(478BC)、莊公上城、見戎州。曰、「戎虜何爲是。」戎州病之。十月、戎州告趙簡子、簡子圍衛。十一月、莊公出奔、衛人立公子斑師爲衛君。齊伐衛、虜斑師、更立公子起爲衛君。

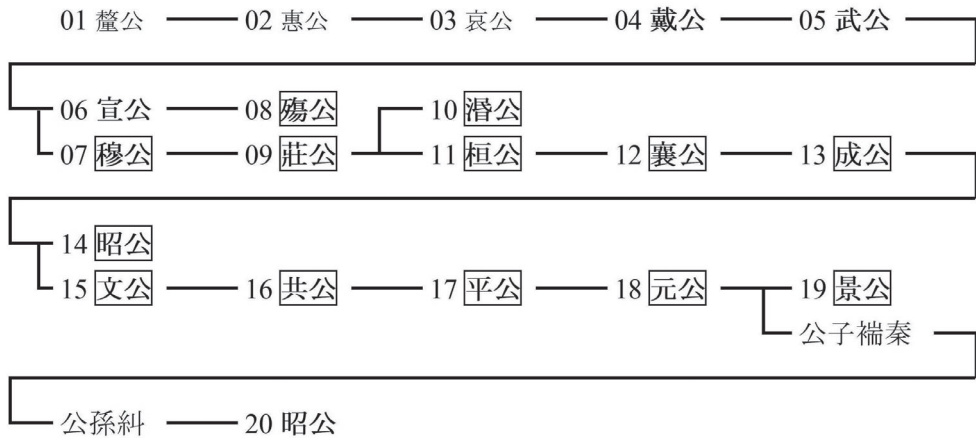
公子斑を『左傳』哀十七(478BC)は、「襄公之孫般師」「公孫斑師」とする。公子起につき杜注は「起、靈公子。」とする。

(12) 宋世家

十七年(620BC)、成公卒。成公弟禦殺太子及大司馬公孫固而自立爲君。宋人共殺君

禦而立成公少子杵臼、是爲昭公。

[表] 十七 (620BC) 公孫固殺成公。／ 宋昭公杵臼元年 (619BC) 襄公之子。



世家・表で矛盾し、『左傳』文七 (620BC) 「夏四月、宋成公卒。於是公子成爲右師、公孫友左師、樂豫爲司馬、鱗皜爲司徒、公子蕩爲司城、華御事爲司寇。昭公將去羣公子、樂豫曰、…不聽。穆・襄之族率國人以攻公、殺公孫固・公孫鄭于公宮。六卿和公室、樂豫舍司馬、以讓公子印。昭公即位而葬。」とも大きく異なる。宋表「襄公之子」につき、『史記集解』「徐廣曰、「一云成公少子。」」は宋世家を引いたものであり、宋世家・宋表の用いた原資料に相違があったことを示す。

十三年 (576BC)、共公卒。華元爲右師、魚石爲左師。司馬唐山攻殺太子肥、欲殺華元、華元奔晉、魚石止之、至河乃還、誅唐山。乃立共公少子成、是爲平公。

[表] 十三 (576BC) (宋) 華元奔晉、復還。

『左傳』成十五 (576BC) 「蕩澤弱公室、殺公子肥。」(杜注「肥、文公子。」) の公子肥は太子ではない。

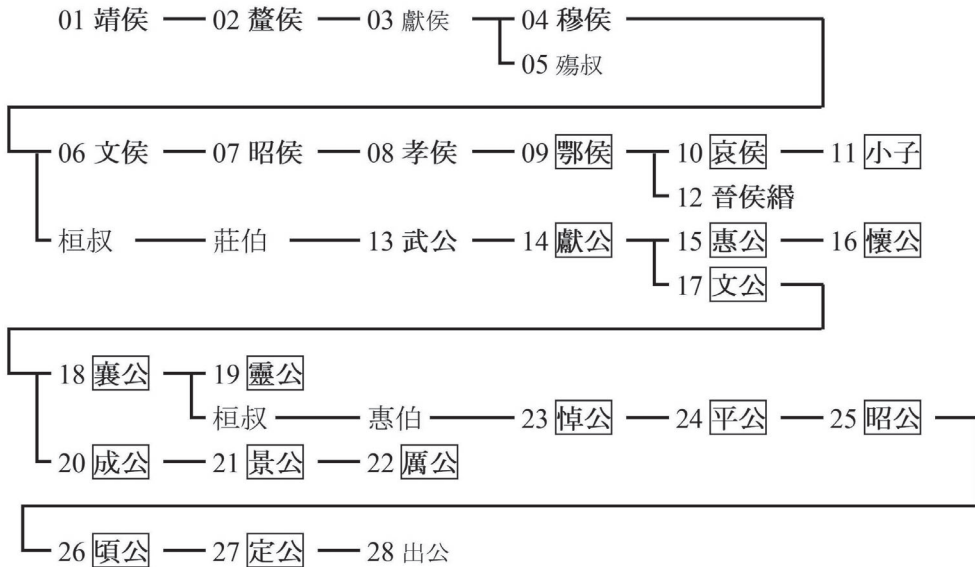
六十四年、景公卒。宋公子特攻殺太子而自立、是爲昭公。昭公者、元公之曾庶孫也。昭公父公孫糾、糾父公子惲秦、惲秦即元公少子也。景公殺昭公父糾、故昭公怨殺太子而自立。

『左傳』哀二十六^{*53} (469BC) には景公卒後の公位繼承紛争が見える。「宋景公無子、

*53 『左傳』哀二十六「景公無子、取公孫周之子得與啟畜諸公宮、未有立焉。於是皇緩爲右師、皇非我爲大司馬、皇懷爲司徒、靈不緩爲左師、樂蔑爲司城、樂朱鉏爲大司寇、六卿三族降聽政、

取公孫周之子得與啟畜諸公宮、未有立焉。」の公孫周・得は宋世家の公孫糾・特に相當するが、啟を擁立した大尹を皇緩以下の六卿が打倒し、得を擁立しており、宋世家の記述と異なる。

(13) 晉世家



孝侯八年（731BC）、曲沃桓叔卒、子緡代桓叔、是爲曲沃莊伯。

[表] 九（731BC）曲沃桓叔成師卒、子代立、爲莊伯。

因大尹以達。大尹常不告、而以其欲稱君命以令。國人惡之。司城欲去大尹、左師曰、「縱之、使盈其罪。重而無基、能無敝乎。」冬十月、公游于空澤、辛巳、卒于連中。大尹興空澤之士千甲、奉公自空桐入如沃宮、使召六子、曰、「聞下有師、君請六子晝。」六子至、以甲劫之曰、「君有疾病、請二三子盟。」乃盟于少寢之庭、曰、「無爲公室不利。」大尹立啟、奉喪殯于大宮、三日而後國人知之。司城茂使宣言于國曰、「大尹惑蠱其君、而專其利、今君無疾而死、死又匿之、是無他矣、大尹之罪也。」得夢啟北首而寢於廬門之外、己爲鳥而集於其上、喙加於南門、尾加於桐門。曰、「余夢美、必立。」大尹謀曰、「我不在盟、無乃逐我、復盟之乎。」使祝爲載書。六子在唐孟、將盟之。祝襄以載書告皇非我、皇非我因子潞、門尹得、左師謀曰、「民與我、逐之乎。」皆歸授甲、使徇于國曰、「大尹惑蠱其君、以陵虐公室。與我者、救君者也。」眾曰、「與之。」大尹徇曰、「戴氏・皇氏將不利公室、與我者、無憂不富。」眾曰、「無別。」戴氏・皇氏欲伐公、樂得曰、「不可。彼以陵公有罪、我伐公、則甚焉。」使國人施于大尹、大尹奉啟以奔楚、乃立得。司城爲上卿、盟曰、「三族共政、無相害也。」

桓叔卒は『史記』にしか見えない。

鄂侯六年（718BC）卒。曲沃莊伯聞晉鄂侯卒、乃興兵伐晉。周平王使虢公將兵伐曲沃莊伯、莊伯走保曲沃。晉人共立鄂侯子光、是爲哀侯。

[表] 六（718BC）鄂侯卒。曲沃莊伯復攻晉。立鄂侯子光爲哀侯。

『左傳』隱五（718BC）「曲沃莊伯以鄭人・邢人伐翼、王使尹氏・武氏助之。翼侯奔隨。…曲沃叛王。秋、王命虢公伐曲沃、而立哀侯于翼。」は鄂侯が出奔したものとする。「周平王」は「桓王」の誤りである。

哀侯二年（716BC）曲沃莊伯卒、子稱代莊伯立、是爲曲沃武公。

[表] 二（716BC）莊伯卒、子稱立、爲武公。

莊伯卒は『史記』にしか見えない。

小子元年（708BC）、曲沃武公使韓萬殺所虜晉哀侯。曲沃益彊、晉無如之何。

『國語』晉語一に「武公伐翼、殺哀侯、」とあるが、年次は見えない。

晉小子之四年（705BC）、曲沃武公誘召晉小子殺之。周桓王使虢仲伐曲沃武公、武公入于曲沃、乃立晉哀侯弟緡爲晉侯。

[表] 曲沃武公殺小子。周伐曲沃、立晉哀侯弟緡爲晉侯。晉侯緡元年（706BC）

下線部に相當する記述は『左傳』桓八（704BC）に見えない。

曲沃武公伐晉侯緡、滅之、盡以其寶器賂獻于周釐王。釐王命曲沃武公爲晉君、列爲諸侯、於是盡併晉地而有之。曲沃武公已即位三十七年（679BC）矣、更號曰晉武公。

[表] 二十八（679BC）曲沃武公滅晉侯緡、以寶獻周、周命武公爲晉君、并其地。

下線部に相當する記述は『左傳』に見えない。

（靈公十四年 607BC）趙盾使趙穿迎襄公弟黑臀于周而立之、是爲成公。

成公者、文公少子、其母周女也。壬申、朝于武宮。

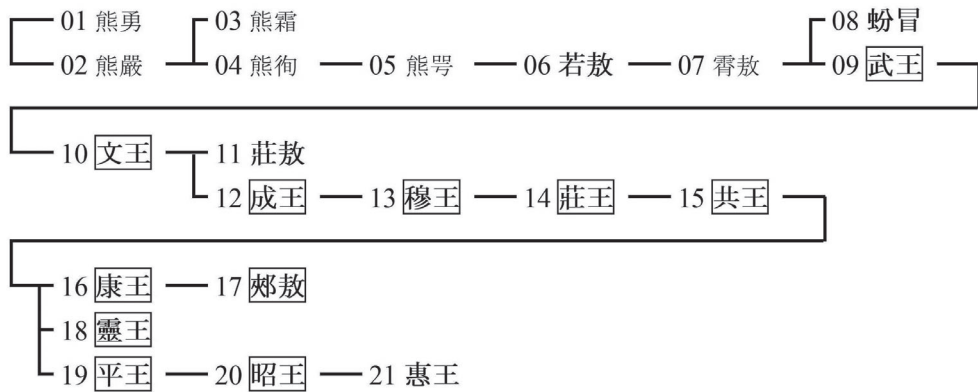
[表] （靈公）十四（607BC）趙穿殺靈公、趙盾使穿迎公子黑臀于周、立之。

『左傳』宣二（607BC）「宣子使趙穿逆公子黑臀于周、而立之。壬申、朝于武宮。」に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

悼公周者、其大父捷、晉襄公少子也、不得立、號爲桓叔、桓叔最愛。桓叔生惠伯談、談生悼公周。

『左傳』に見えない。『國語』周語下「晉孫談之子周」は惠伯談を「晉孫談」と稱する。

(14) 楚世家



熊嚴十年（828BC）、卒。有子四人、長子伯霜・中子仲雪・次子叔堪・少子季徇。熊嚴卒、長子伯霜代立、是爲熊霜。熊霜六年（822BC）、卒、三弟爭立。仲雪死。叔堪亡、避難於濮。而少弟季徇立、是爲熊徇。

『國語』鄭語「夫荊子熊嚴生子四人。伯霜・仲雪・叔熊・季紃。叔熊逃難於濮而蠻、季紃是立、」に據る。

蚡冒十七年（741BC）、卒。蚡冒弟熊通弑蚡冒子而代立、是爲楚武王。

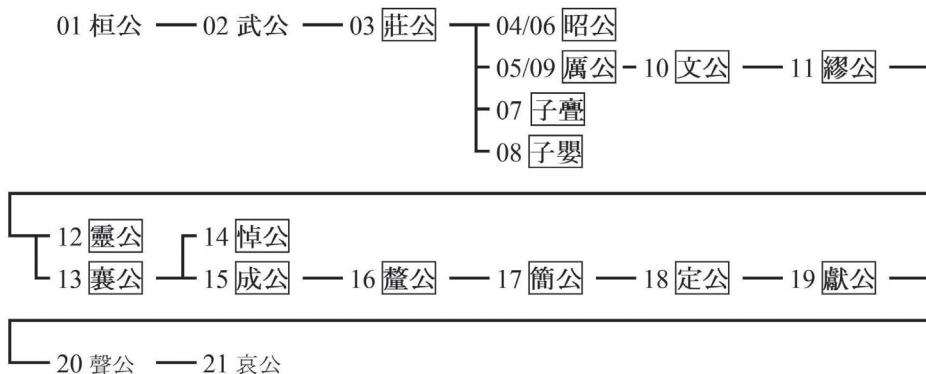
獨自の記述である。

莊敖五年（672BC）、欲殺其弟熊惲、惲奔隨、與隨襲弑莊敖代立、是爲成王。

[表] 五（672BC）弟惲殺堵敖自立。

『左傳』に見えない。

(15) 鄭世家



鄭桓公友者、周厲王少子而宣王庶弟也。宣王立二十二年（806BC）、友初封于鄭。

[表] 鄭桓公友元年（806BC）始封。周宣王母弟。

鄭世家は「庶弟」、鄭表は「母弟」とする。

（莊公三十八年 706BC）時祭仲與俱、勸使取之、曰、「君多內寵、太子無大援將不立、三公子皆君也。」所謂三公子者、太子忽、其弟突、次弟子亹也。

『左傳』桓十一（701BC）に據る。下線部は鄭世家の注釋である。

（厲公四年 697BC）秋、鄭厲公突因櫟人殺其大夫單伯、遂居之。諸侯聞厲公出奔、伐鄭、弗克而去。宋頗予厲公兵、自守於櫟、鄭以故亦不伐櫟。

『左傳』桓十五（697BC）「秋、鄭伯因櫟人殺檀伯、而遂居櫟。冬、會于袤、謀伐鄭、將納厲公也。弗克而還。」には下線部に相當する記述は見えない。厲公の母家が宋の雍氏であることから臆測されたものであろう。

（昭公二年 695BC）冬十月辛卯、渠彌與昭公出獵、射殺昭公於野。

『左傳』桓十七（695BC）には「辛卯、弑昭公。」とあるのみで、下線部に相當する記述は見えない。

子亹元年（694BC）七月、齊襄公會諸侯於首止、鄭子亹往會、高渠彌相、從、祭仲稱疾不行。所以然者、子亹自齊襄公爲公子之時、嘗會鬪、相仇、及會諸侯、祭仲請子亹無行。子亹曰、「齊彊、而厲公居櫟、即不往、是率諸侯伐我、內厲公。我不如往、往何遽必辱、且又何至是。」卒行。於是祭仲恐齊并殺之、故稱疾。子亹至、不謝齊侯、齊侯怒、遂伏甲而殺子亹。高渠彌亡歸、歸與祭仲謀、召子亹弟公子嬰於陳而立之、是爲鄭子。

『左傳』桓十八（694BC）「秋、齊侯師于首止。子亹會之、高渠彌相。七月戊戌、齊人殺子亹、而轅高渠彌、祭仲逆鄭子于陳而立之。是行也、祭仲知之、故稱疾不往。人曰、「祭仲以知免。」仲曰、「信也。」」に見えない記述が多い。「高渠彌亡歸」は「轅」を「還」と誤解したものであろう。

釐公五年（566BC）、鄭相子駟朝釐公、釐公不禮。子駟怒、使廚人藥殺釐公、赴諸侯曰「釐公暴病卒」。立釐公子嘉、嘉時年五歲、是爲簡公。

『左傳』襄七（566BC）「子駟使賊夜弑僖公」には下線部に相當する記述が見えない。

第二節 『左傳』 以外の材料

『史記』には『左傳』 以外の材料が引用されることがあり、また他の文獻に見えない記述や、『左傳』 と年次を同じくしつつも内容に異同のある記述が少なくない。内容の異同については、解釋や誤讀に由來するもののほか、抄撮の如き原資料に據ると思われるものがある。

『左傳』 の編年的記述が扱う 722-468BC につき、本紀世家各篇の 10 年ごとの字数を示すと表 1 のようになる。

表 1

	周	魯	齊	晉	秦	楚	宋	衛	陳	蔡	曹	鄭	燕	吳	
720	36	0	9	9	0	19	114	20	11	11	10	141	11		391
710	41	195	16	123	78	34	178	130	20	23	26	64	8		936
700	14	31	32	86	67	132	20	305	227	0	13	286	0		1213
690	42	151	193	0	79	39	11	41	25	12	0	413	19		1025
680	12	142	396	15	66	47	251	60	0	63	0	194	0		1746
670	104	18	52	210	173	102	7	40	131	36	23	116	48		1060
660	10	588	95	625	53	0	0	267	0	0	10	0	58		1701
650	36	45	653	1888	599	69	100	0	58	67	24	18	9		3566
640	116	7	580	630	456	5	32	18	22	21	0	57	0		1944
630	214	9	88	3672	252	216	357	142	22	11	98	493	16		5650
620	16	38	21	683	1253	229	71	22	27	23	8	108	17		2516
610	23	127	93	118	67	172	112	0	21	21	12	0	9		775
600	44	120	171	572	52	212	102	24	68	0	0	276	0		1650
590	21	86	416	466	26	328	104	25	26	46	12	496	0		2293
580	12	70	81	386	28	0	23	22	0	0	0	173	9		854
570	32	71	26	835	43	58	109	11	8	0	46	71	17		1338
560	0	77	21	36	18	12	0	33	35	0	0	189	0	157	578
550	0	23	259	221	49	0	0	143	0	0	12	20	9	7	743
540	26	150	666	59	72	120	16	151	18	50	0	425	36	927	2716
530	0	80	62	60	37	484	12	112	295	131	0	66	64	64	1467
520	61	58	17	39	78	1652	58	19	4	72	47	105	25	170	2405
510	39	64	184	116	0	270	28	0	17	10	51	31	0	608	1999
500	27	142	136	23	101	364	13	0	101	179	26	24	20	337	1493
490	0	62	230	106	10	38	24	244	19	93	129	89	19	338	1401
480	12	142	382	50	62	389	125	467	82	17	45	24	13	499	2809
470	22	19	7	12	54	109	0	117	57	17	0	12	6	111	543
460	10	105	0	0	0	0	69	0	0	0	0	0	0	0	
	1030	3201	5886	11040	3773	5100	1936	2408	1535	903	592	3891	422	3279	

ついで、同じく本紀世家における 100 字以上の字数を擁する年次を挙げると表 2 のようになる。

表 2

720s	鄭莊公二十二年 722 (122 大叔段の亂)・宋穆公九年 720 (114 宋穆公卒)
710	魯隱公十一年 712 (139 魯隱公弑)・衛桓公十六年 719 (108 衛州吁の亂)
700	衛宣公十八年 701 (269 太子伋殺)・鄭莊公四十三年 701 (133 鄭莊公卒)
690	魯桓公十八年 694 (140 魯桓公殺)・齊襄公四年 694 (111 魯桓公殺)・鄭厲公四年 697 (153 鄭靈公奔)・鄭子壹元年 694 (169 鄭子壹殺)
680	齊襄公十二年 686 (251 齊襄公卒)・齊桓公元年 685 (494 齊桓公立)・齊桓公五年 681 (129 柯の盟)・宋湣公十 (一) 年 682 (159 宋湣公弑)・鄭子十四年 680 (161 鄭靈公復位)
670	陳宣公二十一年 672 (120 陳完奔齊)・鄭厲公後五年 675 (105 王子頹の亂)

660	魯莊公三十二年 662 (338 魯莊公卒)・魯湑公二年 661 (250 魯湑公弒)・晉獻公十 (二) [一] 年 666 (157 驪姬)・晉獻公十六年 661 (181 晉獻公作二軍)・晉獻公十七年 660 (218 太子申生伐東山)・衛懿公九年 660 (251 翟滅衛)
650	齊桓公三十年 656 (218 召陵の盟)・齊桓公三十五年 651 (312 葵丘の會)・晉獻公十九年 658 (143 驪姬)・晉獻公二十一年 656 (435 太子申生死)・晉獻公二十二年 655 (270 晉滅虞虢)・晉獻公二十六年 651 (495 晉獻公卒)・晉惠公元年 650 (429 晉惠公)・秦繆公五年 655 (326 百里奚)・秦繆公九年 651 (237 晉獻公卒)
640	周襄王三年 649 (101 叔帶)・齊桓公四十一年 645 (117 管仲隰朋卒)・齊桓公四十三年 643 (252 齊桓公卒)・齊孝公元年 642 (101 齊孝公立)・晉惠公五年 646 (100 晉饑)・晉惠公六年 645 (371 韓の戰)・秦繆公十五年 645 (325 韓の戰)
630	晉惠公十四年 637 (1424 公子重耳)・晉文公元年 636 (901 晉文公)・晉文公四年 633 (122 晉作三軍)・晉文公五年 632 (947 城濮の戰)・晉文公七年 630 (100 晉秦圍鄭)・楚成王三十九年 633 (122 城濮の戰)・宋襄公十三年 638 (213 泓の戰)・衛成公三年 632 (130 衛成公奔)・鄭文公三十七年 636 (126 王子帶の亂)・鄭文公四十三年 630 (271 晉秦圍鄭)
620	晉襄公元年 627 (180 穀の戰)・晉襄公七年 621 (188 晉襄公卒)・晉靈公元年 620 (189 令狐の戰)・秦繆公三十二年 628 (173 穀の戰)・秦繆公三十三年 627 (261 穀の戰)・秦繆公三十四年 626 (445 由余)・秦繆公三十六年 624 (139 王官の戰)・秦繆公三十九年 621 (139 穆公卒)・楚成王四十六年 626 (212 楚成王弒)
610	魯文公十一年 616 (118 長翟)・楚莊王三年 611 (159 三年不蜚不鳴)
600	魯文公十八年 609 (120 魯文公卒)・齊懿公四年 609 (144 齊懿公弒)・晉靈公十四年 607 (471 晉靈公弒)・楚莊王八年 606 (175 鼎の輕重)・鄭靈公元年 605 (184 鄭靈公弒)
590	晉景公三年 597 (191 鄆の戰)・莊王十六年 598 (101 伐陳)・莊王十七年 597 (172 鄆の戰)・陳成公元年 598 (171 楚莊王)・鄭襄公八年 597 (230 鄆の戰)・鄭襄公十一年 594 (227 楚圍宋)
580	齊頃公十年 589 (286 鞏の戰)・晉景公十一年 589 (154 鞏の戰)
570	晉厲公六年 575 (138 鄆陵の戰)・晉厲公八年 573 (351 晉厲公弒)・晉悼公元年 572 (208 晉悼公立)
560	吳王諸樊元年 560 (100 讓位季札)
550	齊靈公二十八年 554 (143 齊莊公立)・衛獻公十八年 559 (143 衛獻公奔)
540	魯襄公三十一年 542 (111 魯昭公立)・齊莊公六年 548 (393 齊莊公弒)・齊景公 (元) [二] 年 546 (158 崔杼死)・齊景公三年 545 (115 慶封出奔)・鄭簡公二十五年 541 (311 子產聘晉)・吳餘祭四年 544 (810 季札聘)
530	楚靈王三年 538 (225 申の會)・楚靈王十一年 530 (216 析父)・陳哀公三十四年 535 (228 楚滅陳)
520	楚靈王十二年 529 (1218 楚靈王弒)・楚平王二年 527 (106 太子建)・楚平王六年 523 (328 太子建)
510	魯昭公二十五年 517 (318 魯昭公出奔)・魯昭公二十六年 516 (107 魯昭公出奔)・魯昭公三十二年 510 (114 魯昭公卒)・齊景公三十二年 516 (146 彗星)・楚平王十年 519 (114 吳伐楚)・吳王僚九年 518 (140 伍子胥奔吳)・吳王僚十二年 515 (340 吳王僚弒)
500	楚昭王十年 506 (260 吳拔郢)・吳闔廬九年 506 (180 拔郢)・吳闔廬十年 505 (101 拔郢)
490	齊景公五十八年 490 (177 齊景公卒)・衛靈公四十二年 493 (151 衛出公立)・吳夫差二年 494 (230 伐越)
480	齊晏孺子元年 489 (308 齊悼公立)・齊簡公四年 481 (441 齊簡公弒)・楚昭王二十七年 489 (284 楚昭王卒)・衛出公十二年 481 (385 衛莊公立)・吳夫差七年 489 (126 伐齊)・吳夫差十一年 485 (163 伐齊)・吳夫差十四年 482 (169 黃池の會)
470	
460	魯哀公二十七年 468 (122 魯哀公出奔)

太字で示したもののほとんどは、本節で言及する事例である。字数の多い事件については、『左傳』以外の材料を参用し、あるいは先行資料や司馬遷の段階で注釋的記述が加えられ、一部については誤讀を來すということである。

(1) 周本紀

厲王即位三十年（849BC）、好利、近榮夷公。大夫芮良夫諫厲王曰、…

王行暴虐侈傲、國人謗王。召公諫曰、…

三十四年（845BC）、王益嚴、國人莫敢言、道路以目。…

厲王太子靜匿召公之家、國人聞之、乃圍之。…

以上は『國語』周語上に據る。なお厲王三十四年は、周語上「厲王虐、國人謗王。…三年、乃流王於彘。」の「三年」を厲王の年數三十七年より引いたものである。

召公・周公二相行政、號曰「共和」。共和十四年、厲王死于彘。太子靜長於召公家、二相乃共立之爲王、是爲宣王。宣王即位、二相輔之、脩政、法文・武・成・康之遺風、諸侯復宗周。

「共和」は共伯和を指す^{*54}。『史記』は王名表・年表の「共和」を誤解し、「召公、周公二相行政」としたものである。

（宣王）十二年（816BC）、魯武公來朝。

宣王不脩籍於千畝、虢文公諫曰不可、王弗聽。…

宣王既亡南國之師、乃料民於太原。仲山甫諫曰、…

幽王二年（780BC）、西周三川皆震。伯陽甫曰、…

以上は『國語』周語上に據る。なお宣王十二年は魯武公十年を換算したものである。

三年（779BC）、幽王嬖愛褒姒。褒姒生子伯服、幽王欲廢太子。…

『國語』晉語一に據る。

周太史伯陽讀史記曰、「周亡矣。」…。

『國語』鄭語に據る。周本紀は「史伯」を「伯陽」に誤る^{*55}。

(a) 褒姒不好笑、幽王欲其笑萬方、故不笑。幽王爲褒姒大鼓、有寇至則舉褒姒。諸侯

*54 吉本 2013 參照。

*55 『漢書人表考』卷四「史伯、…亦曰太史伯陽、（史周紀。豈以史伯即伯陽父耶。疑誤。）」

悉至、至而無寇、褒姒乃大笑。幽王說之、爲數舉燹火。其後不信、諸侯益亦不至。(b)幽王以虢石父爲卿、用事、國人皆怨。石父爲人佞巧善諛好利、王用之。又廢申后、去太子也。申侯怒、與緡・西夷犬戎攻幽王。(c)幽王舉燹火徵兵、兵莫至。遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去。

(b)は『國語』鄭語に據る。(a)(c)は『呂氏春秋』疑似^{*56}に似るが、「虜褒姒、盡取周賂而去。」に相當する記述は見えない。

平王之時、周室衰微、諸侯彊并弱、齊・楚・秦・晉始大、政由方伯。

[表] 齊・晉・秦・楚、…四海迭興、更爲伯主、

『國語』鄭語「及平王之末、而秦・晉・齊・楚代興、」に據る。

(桓王)五年(715BC)、鄭怨、與魯易許田。許田、天子之用事太山田也。

『春秋經』隱八(715BC)「三月、鄭伯使宛來歸祔。」(杜注「宛、鄭大夫。不書氏、未賜族。」)・『左傳』「鄭伯請釋泰山之祀而祀周公、以泰山之祔易許田。三月、鄭伯使宛來歸祔、不祀泰山也。」に據る。「鄭怨」は、周本紀上文の「桓王不禮」をこの事件の原因とするものだが、「宛」を「怨」に誤讀したものである。下線部は、『公羊』隱八「邠者何。鄭湯沐之邑也。天子有事于泰山、諸侯皆從泰山之下、諸侯皆有湯沐之邑焉。」を參用するが、邠(祔)に對する説明であり、許田に對するものではない。

惠王二年(675BC)。…故大夫邊伯等五人作亂、謀召燕・衛師、伐惠王。惠王奔溫、

[表](惠王)二(675BC)燕・衛伐王、王奔溫、立子頽。

『左傳』莊十九(675BC)「故蒍國・邊伯・石速・詹父・子禽祝跪作亂、因蘇氏。秋、五大夫奉子頽以伐王、不克、出奔溫。」に據れば溫に出奔したのは五大夫である。

十三年、(a)鄭伐滑、王使游孫・伯服請滑、鄭人囚之。鄭文公怨惠王之入不與厲公爵、又怨襄王之與衛滑、故囚伯服。(b)王怒、將以翟伐鄭。富辰諫曰、「凡我周之東徙、晉・鄭焉依。子頽之亂、又鄭之由定、今以小怨弃之。」王不聽。十五年、王降翟師以伐鄭。王德翟人、將以其女爲后。富辰諫曰、「平・桓・莊・惠皆受鄭勞、王弃親親翟、不可從。」王不聽。十六年、王絀翟后、翟人來誅、殺譚伯。富辰曰、「吾數諫不從。如是不出、王

*56 『呂氏春秋』疑似「周宅鄆鎬近戎人、與諸侯約、爲高葆禱於王路、置鼓其上、遠近相聞。即戎寇至、傳鼓相告、諸侯之兵皆至救天子。戎寇當至、幽王擊鼓、諸侯之兵皆至、褒姒大說、喜之。幽王欲褒姒之笑也、因數擊鼓、諸侯之兵數至而無寇。至於後戎寇真至、幽王擊鼓、諸侯兵不至。幽王之身、乃死於麗山之下、爲天下笑。」

以我爲慰乎。」乃以其屬死之。初、惠后欲立王子帶、故以黨開翟人、翟人遂入周。(c) 襄王出奔鄭、鄭居王于汜。子帶立爲王、取襄王所絀翟后與居溫。

(a) (c) は『左傳』僖二十四 (636BC) に、(b) は『國語』周語中に據る。

(襄王) 十七年 (635BC)、襄王告急于晉、晉文公納王而誅叔帶。襄王乃賜晉文公珪鬯弓矢、爲伯、以河內地與晉。二十年 (632BC)、晉文公召襄王、襄王會之河陽踐土、諸侯畢朝、書諱曰「天王狩于河陽」。

「襄王乃賜晉文公珪鬯弓矢、爲伯。」は、『左傳』僖二十八 (632BC) 「己酉、王享醴、命晉侯侑。王命尹氏及王子虎・內史叔興父、策命晉侯爲侯伯、賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一・彤矢百・珪弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人。曰、「王謂叔父。敬服王命、以綏四國、糾逖王慝。」晉侯三辭、從命。曰、「重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命。」受策以出、出入三覲。」に見える。『史記』においても、

昭公元年 (632BC)、晉文公敗楚於城濮、而會諸侯踐土、朝周、天子使晉稱伯。(齊世家)

襄公二十六年 (632BC)、晉文公爲踐土之會、稱伯。(燕世家)

(文公) 五年 (632BC) …五月丁未、獻楚俘於周、駟介百乘・徒兵千。天子使王子虎命晉侯爲伯、賜大輅・彤弓矢百・珪弓矢千・秬鬯一卣・珪瓚・虎賁三百人。晉侯三辭、然后稽首受之。(晉世家)

など、周本紀以外は、僖二十八の踐土における周王朝の冊命によって晉文公が「伯」(霸者) となったことを明示する。周本紀は、晉文公の霸者認證を意圖的に僖二十五に移動しているのである。周本紀のこのような作爲は、他ならぬ僖二十八に「天王狩于河陽」の非禮があり、同じ年の霸者認證に不整合を感じたためであろう。「河陽踐土」については、孔子世家「踐土之會實召周天子、而春秋諱之曰「天王狩於河陽」。」にも窺われるように、『史記』は河陽^{*57}・踐土^{*58}を混同している。

定王元年 (606BC)、楚莊王伐陸渾之戎、次洛、使人問九鼎。王使王孫滿應設以辭、楚兵乃去。

*57 『春秋經』僖二十八「天王狩于河陽。」杜注「晉地、今河內有河陽縣。晉實召王、爲其辭逆而意順、故經以王狩爲辭。」

*58 『左傳』僖二十八「甲午、至于衡雍、作王宮于踐土。」杜注「衡雍、鄭地、今滎陽卷縣。襄王聞晉戰勝、自往勞之、故爲作宮。」

『左傳』宣三（606BC）に據る。周の九鼎は、『左傳』桓二「武王克商、遷九鼎于雒邑、」に見え、宣三「貢金九牧、鑄鼎象物。」も九鼎を示唆するが、この事件について「九鼎」を明言するのは、『史記』の「九鼎」に對する關心を反映する*⁵⁹。

簡王十三年（573BC）、晉殺其君厲公、迎子周於周、立爲悼公。

『左傳』成十八（573BC）に據る。「子周」を『左傳』は「周子」に作る。下文に王子朝を「子朝」と稱するように、王子・公子を「子+諱」で稱することがあり、周本紀はこれに倣って「周子」を「子周」に改めたものであろうが、悼公は襄公の曾孫に当たり*⁶⁰、「子周」の稱謂は用い得ない。果たして『左傳』成十七（574BC）では「孫周」を稱する。

二十〔五〕年（520BC）、景王愛子朝、欲立之、會崩、子丐之黨與爭立、國人立長子猛爲王、子朝攻殺猛。猛爲悼王。晉人攻子朝而立丐、是爲敬王。敬王元年（519BC）、晉人入敬王、子朝自立、敬王不得入、居澤。四年（516BC）、晉率諸侯入敬王于周、子朝爲臣、

『左傳』昭二十二（520BC）・昭二十三（519BC）・昭二十三（516BC）に見える事件だが、『左傳』との矛盾が少なくない*⁶¹。

〔敬王〕十六年（504BC）、子朝之徒復作亂、敬王犇于晉。

〔表〕〔敬王〕十六（504BC）王子朝之徒作亂故、王奔晉。

『左傳』定六（504BC）「冬、十二月、天王處于姑蕢、辟儋翩之亂也。」に據るが、杜注は「姑蕢、周地。」とする。周王の諸侯國への出奔について、『左傳』は、莊二十「夏、鄭伯遂以王歸、王處于櫟。」・僖二十四「王出適鄭、處于汜。」の如く、それを明示すべく記述しており、同様の記述を缺く「姑蕢」は杜注の如く周地と考えるのが妥當であろう。周本紀の「犇于晉」は誤解となる。

*⁵⁹ 吉本 2023 參照。

*⁶⁰ 晉世家「悼公周者、其大父捷、晉襄公少子也、不得立、號爲桓叔、桓叔最愛。桓叔生惠伯談、談生悼公周。」また、『國語』周語下に「晉孫談之子周」と見える。

*⁶¹ 『史記志疑』卷三 / 周本紀「案、昭二十二年春秋經傳、王子朝之黨與王子猛爭立、非子句爭立也。王猛次正、爲太子壽之弟、故單穆公・劉文公立之、非國人所立也。猛立七月而卒、雖未即位、國人諡曰悼王、非子朝攝之也。句爲經王名、各本訛「丐」、或作「丐」。而句乃猛之母弟、猛卒而後句立、安得此時句與朝爭乎。史皆誤。」「案、春秋經傳子朝奔楚、爲敬王臣乎哉。」

(2) 秦本紀

『左傳』に初見する秦の國君は繆公であり、したがって、秦本紀・秦表の繆公以前の記述は、春秋大事を除き、秦独自の資料に據る。繆公以後の事件の紀年は基本的に『左傳』に據る。『左傳』に見えない紀年は數件に過ぎない。

(武公)十三年(685BC)、(a)齊人管至父・連稱等殺其君襄公而立公孫無知。…齊雍廩殺無知、(b)管至父等而立齊桓公。

管至父は『左傳』莊八「齊侯使連稱・管至父戍葵丘」に一見するだけであり、しかも連稱の次に置かれている。

(襄公)十二年(686BC)、初、襄公使連稱・管至父戍葵丘、…而無知・連稱・管至父等聞公傷、乃遂率其衆襲宮。(齊世家)

は、『左傳』と同じく、「連稱・管至父」と記すが、(a)では「管至父・連稱等」と順番が逆轉し、(b)では齊桓公擁立を管至父が主導したような記述となっている。あるいは管至父を管仲の同族として、管氏の活躍を想定したものかもしれない。

繆公任好元年(659BC)、自將伐茅津、勝之。

秦本紀にしか見えない。

(繆公)五年(655BC)、晉獻公滅虞・虢、虜虞君與其大夫百里奚、以璧馬賂於虞故也。既虜百里奚、以爲秦繆公夫人媵於秦。百里奚亡秦走宛、楚鄙人執之。繆公聞百里奚賢、欲重贖之、恐楚人不與、乃使人謂楚曰、「吾媵臣百里奚在焉、請以五殺羊皮贖之。」楚人遂許與之。當是時、百里奚年已七十餘。繆公釋其囚、與語國事。謝曰、「臣亡國之臣、何足問。」繆公曰、「虞君不用子、故亡、非子罪也。」固問、語三日、繆公大說、授之國政、號曰五殺大夫。

『左傳』僖五(655BC)「冬十二月丙子朔、晉滅虢、虢公醜奔京師。師還、館于虞、遂襲虞、滅之。執虞公及其大夫井伯、以媵秦穆姬、而脩虞祀、且歸其職貢於王。」の「大夫井伯」を百里奚とするものである。『左傳』には僖十三(647BC)に「百里」が一見するだけであり、百里奚は、『孟子』

萬章問曰、「或曰、「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公。」信乎。」孟子曰、「否、不然。好事者爲之也。百里奚、虞人也。晉人以垂棘之璧與屈產之乘、假道於虞以伐虢。宮之奇諫、百里奚不諫。知虞公之不可諫而去、之秦、

年已七十矣、曾不知以食牛干秦穆公之爲汙也、可謂智乎。不可諫而不諫、可謂不智乎。知虞公之將亡而先去之、不可謂不智也。時舉於秦、知穆公之可與有行也而相之、可謂不智乎。相秦而顯其君於天下、可傳於後世、不賢而能之乎。自鬻以成其君、鄉黨自好者不爲、而謂賢者爲之乎。」（萬章上）

虞不用百里奚而亡、秦穆公用之而霸。（告子下）

に初見する。「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公。」という言説は、商君列傳

趙良曰、「夫五殺大夫、荊之鄙人也。聞秦繆公之賢而願望見、行而無資、自粥於秦客、

被褐食牛。期年、繆公知之、舉之牛口之下、而加之百姓之上、秦國莫敢望焉。…」

により詳しく見える。孟子は百里奚を虞の大夫とすることで、自贖説話を全く退けるわけだが、秦本紀は、虞大夫たる百里奚が楚の鄙人に捕らわれ、繆公が五殺羊皮を用いて百里奚を贖ったとすることで、虞大夫説と自贖説を折衷している^{*62}。

百里奚讓曰、「臣不及臣友蹇叔、蹇叔賢而世莫知。臣常游困於齊而乞食餽人、蹇叔收臣。臣因而欲事齊君無知、蹇叔止臣、臣得脫齊難、遂之周。周王子穰好牛、臣以養牛干之。及穰欲用臣、蹇叔止臣、臣去、得不誅。事虞君、蹇叔止臣。臣知虞君不用臣、臣誠私利祿爵、且留。再用其言、得脫、一不用、及虞君難。是以知其賢。」於是繆公使人厚幣迎蹇叔、以爲上大夫。秋、繆公自將伐晉、戰於河曲。

以上は秦本紀にしか見えない。

（繆公）九年（651BC）、齊桓公會諸侯於葵丘。晉獻公卒。立驪姬子奚齊、其臣里克殺奚齊。荀息立卓子、克又殺卓子及荀息。

『左傳』僖九（651BC）に據るが、『國語』晉語二「既殺奚齊、…荀息立卓子。里克又殺卓子、荀息死之。」を參用する。

夷吾使人請秦、求入晉。於是繆公許之、使百里奚將兵送夷吾。夷吾謂曰、「誠得立、請割晉之河西八城與秦。」

『左傳』僖九（651BC）に基本的に一致するが、『左傳』には百里奚は見えず、「河西八城」を『左傳』僖十五（645BC）は「河外列城五」に作る。

及至、已立、而使丕鄭謝秦、背約不與河西城、而殺里克。丕鄭聞之、恐、因與繆公謀曰、

^{*62} 吉本 2021 參照。

「晉人不欲夷吾、實欲重耳。今背秦約而殺里克、皆呂甥・卻芮之計也。願君以利急召呂・卻、呂・卻至、則更入重耳便。」繆公許之、使人與丕鄭歸、召呂・卻。呂・卻等疑丕鄭有間、乃言夷吾殺丕鄭。丕鄭子丕豹奔秦、說繆公曰、「晉君無道、百姓不親、可伐也。」繆公曰、「百姓苟不便、何故能誅其大臣。能誅其大臣、此其調也。」不聽、而陰用豹。

『左傳』僖十（650BC）に見える。『國語』晉語三「惠公既即位、乃背秦賂。使丕鄭聘於秦、且謝之。而殺里克、」を參用する。

（繆公）十二年（648BC）、齊管仲・隰朋死。

『穀梁』僖十二（648BC）「夏、楚人滅黃。貫之盟、管仲曰、「江黃遠齊而近楚、楚、為利之國也。若伐而不能救、則無以宗諸侯矣。」桓公不聽、遂與之盟。管仲死、楚伐江、滅黃、桓公不能救、故君子閔之也。」に據る。

（繆公）十四年（646BC）、秦饑、請粟於晉。晉君謀之羣臣。號射曰、「因其饑伐之、可有大功。」晉君從之。

『左傳』僖十四（646BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（繆公）十五年（645BC）、興兵將攻秦。繆公發兵、使丕豹將、自往擊之。九月壬戌、與晉惠公夷吾合戰於韓地。晉君弃其軍、與秦爭利、還而馬驚。繆公與麾下馳追之、不能得晉君、反爲晉軍所圍。晉擊繆公、繆公傷。

『左傳』僖十五（645BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

於是岐下食善馬者三百人馳冒晉軍、晉軍解圍、遂脫繆公而反生得晉君。初、繆公亡善馬、岐下野人共得而食之者三百餘人、吏逐得、欲法之。繆公曰、「君子不以畜產害人。吾聞食善馬肉不飲酒、傷人。」乃皆賜酒而赦之。三百人者聞秦擊晉、皆求從、從而見繆公窘、亦皆推鋒爭死、以報食馬之德。

『呂氏春秋』愛士^{*63}に據る。『左傳』僖十五は、「梁由靡御韓簡、號射爲右、輅秦伯、將止之。鄭以救公誤之、遂失秦伯。」と、異なった經緯を伝える。

於是繆公虜晉君以歸、令於國、齊宿、吾將以晉君祠上帝。周天子聞之、曰「晉我同姓」、

*63 『呂氏春秋』愛士「昔者秦繆公乘馬而車爲敗、右服失而楚人取之。繆公自往求之、見楚人方將食之於岐山之陽。繆公歎曰、「食駿馬之肉而不還飲酒、余恐其傷女也。」於是遍飲而去。處一年、爲韓原之戰、晉人已環繆公之車矣、晉梁由靡已扣繆公之左驂矣、晉惠公之右路石奮投而擊繆公之甲、中之者已六札矣。楚人之嘗食馬肉於岐山之陽者三百有餘人、畢力爲繆公疾鬪於車下、遂大克晉、反獲惠公以歸。」

爲請晉君。夷吾姊亦爲繆公夫人、夫人聞之、乃衰經跣、曰、「妾兄弟不能相救、以辱君命。」繆公曰、「我得晉君以爲功、今天子爲請、夫人是憂。」乃與晉君盟、許歸之、更舍上舍、而饋之七牢。十一月、歸晉君夷吾、

『左傳』僖十五（645BC）に據るが、『左傳』に見えない記述も參用されている。「祠上帝」は、秦本紀 / 襄公七年「祠上帝西時」の如く、『史記』においては、秦に特徴的な祭祀として記されており、また、「周天子」の登場は、秦惠文王稱王の際に創作された周秦の密接な関係を強調する秦史認識に屬する^{*64}。

夷吾獻其河西地、使太子圉爲質於秦。秦妻子圉以宗女。是時秦地東至河。

『左傳』僖十五（645BC）「於是秦始征晉河東、置官司焉。」・僖十六（643BC）「夏、晉大子圉爲質於秦、秦歸河東而妻之。」は「河東」とする。『史記』は「河西」領有の有無を以て秦の強弱を語ることが多い^{*65}が、『左傳』の記述とは一致しない。太子圉の妻につき、「宗女」とあるのは、續柄が不明であるからであろう。『左傳』には「妻之」としかない。

（繆公）二十二年（638BC）、晉公子圉聞晉君病、曰、「梁、我母家也、而秦滅之。我兄弟多、即君百歲後、秦必留我、而晉輕、亦更立他子。」子圉乃亡歸晉。

『左傳』僖二十二（638BC）「晉大子圉爲質於秦、將逃歸、謂嬴氏曰、「與子歸乎。」對曰、「子、晉大子、而辱於秦。子之欲歸、不亦宜乎。寡君之使婢子侍執巾櫛、以固子也。從子而歸、棄君命也。不敢從、亦不敢言。」遂逃歸。」と内容が異なる。

（繆公）二十三年（637BC）、晉惠公卒、子圉立爲君。秦怨圉亡去、乃迎晉公子重耳於楚、而妻以故子圉妻。重耳初謝、後乃受。繆公益禮厚遇之。

『左傳』僖二十三（637BC）は楚成王が公子重耳を秦に送ったとするが、『國語』晉語四「於是懷公自秦逃歸。秦伯召公子於楚、楚子厚幣以送公子于秦。」・『呂氏春秋』原亂「太子圉逃歸也。惠公死、圉立爲君、是爲懷公。秦繆公怒其逃歸也、起奉公子重耳

*64 吉本 2020b・2023 參照。

*65 秦本紀「德公元年、初居雍城大鄭宮。以犧三百牢祠鄜時。卜居雍。後子孫飲馬於河。」・「（出子二年）秦以往者數易君、君臣乖亂、故晉復彊、奪秦河西地。」・「（孝公元年）昔我繆公自岐雍之間、修德行武、東平晉亂、以河爲界、西霸戎翟、廣地千里、天子致伯、諸侯畢賀、爲後世開業、甚光美。會往者厲・躁・簡公・出子之不寧、國家內憂、未遑外事、三晉攻奪我先君河西地、諸侯卑秦、醜莫大焉。」・六國年表「而穆公脩政、東竟至河、則與齊桓、晉文中國侯伯侔矣。」

以攻懷公、」は秦繆公の招致を記す。

(繆公) 二十五年 (635BC)、周王使人告難於晉・秦。秦繆公將兵助晉文公入襄王、殺王弟帶。

秦表「(穆公) 二十五 (635BC) 欲内王、軍河上。」は『左傳』僖二十五 (635BC) 「秦伯師于河上、將納王。…晉侯辭秦師而下。」に従うが、秦本紀は秦繆公が晉文公とともに周に出兵したように記す。周秦の友好を強調する秦本紀の潤色である。

(繆公) 二十八年 (632BC)、晉文公敗楚於城濮。

秦本紀は同年の踐土の盟において晉文公が覇者に認證されたことに言及しない。同時代の秦繆公を顯彰するため意圖的に無視しているのである。

(繆公) 三十二年 (628BC) 冬、晉文公卒。鄭人有賣鄭於秦曰、「我主其城門、鄭可襲也。」繆公問蹇叔・百里奚、對曰、「徑數國千里而襲人、希有得利者。且人賣鄭、庸知我國人不有以我情告鄭者乎。不可。」繆公曰、「子不知也、吾已決矣。」遂發兵、使百里奚子孟明視・蹇叔子西乞術及白乙丙將兵。行日、百里奚・蹇叔二人哭之。繆公聞、怒曰、「孤發兵而子沮哭吾軍、何也。」二老曰、「臣非敢沮君軍。軍行、臣子與往。臣老、遲還恐不相見、故哭耳。」二老退、謂其子曰、「汝軍即敗、必於殽阨矣。」

『左傳』僖三十 (630BC) 「秦伯說、與鄭人盟、使杞子・逢孫・揚孫戍之、」に秦の大夫たる杞子らが見え、『左傳』僖三十二 (628BC) 「杞子自鄭使告于秦曰」とあるが、鄭世家に「(繆公二年 627BC) 初、往年鄭文公之卒也、鄭司城繆賁以鄭情賣之、秦兵故來。」とあり、下線部はこれに呼應する。また、僖三十二には蹇叔しか見えず、秦表「(穆公) 三十二 (628BC) 將襲鄭、蹇叔曰不可。」はこれに従うが、秦本紀には蹇叔に加えて百里奚が見え、百里子・蹇叔子の見える『穀梁』僖三十三 (627BC) に似る^{*66}。

^{*66} 『穀梁』僖三十三 (627BC) 「秦伯將襲鄭、百里子與蹇叔子諫曰、「千里而襲人、未有不亡者也。」秦伯曰、「子之冢木已拱矣、何知。」師行、百里子與蹇叔子送其子而戒之曰、「女死必於殽之巖陰之下。我將尸女於是。」師行、百里子與蹇叔子隨其子而哭之。秦伯怒曰、「何爲哭吾師也。」二子曰、「非敢哭師也、哭吾子也。我老矣、彼不死則我死矣。」『公羊』僖三十三 (627BC) も『穀梁』にはほぼ同じだが、秦本紀「臣老」が『穀梁』「我老矣」に呼應するのに對し、『公羊』は相當部分をもたない。なお、趙世家・扁鵲倉公列傳には、繆公が上帝の「霸者之子且令而國男女無別」という豫言を聞いたことが見えるが、ほかならぬ『穀梁』僖三十三「秦越千里之險入虛國、進不能守、退敗其師。徒亂人子女之教、無男女之別。秦之爲狄、自殽之戰始也。」を踏まえたものである。吉本 2020b 參照。

（繆公）三十三年（627BC）春、秦兵遂東、更晉地、過周北門。周王孫滿曰、「秦師無禮、不敗何待。」兵至滑、鄭販賣賈人弦高、持十二牛將賣之周、見秦兵、恐死虜、因獻其牛、曰、「聞大國將誅鄭、鄭君謹修守禦備、使臣以牛十二勞軍士。」秦三將軍相謂曰、「將襲鄭、鄭今已覺之、往無及已。」滅滑。滑、晉之邊邑也。

『左傳』僖三十三（627BC）。「滑、晉之邊邑也」は『左傳』成十三（578BC）

無祿、文公即世、穆爲不弔、蔑死我君、寡我襄公、迭我殽地、奸絕我好、伐我保城、殄滅我費滑、散離我兄弟、撓亂我同盟、傾覆我國家。我襄公未忘君之舊勳、而懼社稷之隕、是以有殽之師。

に據るものであろうが、『春秋經』莊十六（678BC）

冬十有二月、會齊侯・宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・許男・滑伯・滕子同盟于幽。

に見えるように、滑は諸侯國であり、『春秋經』僖三十三「秦人入滑」の「入」も、『春秋經』襄十三（560BC）「夏、取郛。」に對する『左傳』

夏、郛亂、分爲三。師救郛、遂取之。凡書「取」、言易也。用大師焉曰「滅」、弗地曰「入」。

の「入」に当たり、滑が諸侯國であることを示す。

當是時、晉文公喪尚未葬。太子襄公怒曰、「秦侮我孤、因喪破我滑。」遂墨衰經、發兵遮秦兵於殽、擊之、大破秦軍、無一人得脫者。

『左傳』僖三十三（627BC）「先軫曰、「秦不哀吾喪、而伐吾同姓、秦則無禮、何施之爲。吾聞之、一日縱敵、數世之患也。謀及子孫、可謂死君乎。」」を襄公の發言とする。襄公を強調することは、『公羊』僖三十三「其言及姜戎何。姜戎、微也。稱人、亦微者也、何言乎姜戎之微。先軫也。或曰、襄公親之。襄公親之、則其稱人何。貶。曷爲貶。君在乎殯而用師、危不得葬也。」」に見える。「當是時、晉文公喪尚未葬。」「秦侮我孤」は、『左傳』に見えないが、『呂氏春秋』悔過

當是時也、晉文公適薨、未葬。先軫言於襄公、曰、「秦師不可不擊也、臣請擊之。」

襄公曰、「先君薨、尸在堂、見秦師利而因擊之、無乃非爲人子之道歟。」先軫曰、「不弔吾喪、不憂吾哀、是死吾君而弱其孤也。若是而擊、可大彊。臣請擊之。」襄公不得已而許之。先軫遏秦師於殽而擊之、大敗之、

に類似の表現が見え、「因喪破我滑」は上掲『左傳』成十三「殄滅我費滑」に、「無一

人得脱者」は、『公羊』僖三十三「匹馬隻輪無反者」に似る。

三將至、繆公素服郊迎、嚮三人哭曰、「孤以不用 (a) 百里奚・蹇叔言以辱三子、三子何罪乎。(b) 子其悉心雪恥、毋怠。」

『左傳』僖三十三 (627BC)「秦伯素服郊次、鄉師而哭、曰、「孤違蹇叔、以辱二三子、孤之罪也。」不替孟明、曰、「孤之過也。大夫何罪。且吾不以一眚掩大德。」」に據るが、上文に呼應して (a) に百里奚が加えられている。また (b) に相当する記述は見えない。(繆公三十五年 625BC) (a) 戎王使由余於秦。(b) 由余、其先晉人也、亡入戎、能晉言。聞繆公賢、故使由余觀秦。秦繆公示以宮室・積聚。由余曰、「使鬼爲之、則勞神矣。使人爲之、亦苦民矣。」繆公怪之、問曰、「中國以詩書禮樂法度爲政、然尚時亂、今戎夷無此、何以爲治、不亦難乎。」由余笑曰、「此乃中國所以亂也。夫自上聖黃帝作爲禮樂法度、身以先之、僅以小治。及其後世、日以驕淫。阻法度之威、以責督於下、下罷極則以仁義怨望於上、上下交爭怨而相篡弑、至於滅宗、皆以此類也。夫戎夷不然。上含淳德以遇其下、下懷忠信以事其上、一國之政猶一身之治、不知所以治、此真聖人之治也。」(c) 於是繆公退史廖曰、「孤聞鄰國有聖人、敵國之憂也。今由余賢、寡人之害、將奈之何。」內史廖曰、「戎王處辟匿、未聞中國之聲。君試遺其女樂、以奪其志。爲由余請、以疏其間。留而莫遣、以失其期。戎王怪之、必疑由余。君臣有間、乃可虜也。且戎王好樂、必怠於政。」繆公曰、「善。」因與由余曲席而坐、傳器而食、問其地形與其兵勢盡譬、而後令內史廖以女樂二八遺戎王。戎王受而說之、終年不還。於是秦乃歸由余。由余數諫不聽、繆公又數使人間要由余、由余遂去降秦。繆公以客禮禮之、問伐戎之形。(繆公) 三十七年 (623BC)、秦用由余謀伐戎王、益國十二、開地千里、(d) 遂霸西戎。天子使召公過賀繆公以金鼓。

(a)・(c) は『韓非子』十過^{*67}にも見えるが、(b) は獨自の記述である。三十五年・

*67 『韓非子』十過「昔者戎王使由余聘於秦、穆公問之曰、「寡人嘗聞道而未得目見之也、願聞古之明主得國失國何常以。」由余對曰、「臣嘗得聞之矣、常以儉得之、以奢失之。」穆公曰、「寡人不辱而問道於子、子以儉對寡人何也。」由余對曰、「臣聞昔者堯有天下、飯於土簋、飲於土銅、其地南至交趾、北至幽都、東西至日月之所出入者、莫不賓服。堯禪天下、虞舜受之、作爲食器、斬山木而財之、削鋸修之跡流漆墨其上、輪之於宮以爲食器、諸侯以爲益侈、國之不服者十三。舜禪天下而傳之於禹、禹作爲祭器、墨染其外、而朱畫其內、縵帛爲茵、蔭席頗緣、觴酌有采、而樽俎有飾、此彌侈矣、而國之不服者三十三。夏后氏沒、殷人受之、作爲大路、而建九旒、食器雕琢、觴酌刻鏤、四壁堊墀、茵席雕文、此彌侈矣、而國之不服者五十三。君子皆知文章矣、

三十七年の年次は獨自である。三十七年は三十五年の三年後に当たり、説話的記述において「三年」があり、三十五年は三十七年の伐戎から三年遡ったものとなる。(d)については、『左傳』文三(624BC)「秦伯伐晉、濟河焚舟、取王官及郊。晉人不出、遂自茅津濟、封殽屍而還。遂霸西戎、用孟明也。」に見えるが、下線部は獨自であり、周秦の親密を強調する。

(繆公三十六年 624BC) 爲發喪、哭之三日。乃誓於軍曰、「嗟士卒。聽無譁、余誓告汝。古之人謀黃髮番番、則無所過。」以申思不用蹇叔・百里奚之謀、故作此誓、令後世以記余過。

『書』秦誓に據る。『書序』秦誓「秦穆公伐鄭、晉襄公帥師敗諸崤、還歸、作秦誓。」は、三十三年の孟明らの歸還の際の作品とする。對するに、皮錫瑞『今文尚書考證』(光緒二十三年 1897) 卷二十九 / 秦誓は、三十六年に繋けることを今文説に據るものとする。君子聞之、皆爲垂涕、曰、「嗟乎。秦繆公之與人周也、卒得孟明之慶。」

『左傳』文三(624BC)「君子是以知秦穆之爲君也、舉人之周也、與人之壹也。孟明之臣也、其不解也、能懼思也。子桑之忠也、其知人也、能舉善也。詩曰、「于以采芣。于沼于沚、于以用之。公侯之事」、秦穆有焉。「夙夜匪解、以事一人」、孟明有焉。「詒闕孫謀、以燕翼子」、子桑有焉。」に據るが、「君子聞之、皆爲垂涕、」は『左傳』の「君子」を記述された事件の同時代人と見立てるものである^{*68}。

(繆公) 三十九年(621BC)、繆公卒、葬雍。從死者百七十七人、秦之良臣子與氏三人名曰奄息・仲行・鍼虎、亦在從死之中。秦人哀之、爲作歌黃鳥之詩。君子曰、「秦繆公廣地益國、東服彊晉、西霸戎夷、然不爲諸侯盟主、亦宜哉。死而弃民、收其良臣而從死。且先王崩、尚猶遺德垂法、況奪之善人良臣百姓所哀者乎。是以知秦不能復東征也。」

『左傳』文六(621BC)に據るが、「葬雍。從死者百七十七人、」は秦系資料に由來し、「廣地益國、東服彊晉、西霸戎夷、」は秦本紀の加筆である。

而欲服者彌少、臣故曰儉其道也。」由余出、公乃召內史廖而告之、曰、「寡人聞鄰國有聖人、敵國之憂也。今由余、聖人也、寡人患之、吾將奈何。」內史廖曰、「臣聞戎王之居、僻陋而道遠、未聞中國之聲、君其遺之女樂、以亂其政、而後爲由余請期、以疏其諫、彼君臣有間而後可圖也。」君曰、「諾。」乃使史廖以女樂二八遺戎王、因爲由余請期、戎王許諾。見其女樂而說之、設酒張飲、日以聽樂、終歲不遷、牛馬半死。由余歸、因諫戎王、戎王弗聽、由余遂去之秦、秦穆公迎而拜之上卿、問其兵勢與其地形、既以得之、舉兵而伐之、兼國十二、開地千里。」

*68 『史記』の「君子」については、吉本 1988 參照。

康公元年（620BC）。往歲繆公之卒、晉襄公亦卒。襄公之弟名雍、秦出也、在秦。晉趙盾欲立之、使隨會來迎雍、秦以兵送至令狐。

『左傳』文六（621BC）「趙孟曰、「立公子雍。好善而長、先君愛之、且近於秦。秦、舊好也。置善則固、事長則順、立愛則孝、結舊則安。爲難故、故欲立長君、有此四德者、難必紓矣。」賈季曰、「不如立公子樂。辰嬴嬖於二君、立其子、民必安之。」趙孟曰、「辰嬴賤、班在九人、其子何震之有。且爲二君嬖、淫也。爲先君子、不能求大、而出在小國、辟也。母淫子辟、無威。陳小而遠、無援。將何安焉。杜祁以君故、讓偪姁而上之、以狄故、讓季隗而已次之、故班在四。先君是以愛其子、而仕諸秦、爲亞卿焉。秦大而近、足以爲援。母義子愛、足以威民。立之、不亦可乎。」」に據れば、公子雍は「秦出」ではない。

（康公）六年（615BC）、秦伐晉、取羈馬。戰於河曲、大敗晉軍。

〔表〕（康公）六（615BC）伐晉、取羈馬。怒、與我大戰河曲。

『左傳』文十二（615BC）「十二月戊午、秦軍掩晉上軍、趙穿追之不及。反、怒曰、「襄糧坐甲、固敵是求、敵至不擊、將何俟焉。」軍吏曰、「將有待也。」穿曰、「我不知謀、將獨出。」乃以其屬出。宣子曰、「秦獲穿也、獲一卿矣。秦以勝歸、我何以報。」乃皆出戰、交綏。秦行人夜戒晉師曰、「兩君之士皆未慙也、明日請相見也。」臾駢曰、「使者目動而言肆、懼我也、將遁矣。薄諸河、必敗之。」胥甲、趙穿當軍門呼曰、「死傷未收而棄之、不惠也。不待期而薄人於險、無勇也。」乃止。秦師夜遁。後侵晉、入瑕。」に據るが、下線部は晉秦の消極的な姿勢を記す『左傳』の記述に適合しない。

桓公三年（601BC）、晉敗我一將。

『左傳』宣八（601BC）「八年春、白狄及晉平。夏、會晉伐秦。晉人獲秦諜、殺諸絳市、六日而蘇。」の「諜」を秦將の名と解したものである。

（桓公）（十）〔七〕年（597BC）、楚莊王服鄭、北敗晉兵於河上。

『春秋經』宣十二（597BC）「夏六月乙卯、晉荀林父帥師及楚子戰于邲、晉師敗績。」「邲」は春秋經傳・『國語』以外の先秦文獻に見えず、『史記』ももっぱら「河上」を用いる。

（景公）十八年（559BC）、晉悼公彊、數會諸侯、率以伐秦、敗秦軍。秦軍走、晉兵追之、遂渡涇、至棫林而還。

〔表〕（景公）十八（559BC）晉諸侯大夫伐我、敗棫林。

『左傳』襄十四（559BC）「夏、諸侯之大夫從晉侯伐秦、以報櫟之役也。晉侯待于竟、使六卿帥諸侯之師以進。及涇不濟。叔向見叔孫穆子、穆子賦匏有苦葉、叔向退而具舟。魯人・莒人先濟。鄭子蟜見衛北宮懿子曰、「與人而不固、取惡莫甚焉。若社稷何。」懿子說。二子見諸侯之師而勸之濟。濟涇而次。秦人毒涇上流、師人多死。鄭司馬子蟜帥鄭師以進、師皆從之、至于棫林、不獲成焉。」からは秦の敗戦は読み取れない。

（景公）二十（七）〔九〕年（548BC）、景公如晉、與平公盟、已而背之。

〔表〕二十九（548BC）公如晉、盟不結。

『左傳』襄二十五（548BC）「會于夷儀之歲、齊人城郕。其五月、秦・晉爲成、晉韓起如秦涖盟、秦伯車如晉涖盟。成而不結。」・襄二十六（547BC）「二十六年、春、秦伯之弟鍼如晉修成、」に據るが、杜注に「伯車、秦伯之弟鍼也。」とあるように、『史記』は「秦伯車」を景公と誤解している。「成而不結」については杜注に「不結固也。」とあるように、表の「盟不結」よりは本紀の「與平公盟、已而背之。」に近い。

（景公三十六年 541BC）景公母弟后子鍼有寵、景公母弟富、或譖之、恐誅、乃奔晉、車重千乘。晉平公曰、「后子富如此、何以自亡。」對曰、「秦公無道、畏誅、欲待其後世乃歸。」

「或譖之、恐誅、」を『左傳』昭元（541BC）は「其母曰、「弗去、懼選。」」（杜注「選、數也。恐景公數其罪而加戮。」）に作る。「無道」は『左傳』昭元（541BC）「后子見趙孟、趙孟曰、「吾子其曷歸。」對曰、「鍼懼選於寡君、是以在此、將待嗣君。」趙孟曰、「秦君何如。」對曰、「無道。」趙孟曰、「亡乎。」對曰、「何爲。一世無道、國未艾也。國於天地、有與立焉。不數世淫、弗能斃也。」趙孟曰、「天乎。」對曰、「有焉。」趙孟曰、「其幾何。」對曰、「鍼聞之、國無道而年穀和熟、天贊之也。鮮不五稔。」趙孟視蔭、曰、「朝夕不相及、誰能待五。」后子出、而告人曰、「趙孟將死矣。主民、翫歲而愒日、其與幾何。」にも見えるが、后子の對話の相手を趙孟とする。

哀公八年（529BC）、楚公子弃疾弑靈王而自立、是爲平王。

『春秋經』昭十三（529BC）「夏四月、楚公子比自晉歸于楚、殺其君虔于乾谿。楚公子棄疾殺公子比。」に據れば、公子棄疾が靈王を直接弑殺したわけではないが、『史記』では、

王餘昧二年（529BC）、楚公子弃疾弑其君靈王代立焉。（吳世家）

(昭公)十三年(529BC)、楚公子弃疾弑其君靈王、代立。(魯世家)

楚滅蔡三歲(529BC)、楚公子弃疾弑其君靈王代立、爲平王。(蔡世家)

武公二十六年(529BC)、楚公子弃疾弑其君靈王代立。(曹世家)

楚靈王滅陳五歲(529BC)、楚公子弃疾弑靈王代立、是爲平王。(陳世家)

(靈公)六年(529BC)、楚公子弃疾弑靈王自立、爲平王。(衛世家)

元公三年(529BC)、楚公子弃疾弑靈王、自立爲平王。(宋世家)

定公元年(529BC)、楚公子弃疾弑其君靈王而自立、爲平王。(鄭世家)

と、同様の記述が多く用いられる。

惠公元年(500BC)、孔子行魯相事。

孔子世家に「孔子攝相事」「由大司寇行攝相事」とあり、秦本紀「行魯相事」のほか、魯世家は「行相事」に作り、齊世家・吳世家・晉世家・楚世家・魏世家・伍子胥列傳は「相魯」に作る。この「相」は「相邦」の意味だが、『左傳』定十「十年春、及齊平。夏、公會齊侯于祝其、實夾谷。孔丘相。」は「孔丘相」に作り、杜預が「相會儀也」と注するように、「相」は「相禮」の意味である。これを「相邦」の意味に用いることは、『荀子』宥坐「孔子爲魯攝相、朝七日而誅少正卯。」に初見する^{*69}。

(五) [四] 年(497BC)、(a) 晉卿中行・范氏反晉、(b) 晉使智氏・趙簡子攻之、范・中行氏亡奔齊。

(a) は、『左傳』定十三(497BC)に據る。以後の范中行之亂において『左傳』はもっぱら趙簡子の范・中行氏攻撃を記す。(b) は『左傳』哀五(490BC)「五年春、晉圍柏人、荀寅・士吉射奔齊。」に據るが、知氏の關與は見えない。

(悼公)六年(485BC)、吳敗齊師。齊人弑悼公、立其子簡公。

「吳敗齊師」は、『左傳』哀十(485BC)「公會吳子・邾子・郈子伐齊南鄙、師于郕。齊人弑悼公、赴于師。吳子三日哭于軍門之外。徐承帥舟師將自海入齊、齊人敗之、吳師乃還。」に矛盾する。

(悼公)九年(482BC)、晉定公與吳王夫差盟、爭長於黃池、卒先吳。吳彊、陵中國。

『國語』吳語「吳公先歃、晉侯亞之。」に據る。晉世家「(定公)三十年(482BC)、定公與吳王夫差會黃池、爭長、趙鞅時從、卒長吳。」も吳語に従うが、『左傳』哀十三

*69 吉本 2021 參照。

(482BC)

秋七月辛丑盟、吳・晉爭先、吳人曰、「於周室、我爲長。」晉人曰、「於姬姓、我爲伯。」趙鞅呼司馬寅曰、「日旰矣、大事未成、二臣之罪也。建鼓整列、二臣死之、長幼必可知也。」對曰、「請姑視之。」反曰、「肉食者無墨、今吳王有墨、國勝乎。大子死乎。且夷德輕、不忍久、請少待之。」乃先晉人。

は「先晉人」とする。吳世家

(夫差)十四年(482BC)春、吳王北會諸侯於黃池、欲霸中國以全周室。六月(戊)〔丙〕子、越王句踐伐吳。乙酉、越五千人與吳戰。丙戌、虜吳太子友。丁亥、入吳。吳人告敗於王夫差、夫差惡其聞也。或泄其語、吳王怒、斬七人於幕下。七月辛丑、吳王與晉定公爭長。吳王曰、「於周室我爲長。」晉定公曰、「於姬姓我爲伯。」趙鞅怒、將伐吳、乃長晉定公。吳王已盟、與晉別、欲伐宋。太宰嚭曰、「可勝而不能居也。」乃引兵歸國。國亡太子、內空、王居外久、士皆罷敝、於是乃使厚幣以與越平。

は『左傳』に従う。魯表「(哀公)十三(482BC)與吳會黃池。」・晉表「(定公)三十(482BC)與吳會黃池、爭長。」・吳表「(夫差)十四(482BC)與晉會黃池。」は晉吳の先後をいわない。

(3) 吳世家

王壽夢二年(584BC)、楚之亡大夫申公巫臣怨楚將子反而奔晉、自晉使吳、教吳用兵乘車、令其子爲吳行人、吳於是始通於中國。吳伐楚。

『左傳』成七(584BC)「子反欲取夏姬、巫臣止之、遂取以行、子反亦怨之。及共王即位、子重・子反殺巫臣之族子閭、子蕩及清尹弗忌及襄老之子黑要、而分其室。子重取子閭之室、使沈尹與王子罷分子蕩之室、子反取黑要與清尹之室。巫臣自晉遺二子書、曰、「爾以讒慝貪憚事君、而多殺不辜。余必使爾疲於奔命以死。」巫臣請使於吳、晉侯許之。吳子壽夢說之。乃通吳于晉。」に據れば、巫臣奔晉ののち、子反が巫臣の族を滅ぼしたため、巫臣が子反を怨んだのであり、下線部は先後を顛倒している。

王餘祭三年(545BC)、齊相慶封有罪、自齊來奔吳。吳子慶封朱方之縣、以爲奉邑、以女妻之、富於在齊。

『左傳』襄二十八(545BC)に據るが、「遂來奔。…既而齊人來讓、奔吳。」とあるよ

うに、慶封は魯に奔ったのち、あらためて吳に奔っている。また「以女妻之」は見えない。

(餘祭四年 544BC) 季札之初使、北過徐君。徐君好季札劍、口弗敢言。季札心知之、爲使上國、未獻。還至徐、徐君已死、於是乃解其寶劍、繫之徐君冢樹而去。從者曰、「徐君已死、尚誰予乎。」季子曰、「不然。始吾心已許之、豈以死倍吾心哉。」

『新序』節士に類似の記述が見える^{*70}。

(餘祭) 十年 (538BC)、楚靈王會諸侯而以伐吳之朱方、以誅齊慶封。吳亦攻楚、取三邑而去。

『左傳』昭四 (538BC) 「冬、吳伐楚、入棘・櫟・麻、以報朱方之役。」は「取」を「入」に作る。

(僚) 八年 (519BC)、(a) 吳使公子光伐楚、敗楚師、(b) 迎楚故太子建母於居巢以歸。

(c) 因北伐、敗陳・蔡之師。

[表] 八 (519BC) 公子光敗楚。

(a) (c) は『春秋經』昭二十三 (519BC) 「戊辰、吳敗頓・胡・沈・蔡・陳・許之師於雞父。胡子髡・沈子逞滅、獲陳夏轂。」に当たる。(b) は『左傳』「公子光曰、…吳子從之。」に據れば、僚の親征である。また『左傳』「楚太子建之母在郢、召吳人而啟之。冬十月甲申、吳太子諸樊入郢、取楚夫人與其寶器以歸。」に據れば、太子建の母は居巢ではなく郢にあった。

(僚) 九年 (518BC)、公子光伐楚、拔居巢・鍾離。

『左傳』昭二十四 (518BC) 「吳人踵楚、而邊人不備、遂滅巢及鍾離而還。」には公子光は見えない。

初、楚邊邑卑梁氏之處女與吳邊邑之女爭桑、二女家怒相滅、兩國邊邑長聞之、怒而相攻、滅吳之邊邑。吳王怒、故遂伐楚、取兩都而去。

*70 『新序』節士「延陵季子將西聘晉、帶寶劍以過徐君、徐君觀劍、不言而色欲之。延陵季子爲有上國之使、未獻也、然其心許之矣、使於晉、顧反、則徐君死於楚、於是脫劍致之嗣君。從者止之曰、「此吳國之寶、非所以贈也。」延陵季子曰、「吾非贈之也、先日吾來、徐君觀吾劍、不言而其色欲之、吾爲上國之使、未獻也。雖然、吾心許之矣。今死而不進、是欺心也。愛劍僞心、廉者不爲也。」遂脫劍致之嗣君。嗣君曰、「先君無命、孤不敢受劍。」於是季子以劍帶徐君墓即去。徐人嘉而歌之曰、「延陵季子兮不忘故、脫千金之劍兮帶丘墓。」」

『呂氏春秋』察微^{*71}に據る。

(僚十二年 515BC) 專諸曰、「王僚可殺也。母老子弱、而兩公子將兵攻楚、楚絕其路。
方今吳外困於楚、而內空無骨鯁之臣、是無奈我何。」

『左傳』昭二十七 (515BC)「鱄設諸曰、「王可弑也。母老子弱、是無若我何。」」に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

使專諸置匕首於炙魚之中以進食。手匕首刺王僚、鉞交於匈、遂弑王僚。

『左傳』昭二十七 (515BC)「鱄設諸實劍於魚中以進、抽劍刺王、鉞交於胷、遂弑王。」は「匕首」を「劍」に作る。「匕首」は『戰國策』秦策五 / 文信君出走・燕策三 / 燕太子質於秦亡歸に初見する。

吳公子燭庸・蓋餘二人將兵遇圍於楚者、聞公子光弑王僚自立、乃以其兵降楚、楚封之於舒。

『左傳』昭二十七 (515BC)「吳公子掩餘奔徐、公子燭庸奔鍾吾。楚師聞吳亂而還。」には「以其兵降楚」は見えず、昭三十 (512BC)「吳子使徐人執掩餘、使鍾吾人執燭庸、二公子奔楚。楚子大封、而定其徙、使監馬尹大心逆吳公子、使居養・莠尹然・左司馬沈尹戌城之、取於城父與胡田以與之、將以害吳也。」に據れば、二公子の封地は舒ではない。
王闔廬元年 (514BC)、舉伍子胥爲行人而與謀國事。楚誅伯州犂、其孫伯嚭亡奔吳、吳以爲大夫。

伯州犂殺害は、『左傳』昭元 (541BC)「殺大宰伯州犂于郟」に見え、靈王篡立に伴うものである。伯嚭奔吳は、定四 (506BC)「楚之殺郤宛也、伯氏之族出。伯州犂之孫嚭爲吳大宰以謀楚。」に見え、郤宛殺害は、昭二十七 (515BC)に見える。下線部は誤りである。

(闔廬) 三年 (512BC)、吳王闔廬與子胥、伯嚭將兵伐楚、拔舒、殺吳亡將二公子。

『左傳』昭三十 (512BC)「吳子使徐人執掩餘、使鍾吾人執燭庸、二公子奔楚。楚子

*71 『呂氏春秋』察微「楚之邊邑曰卑梁、其處女與吳之邊邑處女桑於境上、戲而傷卑梁之處女。卑梁人操其傷子以讓吳人、吳人應之不恭、怒殺而去之。吳人往報之、盡屠其家。卑梁公怒、曰、「吳人焉敢攻吾邑。」舉兵反攻之、老弱盡殺之矣。吳王夷昧聞之怒、使人舉兵侵楚之邊邑、克夷而後去之。吳、楚以此大隆。吳公子光又率師與楚人戰於雞父、大敗楚人、獲其帥潘子臣、小惟子、陳夏齧、又反伐郢、得荊平王之夫人以歸、實爲雞父之戰。凡持國、太上知始、其次知終、其次知中。三者不能、國必危、身必窮。孝經曰、「高而不危、所以長守貴也。滿而不溢、所以長守富也。富貴不離其身、然後能保其社稷、而和其民人。」楚不能之也。」

大封、而定其徙、使監馬尹大心逆吳公子、使居養・莠尹然・左司馬沈尹戌城之、取於城父與胡田以與之、將以害吳也。…吳子怒。冬十二月、吳子執鍾吳子、遂伐徐、防山以水之。己卯、滅徐。徐子章禹斷其髮、攜其夫人以逆吳子。吳子唁而送之、使其邇臣從之、遂奔楚。楚沈尹戌帥師救徐、弗及。遂城夷、使徐子處之。」に據るが、吳世家は「徐」を「舒」に誤る。また伍子胥・伯嚭や二公子殺害は見えない。

光謀欲入郢、將軍孫武曰、「民勞、未可、待之。」

『左傳』昭三十（512BC）「吳子問於伍員曰、…」に相當するが、『左傳』には孫子は見えない。

（闔廬）四年（511BC）、伐楚、取六與濞。

『左傳』昭三十一（510BC）「秋、吳人侵楚、伐夷、侵潛・六。」に據れば、「取六與濞」ではない。

（闔廬）九年（506BC）、(a) 吳王闔廬請伍子胥・孫武曰、「始子之言郢未可入、今果如何。」二子對曰、「楚將子常貪、而唐・蔡皆怨之。王必欲大伐、必得唐・蔡乃可。」(b) 闔廬從之、悉興師、與唐・蔡西伐楚、至於漢水。楚亦發兵拒吳、夾水陳。吳王闔廬弟夫槩欲戰、闔廬弗許。夫槩曰、「王已屬臣兵、兵以利爲上、尚何待焉。」遂以其部五千人襲冒楚、楚兵大敗、走。於是吳王遂縱兵追之。比至郢、五戰、楚五敗。楚昭王亡出郢、奔鄢。鄢公弟欲弑昭王、昭王與鄢公犇隨。而吳兵遂入郢。(c) 子胥・伯嚭鞭平王之尸以報父讎。

(a) は『左傳』に見えない。(b) は『左傳』定四（506BC）に據る。(c) は『穀梁』定四「撻平王之墓」に據るが、伯嚭出奔は昭二十七（515BC）すなわち楚昭王元年に当たり、平王は父の讐とならない。果たして楚世家「吳兵遂入郢、辱平王之墓、以伍子胥故也。」・伍子胥列傳「及吳兵入郢、伍子胥求昭王。既不得、乃掘楚平王墓、出其尸、鞭之三百、然後已。」には伯嚭は見えない。なお「唐・蔡皆怨之」は、『左傳』定三（507BC）「蔡昭侯爲兩佩與兩裘以如楚、獻一佩一裘於昭王。昭王服之、以享蔡侯。蔡侯亦服其一。子常欲之、弗與、三年止之。唐成公如楚、有兩肅爽馬、子常欲之、弗與、亦三年止之。」を踏まえたものである。

（闔廬）十年（505BC）春、越聞吳王之在郢、國空、乃伐吳。吳使別兵擊越。

『左傳』定五（505BC）に「夏、…越入吳、吳在楚也。」とあるが、下線部に相當す

る記述は見えない。

(闔廬) 十一年 (504BC)、吳王使太子夫差伐楚、取番。楚恐而去郢徙都。

『左傳』定六 (504BC)「四月己丑、吳大子終曩敗楚舟師、獲潘子臣・小惟子及大夫七人。」に據る。杜注は「終曩、闔廬子、夫差兄。」とする。また、「取番」は「獲潘子臣」を誤解したものである。

(闔廬) 十九年 (496BC) 夏、吳伐越、越王句踐迎擊之檣李。越使死士挑戰、三行造吳師、呼、自剄。吳師觀之、(a) 越因伐吳、敗之姑蘇、傷吳王闔廬指、軍卻七里。吳王病傷而死。(b) 闔廬使立太子夫差、謂曰、「爾而忘句踐殺汝父乎。」對曰、「不敢。」三年、乃報越。

『左傳』定十四 (496BC)「吳伐越、越子句踐禦之、陳于檣李。句踐患吳之整也、使死士再禽焉、不動。使罪人三行、屬劍於頸、而辭曰、「二君有治、臣奸旗鼓。不敏於君之行前、不敢逃刑、敢歸死。」遂自剄也。師屬之目、越子因而伐之、大敗之。靈姑浮以戈擊闔廬、闔廬傷將指、取其一履。還、卒於陘、去檣李七里。夫差使人立於庭、苟出入、必謂己曰、「夫差。而忘越王之殺而父乎。」則對曰、「唯、不敢忘。」三年乃報越。」に據るが、「三行造吳師」の前に「使罪人」を缺く。「越因伐吳、敗之姑蘇、」の「姑蘇」は『史記索隱』に「姑蘇、臺名、在吳縣西三十里。」とある。檣李は『春秋經』定十四「五月、于越敗吳于檣李。」の杜注に「檣李、吳郡嘉興縣南醉李城。」とある。(a) は『左傳』とは別の原資料に據る可能性がある。(b) の闔廬の遺命と夫差の應答は『左傳』には見えない。また、「爾而」の「而」は衍字である。伍子胥列傳「後五年、伐越。越王句踐迎擊、敗吳於姑蘇、傷闔廬指、軍卻。闔廬病創將死、謂太子夫差曰、「爾忘句踐殺爾父乎。」夫差對曰、「不敢忘。」」に傍證される。

(夫差) 二年 (494BC)、吳王悉精兵以伐越、敗之夫椒、報姑蘇也。

『左傳』哀元 (494BC)「吳王夫差敗越于夫椒、報檣李也。」は「姑蘇」を「檣李」に作る。

(夫差) 十年 (486BC)、(a) 因伐齊而歸。十一年 (485BC)、(b) 復北伐齊。越王句踐率其眾以朝吳、厚獻遺之、吳王喜。唯子胥懼、曰、「是弁吳也。」諫曰、「越在腹心、今得志於齊、猶石田、無所用。且盤庚之詒有顛越勿遺、商之以興。」吳王不聽、使子胥於齊、子胥屬其子於齊鮑氏、還報吳王。吳王聞之、大怒、賜子胥屬鏹之劍以死。將死、

曰、「(c) 樹吾墓上以梓、令可爲器。扶吾眼置之吳東門、以觀越之滅吳也。」(d) 齊鮑氏弑齊悼公。吳王聞之、哭於軍門外三日、乃從海上攻齊。齊人敗吳、吳王乃引兵歸。

(a) は『左傳』哀九(486BC)「冬、吳子使來儆師伐齊。」に據る。(b) は『左傳』哀十一(484BC)に、(c) は『國語』吳語に據る。(d) は『左傳』哀十(485BC)「公會吳子・邾子・邾子伐齊南鄙、師于郕。齊人弑悼公、赴于師。吳子三日哭于軍門之外。徐承帥舟師將自海入齊、齊人敗之、吳師乃還。」に據る。『左傳』哀八(487BC)には鮑牧誅殺が見えるが、『史記』はこれを用いず、哀十(485BC)の「齊人」を「鮑氏」に作る。『左傳』哀十一「屬其子於鮑氏」が鮑氏の健在を示すこともこの見解を支えたものであろう。上述の如く、吳世家は夫差十一年(484BC)の艾陵の戦を七年(489BC)に繋けており、そこで艾陵の戦に關聯する『左傳』の記述を十年(485BC)の伐齊の記述に流用しているのである。

(夫差)十三年(483BC)、吳召魯・衛之君會於橐皋。

『左傳』哀十二(483BC)「公會吳于橐皋、…秋、衛侯會吳于郕。公及衛侯・宋皇瑗盟、而卒辭吳盟。」によれば、吳と橐皋で會したのは魯のみで、魯・衛・宋が吳に會したのは郕においてである。

(夫差)十四年(482BC)春、吳王北會諸侯於黃池、欲霸中國以全周室。

「霸中國」は『公羊』哀十三(482BC)「公會晉侯及吳子于黃池。吳何以稱子。吳主會也。吳主會、則曷爲先言晉侯。不與夷狄之主中國也。其言及吳子何。會兩伯之辭也。不與夷狄之主中國、則曷爲以會兩伯之辭言之。重吳也。曷爲重吳。吳在是、則天下諸侯莫敢不至也。」を踏まえたものであろう。「周室」は『左傳』哀十三(482BC)「吳人曰、「於周室、我爲長。」」に見える。

乙酉、越五千人與吳戰。

『左傳』哀十三(482BC)「六月丙子、越子伐吳、爲二隧。疇無餘・謳陽自南方、先及郊。吳大子友・王子地・王孫彌庸・壽於姚自泓上觀之。彌庸見姑蔑之旗、曰、「吾父之旗也。不可以見讎而弗殺也。」大子曰、「戰而不克、將亡國、請待之。」彌庸不可、屬徒五千、王子地助之。」を誤讀したものである。

(夫差)二十年(476BC)、越王句踐復伐吳。

『左傳』哀十九(476BC)「十九年春、越人侵楚、以誤吳也。」を誤讀したものである。

(夫差)二十三年(473BC)十一月丁卯、越敗吳。越王句踐欲遷吳王夫差於甬東、(a) 予百家居之。吳王曰、「孤老矣、不能事君王也。(b) 吾悔不用子胥之言、自令陷此。」(c) 遂自剄死。越王滅吳、(d) 誅太宰嚭、以爲不忠、而歸。

『左傳』哀二十二(473BC)「冬十一月丁卯、越滅吳、請使吳王居甬東、辭曰、「孤老矣、焉能事君。」乃縊。越人以歸。」に據る。(a)は『國語』吳語「夫婦三百」に似る。(b)の伍子胥は、吳語「夫差將死、使人說於子胥曰、「使死者無知、則已矣。若其有知、吾何面目以見員也。」」に見える。(c)は『淮南子』道應訓「夫差之所以自剄於干遂也。」に見える。(d)太宰嚭は、『左傳』哀二十四(472BC)「閏月、公如越、得大子適郢、將妻公而多與之地。公孫有山使告于季孫、季孫懼、使因大宰嚭而納賂焉、乃止。」に越の大夫として見える。伯嚭誅殺は『韓非子』內儲說下*72にようやく初見し、後代的な創作というべきである。

(4) 齊世家

襄公元年(697BC)、始爲太子時、嘗與無知鬪、及立、絀無知秩服、無知怨。

『左傳』莊八(686BC)「僖公之母弟曰夷仲年、生公孫無知、有寵於僖公、衣服禮秩如適。襄公絀之。」に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

(襄公)四年(694BC)、魯桓公與夫人如齊。齊襄公故嘗私通魯夫人。魯夫人者、襄公女弟也、自釐公時嫁爲魯桓公婦、及桓公來而襄公復通焉。魯桓公知之、怒夫人、夫人以告齊襄公。齊襄公與魯君飲、醉之、使力士彭生抱上魯君車、因拉殺魯桓公、桓公下車則死矣。魯人以爲讓、而齊襄公殺彭生以謝魯。

『左傳』桓十八(694BC)に據るが、下線部は『公羊』莊元「夫人譖公於齊侯、「公曰、同非吾子、齊侯之子也。」齊侯怒、與之飲酒。於其出焉、使公子彭生送之。於其乘焉、擗幹而殺之。」を參用する。

桓公元年(685BC)春、齊君無知游於雍林。雍林人嘗有怨無知、及其往游、雍林人襲殺無知、告齊大夫曰、「無知弑襄公自立、臣謹行誅。唯大夫更立公子之當立者、唯命是聽。」

*72 『韓非子』內儲說下「越王攻吳王、吳王謝而告服、越王欲許之、范蠡、大夫種曰、「不可。昔天以越與吳、吳不受、今天反夫差、亦天禍也。以吳予越、再拜受之、不可許也。」太宰嚭遣大夫種書曰、「狡兔盡則良犬烹、敵國滅則謀臣亡。大夫何不釋吳而患越乎。」大夫種受書讀之、太息而歎曰、「殺之、越與吳同命。」」

[表] 齊桓公小白元年（685BC）春、齊殺母知。

『左傳』莊八（686BC）「初、公孫無知虐于雍廩。」・莊九（685BC）「九年春、雍廩殺無知。」に據る。杜注「雍廩、齊大夫。」は雍廩を人名とし、昭十一「鄭京、櫟實殺曼伯、宋蕭、亳實殺子游、齊渠丘實殺無知、衛蒲、戚實出獻公。」（杜注「在莊九年。渠丘、今齊國西安縣也。齊大夫雍廩邑。」）はこれを傍證するが、齊世家は地名とする。下線部に相當する記述は『左傳』に見えない。

(a) 初、襄公之醉殺魯桓公、通其夫人、殺誅數不當、淫於婦人、數欺大臣、羣弟恐禍及、故次弟糾奔魯。其母魯女也。管仲・召忽傅之。次弟小白奔莒、鮑叔傅之。(b) 小白母、衛女也、有寵於釐公。小白自少好善大夫高傒。及雍林人殺無知、議立君、高・國先陰召小白於莒。(c) 魯聞無知死、亦發兵送公子糾、而使管仲別將兵遮莒道、射中小白帶鉤。小白詳死、管仲使人馳報魯。魯送糾者行益遲、六日至齊、則小白已入、高傒立之、是爲桓公。桓公之中鉤、詳死以誤管仲、已而載溫車中馳行、亦有高・國內應、故得先入立、發兵距魯。

(a) は『左傳』莊八「初、襄公立、無常。鮑叔牙曰、「君使民慢、亂將作矣。」奉公子小白出奔莒。亂作、管夷吾・召忽奉公子糾來奔。」に據るが、公子糾の母を魯女とすることは見えない。(b) は昭十三「齊桓、衛姬之子也、有寵於僖。有鮑叔牙・賓須無・隰朋以爲輔佐、有莒・衛以爲外主、有國・高以爲內主。」に據る。(c) は『呂氏春秋』貴卒^{*73}に類似の記述が見える。管仲射鉤は、『左傳』僖二十四「齊桓公置射鉤而使管仲相」に初見するが、『國語』晉語四「管仲賊桓公而卒以爲侯伯。乾時之役、申孫之矢集于桓鉤、鉤近於袂、而無怨言、佐相以終、克成令名。」は乾時の役の際の事件とするなど具體的な經緯は二次的に創作されたものとなる。

齊遺魯書曰、「子糾兄弟、弗忍誅、請魯自殺之。召忽・管仲讎也、請得而甘心醢之。不然、將圍魯。」魯人患之、遂殺子糾于笙瀆。召忽自殺、管仲請囚。桓公之立、發兵攻魯、心欲殺管仲。鮑叔牙曰、「臣幸得從君、君竟以立。君之尊、臣無以增君。君將治齊、即高傒與叔牙足也。君且欲霸王、非管夷吾不可。夷吾所居國國重、不可失也。」於是桓公從之。

*73 『呂氏春秋』貴卒「齊襄公即位、憎公孫無知、收其祿。無知不說、殺襄公。公子糾走魯、公子小白奔莒。既而國殺無知、未有君、公子糾與公子小白皆歸、俱至、爭先入公家。管仲引弓射公子小白、中鉤。鮑叔御、公子小白僵。管子以爲小白死、告公子糾曰、「安之。公子小白已死矣。」鮑叔因疾驅先入、故公子小白得以爲君。鮑叔之智應射而令公子小白僵也、其智若鏃矢也。」

乃詳爲召管仲欲甘心、實欲用之。管仲知之、故請往。鮑叔牙迎受管仲、及堂阜而脫桎梏、齋祓而見桓公。桓公厚禮以爲大夫、任政。

『左傳』莊九に據るが、下線部は獨自の表現を採る。

桓公既得管仲、與鮑叔・隰朋・高傒修齊國政、連五家之兵、設輕重魚鹽之利、以贍貧窮、祿賢能、齊人皆說。

齊世家のナレーションである。管仲を鮑叔と並べることは、『左傳』莊八に、隰朋と並べることは、僖十二「冬、齊侯使管夷吾平戎于王、使隰朋平戎于晉。」に初見し、先秦文獻に頻見するが、高傒は、『左傳』莊九「管夷吾治於高傒」にしか見えない。對するに齊世家では上文に「小白自少好善大夫高傒」「高傒立之」が見えるなど高傒への言及が顯著である。「五家之兵」は、『戰國策』齊策一「齊地方二千里、帶甲數十萬、粟如丘山。齊車之良、五家之兵、疾如錐矢、戰如雷電、解如風雨、即有軍役、未嘗倍太山、絕清河、涉渤海也。」に見え、鮑彪注に「管仲軍令、始於五家爲軌。」とあるように、『國語』齊語の「參國伍鄙」を指す。「輕重」は平準書「齊桓公用管仲之謀、通輕重之權、徹山海之業、以朝諸侯、用區區之齊顯成霸名。」・管晏列傳「太史公曰、吾讀管氏牧民・山高・乘馬・輕重・九府、及晏子春秋、詳哉其言之也。」に見え、『管子』輕重篇の經濟政策を指す。「魚鹽」は、齊世家「太公至國、脩政、因其俗、簡其禮、通商工之業、便魚鹽之利、而人民多歸齊、齊爲大國。」に見えるように、齊との關聯が深い。

(桓公) 二年 (684BC)、伐滅鄆、鄆子奔莒。初、桓公亡時、過鄆、鄆無禮、故伐之。

『左傳』莊十 (684BC)「齊侯之出也、過譚、譚不禮焉。及其入也、諸侯皆賀、譚又不至。冬、齊師滅譚、譚無禮也。譚子奔莒、同盟故也。」に據る。齊世家は「譚」を「鄆」に誤る。

(桓公) 五年 (681BC)、伐魯、魯將師敗。魯莊公請獻遂邑以平、

『春秋經』莊十三 (681BC)「冬、公會齊侯盟于柯。」・『左傳』「冬、盟于柯、始及齊平也。」は「平」をいうのみである。

桓公許、與魯會柯而盟。魯將盟、曹沫以匕首劫桓公於壇上、曰、「反魯之侵地。」桓公許之。已而曹沫去匕首、北面就臣位。桓公後悔、欲無與魯地而殺曹沫。管仲曰、「夫劫許之而倍信殺之、愈一小快耳、而弃信於諸侯、失天下之援、不可。」於是遂與曹沫三敗所亡地於魯。諸侯聞之、皆信齊而欲附焉。

『公羊』莊十三（681BC）「冬、公會齊侯盟于柯。何以不日。易也。其易奈何。桓之盟不日、其會不致、信之也。其不日何以始乎此。莊公將會乎桓、曹子進曰、「君之意何如。」莊公曰、「寡人之生、則不若死矣。」曹子曰、「然則君請當其君、臣請當其臣。」莊公曰、「諾。」於是會乎桓。莊公升壇、曹子手劍而從之。管子進曰、「君何求乎。」曹子曰、「城壞壓竟、君不圖與。」管子曰、「然則君將何求。」曹子曰、「願請汶陽之田。」管子顧曰、「君許諾。」桓公曰、「諾。」曹子請盟、「桓公下與之盟。已盟、曹子操劍而去之。要盟可犯、而桓公不欺、曹子可讎。而桓公不怨、桓公之信著乎天下、自柯之盟始焉。」に據る。齊世家は「劍」を「匕首」に作る。

（桓公）二十三年（663BC）、山戎伐燕、燕告急於齊。齊桓公救燕、遂伐山戎、至于孤竹而還。

『左傳』莊三十（664BC）「冬、遇于魯濟、謀山戎也、以其病燕故也。」・莊三十一（663BC）「三十一年夏六月、齊侯來獻戎捷。」に據る。「孤竹」は『國語』齊語「遂北伐山戎、剋令支、斬孤竹而南歸。」に初見する。

燕莊公遂送桓公入齊境。桓公曰、「非天子、諸侯相送不出境、吾不可以無禮於燕。」於是分溝割燕君所至與燕、命燕君復修召公之政、納貢于周、如成康之時。諸侯聞之、皆從齊。

『韓詩外傳』卷四^{*74}に據る。

（桓公）二十（七）〔六〕年（660BC）、魯湣公母曰哀姜、桓公女弟也。哀姜淫於魯公子慶父、慶父弑湣公、哀姜欲立慶父、魯人更立釐公。桓公召哀姜、殺之。

〔表〕二十（七）〔六〕（660BC）殺女弟魯莊公夫人、淫故。

『左傳』閔二（660BC）「哀姜與知之、故孫于邾。齊人取而殺之于夷、以其尸歸、僖公請而葬之。」に據る。『穀梁』僖元（659BC）「十有二月丁巳、夫人氏之喪至自齊。其不言姜、以其殺二子、貶之也。或曰、爲齊桓諱殺同姓也。」を參用し、「齊人」を「齊桓公」とする。「桓公女弟」は『穀梁』の「同姓」を「同生」と解したものであろう。『左傳』襄三十に「罕・駟・豐同生、」（杜注「罕、子皮。駟、子晰。豐、公孫段也。三家本同母兄弟。」）とある。

*74 『韓詩外傳』卷四「齊桓公伐山戎、其道過燕、燕君送之出境。桓公問管仲曰、「諸侯相送、固出境乎。」管仲曰、「非天子不出境。」桓公曰、「然畏而失禮也。寡人不可使燕失禮。」乃割燕君所至之地以與之。諸侯聞之、皆朝於齊。詩曰、「靜恭爾位、好是正直。神之聽之、介爾景福。」

(桓公三十年 656BC) 夏、楚王使屈完將兵扞齊、齊師退次召陵。桓公矜屈完以其眾。屈完曰、「君以道則可。若不、則楚方城以爲城、江・漢以爲溝、君安能進乎。」乃與屈完盟而去。

『左傳』僖四 (656BC) 「夏、楚子使屈完如師。師退、次于召陵。齊侯陳諸侯之師、與屈完乘而觀之。齊侯曰、「豈不穀是爲。先君之好是繼。與不穀同好、如何。」對曰、「君惠徼福於敝邑之社稷、辱收寡君、寡君之願也。」齊侯曰、「以此眾戰、誰能禦之。以此攻城、何城不克。」對曰、「君若以德綏諸侯、誰敢不服。君若以力、楚國方城以爲城、漢水以爲池、雖眾、無所用之。」屈完及諸侯盟。」と下線部が異なる。

(桓公三十五年 651BC) 三十五年夏、會諸侯于葵丘。周襄王使宰孔賜桓公文武胙・彤弓矢・大路、命無拜。桓公欲許之、管仲曰「不可」、乃下拜受賜。

『左傳』僖九 (651BC) 「夏、會于葵丘、尋盟、且修好、禮也。王使宰孔賜齊侯胙、曰、「天子有事于文武、使孔賜伯舅胙。」齊侯將下拜。孔曰、「且有後命。天子使孔曰、「以伯舅耄老、加勞、賜一級、無下拜」。對曰、「天威不遠顔咫尺、小白、余敢貪天子之命、無下拜。恐隕越于下、以遺天子羞。敢不下拜。」下、拜。(a) 登、受。」・『國語』齊語「葵丘之會、天子使宰孔致胙於桓公、曰、「余一人之命有事於文・武、使孔致胙。」且有後命曰、「以爾自卑勞、實謂爾伯舅、無下拜。」桓公召管子而謀、管子對曰、「爲君不君、爲臣不臣、亂之本也。」桓公懼、出見客曰、「天威不遠顔咫尺、小白余敢承天子之命曰「爾無下拜」、恐隕越於下、以爲天子羞。」遂下拜、(b) 升受命。(c) 掌服大輅、龍旗九旒、渠門赤旒、諸侯稱順焉。」に見える。下線部は (c) に相當する。(a) 「登」・(b) 「升」に相當する表現を缺く。

秋、復會諸侯於葵丘、益有驕色。周使宰孔會。諸侯頗有叛者。

『公羊』僖九 (651BC) 「九月戊辰、諸侯盟于葵丘。桓之盟不日、此何以日。危之也。何危爾。貫澤之會、桓公有憂中國之心。不召而至者、江人・黃人也。葵丘之會、桓公震而矜之、叛者九國。震之者何。猶曰振振然。矜之者何。猶曰莫若我也。」に據る。
是時周室微、唯齊・楚・秦・晉爲彊。晉初與會、獻公死、國內亂。秦穆公辟遠、不與中國會盟。楚成王初收荊蠻有之、夷狄自置。唯獨齊爲中國會盟、而桓公能宣其德、故諸侯實會。

齊桓公の霸業に関するナレーション。

於是桓公稱曰、「寡人南伐至召陵、望熊山。北伐山戎・離枝・孤竹。西伐大夏、涉流沙。束馬懸車登太行、至卑耳山而還。諸侯莫違寡人。寡人兵車之會三、乘車之會六、九合諸侯、一匡天下。昔三代受命、有何以異於此乎。吾欲封泰山、禪梁父。」管仲固諫、不聽。乃說桓公以遠方珍怪物至乃得封、桓公乃止。

『管子』封禪^{*75}に據る。

(桓公) 三十八年 (648BC)、周襄王弟帶與戎・翟合謀伐周、齊使管仲平戎於周。周欲以上卿禮管仲、管仲頓首曰、「臣陪臣、安敢。」三讓、乃受下卿禮以見。

『左傳』僖十二 (648BC) 「冬、齊侯使管夷吾平戎于王、使隰朋平戎于晉。王以上卿之禮饗管仲、管仲辭曰、「臣、賤有司也。有天子之二守國・高在、若節春秋來承王命、何以禮焉。陪臣敢辭。」王曰、「舅氏、余嘉乃勳、應乃懿德、謂督不忘。往踐乃職、無逆朕命。」管仲受下卿之禮而還。君子曰、「管子之世祀也宜哉。讓不忘其上。詩曰、「愷悌君子、神所勞矣。」」に據るが、「臣陪臣」の上の「臣」は不要である。

(桓公四十一年 645BC) 是歲、管仲・隰朋皆卒。管仲病、桓公問曰、「羣臣誰可相者。」管仲曰、「知臣莫如君。」公曰、「易牙如何。」對曰、「殺子以適君、非人情、不可。」公曰、「開方如何。」對曰、「倍親以適君、非人情、難近。」公曰、「豎刀如何。」對曰、「自宮以適君、非人情、難親。」管仲死、而桓公不用管仲言、卒近用三子、三子專權。

(桓公四十三年 643BC) 桓公病、五公子各樹黨爭立。及桓公卒、遂相攻、以故宮中空、莫敢棺。桓公尸在牀上六十七日、尸蟲出于戶。十二月乙亥、無詭立、乃棺赴。辛巳夜、斂殯。

管仲卒を四十一年に繋げることは、『呂氏春秋』知接「管仲死、…居三年、…明年、公有病、」のようなかたちで、管仲死後「三年」にして桓公が卒したといった説話的な

*75 『管子』封禪「桓公既霸、會諸侯於葵丘、而欲封禪。管仲曰、「古者封泰山禪梁父者七十二家、而夷吾所記者十有二焉。昔無懷氏、封泰山。禪云云、慮義封泰山、禪云云。神農封泰山、禪云云。炎帝封泰山、禪云云。黃帝封泰山、禪亭亭。顓頊封泰山、禪云云。帝嚳封泰山、禪云云。堯封泰山、禪云云。舜封泰山、禪云云。禹封泰山、禪會稽。湯封泰山、禪云云。周成王封泰山、禪社首。皆受命然後得封禪。」桓公曰、「寡人北伐山戎、過孤竹、西伐大夏、涉流沙、束馬懸車、上卑耳之山。南伐至召陵、登熊耳山、以望江漢。兵車之會三、而乘車之會六、九合諸侯、一匡天下、諸侯莫違我。昔三代受命、亦何以異乎。」於是管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事曰、古之封禪、鄙上之黍、北里之禾、所以爲盛、江淮之閒、一茅三脊、所以爲藉也。東海致比目之魚、西海致比翼之鳥。然後物有不召而自至者十有五焉。今鳳凰麒麟不來、嘉穀不生、而蓬蒿藜莠茂、鳴鳧數至、而欲封禪、毋乃不可乎、於是桓公乃止。」吉本 2023 參照。

記述に基づくものと思われる。『春秋經』僖十七（643BC）「冬、十有二月乙亥 12、齊侯小白卒。」に對し、『左傳』は「冬、十月乙亥 12、齊桓公卒。…十二月乙亥 12、赴。辛巳 18 夜、殯。」とする。張培瑜^{*76}によれば當年の魯曆は建子である。經「十有二月乙亥」は建子、傳「十月乙亥」は建寅の同日となる。傳は原資料「十月乙亥、齊桓公卒。辛巳、夜殯。」と經との兩立を圖って「十二月乙亥、赴。」としたものであろう^{*77}。齊世家は『左傳』に據り、十月乙亥 12～十二月辛巳 18 を「六十七日」と數え、『呂氏春秋』知接^{*78}・『韓非子』難一^{*79}・『晏子春秋』內篇 / 諫上^{*80}などに類似の記述を參用し「尸蟲出于戶」を附加する。

*76 張培瑜 1997。

*77 吉本 2019 參照。

*78 『呂氏春秋』知接「管仲有疾。桓公往問之曰、「仲父之疾病矣、將何以教寡人。」管仲曰、「齊鄙人有諺曰、「居者無載、行者無埋。」今臣將有遠行、胡可以問。」桓公曰、「願仲父之無讓也。」管仲對曰、「願君之遠易牙・豎刀・常之巫・衛公子啟方。」公曰、「易牙烹其子以慊寡人、猶尚可疑邪。」管仲對曰、「人之情、非不愛其子也、其子之忍、又將何有於君。」公又曰、「豎刀自宮以近寡人、猶尚可疑邪。」管仲對曰、「人之情、非不愛其身也、其身之忍、又將何有於君。」公又曰、「常之巫審於死生、能去苛病、猶尚可疑邪。」管仲對曰、「死生命也、苛病失也。君不任其命、守其本、而恃常之巫、彼將以此無不爲也。」公又曰、「衛公子啟方事寡人十五年矣、其父死而不敢歸哭、猶尚可疑邪。」管仲對曰、「人之情、非不愛其父也、其父之忍、又將何有於君。」公曰、「諾。」管仲死、盡逐之、食不甘、宮不治、苛病起、朝不肅。居三年、公曰、「仲父不亦過乎。孰謂仲父盡之乎。」於是皆復召而反。明年、公有病、常之巫從中出曰、「公將以某日薨。」易牙・豎刀・常之巫相與作亂、塞宮門、築高牆、不通人、矯以公令。有一婦人踰垣入、至公所。公曰、「我欲食。」婦人曰、「吾無所得。」公又曰、「我欲飲。」婦人曰、「吾無所得。」公曰、「何故。」對曰、「常之巫從中出曰、「公將以某日薨。」易牙・豎刀・常之巫相與作亂、塞宮門、築高牆、不通人、故無所得。衛公子啟方以書社四十下衛。」公慨焉歎涕出曰、「嗟乎。聖人之所見、豈不遠哉。若死者有知、我將何面目以見仲父乎。」蒙衣袂而絕乎壽宮。蟲流出於戶、上蓋以楊門之扇、三月不葬。此不卒聽管仲之言也。桓公非輕難而惡管子也、無由接見也。無由接、固卻其忠言、而愛其所尊貴也。」

*79 『韓非子』難一「管仲有病、桓公往問之、曰、「仲父病、不幸卒於大命、將奚以告寡人。」管仲曰、「微君言、臣故將謁之。願君去豎刁、除易牙、遠衛公子開方。易牙爲君主味、君惟人肉未嘗、易牙烝其子首而進之。夫人情莫不愛其子、今弗愛其子、安能愛君。君妒而好內、豎刁自宮以治內、人情莫不愛其身、身且不愛、安能愛君。開開方事君十五年、齊・衛之間不容數日行、棄其母久宦不歸、其母不愛、安能愛君。臣聞之、「矜僞不長、蓋虛不久。」願君去此三子者也。」管仲卒死、桓公弗行、及桓公死、蟲出尸不葬。」

*80 『晏子春秋』內篇 / 諫上「昔先君桓公、其方任賢而贊德之時、亡國恃以存、危國仰以安、是以民樂其政而世高其德、行遠征暴、勞者不疾、驅海內使朝天子、而諸侯不怨。當是時、盛君之行不能進焉。及其卒而衰、怠于德而并于樂、身溺于婦侍而謀因豎刁、是以民苦其政、而世非其行、故身死乎胡宮而不舉、蟲出而不收。」

懿公四年（609BC）春、初、懿公爲公子時、與丙戎之父獵、爭獲不勝、及即位、斷丙戎父足、而使丙戎僕。

『左傳』文十八（609BC）「齊懿公之爲公子也、與邴歜之父爭田、弗勝。及即位、乃掘而刖之、而使歜僕。」に據るが、「田」を「獵」に誤る。

（頃公（六）〔七〕年 592BC）齊使至晉、郤克執齊使者四人河內、殺之。

『左傳』宣十七（592BC）「齊侯使高固・晏弱・蔡朝・南郭偃會。及斂孟、高固逃歸。…晉人執晏弱于野王、執蔡朝于原、執南郭偃于溫。」には「晉人」とあるのみで、齊使四人のうち三人が「執」えられている。

（頃公）十年（589BC）春、齊伐魯・衛。

『左傳』成二（589BC）「衛侯使孫良夫・石稷・甯相・向禽將侵齊、」に據れば、衛が齊に攻撃を仕掛けている。

晉使郤克以車八百乘爲中軍將、士燮將上軍、欒書將下軍、以救魯・衛、伐齊。…晉小將韓厥伏齊侯車前、

『左傳』成二（589BC）「郤克將中軍、士燮佐上軍、欒書將下軍、韓厥爲司馬、以救魯・衛。」に據れば、士燮は上軍佐、韓厥は司馬である。晉の卿大夫の序列に對する無理解を示す。

齊侯請以寶器謝、不聽。必得笑克者蕭桐叔子、令齊東畝。對曰、「叔子、齊君母。齊君母亦猶晉君母、子安置之。且子以義伐而以暴爲後、其可乎。」於是乃許、令反魯・衛之侵地。

『左傳』成二（589BC）に據るが、下線部は『公羊』成二「蕭同姪子者、齊君之母也。齊君之母、猶晉君之母也、」に似る。「侵地」は、『公羊』成二（589BC）「反魯衛之侵地。」・『穀梁』成二「反魯衛之侵地。」に見える。

（頃公）十一年（588BC）、晉初置六卿、賞鞍之功。齊頃公朝晉、欲尊王晉景公、晉景公不敢受、乃歸。

〔表〕（頃公）十一（588BC）頃公如晉、欲王晉、晉不敢受。

『左傳』成三（588BC）「十二月甲戌、晉作六軍。韓厥・趙括・鞏朔・韓穿・荀驪・趙旃皆爲卿、賞鞏之功也。齊侯朝于晉、將授玉。」に據る。「六卿」は「六軍」の誤、また下線部は、「授玉」の「玉」を「王」と誤讀したものである。

歸而頃公弛苑囿、薄賦斂、振孤問疾、虛積聚以救民。厚禮諸侯。竟頃公卒、百姓附、諸侯不犯。

『公羊』成八（583BC）「八年春、晉侯使韓穿來言汶陽之田、歸之于齊。來言者何。內辭也。魯我使我歸之也。曷爲使我歸之。鞏之戰、齊師大敗。齊侯歸、弔死視疾、七年不飲酒、不食肉。晉侯聞之曰、「嘻。奈何使人之君、七年不飲酒、不食肉。請皆反其所取侵地。」」も齊頃公を賞賛する。

〔靈公〕十年（572BC）、晉悼公伐齊、齊公子光質晉。

〔表〕〔靈公〕十（572BC）（我不救鄭）晉伐我、使太子光質於晉。

『左傳』襄元（572BC）「齊人不會彭城、晉人以爲討。二月、齊太子光爲質於晉。」に據るが、「伐」は「討」を誤解したものである。光はすでに太子であり、齊表は「太子光」に作る。

〔靈公〕十九年（563BC）、立子光爲太子、高厚傅之、令會諸侯盟於鍾離。

〔表〕〔靈公〕十九（563BC）令太子光、高厚會諸侯鍾離。

『左傳』襄十（563BC）に據るが、光は襄元の時點ですでに太子であり、下線部は誤りである。

〔靈公〕二十七年（555BC）、晉使中行獻子伐齊。齊師敗、靈公走入臨菑。晏嬰止靈公、靈公弗從。曰、「君亦無勇矣。」

『左傳』襄十八（555BC）に據るが、下線部は見えない。

〔靈公〕二十八年（554BC）、初、靈公取魯女、生子光、以爲太子。仲姬・戎姬。戎姬嬖、仲姬生子牙、屬之戎姬。戎姬請以爲太子、公許之。

『左傳』襄十九（554BC）「齊侯娶于魯、曰顏懿姬、無子。其姪嬖聲姬生光、以爲大子。諸子仲子・戎子、戎子嬖。仲子生牙、屬諸戎子。戎子請以爲大子、許之。」に據るが、「諸子仲子・戎子」を「仲姬・戎姬」に改める。女性の稱謂に對する無理解を示す。

靈公疾、崔杼迎故太子光而立之、是爲莊公。莊公殺戎姬。五月壬辰、靈公卒、莊公即位、執太子牙於句瀆之丘、殺之。八月、崔杼殺高厚。晉聞齊亂、伐齊、至高唐。

『左傳』襄十九（554BC）「齊侯疾、崔杼微逆光、疾病而立之。…夏五月壬辰晦、齊靈公卒、莊公即位。執公子牙於句瀆之丘。以夙沙衛易己、衛奔高唐以叛。晉士句侵齊、及穀、聞喪而還、禮也。…秋八月、齊崔杼殺高厚於灑藍、而兼其室。」に據る。「晉聞

齊亂、伐齊。」は誤讀に係る。また「至高唐」は「衛奔高唐以叛」を誤解したものである。

莊公三年（551BC）、晉大夫欒盈奔齊、莊公厚客待之。晏嬰・田文子諫、公弗聽。

[表]（莊公）三（551BC）晉欒逞來奔、晏嬰曰「不如歸之」。

『左傳』襄二十二（551BC）「秋、欒盈自楚適齊。晏平仲言於齊侯曰、「商任之會、受命於晉。今納欒氏將安用之。小所以事大、信也。失信不立、君其圖之。」弗聽、退告陳文子曰、「君人執信、臣人執共。忠信篤敬、上下同之、天之道也。君自棄也、弗能久矣。」に見えるが、諫めたのは晏嬰のみであり、「不如歸之」は見えない。

[表]（莊公）五（549BC）畏晉通楚、晏子謀。

『左傳』襄二十四（549BC）「齊侯既伐晉而懼、將欲見楚子。楚子使薳啟疆如齊聘、且請期。齊社、蒐軍實、使客觀之。陳文子曰、「齊將有寇。吾聞之、兵不戢、必取其族。」秋、齊侯聞將有晉師、使陳無宇從薳啟疆如楚、辭、且乞師。崔杼帥師送之、遂伐莒、侵介根。」には晏嬰は見えない。

（莊公六年 548BC）五月、莒子朝齊、齊以甲戌饗之。崔杼稱病不視事。乙亥、公問崔杼病、遂從崔杼妻。崔杼妻入室、與崔杼自閉戶不出、公擁柱而歌。

『左傳』襄二十五（548BC）「夏五月、莒爲且于之役故、莒子朝于齊。甲戌、饗諸北郭。崔子稱疾不視事。乙亥、公問崔子、遂從姜氏。姜入于室、與崔子自側戶出。公拊楹而歌。」に據るが、「自閉戶不出」は「自側戶出」を誤讀したものである。

丁丑、崔杼立莊公異母弟杵臼、是爲景公。景公母、魯叔孫宣伯女也。景公立、以崔杼爲右相、慶封爲左相。二相恐亂起、乃與國人盟曰、「不與崔慶者死。」晏子仰天曰、「(a) 嬰所不(獲)唯忠於君利社稷者是從。」不肯盟。(b) 慶封欲殺晏子、崔杼曰、「忠臣也、舍之。」

『左傳』襄二十五（548BC）「丁丑、崔杼立而相之、慶封爲左相。盟國人於大宮、曰、「所不與崔・慶者。」晏子仰天歎曰、「嬰所不唯忠於君、利社稷者是與、有如上帝。」乃歆。」に據るが、(a) は載書の常用句法に従う「有如上帝」*81を缺き、「乃歆」を「不肯盟」と誤讀するなど盟や載書への無理解を示す。(b) は『左傳』に見えない。

景公（元）〔二〕年（546BC）、初、崔杼生子成及彊、其母死、取東郭女、生明。東郭女使其前夫子無咎與其弟偃相崔氏。(a) 成有罪、二相急治之、立明爲(b) 太子。成請老於崔（杼）、崔杼許之、二相弗聽、曰、「崔、宗邑、不可。」成・彊怒、告慶封。(c)

*81 吉本 1985a・1985b 参照。

慶封與崔杼有郤、欲其敗也。成・彊殺無咎・偃於崔杼家、家皆奔亡。崔杼怒、無人、使一宦者御、見慶封。慶封曰、「請爲子誅之。」使 (d) 崔杼仇盧蒲癸攻崔氏、殺成・彊、盡滅崔氏、崔杼婦自殺。崔杼母歸、亦自殺。 (e) 慶封爲相國、專權。

『左傳』襄二十七 (546BC)「齊崔杼生成及彊而寡。娶東郭姜、生明。東郭姜以孤入、曰棠無咎、與東郭偃相崔氏。崔成有病而廢之、而立明。成請老于崔、崔子許之、偃與無咎弗予、曰、「崔、宗邑也、必在宗主。」成與彊怒、將殺之、告慶封曰、「夫子之身、亦子所知也、唯無咎與偃是從、父兄莫得進矣。大恐害夫子、敢以告。」慶封曰、「子姑退、吾圖之。」告盧蒲癸。盧蒲癸曰、「彼、君之讎也。天或者將棄彼矣。彼實家亂、子何病焉。崔之薄、慶之厚也。」他日又告。慶封曰、「苟利夫子、必去之。難、吾助女。」九月庚辰、崔成・崔彊殺東郭偃・棠無咎於崔氏之朝。崔子怒而出、其眾皆逃、求人使駕、不得。使圉人駕、寺人御而出。且曰、「崔氏有福、止余猶可。」遂見慶封。慶封曰、「崔・慶一也。是何敢然。請爲子討之。」使盧蒲癸帥甲以攻崔氏。崔氏堞其宮而守之、弗克、使國人助之、遂滅崔氏、殺成與彊、而盡俘其家、其妻縊。癸復命於崔子、且御而歸之。至、則無歸矣、乃縊。崔明夜辟諸大墓。辛巳、崔明來奔。慶封當國。」に據るが、(a) は誤讀である。卿の後嗣は「孺子」と稱されることはあるが*82 (b)「太子」は用いない。(c) は『左傳』に見えない。(d) は「君之讎」(杜注「君謂齊莊公、爲崔杼所弑」)を誤讀したものである。(e)「相國」は、『左傳』には見えない。出土資料では秦惠文王四年 (334BC) の紀年をもつ四年相邦樛戠戈*83 に初見する。

(景公三年 545BC) 慶舍發甲圍慶封宮、

『左傳』襄二十八 (545BC)「慶氏以其甲環公宮。」を誤讀。

(景公) 十二年 (536BC)、景公如晉、見平公、欲與伐燕。

『左傳』昭六 (536BC)「十一月、齊侯如晉、請伐北燕也。士匄相士鞅逆諸河、禮也。晉侯許之。十二月、齊侯遂伐北燕、將納簡公。」を誤讀。

(景公) 二十六年 (522BC)、獵魯郊、因入魯、與晏嬰俱問魯禮。

[表] (景公) 二十六 (522BC) 獵魯界、因入魯。

*82 『左傳』襄十六「孟孺子速」・襄二十三「欒孺子」「孺子秩」・昭八「孺子」(杜注「孺子謂子良」)・昭十六「孺子」(杜注「子蠶、子皮之子嬰齊也」)・哀十一「孟孺子洩」。

*83 王輝・王偉 2014 參照。

孔子世家に「魯昭公之二十年（522BC）、而孔子蓋年三十矣。齊景公與晏嬰來適魯、景公問孔子曰、「昔秦穆公國小處辟、其霸何也。」對曰、「秦、國雖小、其志大。處雖辟、行中正。身舉五穀、爵之大夫、起纍紲之中、與語三日、授之以政。以此取之、雖王可也、其霸小矣。」景公說。」とある。『左傳』昭二十（522BC）「十二月、齊侯田于沛、招虞人以弓、不進。公使執之、辭曰、「昔我先君之田也、旃以招大夫、弓以招士、皮冠以招虞人。臣不見皮冠、故不敢進。」乃舍之。仲尼曰、「守道不如守官。」君子韙之。」の年次および「田」という場面設定、仲尼の評言を換骨奪胎して創作されたものである^{*84}。（景公）三十二年（516BC）、彗星見。景公坐柏寢、嘆曰、「堂堂。誰有此乎。」群臣皆泣、晏子笑、公怒。晏子曰、「臣笑群臣諛甚。」景公曰、「彗星出東北、當齊分野、寡人以為憂。」晏子曰、「君高臺深池、賦斂如弗得、刑罰恐弗勝、莠星將出、彗星何懼乎。」公曰、「可禳否。」晏子曰、「使神可祝而來、亦可禳而去也。百姓苦怨以萬數、而君令一人禳之、安能勝眾口乎。」是時景公好治宮室、聚狗馬、奢侈、厚賦重刑、故晏子以此諫之。

〔表〕（景公）三十二（516BC）彗星見。晏子曰、「田氏有德於齊、可畏。」

『左傳』昭二十六（516BC）「齊侯與晏子坐于路寢。公歎曰、「美哉室。其誰有此乎。」…」「齊有彗星、齊侯使禳之。…」に對應し、『韓非子』外儲說右上「景公與晏子游於少海、登柏寢之臺而還望其國、曰、「美哉、泱泱乎、堂堂乎、後世將孰有此。」」・『晏子春秋』外篇第七「景公置酒于泰山之陽、酒酣、公四望其地、喟然嘆、泣數行而下、曰、「寡人將去此堂堂國者而死乎。」左右佐哀而泣者三人、曰、「吾細人也、猶將難死、而況公乎。棄是國也而死、其孰可為乎。」晏子獨搏其髀、仰天而大笑曰、「樂哉。今日之飲也。」公怫然怒曰、「寡人有哀、子獨大笑、何也。」晏子對曰、「今日見怯君一、諛臣三人、是以大笑。」公曰、「何謂諛怯也。」晏子曰、「夫古之有死也、令後世賢者得之以息、不肖者得之以伏。若使古之王者母知有死、自昔先君太公至今尚在、而君亦安得此國而哀之。夫盛之有衰、生之有死、天之分也。物有必至、事有常然、古之道也。曷為可悲。至老尚哀死者、怯也。左右助哀者、諛也。怯諛聚居、是故笑之。」公慚而更辭曰、「我非為去國而死哀也。寡人聞之、彗星出、其所向之國君當之、今彗星出而向吾國、我是以悲也。」晏子曰、「君之行義回邪、無德於國、穿池沼、則欲其深以廣也。為臺榭、則欲其高且大也。賦斂如撝奪、誅僇如仇讎。自是觀之、莠又將出。天之變、彗星之出、庸可悲乎。」于是

*84 吉本 2021 參照。

公懼、迺歸、寘池沼、廢臺榭、薄賦斂、緩刑罰、三十七日而彗星亡。」など一部は他の文獻に表現の共有が認められるが、全體としては獨自の材料となる。

（景公）四十八年（500BC）、與魯定公好會夾谷。犁鉏曰、「孔丘知禮而怯、請令萊人爲樂、因執魯君、可得志。」景公害孔丘相魯、懼其霸、故從犁鉏之計。方會、進萊樂、孔子歷階上、使有司執萊人斬之、以禮讓景公。景公慚、乃歸魯侵地以謝、而罷去。

『左傳』定十^{*85}（500BC）・『穀梁』定十^{*86}を踏まえつつ獨自の記述を加える。「孔丘知禮而怯、請令萊人爲樂、因執魯君、可得志。」は『左傳』と構文を同じくするものの、「執魯君」は『穀梁』に據り、「樂」は『穀梁』の「鼓譟」を解したものである。「孔子歷階上、使有司執萊人斬之、」は『穀梁』に據る^{*87}。

是歲、晏嬰卒。

『公羊』定十（500BC）「齊人來歸運・謹・龜陰田。齊人曷爲來歸運・謹・龜陰田。孔子行乎季孫、三月不違、齊人爲是來歸之。」の何休注

齊侯自頰谷會歸、謂晏子曰、「寡人或過於魯侯、如之何。」晏子曰、「君子謝過以質、小人謝過以文。齊嘗侵魯四邑、請皆還之。」歸濟西田不言來、此其言來者、已絕、魯不應復得、故從外來常文、與齊人來歸衛寶同、夫子雖欲不受、定公貪而受之、此違之驗。

に、晏嬰が見え、徐彥疏に「注齊侯自頰谷至還之。○解云、皆晏子春秋及家語・孔子世家之文。」とある。晏嬰は、『左傳』では昭二十六（516BC）に終見するが、『晏子春秋』^{*88}は定十（500BC）における晏嬰の存命を伝える。齊世家が獲得した晏嬰の經歷は

*85 『左傳』定十「夏、公會齊侯于祝其、實夾谷。孔丘相、犁鉏言於齊侯曰、「孔丘知禮而無勇、若使萊人以兵劫魯侯、必得志焉。」齊侯從之。孔丘以公退、曰、「士兵之。兩君合好、而裔夷之俘以兵亂之、非齊君所以命諸侯也。裔不謀夏、夷不亂華、俘不干盟、兵不偪好。於神爲不祥、於德爲愆義、於人爲失禮、君必不然。」齊侯聞之、遽辟之。」

*86 『穀梁』定十「頰谷之會、孔子相焉。兩君就壇、兩相相揖、齊人鼓譟而起、欲以執魯君。孔子歷階而上、不盡一等、而視歸乎齊侯、曰、「兩君合好、夷狄之民、何爲來爲。」命司馬止之。齊侯逡巡而謝曰、「寡人之過也。」退而屬其二三大夫曰、「夫人率其君與之行古人之道、二三子獨率我而入夷狄之俗、何爲。」罷會、齊人使優施舞於魯君之幕下。孔子曰、「笑君者罪當死。」使司馬行法焉、首足異門而出。」

*87 吉本 2021 參照。

*88 現行本『晏子春秋』には見えない。吳則虞 1962 は、「晏子春秋佚文」に收録する。

これが最も降るものであったため、この年に晏嬰卒を置いたものであろう*⁸⁹。

〔表〕（景公）五十（498BC）遺魯女樂。

『論語』微子「齊人歸女樂、季桓子受之。三日不朝、孔子行。」これを498BCに繋げることは、司馬遷の年代観に基づく*⁹⁰。魯世家・魯表 / 定公十二年参照。

（景公）五十五年（493BC）、范・中行反其君於晉、晉攻之急、來請粟。田乞欲爲亂、樹黨於逆臣、說景公曰、「范・中行數有德於齊、不可不救。」及使乞救而輸之粟。

〔表〕（景公）五十五（493BC）輸范・中行氏粟。

『左傳』哀二（493BC）には「齊人輸范氏粟、」とあるのみである。

（景公）五十八年（490BC）夏、景公夫人燕姬適子死。景公寵妾芮姬生子荼、

『左傳』哀五（490BC）「齊燕姬生子、不成而死。諸子鬻婁之子荼嬖、」の「鬻婁」を「芮姬」に作る。

晏孺子元年（489BC）春、田乞僞事高・國者、每朝、乞驂乘、言曰、「子得君、大夫皆自危、欲謀作亂。」又謂諸大夫曰、「(a) 高昭子可畏、及未發、先之。」大夫從之。六月、田乞・鮑牧乃與大夫以兵入公宮、攻高昭子。昭子聞之、與國惠子救公。公師敗、田乞之徒追之、(b) 國惠子奔莒、遂反殺高昭子。晏圉奔魯。八月、(c) 齊秉意茲。

『左傳』哀六（489BC）に據る。(a)を『左傳』は「二子者禍矣。恃得君而欲謀二三子、曰、「國之多難、貴寵之由、盡去之而後君定。」既成謀矣、盍及其未作也、先諸。作而後悔、亦無及也。」に作る。齊世家は「二子」を「高昭子」に作る。(b)は『左傳』の「國夏奔莒、遂及高張・晏圉・弦施來奔。」の誤讀である。(c)は『左傳』「齊邴意茲來奔」に據る。「齊」の削除を失念し、「來奔」を誤脱している。

田乞敗二相、乃使人之魯召公子陽生。陽生至齊、私匿田乞家。十月戊子、田乞請諸大夫曰、「常之母有魚菽之祭、幸來會飲。」會飲、田乞盛陽生橐中、置坐中央、發橐出陽生、曰、「此乃齊君矣。」大夫皆伏謁。將與大夫盟而立之、鮑牧醉、乞誣大夫曰、「吾與鮑牧謀共立陽生。」鮑牧怒曰、「子忘景公之命乎。」諸大夫相視欲悔、陽生前、頓首曰、「可則立之、否則已。」鮑牧恐禍起、乃復曰、「皆景公子也、何爲不可。」乃與盟、立陽生、是爲悼公。悼公入宮、使人遷晏孺子於駘、殺之幕下、而逐孺子母芮子。芮子故賤而孺

*⁸⁹ 吉本 2021 參照。

*⁹⁰ 吉本 2021 參照。

子少、故無權、國人輕之。

『左傳』哀六（489BC）に據るが、下線部は『公羊』哀六^{*91}を參用する。『左傳』は「冬十月丁卯 04、立之。」とする。十月は甲辰 41 朔であり^{*92}、「十月戊子 25」は収まらない。

（悼公二年 487BC）鮑子與悼公有郤、不善。

『左傳』哀八（487BC）

鮑牧又謂群公子曰、「使女有馬千乘乎。」公子愬之。公謂鮑子。「或譖子、子姑居於潞以察之。若有之、則分室以行。若無之、則反子之所。」出門、使以三分之一行。半道、使以二乘。及潞、廩之以入、遂殺之。

に對應するが、齊世家は鮑牧の誅殺をいわぬなど独自の記述を採る。

（悼公）四年（485BC）、吳・魯伐齊南方。鮑子弑悼公、赴于吳。吳王夫差哭於軍門外三日、將從海入討齊。齊人敗之、吳師乃去。晉趙鞅伐齊、至賴而去。齊人共立悼公子壬、是爲簡公。

〔表〕四（485BC）吳・魯伐我。（齊）鮑子殺悼公、齊人立其子壬爲簡公。

『左傳』哀十（485BC）は「齊人弑悼公」とするが、世家は上文「鮑子與悼公有郤、不善。」を承けて、この「齊人」を「鮑子」とし、表もこれに従う。吳世家 / 夫差十一年參照。

（簡公四年 481BC）平公即位、田常相之、專齊之政、割齊安平以東爲田氏封邑。

下線部は独自の記述である。

（5）魯世家

武公（九）〔十〕年（816BC）春、武公與長子括・少子戲、西朝周宣王。宣王愛戲、欲立戲爲魯太子。周之樊仲山父諫宣王曰、「廢長立少、不順。不順、必犯王命。犯王命、必誅之。故出令不可不順也。令之不行、政之不立。行而不順、民將奔上。夫下事上、

^{*91} 『公羊』哀六「陳乞使人迎陽生于諸其家。除景公之喪、諸大夫皆在朝、陳乞曰、「常之母、有魚菽之祭、願諸大夫之化我也。」諸大夫皆曰、「諾」。於是皆之陳乞之家坐。陳乞曰、「吾有所爲甲、請以示焉。」諸大夫皆曰、「諾。」於是使力士舉臣囊而至于中霤、諸大夫見之、皆色然而駭、開之則闔然、公子陽生也。陳乞曰、「此君也已。」諸大夫不得已、皆逡巡北面、再拜稽首而君之爾。自是往弑舍。」

^{*92} 吉本 2019 參照。

少事長、所以爲順。今天子建諸侯、立其少、是教民逆也。若魯從之、諸侯效之、王命將有所壅。若弗從而誅之、是自誅王命也。誅之亦失、不誅亦失、王其圖之。」宣王弗聽、卒立戲爲魯太子。夏、武公歸而卒、戲立、是爲懿公。

『國語』周語上「魯武公以括與戲見王、王立戲、樊仲山父諫曰、「不可立也。不順必犯、犯王命必誅、故出令不可不順也。令之不行、政之不立、行而不順、民將棄上。夫下事上、少事長、所以爲順也。今天子立諸侯而建其少、是教逆也。若魯從之而諸侯效之、王命將有所壅、若不從而誅之、是自誅王命也。是事也、誅亦失、不誅亦失、天子其圖之。」王卒立之。魯侯歸而卒、及魯人殺懿公而立伯御。」に據る。

伯御即位十一年（796BC）、周宣王伐魯、殺其君伯御、而問魯公子能道順諸侯者、以爲魯後。樊穆仲曰、「魯懿公弟稱、肅恭明神、敬事耆老。賦事行刑、必問於遺訓而咨於固實。不干所問、不犯所〔知〕〔咨〕。」宣王曰、「然、能訓治其民矣。」乃立稱於夷宮、是爲孝公。自是後、諸侯多畔王命。

『國語』周語上「三十二年春、宣王伐魯、立孝公、諸侯從是而不睦。宣王欲得國子之能導訓諸侯者、樊穆仲曰、「魯侯孝。」王曰、「何以知之。」對曰、「肅恭明神而敬事耆老。賦事行刑、必問於遺訓而咨於故實。不干所問、不犯所咨。」王曰、「然則能訓治其民矣。」乃命魯孝公於夷宮。」に據る。魯世家は「以爲魯後」の一句を加え、これを魯孝公擁立の説話とするが、周語の樊穆仲の言にすでに「魯侯」、地の文に「魯孝公」とあるように、誤讀である。また、世家は周語の「諸侯從是而不睦」の一句を「自是後、諸侯多畔王命」と改めて、説話の末尾に置くが、これでは『詩』大雅 / 烝民にも登場する賢者である樊穆仲に諮問したことが無駄になり、説話として不自然な筋立になってしまう^{*93}。

（惠公）四十六年（723BC）、惠公卒、長庶子息攝當國、行君事、是爲隱公。初、惠公適夫人無子、公賤妾聲子生子息。息長、爲娶於宋。宋女至而好、惠公奪而自妻之。生子允。登宋女爲夫人、以允爲太子。及惠公卒、爲允少故、魯人共令息攝政、不言即位。

『左傳』隱元（722BC）に據るが、「宋女至而好、惠公奪而自妻之。」は獨自の記述である。

（隱公）八年（715BC）、與鄭易天子之太山之邑祊及許田、君子譏之。

〔表〕（隱公）八（715BC）易許田、君子譏之。

*93 吉本 1987 參照。

『左傳』隱八（715BC）に據るが、下線部は『公羊』隱八（715BC）「邠者何。鄭湯沐之邑也。天子有事于泰山、諸侯皆從泰山之下、諸侯皆有湯沐之邑焉。」を誤讀したものである。『左傳』には「君子譏之」に該當する言説が認められない。『穀梁』隱八「三月、鄭伯使宛來歸邠。名宛、所以貶鄭伯、惡與地也。」の下線部を指すものであろう^{*94}。周本紀 / 桓王五年参照。

（隱公）十一年（712BC）冬、（a）公子揮諂謂隱公曰、「百姓便君、君其遂立。吾請爲君殺子允、君以我爲相。」隱公曰、「（b）有先君命。吾爲允少、（c）故攝代。今允長矣、吾方營菟裘之地而老焉、以授子允政。」揮懼子允聞而反誅之、乃反譖隱公於子允曰、「（d）隱公欲遂立、去子、子其圖之。請爲子殺隱公。」子允許諾。十一月、隱公祭鐘巫、齊于社圃、館于蒍氏。揮使人殺隱公于蒍氏、而立子允爲君、是爲桓公。

『左傳』隱十一（712BC）に據るが、（a）は『公羊』隱四

公子翬諂乎隱公、謂隱公曰、「百姓安子、諸侯說子、盍終爲君矣。」隱曰、「吾。否。吾使脩塗裘、吾將老焉。」公子翬恐若其言聞乎桓、於是謂桓曰、「吾爲子口隱矣。隱曰、「吾不反也。」」桓曰、「然則奈何。」曰、「請作難、弑隱公。」於鍾巫之祭焉、弑隱公也。

を參用し、（b）～（d）に對應する表現は見えない。

桓公元年（711BC）、鄭以璧易天子之許田。

『左傳』桓元（711BC）に據るが、「天子之許田」は、『公羊』隱八（715BC）を參用する。周本紀 / 桓王五年参照。

（桓公）三年（709BC）、使揮迎婦于齊爲夫人。

〔表〕（桓公）三（709BC）翬迎女、齊侯送女、君子譏之。

「君子譏之」は、『左傳』桓三（709BC）「齊侯送姜氏于謹、非禮也。凡公女嫁于敵國、姊妹、則上卿送之、以禮於先君。公子、則下卿送之。於大國、雖公子、亦上卿送之。於天子、則諸卿皆行、公不自送。於小國、則上大夫送之。」・『公羊』桓三「九月、齊侯送姜氏于謹。何以書。譏。何譏爾。諸侯越竟送女、非禮也。」などを踏まえたものであろう。

（桓公）十八年（694BC）春、公將有行、遂與夫人如齊。申繻諫止、公不聽、遂如齊。

^{*94} 「君子譏之」については、吉本 1988 参照。

齊襄公通桓公夫人。公怒夫人、夫人以告齊侯。夏四月丙子、齊襄公饗公、公醉、使公子彭生抱魯桓公、因命彭生摺其脅、公死于車。魯人告于齊曰、「寡君畏君之威、不敢寧居、來脩好禮。禮成而不反、無所歸咎、請得彭生除醜於諸侯。」齊人殺彭生以說魯。立太子同、是爲莊公。

『左傳』桓十八（694BC）に據るが、下線部は『公羊』莊元を參用する。齊世家 / 襄公四年参照。

莊公母夫人因留齊、不敢歸魯。

『公羊』莊元

三月、夫人孫于齊。孫者何。孫、猶孫也。內諱奔、謂之孫。夫人固在齊矣、其言孫于齊何。念母也。正月以存君、念母以首事。夫人何以不稱姜氏。貶。曷爲貶。與弑公也。

に據る。

（莊公）九年（685BC）、魯欲內子糾於齊、後桓公、桓公發兵擊魯、魯急、殺子糾。召忽死。齊告魯生致管仲。魯人施伯曰、「齊欲得管仲、非殺之也、將用之、用之則爲魯患。不如殺、以其屍與之。」莊公不聽、遂囚管仲與齊。齊人相管仲。

『左傳』莊九（685BC）に據るが、下線部は『國語』齊語を參用する。

（莊公）十三年（681BC）、魯莊公與曹沫會齊桓公於柯、曹沫劫齊桓公、求魯侵地、已盟而釋桓公。桓公欲背約、管仲諫、卒歸魯侵地。

[表]（莊公）十三（681BC）曹沫劫桓公。反所亡地。

『公羊』莊十三（681BC）に據る。齊世家 / 桓公五年参照。

（莊公）三十二年（662BC）、初、莊公築臺臨黨氏、見（a）孟女、說而愛之、許立爲夫人、割臂以盟。孟女生子斑。斑長、說梁氏女、往觀。圉人犂自牆外與梁氏女戲。斑怒、鞭犂。莊公聞之、曰、「犂有力焉、遂殺之、是未可鞭而置也。」斑未得殺。會莊公有疾。（b）莊公有三弟、長曰慶父、次曰叔牙、次曰季友。（c）莊公取齊女爲夫人曰哀姜。哀姜無子。哀姜娣曰叔姜、生子開。莊公無適嗣、愛孟女、欲立其子斑。莊公病、而問嗣於弟叔牙。叔牙曰、「（d）一繼一及、魯之常也。慶父在、可爲嗣、君何憂。」莊公患叔牙欲立慶父、退而問季友。季友曰、「請以死立斑也。」莊公曰、「曩者叔牙欲立慶父、奈何。」季友以莊公命命牙待於鍼巫氏、使鍼季劫飲叔牙以鴆、曰、「飲此則有後奉祀。不然、

死且無後。」牙遂飲鴆而死、魯立其子爲叔孫氏。八月癸亥、莊公卒、季友竟立子斑爲君、如莊公命。侍喪、舍于黨氏。(e) 先時慶父與哀姜私通、欲立哀姜娣子開。及莊公卒而季友立斑、十月己未、慶父使圉人瑍殺魯公子斑於黨氏。季友奔陳。慶父竟立莊公子開、是爲湣公。

〔表〕三十二（662BC）莊公弟叔牙鴆死。〔慶父弑〕子般。季友奔陳、立湣公。

『左傳』莊三十二（662BC）に據るが、『公羊』などを參用する。『左傳』の「孟任」を（a）「孟女」に作る。（b）は『公羊』莊二十七「公子慶父・公子牙・公子友、皆莊公之母弟也。」に據り、（c）は『左傳』閔二（660BC）「閔公、哀姜之娣叔姜之子也、故齊人立之。共仲通於哀姜、哀姜欲立之。」に據り、（e）はこれを誤讀したものである。（d）は『公羊』莊三十二

莊公病、將死、以病召季子。季子至而授之以國政。曰、「寡人即不起此病、吾將焉致乎魯國。」季子曰、「般也存、君何憂焉。」公曰、「庸得若是乎。牙謂我曰、「魯一生一及、君已知之矣。」慶父也存。」季子曰、「夫何敢。是將爲亂乎。夫何敢。俄而牙弑械成。季子和藥而飲之、曰、「公子從吾言而飲此、則必可以無爲天下戮笑、必有後乎魯國。不從吾言、而不飲此、則必爲天下戮笑、必無後乎魯國。」於是從其言而飲之、飲之無僇氏、至乎王堤而死。

に據る。

湣公二年（660BC）、慶父與哀姜通益甚。哀姜與慶父謀殺湣公而立慶父。慶父使卜齋襲殺湣公於武闕。（a）季友聞之、自陳與湣公弟申如邾、請魯求內之。魯人欲誅慶父。慶父恐、奔莒。於是季友奉子申入、立之、是爲釐公。釐公亦莊公少子。哀姜恐、奔邾。季友以賂如莒求慶父、慶父歸、使人殺慶父、慶父請奔、弗聽、乃使大夫奚斯行哭而往。慶父聞奚斯音、乃自殺。（b）齊桓公聞哀姜與慶父亂以危魯、及召之邾而殺之、（c）以其屍歸、戮之魯。魯釐公請而葬之。（d）季友母陳女、（e）故亡在陳、陳故佐送季友及子申。季友之將生也、父魯桓公使人卜之、曰、「男也、其名曰「友」、聞于兩社、爲公室輔。（f）季友亡、則魯不昌。」及生、有文在掌曰「友」、遂以名之、號爲成季。其後爲季氏、慶父後爲孟氏也。

『左傳』莊三十二（662BC）「成季奔陳」・閔元（661BC）「秋八月、公及齊侯盟于落姑、請復季友也。齊侯許之、使召諸陳、公次于郎以待之。「季子來歸」、嘉之也。」・閔二（662BC）

「成季以僖公適邾。共仲奔莒、乃入、立之。」によれば、季友は陳に出奔したのち、魯に歸國し、ついで邾に出奔している。(a) (e) は誤りである。また、昭三十二 (510BC) 「昔成季友、桓之季也、文姜之愛子也。」に據れば、(d) も誤りである。閔二「成季之將生也、桓公使卜楚丘之父卜之。曰、「男也。其名曰友、在公之右。閑于兩社、爲公室輔。季氏亡、則魯不昌。」の「季氏」を (f) 「季友」に作る。(b) (c) は『左傳』閔二「哀姜與知之、故孫于邾。齊人取而殺之于夷、以其尸歸、僖公請而葬之。」に據るが、『春秋經』僖元 (659BC) 「十有二月丁巳、夫人氏之喪至自齊。」に據れば、(c) は僖元の事件である。『穀梁』僖元「十有二月丁巳、夫人氏之喪至自齊。其不言姜、以其殺二子、貶之也。或曰、爲齊桓諱殺同姓也。」を參用し、「齊人」を「齊桓公」とする。齊世家 / 桓公二十六年參照。

(僖公九年 651BC) 齊桓公率釐公討晉亂、至高梁而還、立晉惠公。

[表] (僖公) 九 (651BC) 齊率我伐晉亂、至高梁還。

『左傳』僖九 (651BC) 「齊侯以諸侯之師伐晉、及高梁而還、討晉亂也。令不及魯、故不書。」に據れば、下線部は誤りである。。

[表] 魯宣公僖元年 (608BC) 魯立宣公、不正、公室卑。

『公羊』僖十^{*95}・哀六^{*96}・『穀梁』哀六^{*97}では、「殺適立庶」の適を「正」、庶を「不正」と稱する。

*95 『公羊』僖十「晉里克弑其君卓子、及其大夫荀息。及者何。累也。弑君多矣、舍此無累者乎。曰、有、孔父・仇牧皆累也。舍孔父・仇牧無累者乎。曰、有。有則此何以書。賢也。何賢乎荀息。荀息可謂不食其言矣。其不食其言奈何。奚齊・卓子者、驪姬之子也、荀息傅焉。驪姬者、國色也。獻公愛之甚、欲立其子、於是殺世子申生。申生者、里克傅之。獻公病將死、謂荀息曰、「士何如、則可謂之信矣。」荀息對曰、「使死者反生、生者不愧乎其言、則可謂信矣。」獻公死、奚齊立。里克謂荀息曰、「君殺正而立不正、廢長而立幼、如之何。願與子慮之。」荀息曰、「君嘗訊臣矣、臣對曰、「使死者反生、生者不愧乎其言、則可謂信矣。」」里克知其不可與謀、退、弑奚齊。荀息立卓子、里克弑卓子、荀息死之。荀息可謂不食其言矣。」

*96 『公羊』哀六「齊陳乞弑其君舍。弑而立者、不以當國之辭言之、此其以當國之辭言之何。爲諛也。此其爲諛奈何。景公謂陳乞曰、「吾欲立舍、何如。」陳乞曰、「所樂乎爲君者、欲立之則立之、不欲立則不立、君如欲立之、則臣請立之。」陽生謂陳乞曰、「吾聞子蓋將不欲立我也。」陳乞曰、「夫千乘之主、將廢正而立不正、必殺正者。吾不立子者、所以生子者也、走矣。」與之玉節而走之。」

*97 『穀梁』哀六「齊陳乞弑其君荼。陽生入而弑其君、以陳乞主之、何也。不以陽生君荼也。其不以陽生君荼、何也。陽生正、荼不正。不正則其曰君、何也。荼雖不正、已受命矣。入者、內弗受也。荼不正、何用弗受。以其受命、可以言弗受也。陽生其以國氏、何也。取國于荼也、」

(成公二年 589BC) 齊復歸我侵地。

『公羊』成二 (589BC) 「反魯衛之侵地。」・『穀梁』成二「反魯衛之侵地。」。齊世家・頃公十年參照。

(襄公) 二十二年 (551BC)、孔丘生。

[表] (襄公) 二十二 (551BC) 孔子生。

孔子世家に「魯襄公二十二年而孔子生。」とある。孔子生年については、『公羊』に襄二十一 (552BC) 「冬十月庚辰朔、…十有一月庚子、孔子生。」、『穀梁』に襄二十一「冬十月庚辰朔、…庚子、孔子生。」と見えるが、『左傳』の經は「孔子生」を含む一節をもたない。徐彥疏「左氏經無此言、則公羊師從後記之。」は公羊家が附記したものとする。ところが、『公羊』については、阮元校勘記 (嘉慶二十一年 1816) が指摘するように、「冬十月庚辰 17 朔」の翌月に「十一月庚子 37」は収まらない*98。『穀梁』のように「十有一月」をもたない方が「冬十月庚辰朔」に適合するわけだが、その場合、『公羊』の「十有一月」の由來が説明されねばならない。

以下のようなシナリオが可能であろう。まずは公羊家において孔子生日を「襄公二十有一年十月庚子」とする傳承が獲得され、そこで襄二十一の經文の最後に「十月庚子、孔子生」が附記される。『穀梁』は『公羊』を批判的に踏襲して成書したと推定されるが、『穀梁』が「孔子生」の一節をもつことは、この附記が『公羊』ついで『穀梁』が成書した前 3 世紀半ばになされたことを推定させる。「十月庚子、孔子生。」は當初、附記であることがわかるような書式を維持していたはずだが、やがて抄寫の過程で經文と區別がつかなくなる。そこで「冬十月庚辰朔」「十月庚子」で「十月」が重複することが問題となる。『公羊』は、「十月庚子」の「十月」を脱文として「十有一月」に改める。『穀梁』は「十月庚子」の「十月」を經文編纂の際に削除を怠ったものと判断して、これを削除する。

一方、孔子世家が「魯襄公二十二年」とするのは、『春秋經』哀十六 (479BC) 「夏四月己丑、孔丘卒」から孔子の卒年齢「七十三」を遡り、襄二十二としたものである。

*98 『公羊注疏』卷二十 / 校勘記「十有一月庚子孔子生。唐石經諸本同。釋文作庚子孔子生。云、傳文上有十月庚辰。此亦十月也。一本作十一月庚子。又本無此句。按穀梁傳作庚子孔子生。與陸氏本合。疏本作十有一月庚子。與唐石經同。○按、作十月者是也。考杜氏長麻、十月庚辰小、十一月己酉大、十一月無庚子。庚子乃十月二十一日也。齊召南說。」

孔子世家は孔子から孔忠までの卒年齢を記している。孔氏歴代の卒年齢を漏れなく記した資料に基づくものであろう。『公羊』『穀梁』の襄二十一との矛盾は了解していたであろうが、『史記』にはまとまった資料を優先する傾向がある。

襄二十一と襄二十二あるいは七十三と七十四、いずれも抄寫の過程で容易に誤りうる。現時点で孔子世家と『公羊』『穀梁』の優劣を論ずることは無意味であろう*99。

昭公（三）〔二〕年（540BC）、朝晉至河、晉平公謝還之、魯恥焉。

〔表〕（昭公）二（540BC）公如晉、至河、晉謝還之。

『左傳』昭二（540BC）。「魯恥焉」は『穀梁』昭二「冬、公如晉、至河乃復。恥如晉、故著有疾也。」に據る。

（昭公）四年（538BC）、楚靈王會諸侯於申、昭公稱病不往。

〔表〕（昭公）四（538BC）稱病不會楚。

『左傳』昭四（538BC）「夏、諸侯如楚、魯・衛・曹・邾不會。曹・邾辭以難、公辭以時祭、衛侯辭以疾。鄭伯先待于申。」では衛侯についてのみ「稱疾」とある。

（昭公）二十年（522BC）、齊景公與晏子狩竟、因入魯問禮。

〔表〕（昭公）二十（522BC）齊景公與晏子狩、入魯問禮。

孔子世家に「魯昭公之二十年、而孔子蓋年三十矣。齊景公與晏嬰來適魯、景公問孔子曰、…」とある。『左傳』昭二十（522BC）「十二月、齊侯田于沛、…仲尼曰、…」の年次および「田」という場面設定、仲尼の評言を換骨奪胎して創作されたものである*100。齊世家 / 景公二十六年参照。

（昭公）二十八年（514BC）、昭公如晉、求入。季平子私於晉六卿、六卿受季氏賂、諫晉君、晉君乃止、居昭公乾侯。

〔表〕（昭公）二十八（514BC）公如晉、求入、晉弗聽、處之乾侯。

『左傳』昭二十八（514BC）「二十八年春、公如晉、將如乾侯。子家子曰、「有求於人、而即其安、人孰矜之。其造於竟。」弗聽。使請逆於晉。晉人曰、「天禍魯國、君淹恤在外、君亦不使一个辱在寡人、而即安於甥舅、其亦使逆君。」使公復于竟、而後逆之。」には、下線部に相當する部分が無い。表はこれを載せない。

*99 吉本 2021 参照。

*100 吉本 2021 参照。

(昭公)三十一年(511BC)、晉欲內昭公、召季平子。平子布衣跣行、因六卿謝罪。六卿爲言曰、「晉欲內昭公、眾不從。」晉人止。

『左傳』昭三十一(511BC)「晉侯將以師納公。范獻子曰、「若召季孫而不來、則信不臣矣。然後伐之、若何。」晉人召季孫、獻子使私焉、曰、「子必來、我受其無咎。」季孫意如會晉荀躒于適歷。荀躒曰、「寡君使躒謂吾子。「何故出君。有君不事、周有常刑、子其圖之。」季孫練冠麻衣跣行、伏而對曰、「事君、臣之所不得也、敢逃刑命。君若以臣爲有罪、請囚于費、以待君之察也、亦唯君。若以先臣之故、不絕季氏、而賜之死。若弗殺弗亡、君之惠也、死且不朽。若得從君而歸、則固臣之願也。敢有異心。」夏四月、季孫從知伯如乾侯。子家子曰、「君與之歸。一慙之不忍、而終身慙乎。」公曰、「諾。」眾曰、「在一言矣、君必逐之。」荀躒以晉侯之命唁公、且曰、「寡君使躒以君命討於意如、意如不敢逃死、君其入也。」公曰、「君惠顧先君之好、施及亡人、將使歸葬除宗祧以事君、則不能見夫人。己所能見夫人者、有如河。」荀躒掩耳而走、曰、「寡君其罪之恐、敢與知魯國之難。臣請復於寡君。」退而謂季孫。「君怒未怠、子姑歸祭。」子家子曰、「君以一乘入于魯師、季孫必與君歸。」公欲從之、眾從者脅公、不得歸。」では、季平子は荀躒(知文子)に謝罪してはいるが、下線部に相當する記述は見えない。

(定公)七年(503BC)、齊伐我、取鄆、以爲魯陽虎邑以從政。

『左傳』定七(503BC)「齊人歸鄆・陽關、陽虎居之以爲政。…齊國夏伐我。」を誤讀。

(定公)十年(500BC)、定公與齊景公會於夾谷、孔子行相事。齊欲襲魯君、孔子(a)以禮歷階、(b)誅齊淫樂、齊侯懼、乃止、歸魯侵地而謝過。

『左傳』定十(500BC)に據るが、(a)は『穀梁』定十を參用し、(b)の「樂」は齊世家ついで孔子世家など『史記』に初見する^{*101}。齊世家 / 景公四十八年參照。

(定公)十二年(498BC)、使仲由毀三桓城、收其甲兵。孟氏不肯墮城、伐之、不克而止。

『左傳』定十二(498BC)に據るが、下線部の「甲兵」は『公羊』定十二「孔子行乎季孫、三月不違、曰、「家不藏甲、邑無百雉之城。」」を參用する^{*102}。

季桓子受齊女樂、孔子去。

[表](定公)十二(498BC)齊來歸女樂、季桓子受之、孔子行。

*101 吉本 2021 參照。

*102 吉本 2021 參照。

『論語』微子「齊人歸女樂、季桓子受之。三日不朝、孔子行。」に據る*103。

(哀公)十一年(484BC)、齊伐魯。季氏用冉有有功、思孔子、孔子自衛歸魯。冉有言、故迎孔子、孔子歸。

『左傳』哀十一(484BC)に據るが、下線部に相當する記述は見えない*104。

(6) 燕世家

(莊公)十六年(675BC)、與宋・衛共伐周惠王、惠王出奔溫、立惠王弟頤爲周王。(燕世家)

[表](莊公)十六(675BC)伐王、王奔溫、立子頤。

『左傳』莊十九(675BC)に據れば溫に出奔したのは五大夫である。周本紀/惠王二年参照。燕は南燕であり北燕ではない。燕世家の「宋」は衍字となる。

(莊公二十八年 663BC)燕君送齊桓公出境、桓公因割燕所至地予燕、使燕共貢天子、如成周時職。使燕復修召公之法。

『韓詩外傳』卷四に據る。齊世家/桓公二十三年参照。

(7) 蔡世家

(繆侯十八年 657BC)齊桓公怒、伐蔡。蔡潰、遂虜繆侯、南至楚邵陵。已而諸侯爲蔡謝齊、齊侯歸蔡侯。

『左傳』僖四(656BC)に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

(靈侯)十二年(531BC)、楚靈王(a)以靈侯弑其父、誘蔡靈侯于申、伏甲飲之、(b)醉而殺之、刑其士卒七十人。令公子弃疾圍蔡。十一月、滅蔡、使弃疾爲蔡公。

『左傳』昭十一(531BC)「景王問於萇弘曰、「今茲諸侯何實吉。何實凶。」對曰、「蔡凶。此(A)蔡侯般弑其君之歲也、歲在豕韋、弗過此矣。楚將有之、然壅也。歲及大梁、蔡復、楚凶、天之道也。」楚子在申、召蔡靈侯。靈侯將往、蔡大夫曰、「王貪而無信、唯蔡於感。今幣重而言甘、誘我也、不如無往。」蔡侯不可。三月丙申、楚子伏甲而饗蔡侯於申、(B)醉而執之。夏四月丁巳、殺之、刑其士七十人。」に據る。(a)は(A)に

*103 吉本 2021 参照。

*104 吉本 2021 参照。

觸發された記述であろう。(b) は (B) の一部を誤脱したものであろう。

昭侯十年 (509BC)、朝楚昭王、持美裘二、獻其一於昭王而自衣其一。楚相子常欲之、不與。子常讒蔡侯、留之楚三年 (507BC)。蔡侯知之、乃獻其裘於子常。子常受之、乃言歸蔡侯。蔡侯歸而之晉、請與晉伐楚。

[表] 十 (509BC) 朝楚、以裘故留。／十二 (507BC) 與子常裘、得歸、如晉、請伐楚。

『左傳』定三 (507BC) に據るが、『公羊』定四 (506BC) 「蔡昭公朝乎楚。有美裘焉。囊瓦求之。昭公不與。爲是拘昭公於南郢。數年。然後歸之。」を參用する。

(昭侯) 十三年 (506BC) 春、與衛靈公會邵陵。蔡侯私於周襄弘以求長於衛。衛使 (a) 史鰌言康叔之功德、乃長衛。夏、爲晉滅沈、楚怒、攻蔡。蔡昭侯使其子爲質於吳、以共伐楚。冬、與吳王闔閭遂破楚入郢。(b) 蔡怨子常、子常恐、奔鄭。

『左傳』定四 (506BC) に據る。(a) 史鰌 (史魚^{*105}) は祝佗 (子魚^{*106}) の誤りである。下線部 (b) は『左傳』に相當する記述が見えない。蔡世家の説明である。

(昭侯) 二十八年 (491BC)、昭侯將朝于吳、大夫恐其復遷、乃令賊利殺昭侯。已而誅賊利以解過、而立昭侯子朔、是爲成侯。

『左傳』哀四 (491BC) 「四年春、蔡昭侯將如吳、諸大夫恐其又遷也、承公孫翩逐而射之、入於家人而卒。以兩矢門之、眾莫敢進。文之錡後至、曰、「如牆而進、多而殺二人。」錡執弓而先、翩射之、中肘。錡遂殺之。」は、賊の名を公孫翩とする。

(8) 陳世家

(宣公) 二十一年 (672BC)、宣公後有嬖姬生子款、欲立之、乃殺其太子禦寇。禦寇素愛厲公子完、完懼禍及己、乃奔齊。

『左傳』莊二十二 (672BC) には「二十二年春、陳人殺其太子御寇、陳公子完與顓孫奔齊。顓孫自齊來奔。」とあるのみである。

(宣公) 三十七年 (656BC)、齊桓公伐蔡、蔡敗。南侵楚、至召陵、還過陳。陳大夫轅濤塗惡其過陳、詐齊令出東道。東道惡、桓公怒、執陳轅濤塗。

『公羊』僖四 (656BC) 「齊人執陳袁濤塗。濤塗之罪何。辟軍之道也。其辟軍之道奈何。

*105 『左傳』襄二十九「史鰌」杜注「史魚。」

*106 『左傳』定四「其使祝佗從」杜注「祝佗、大祝子魚。」

濤塗謂桓公曰、「君既服南夷矣、何不還師濱海而東、服東夷、且歸。」桓公曰、「諾。」於是還師、濱海而東、大陷于沛澤之中。顧而執濤塗。」に據る。

(靈公)十五年(599BC)、靈公與二子飲於夏氏。公戲二子曰、「微舒似汝。」二子曰、「亦似公。」微舒怒。靈公罷酒出、(a) 微舒伏弩廐門射殺靈公。孔寧・儀行父皆奔楚、靈公太子午奔晉。(b) 微舒自立爲陳侯。微舒、故陳大夫也。夏姬、御叔之妻、舒之母也。

『左傳』宣十に據るが、(b)に相當する記述は見えない。(a)を『左傳』は「自其廐射而殺之。」に作るが、『史記』以前の「射殺」の用例は、わずかに『山海經』海外南經「羿與鑿齒戰於壽華之野、羿射殺之。」を數えるのみである。

成公元年(598BC)冬、楚莊王爲夏徵舒殺靈公、率諸侯伐陳。謂陳曰、「無驚、吾誅徵舒而已。」已誅徵舒、因縣陳而有之、群臣畢賀。申叔時使於齊來還、獨不賀。莊王問其故、對曰、「鄙語有之、牽牛徑人田、田主奪之牛。徑則有罪矣、奪之牛、不亦甚乎。今王以徵舒爲賊弑君、故徵兵諸侯、以義伐之、已而取之、以利其地、則後何以令於天下。是以不賀。」莊王曰、「善。」乃迎陳靈公太子午於晉而立之、復君陳如故、是爲成公。孔子讀史記至楚復陳、曰、「賢哉楚莊王。輕千乘之國而重一言。」

『左傳』宣十一(598BC)に據る。孔子言につき、『史記正義』は『孔子家語』「孔子讀史記至楚復陳、喟然曰、「賢哉楚莊王。輕千乘之國而重一言之信。非申叔時之忠、弗能建其義。非楚莊王之賢、不能受其訓也。」」を引く。現行本『孔子家語』好生に見える。(哀公三十四年 535BC)四月、陳使使赴楚。楚靈王聞陳亂、乃殺陳使者、使公子弃疾發兵伐陳、陳君留奔鄭。九月、楚圍陳。十一月、滅陳。使弃疾爲陳公。

『左傳』昭八(534BC)「九月、楚公子弃疾帥師奉孫吳圍陳、…冬十一月壬午、滅陳。…使穿封戌爲陳公、」に據れば、陳公となったのは弃疾ではなく穿封戌である。

招之殺悼太子也、太子之子名吳、出奔晉。

『左傳』昭八(534BC)には「楚公子弃疾帥師奉孫吳圍陳」とあり、「出奔晉。」は見えない。成公元年(598BC)「乃迎陳靈公太子午於晉而立之、復君陳如故、是爲成公。」の陳成公の事例と混同しているのかもしれない。

楚靈王滅陳五歲(529BC)、楚公子弃疾弑靈王代立、是爲平王。平王初立、欲得和諸侯、乃求故陳悼太子師之子吳、立爲陳侯、是爲惠公。惠公立、採續哀公卒時年而爲元、空籍五歲矣。

『左傳』昭十三（529BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。上文「招之殺悼太子也、太子之子名吳、出奔晉。」に呼應するものである。『左傳』昭八「三月甲申、公子招・公子過殺悼太子偃師而立公子留。」に據れば、「太子師」は「太子偃師」の「偃」を誤脱している。

懷公元年（505BC）、吳破楚、在郢、召陳侯。陳侯欲往、大夫曰、「吳新得意。楚王雖亡、與陳有故、不可倍。」懷公乃以疾謝吳。

『左傳』哀元（494BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（9）衛世家

（桓公）十六年（719BC）、州吁（a）收聚衛亡人以襲殺桓公、州吁自立爲衛君。（b）爲鄭伯弟段欲伐鄭、請宋・陳・蔡與俱、三國皆許州吁。州吁新立、好兵、弑桓公、衛人皆不愛。石碏乃因桓公母家於陳、詳爲善州吁。（c）至鄭郊、石碏與陳侯共謀、使右宰醜進食、因殺州吁于濮、而迎桓公弟晉於邢而立之、是爲宣公。

〔表〕十六（719BC）州吁弑公自立。／衛宣公晉元年（718BC）、共立之。討州吁。

『左傳』隱四（719BC）「四年春、衛州吁弑桓公而立。…宋殤公之即位也、公子馮出奔鄭、鄭人欲納之。及衛州吁立、將修先君之怨于鄭、而求寵於諸侯、以和其民、使告於宋曰、「君若伐鄭、以除君害、君爲主、敝邑以賦與陳・蔡從、則衛國之願也。」宋人許之。於是陳・蔡方睦於衛、故宋公・陳侯・蔡人・衛人伐鄭、圍其東門、五日而還。…州吁未能和其民、厚問定君於石子。石子曰、「王覲爲可。」曰、「何以得覲。」曰、「陳桓公方有寵於王、陳・衛方睦、若朝陳使請、必可得也。」厚從州吁如陳。石碏使告于陳曰、「衛國褊小、老夫耄矣、無能爲也。此二人者、實弑寡君、敢即圖之。」陳人執之、而請蒞于衛。九月、衛人使右宰醜蒞殺州吁于濮、石碏使其宰獮羊肩蒞殺石厚于陳。…衛人逆公子晉于邢。冬十二月、宣公即位。書曰「衛人立晉」、眾也。」に據るが、（a）に相當する記述は見えず、（b）伐鄭を段のためとすることは、上文「十三年（722BC）、鄭伯弟段攻其兄、不勝、亡、而州吁求與之友。」に呼應するものだが、『左傳』の記述する經緯とは異なり、（c）州吁殺害の經緯も異なる。なお「進食」は「右宰」を廚師と誤解したものであろう。

（宣公）十年（709BC）、晉曲沃莊伯弑其君哀侯。

『左傳』桓三（709BC）「三年春、曲沃武公伐翼、次于陘庭、韓萬御戎、梁弘爲右、逐翼侯于汾隰、驂絙而止。夜獲之、及欒共叔。」に據るが、莊伯は武公の誤りである。

（宣公）十八年（701BC）、初、宣公愛夫人夷姜、

『左傳』桓十六（696BC）「初、衛宣公烝於夷姜、」に據れば、夷姜は宣公の庶母であり、夫人たりえない。

衛君黔牟立八年（689BC）、齊襄公率諸侯奉王命共伐衛、

『左傳』莊五（689BC）「冬、伐衛、納惠公也。」に據る。「奉王命」は『穀梁』莊五「逆天王之命也」・『左傳』莊六（686BC）「六年春、王人救衛。」を誤解したものであろう。『春秋釋例』歸入納例に「莊六年、五國諸侯犯逆天命、以納衛朔、大其事、故字王人、謂之子突。」とあるように、周王朝は黔牟を支持しており、黔牟は周に亡命し、世家下文にも「惠公怨周之容舍黔牟」とある。

（惠公後）二十五年（675BC）、惠公怨周之容舍黔牟、與燕伐周。周惠王奔溫、衛・燕立惠王弟穰爲王。

『左傳』莊十九（675BC）に據れば溫に出奔したのは五大夫である。周本紀 / 惠王二年參照。「惠公怨周之容舍黔牟」は衛伐周の原因を説明すべく加筆されたものである。

文公初立、輕賦平罪、身自勞、與百姓同苦、以收衛民。

『左傳』閔二（660BC）「衛文公大布之衣、大帛之冠、務材訓農、通商惠工、敬教勸學、授方任能。元年、革車三十乘。季年、乃三百乘。」に似る。

（文公）十六年（644BC）、晉公子重耳過、無禮。

〔表〕（文公）二十三（637BC）重耳從齊過、無禮。

『左傳』僖二十三（637BC）「處狄十二年而行。過衛。衛文公不禮焉。出於五鹿、乞食於野人、野人與之塊、公子怒、欲鞭之。子犯曰、「天賜也。」稽首受而載之。」公子重耳の出奔は、僖五（656BC）であり、「十二年」は656-644BCとなるので、衛世家は十六年に繋げる。對するに『國語』晉語四は、第2章「桓公卒、孝公即位。諸侯叛齊。」のあとの、第4章に「過衛」を置く。衛表は『國語』に據りつつ、『左傳』が文公遊歷を載せる文公二十三年（637BC）に繋げる。

成公三年（632BC）、(a) 晉欲假道於衛救宋、成公不許。晉更從南河度、救宋。徵師於衛、衛大夫欲許、成公不肯。大夫元咺攻成公、成公出奔。(b) 晉文公重耳伐衛、分其

地予宋、討前過無禮及不救宋患也。(c) 衛成公遂出奔陳。

[表] 三 (632BC) (d) 晉伐我、取五鹿。公出奔、(e) 立公子瑕會晉朝、(f) 復歸 (晉) [衛]。

『左傳』僖二十八 (632BC) 「(A) 二十八年春、晉侯將伐曹、假道于衛、衛人弗許。還、自南河濟。侵曹、伐衛。正月戊申、取五鹿。…衛侯請盟、晉人弗許。衛侯欲與楚、國人不欲、故出其君以說于晉。衛侯出居于襄牛。…(B) 宋人使門尹般如晉師告急。公曰、「宋人告急、舍之則絕、告楚不許。我欲戰矣、齊・秦未可、若之何。」先軫曰、「使宋舍我而賂齊・秦、藉之告楚。我執曹君、而分曹・衛之田、以賜宋人。楚愛曹・衛、必不許也。喜賂怒頑、能無戰乎。」公說、執曹伯、分曹・衛之田、以畀宋人。…(C) 衛侯聞楚師敗、懼、出奔楚、遂適陳、使元咺奉叔武以受盟。…(D) 或訴元咺於衛侯曰、「立叔武矣。」其子角從公、公使殺之。咺不廢命、奉夷叔以入守。六月、晉人復衛侯。…衛侯先期入、甯子先、長牂守門、以爲使也、與之乘而入。公子歆犬・華仲前驅。叔孫將沐、聞君至、喜、捉髮走出、前驅射而殺之。公知其無罪也、枕之股而哭之。歆犬走出、公使殺之。元咺出奔晉。…(E) 衛侯與元咺訟、甯武子爲輔、鍼莊子爲坐、士榮爲大士。衛侯不勝。殺士榮、別鍼莊子、謂甯俞忠而免之。執衛侯、歸之于京師、寘諸深室。甯子職納橐籥焉。元咺歸于衛、立公子瑕。」に據る。(a) (d) は (A)、(b) は (B)、(c) (e) は (C)、(f) は (E) に見えるが、下線部に相當する記述は見えない。

二歲、如周求入、與晉文公會。晉使人鳩衛成公、成公私於周主鳩、令薄、得不死。已而周爲請晉文公、卒入之衛、而誅元咺、衛君瑕出奔。

[表] (成公) 五 (630BC) 周入成公、復衛。

『左傳』僖三十 (630BC)。上掲僖二十八 (E) では、衛成公は晉に執えられ周に抑留されていたのであり、「如周求入」ではない。『春秋經』僖三十「秋、衛殺其大夫元咺及公子瑕。衛侯鄭歸于衛。」では公子瑕は殺害されており出奔ではない。

(繆公) 十一年 (589BC)、(a) 孫良夫救魯伐齊、(b) 復得侵地。

[表] (十一 589BC) 反侵地。

(a) は『左傳』成二 (589BC) 「衛侯使孫良夫・石稷・甯相・向禽將侵齊、」に據るが、「救魯」に相當する記述は見えない。(b) 「侵地」は、『公羊』成二 (589BC) 「反魯衛之侵地。」・『穀梁』成二「反魯衛之侵地。」に見える。齊世家 / 頃公十年參照。

(獻公後) 三年 (544BC)、吳延陵季子使過衛、見蘧伯玉・史鰌、曰、「衛多君子、其國

無故。』

『左傳』襄二十九（544BC）「適衛、說蘧瑗・史狗・史鰌・公子荊・公叔發・公子朝、曰、「衛多君子、未有患也。」」に據る。蘧伯玉・史鰌のみが見えるのは、『論語』衛靈公

子曰。直哉史魚。邦有道如矢。邦無道如矢。君子哉蘧伯玉。邦有道則仕。邦無道則可卷而懷之。

を踏まえたものである。

（靈公四十二年 493BC）六月乙酉、趙簡子欲入蒯聵、乃令陽虎詐命衛（a）十餘人衰絰歸、
（b）簡子送蒯聵。衛人聞之、發兵擊蒯聵。蒯聵不得入、入宿而保、衛人亦罷兵。

『左傳』哀二（493BC）「六月乙酉、晉趙鞅納衛大子于戚。宵迷、陽虎曰、「右河而南、必至焉。」使大子紇、八人衰絰、僞自衛逆者。告於門、哭而入、遂居之。」の「八人」を（a）「十餘人」に作る。（b）は『左傳』に見えない。

（出公）八年（485BC）、齊鮑子弒其君悼公。

『左傳』哀十（485BC）に據る。哀八（487BC）には鮑牧誅殺が見えるが、『史記』はその記述を採用しない。齊世家 / 悼公二年・四年参照。

〔表〕（出公）十（483BC）公如晉、與吳會橐皋。

『左傳』哀十二（483BC）には、衛侯の如晉は見えない。「公如吳」の誤りであろう。また 吳と橐皋（杜注「橐皋、在淮南遂適縣東南。」）で會したのは魯のみで、衛が魯・宋とともに吳に會したのは鄆（杜注「鄆、發陽也。廣陵海陵縣東南有發繇亭。」）においてである。橐皋・鄆ともに吳地に屬する。吳世家 / 夫差十三年参照。

（莊公）三年（478BC）、莊公上城、見戎州。曰、「戎虜何爲是。」戎州病之。（a）十月、戎州告趙簡子、簡子圍衛。十一月、莊公出犇、衛人立公子斑師爲衛君。（c）齊伐衛、虜斑師、更立公子起爲衛君。

〔表〕（莊公）三（478BC）莊公辱戎州人、戎州人與趙簡子攻莊公、出奔。

『左傳』哀十七（478BC）「（A）冬十月、晉復伐衛、入其郭、將入城、簡子曰、「止。叔向有言曰、「怙亂滅國者無後。」」衛人出莊公而與晉平。晉立襄公之孫般師而還。（B）十一月、衛侯自鄆入、般師出。初、公登城以望、見戎州。問之、以告。公曰、「我、姬姓也、何戎之有焉。」翦之。公使匠久。公欲逐石圃、未及而難作。辛巳、石圃因匠氏攻公、公闔門而請、弗許。踰于北方而隊、折股。戎州人攻之、大子疾・公子青踰從公、戎州

人殺之。公入于戎州己氏。初、公自城上見己氏之妻髮美、使髡之、以爲呂姜髡。既入焉、而示之璧、曰、「活我、吾與女璧。」己氏曰、「殺女、璧其焉往。」遂殺之、而取其璧。(C)衛人復公孫般師而立之。十二月、齊人伐衛、衛人請平、立公子起、執般師以歸、舍諸潞。」に相當する。(a)は(A)に對應するが、下線部は見えない。衛世家は(B)に對應する記述を缺き、したがって莊公殺害も見えない。「十一月」も(B)に屬する。(c)は(C)に對應する。

初、出公立十二年亡、亡在外四年復入。出公後元年(476BC)、賞從亡者。立(二)十一年(466BC)卒、出公季父黔攻出公子而自立、是爲悼公。

『左傳』哀二十五(470BC)に出公の再出奔が見え、哀二十六(469BC)に「立悼公」とある。下線部とは異なった経緯を伝える。衛世家「悼公五年卒」につき『史記索隱』に「按。紀年云「四年卒于越。」とあるが、哀二十六には出公につき「遂卒于越」とある。470BCから四年、466BCに卒したものであり、後元十一年は本來476-466BCを数えたものとなろう。

(10) 宋世家

宣公有太子與夷。十九年(729BC)、宣公病、讓其弟和、曰、「父死子繼、兄死弟及、天下通義也。我其立和。」和亦三讓而受之。宣公卒、弟和立、是爲穆公。

「父死子繼、兄死弟及」は『公羊』昭二十二「冬十月、王子猛卒。此未踰年之君也、其稱王子猛卒何。不與當也。不與當者、不與當父死子繼、兄死弟及之辭也。」に見え、「天下通義也」は『孟子』滕文公上「故曰、或勞心、或勞力。勞心者治人、勞力者治於人。治於人者食人、治人者食於人。天下之通義也。」に初見する。太史公曰「春秋譏宋之亂自宣公廢太子而立弟、國以不寧者十世。」は、『公羊』隱四

癸未、葬宋繆公。葬者曷爲或日、或不日。不及時而日、渴葬也。不及時而不日、慢葬也。過時而日、隱之也。過時而不日、謂之不能葬也。當時而不日、正也。當時而日、危不得葬也。此當時、何危爾。宣公謂繆公曰、「以吾愛與夷、則不若愛女。以爲社稷宗廟主、則與夷不若女、盍終爲君矣。」宣公死、繆公立。繆公逐其二子莊公馮與左師勃。曰、「爾爲吾子、生母相見、死母相哭。」與夷復曰、「先君之所爲不與臣國、而納國乎君者、以君可以爲社稷宗廟主也。今君逐君之二子、而將致國乎

與夷、此非先君之意也。且使子而可逐、則先君其逐臣矣。」繆公曰、「先君之不爾逐、可知矣。吾立乎此、攝也。」終致國乎與夷。莊公馮弒與夷。故君子大居正。宋之禍、宣公爲之也。

に似る。

(湣公) 九年 (683BC)、宋水、魯使臧文仲往弔水。湣公自罪曰、「寡人以不能事鬼神、政不脩、故水。」臧文仲善此言。此言乃公子子魚教湣公也。

『左傳』 莊十一 (683BC) 「公子御說之辭也。」に據るが、子魚は公子目夷の字^{*107} であり、かつ「公子+字」は正しくない。公子御說はのちの桓公である。

(湣公) (十) [八] 年 (684BC) 夏、宋伐魯、戰於乘丘、魯生虜宋南宮萬。宋人請萬、萬歸宋。十 (一) 年 (682BC) 秋、湣公與南宮萬獵、因博爭行、湣公怒、辱之、曰、「始吾敬若。今若、魯虜也。」萬有力、病此言、遂以局殺湣公于蒙澤。大夫仇牧聞之、以兵造公門。萬搏牧、牧齒著門闔死。因殺太宰華督、乃更立公子游爲君。諸公子犇蕭、公子禦說犇亳。萬弟南宮牛將兵圍亳。

『左傳』 莊十一 (683BC) 「乘丘之役、公之金僕姑射南宮長萬、公右欽孫生搏之。宋人請之、宋公斬之、曰、「始吾敬子、今子、魯囚也。吾弗敬子矣。」病之。」・莊十二 (682BC) 「十二年秋、宋萬弒閔公于蒙澤。遇仇牧于門、批而殺之。遇大宰督于東宮之西、又殺之。立子游。羣公子奔蕭。公子御說奔亳。南宮牛、猛獲帥師圍亳。」に據る。「獵」は「蒙澤」を説明したものであろう。「澤」が田獵地であったことは、『左傳』 宣十二 「及熒澤。見六麋。射一麋以顧獻。」・哀十四 「逢澤有介麋焉。」に傍證される。下線部は『公羊』 莊十二

秋八月甲午、宋萬弒其君接及其大夫仇牧。及者何。累也。弒君多矣、舍此無累者乎。孔父・荀息皆累也。舍孔父・荀息無累者乎。曰、有。有則此何以書。賢也。何賢乎仇牧。仇牧可謂不畏彊禦矣。其不畏彊禦奈何。萬嘗與莊公戰、獲乎莊公。莊公歸、散舍諸宮中、數月然後歸之。歸反爲大夫於宋、與閔公博、婦人皆在側、萬曰、「甚矣、魯侯之淑、魯侯之美也。天下諸侯宜爲君者、唯魯侯爾。」閔公矜此婦人、妒其言、顧曰、「此虜也。爾虜焉故、魯侯之美惡乎至。」萬怒、搏閔公、絕其脰。仇牧聞君弒、趨而至、遇之于門、手劍而叱之。萬臂撥仇牧、碎其首、齒著乎門闔。仇牧可謂不

*107 『左傳』 僖八 「目夷長且仁」杜注「目夷、茲父庶兄子魚也。」

畏彊禦矣。

に類似の記述を参用する。

(桓公)二十三年(659BC)、迎衛公子燬於齊、立之、是爲衛文公。文公女弟爲桓公夫人。

『左傳』閔二(660BC)「初、惠公之即位也少、齊人使昭伯烝於宣姜、不可、強之。生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人。文公爲衛之多患也、先適齊。及敗、宋桓公逆諸河、宵濟。衛之遺民男女七百有三十人、益之以共、滕之民爲五千人、立戴公以廬于曹。」を参用したものであろう。

(襄公)十三年(638BC)、…是年、晉公子重耳過宋、襄公以傷於楚、欲得晉援、厚禮重耳以馬二十乘。

『左傳』僖二十三(637BC)「及宋、宋襄公贈之以馬二十乘。」に據る。下線部は世家が附加した部分であり、これに呼應して泓の戦の直後に置かれる。

(文公)十七年(594BC)、楚以圍宋五月不解、宋城中急、無食、華元乃夜私見楚將子反。子反告莊王。王問。「城中何如。」曰、「析骨而炊、易子而食。」莊王曰、「誠哉言。我軍亦有二日糧。」以信故、遂罷兵去。

『左傳』宣十五(595BC)。子反と莊王の對話は、『公羊』宣十五^{*108}に似る。

平公三年(573BC)、楚共王拔宋之彭城、以封宋左師魚石。

[表] 三(573BC) 楚伐彭城、封魚石。

四年(572BC)、諸侯共誅魚石、而歸彭城於宋。

[表] 四(572BC) 楚侵我、取犬丘。晉誅魚石、歸我彭城。

『公羊』襄元「仲孫蔑會晉欒黶・宋華元・衛甯殖・曹人・莒人・邾婁人・滕人・薛人

*108 『公羊』宣十五「莊王圍宋、軍有七日之糧爾、盡此不勝、將去而歸爾。於是使司馬子反乘堙而闚宋城、宋華元亦乘堙而出見之。司馬子反曰、「子之國何如。」華元曰、「憊矣。」曰、「何如。」曰、「易之而食之、析骸而炊之。」司馬子反曰、「嘻。甚矣憊。雖然、吾聞之也、圍者柑馬而秣之、使肥者應客、是何子之情也。」華元曰、「吾聞之、君子見人之厄則矜之、小人見人之厄則幸之。吾見子之君子也、是以告情于子也。」司馬子反曰、「諾、勉之矣。吾軍亦有七日之糧爾、盡此不勝、將去而歸爾。」揖而去之、反于莊王。莊王曰、「何如。」司馬子反曰、「憊矣。」曰、「何如。」曰、「易子而食之、析骸而炊之。」莊王曰、「嘻。甚矣憊。雖然、吾今取此、然後而歸爾。」司馬子反曰、「不可。臣已告之矣、軍有七日之糧爾。」莊王怒曰、「吾使子往視之、子曷爲告之。」司馬子反曰、「以區區之宋、猶有不欺人之臣、可以楚而無乎。是以告之也。」莊王曰、「諾。舍而止。雖然、吾猶取此然後歸爾。」司馬子反曰、「然則、君請處于此、臣請歸爾。」莊王曰、「子去我而歸、吾孰與處于此。吾亦從子而歸爾。」引師而去之。」

圍宋彭城。宋華元曷爲與諸侯圍宋彭城。爲宋誅也。其爲宋誅奈何。魚石走之楚、楚爲之伐宋、取彭城以封魚石。魚石之罪奈何。以入是爲罪也。楚已取之矣、曷爲繫之宋。不與諸侯專封也。」に據る。

(景公) 三十七年 (480BC)、(a) 楚惠王滅陳。(b) 熒惑守心。心、宋之分野也。景公憂之。司星子韋曰、「可移於相。」景公曰、「相、吾之股肱。」曰、「可移於民。」景公曰、「君者待民。」曰、「可移於歲。」景公曰、「歲饑民困、吾誰爲君。」子韋曰、「天高聽卑。君有君人之言三、熒惑宜有動。」於是候之、果徙三度。

[表] (景公) 三十七 (480BC) 熒惑守心、子韋曰「善。」

(a) は『左傳』哀十七 (478BC) に據り、景公三十九年に當たる。宋世家編纂の時點で、三十「九」を三十「七」に誤寫したものであろう。(b) は、『呂氏春秋』制樂「宋景公之時、熒惑在心、公懼、召子韋而問焉、曰、「熒惑在心、何也。」子韋曰、「熒惑者、天罰也。心者、宋之分野也。禍當於君。雖然、可移於宰相。」公曰、「宰相所與治國家也、而移死焉、不祥。」子韋曰、「可移於民。」公曰、「民死、寡人將誰爲君乎。寧獨死。」子韋曰、「可移於歲。」公曰、「歲害則民饑、民饑必死。爲人君而殺其民以自活也、其誰以我爲君乎。是寡人之命固盡已、子無復言矣。」子韋還走、北面載拜曰、「臣敢賀君。天之處高而聽卑。君有至德之言三、天必三賞君。今夕熒惑其徙三舍、君延年二十一歲。」公曰、「子何以知之。」對曰、「有三善言、必有三賞。熒惑有三徙舍、舍行七星、星一徙當一年、三七二十一、臣故曰君延年二十一歲矣。臣請伏於陛下以伺候之。熒惑不徙、臣請死。」公曰、「可。」是夕熒惑果徙三舍。」に據る。宋景公の在位年數は 516-469BC の四十八年である。『史記志疑』卷二十 / 宋微子世家の指摘するように、「延年二十一歲」を考慮すると、この説話は景公二十七年に繋げるべきものである。「三」十七は「二」十七の誤認である。

(11) 晉世家

昭侯元年 (745BC)、封文侯弟成師于曲沃。曲沃邑大於翼。翼、晉君都邑也。成師封曲沃、號爲桓叔。靖侯庶孫欒實相桓叔。桓叔是時年五十八矣、好德、晉國之眾皆附焉。

『左傳』桓二 (710BC) に據るが、下線部に相當する記述は見えない。「年五十八」は晉世家上文「(穆侯) 十年 (802BC)、伐千畝、有功。生少子、名曰成師。」から、

802-745BC を数えたものだが、上述の如く穆侯十年は 786BC なので、桓叔は四十二歳となる。

晉侯十九年（686BC）、齊人管至父弑其君襄公。

『左傳』 莊八（686BC）に據るが、管至父のみが特筆されている。秦本紀 / 武公十三年参照。

（獻公）八年（669BC）、士蒍説公曰、「故晉之群公子多、不誅、亂且起。」乃使盡殺諸公子、而城聚都之、命曰絳、始都絳。

[表] 八（669BC）盡殺故晉侯羣公子。

士蒍については、『左傳』に一聯の記述がある。

晉桓・莊之族偪、獻公患之。士蒍曰、「去富子、則羣公子可謀也已。」公曰、「爾試其事。」士蒍與羣公子謀、譖富子而去之。（莊二十三 671BC）

晉士蒍又與羣公子謀、使殺游氏之二子。士蒍告晉侯曰、「可矣。不過二年、君必無患。」（莊二十四 670BC）

晉士蒍使羣公子盡殺游氏之族、乃城聚而處之。冬、晉侯圍聚、盡殺羣公子。（莊二十五 669BC）

「桓・莊之族」すなわち曲沃桓叔・莊伯の子孫を排除するものだが、晉世家「故晉之群公子」・晉表「故晉侯羣公子」は、これを晉昭侯の子孫とする。また聚は杜注に「晉邑」とあり、また絳の築城は、『左傳』 莊二十六（668BC）「二十六年春、晉士蒍爲大司空。夏、士蒍城絳、以深其宮。」に見え、聚ではない。

（獻公）九年（668BC）、晉群公子既亡奔虢、虢以其故再伐晉、弗克。

『左傳』 莊二十六（668BC）「秋、虢人侵晉。冬、虢人又侵晉。」には「晉群公子」との関係は見えない。

（獻公）十（二）[一] 年（666BC）、…太子申生、其母齊桓公女也、曰齊姜、早死。申生同母女弟爲秦穆公夫人。重耳母、翟之狐氏女也。夷吾母、重耳母女弟也。獻公子八人、而太子申生・重耳・夷吾皆有賢行。及得驪姬、乃遠此三子。

『左傳』 莊二十八（666BC）「晉獻公娶于賈、無子。烝於齊姜、生秦穆夫人及大子申生。又娶二女於戎、大戎狐姬生重耳、小戎子生夷吾。」に據るが、杜注は「大戎、唐叔子孫別在戎狄者。」「小戎、允姓之戎。子、女也。」とする。重耳・夷吾の母を姉妹とするこ

とは、驪姫姉妹が奚齊・卓子を産んだことに牽引されたものであろう。また、『左傳』僖二十四（636BC）「獻公之子九人」に據れば、下線部「八」は「九」の誤寫となる。（獻公）十七年（660BC）、晉侯使太子申生伐東山。里克諫獻公曰、「太子奉冢祀社稷之粢盛、以朝夕視君膳者也、故曰冢子。君行則守、有守則從、從曰撫軍、守曰監國、古之制也。夫率師、專行謀也。誓軍旅、君與國政之所圖也。非太子之事也。師在制命而已、稟命則不威、專命則不孝、故君之嗣適不可以帥師。君失其官、率師不威、將安用之。」公曰、「寡人有子、未知其太子誰立。」里克不對而退、見太子。太子曰、「吾其廢乎。」里克曰、「太子勉之。教以軍旅、不共是懼、何故廢乎。且子懼不孝、母懼不得立。修己而不責人、則免於難。」太子帥師、公衣之偏衣、佩之金玦。里克謝病、不從太子。太子遂伐東山。

『左傳』閔二（660BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（獻公）十九年（658BC）、獻公曰、「始吾先君莊伯・武公之誅晉亂、而號常助晉伐我、又匿晉亡公子、果爲亂。弗誅、後遺子孫憂。」乃使荀息以屈產之乘假道於虞。虞假道、遂伐號、取其下陽以歸。

『左傳』僖二（658BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

獻公私謂驪姫曰、「吾欲廢太子、以奚齊代之。」驪姫泣曰、「太子之立、諸侯皆已知之、而數將兵、百姓附之、奈何以賤妾之故廢適立庶。君必行之、妾自殺也。」驪姫詳譽太子、而陰令人譖惡太子、而欲立其子。

晉世家独自の記述である。

（獻公）二十一年（656BC）、驪姫謂太子曰、「君夢見齊姜、太子速祭曲沃、歸釐於君。」太子於是祭其母齊姜於曲沃、上其薦胙於獻公。獻公時出獵、置胙於宮中。驪姫使人置毒藥胙中。居二日、獻公從獵來還、宰人上胙獻公、獻公欲饗之。驪姫從旁止之、曰、「(a) 胙所從來遠、宜試之。」祭地、地墳。與犬、犬死。與小臣、小臣死。(b) 驪姫泣曰、「太子何忍也。其父而欲弑代之、況他人乎。且君老矣、旦暮之人、曾不能待而欲弑之。」謂獻公曰、「太子所以然者、不過以妾及奚齊之故。妾願子母辟之他國、若早自殺、毋徒使母子爲太子所魚肉也。始君欲廢之、妾猶恨之。至於今、妾殊自失於此。」太子聞之、奔新城。獻公怒、乃誅其傅杜原款。或謂太子曰、「爲此藥者乃驪姫也、太子何不自辭明之。」太子曰、「吾君老矣、非驪姫、寢不安、食不甘。即辭之、君且怒之。不可。」或謂太子曰、「可奔他

國。」太子曰、「被此惡名以出、人誰內我。我自殺耳。」十二月戊申、申生自殺於新城。

『左傳』僖四（656BC）に據るが、(b) に相當する記述は見えない。(a) は『呂氏春秋』上德「所由遠、請使人嘗之。」に似る。

(獻公) 二十二年（655BC）、獻公怒二子不辭而去、果有謀矣、乃使兵伐蒲。蒲人之宦者勃鞞命重耳促自殺。重耳踰垣、宦者追斬其衣袂。重耳遂奔翟。使人伐屈、屈城守、不可下。

『左傳』僖五（655BC）は「寺人披」に作り、『國語』晉語四は「寺人勃鞞」に作るが、下線部に相當する記述は見えない。

宮之奇曰、「太伯・虞仲、太王之子也、太伯亡去、是以不嗣。虢仲・虢叔、王季之子也、爲文王卿士、其記勳在王室、藏於盟府。將虢是滅、何愛于虞。且虞之親能親於桓・莊之族乎。桓・莊之族何罪、盡滅之。虞之與虢、晉之與齒、晉亡則齒寒。」虞公不聽、遂許晉。

下線部を『左傳』僖五は「諺所謂「輔車相依、唇亡齒寒」者、其虞・虢之謂也。」に作るが、晉世家は『公羊』僖二「記曰、「晉亡則齒寒。」」・『穀梁』僖二「語曰、「晉亡則齒寒。」」・『呂氏春秋』權勳「虞之與虢也、若車之有輔也、車依輔、輔亦依車、虞・虢之勢是也。先人有言曰、「唇竭而齒寒。」」の如き材料を參用している。

其冬、晉滅虢、虢公醜奔周。還、襲滅虞、虜虞公及其大夫井伯百里奚以媵秦穆姬、而修虞祀。

『左傳』僖五（655BC）の「大夫井伯」を百里奚とするものである。秦本紀 / 繆公五年參照。

荀息牽羃所遺虞屈產之乘馬奉之獻公、獻公笑曰、「馬則吾馬、齒亦老矣。」

『公羊』僖二「虞公抱寶牽馬而至、荀息見曰、「臣之謀何如。」獻公曰、「子之謀則已行矣、寶則吾寶也、雖然、吾馬之齒亦已長矣。」」・『穀梁』僖二「荀息牽馬操璧而前曰、「璧則猶是也、而馬齒加長矣。」」に似る。

(獻公) 二十五年（652BC）、晉伐翟、翟以重耳故、亦擊晉於緡桑、晉兵解而去。當此時、晉彊、西有河西、與秦接境、北邊翟、東至河內。

[表] (獻公) 二十五（652BC）伐翟、以重耳故。

『左傳』僖八（652BC）「晉里克帥師、梁由靡御、欒射爲右、以敗狄于采桑。梁由靡曰、「狄無恥、從之、必大克。」里克曰、「拒之而已、無速眾狄。」欒射曰、「期年狄必至、示

之弱矣。」夏、狄伐晉、報采桑之役也。復期月。」に據るが、『左傳』は「采桑」に作り、また下線部は見えない。

(獻公二十六年 651BC) 病甚、乃謂荀息曰、「吾以奚齊爲後、年少、諸大臣不服、恐亂起、子能立之乎。」荀息曰、「能。」獻公曰、「何以爲驗。」對曰、「使死者復生、生者不慚、爲之驗。」於是遂屬奚齊於荀息。荀息爲相、主國政。

『左傳』僖九 (651BC) に據るが、『公羊』僖九「獻公病將死、謂荀息曰、「士何如、則可謂之信矣。」荀息對曰、「使死者反生、生者不愧乎其言、則可謂信矣。」」を參用する。十一月、里克弑悼子于朝、荀息死之。君子曰、「詩所謂『白珪之玷、猶可磨也、斯言之玷、不可爲也』、其荀息之謂乎。不負其言。」

『左傳』僖九 (651BC) に據るが、下線部は『國語』晉語二「君子曰、「不食其言矣。」」・『公羊』僖九「荀息可謂不食其言矣。」に似る。

初、獻公將伐驪戎、卜曰「齒牙爲禍」。及破驪戎、獲驪姬、愛之、竟以亂晉。

『國語』晉語一に據る。

里克等已殺奚齊・悼子、使人迎公子重耳於翟、欲立之。重耳謝曰、「負父之命出奔、父死不得脩人子之禮侍喪、重耳何敢入。大夫其更立他子。」還報里克、里克使迎夷吾於梁。夷吾欲往、呂省・卻芮曰、「內猶有公子可立者而外求、難信。計非之秦、輔彊國之威以入、恐危。」乃使卻芮厚賂秦、約曰、「即得入、請以晉河西之地與秦。」及遺里克書曰、「誠得立、請遂封子於汾陽之邑。」秦繆公乃發兵送夷吾於晉。

『國語』晉語二に據るが、「河外列城五」を晉世家は「河西之地」に作る。

惠公夷吾元年 (650BC)、使邳鄭謝秦曰、「始夷吾以河西地許君、今幸得入立。大臣曰、「地者先君之地、君亡在外、何以得擅許秦者。」寡人爭之弗能得、故謝秦。」亦不與里克汾陽邑、而奪之權。

『左傳』僖十 (650BC) には「於是丕鄭聘於秦、且謝緩賂、」とあるのみである。

兒乃謠曰、「恭太子更葬矣、後十四年、晉亦不昌、昌乃在兄。」

『國語』晉語三「惠公即位、出共世子而改葬之、臭達於外。國人誦之曰、「貞之無報也。孰是人斯、而有是臭也。貞爲不聽、信爲不誠。國斯無刑、偷居倖生。不更厥貞、大命其傾。威兮懷兮、各聚爾有、以待所歸兮。猗兮違兮、心之哀兮。歲之二七、其靡有徵兮。若狄公子、吾是之依兮。鎮撫國家、爲王妃兮。」」の下線部に似る。

(惠公) 二年 (649BC)、周使召公過禮晉惠公、惠公禮倨、召公譏之。

『左傳』僖十一 (649BC) 「天王使召武公、內史過賜晉侯命。受玉惰。過歸、告王曰、「晉侯其無後乎。王賜之命、而惰於受瑞、先自棄也已、其何繼之有。禮、國之幹也。敬、禮之輿也。不敬、則禮不行。禮不行、則上下昏、何以長世。」」に據るが、「召武公」を『國語』周語上は「邵公過」に作る。

(惠公) 五年 (646BC)、秦饑、請糴於晉。晉君謀之、慶鄭曰、「以秦得立、已而倍其地約。晉饑而秦貸我、今秦饑請糴、與之何疑。而謀之。」虢射曰、「往年天以晉賜秦、秦弗知取而貸我。今天以秦賜晉、晉其可以逆天乎。遂伐之。」惠公用虢射謀、不與秦粟、而發兵且伐秦。秦大怒、亦發兵伐晉。

『左傳』僖十四 (646BC) に據るが、下線部に相當する表現は見えない。秦本紀 / 繆公十四年參照。

(惠公六年 645BC) 繆公壯士冒敗晉軍、晉軍敗、遂失秦繆公、反獲晉公以歸。秦將以祀上帝。

下線部は『左傳』僖十五 (645BC) に見えない。秦本紀 / 繆公十五年參照。

謀曰、「重耳在外、諸侯多利內之。」欲使人殺重耳於狄。重耳聞之、如齊。

惠公が狄にあった公子重耳の暗殺を謀ったことは、『左傳』僖二十四「寺人披請見、公使讓之、且辭焉、曰、「蒲城之役、君命一宿、女即至。其後、余從狄君以田渭濱、女爲惠公來求殺余、命女三宿、女中宿至。雖有君命、何其速也。夫袂猶在、女其行乎。」」に見えるが、表現は異なる。

(惠公) 十三年 (638BC)、晉惠公病、內有數子。太子圉曰、「吾母家在梁、梁今秦滅之、我外輕於秦而內無援於國。君即不起、病大夫輕、更立他公子。」乃謀與其妻俱亡歸。秦女曰、「子一國太子、辱在此。秦使婢子侍、以固子之心。子亡矣、我不從子、亦不敢言。」子圉遂亡歸晉。

『左傳』僖二十二 (638BC) に據る。下線部に相當する記述は『左傳』には見えず、秦本紀 / 繆公二十二年に見える。

[表] 七 (644BC) 重耳聞管仲死、去翟之齊。

『國語』晉語四「公在狄十二年、狐偃曰、「日、吾來此也、非以狄爲榮、可以成事也。吾曰、「奔而易達、困而有資、休以擇利、可以戾也。」今戾久矣、戾久將底。底著滯淫、

誰能興之。盍速行乎。吾不適齊、楚、避其遠也。蓄力一紀、可以遠矣。齊侯長矣、而欲親晉。管仲歿矣、多讒在側。謀而無正、衷而思始。夫必追擇前言、求善以終、鑒邇逐遠、遠人入服、不爲郵矣。會其季年可也、茲可以親。」皆以爲然。」に據る。

居狄五歲而晉獻公卒、里克已殺奚齊・悼子、乃使人迎、欲立重耳。(a) 重耳畏殺、因固謝、不敢入。已而晉更迎其弟夷吾立之、是爲惠公。(b) 惠公七年、畏重耳、乃使宦者履鞮與壯士欲殺重耳。

(a) は上掲獻公二十六年、(b) は惠公七年を参照。

重耳聞之、乃謀趙衰等曰、「始吾奔狄、非以爲可用與、以近易通、故且休足。休足久矣、固願徙之大國。夫齊桓公好善、志在霸王、收恤諸侯。今聞管仲・隰朋死、此亦欲得賢佐、盍往乎。」

『國語』晉語四に似るが、狐偃ではなく趙衰が登場する。

過衛、衛文公不禮。去、過五鹿、飢而從野人乞食、野人盛土器中進之。重耳怒。趙衰曰、「土者、有土也、君其拜受之。」

『左傳』僖二十三 (637BC) 「過衛。衛文公不禮焉。出於五鹿、乞食於野人、野人與之塊、公子怒、欲鞭之。子犯曰、「天賜也。」稽首受而載之。」に據るが、子犯 (狐偃) を趙衰に改める。

至齊、齊桓公厚禮、而以宗女妻之、有馬二十乘、重耳安之。

「宗女」とあるのは、『國語』晉語四に「妻之」とあるだけで續柄が不明であるからであろう。

過宋。宋襄公新困兵於楚、傷於泓、聞重耳賢、乃以國禮禮於重耳。宋司馬公孫固善於咎犯、曰、「宋小國新困、不足以求入、更之大國。」乃去。

『國語』晉語四に據るが、下線部に相當する部分は見えない。

過鄭、鄭文公弗禮。鄭叔瞻諫其君曰、「晉公子賢、而其從者皆國相、且又同姓。鄭之出自厲王、而晉之出自武王。」鄭君曰、「諸侯亡公子過此者眾、安可盡禮。」叔瞻曰、「君不禮、不如殺之、且後爲國患。」鄭君不聽。

『國語』晉語四に據るが、下線部は、同じく晉語四「自衛過曹、曹共公亦不禮焉、…」の曹共公の發言を流用している。

重耳去之楚、楚成王以適諸侯禮待之、重耳謝不敢當。趙衰曰、「子亡在外十餘年、小國

輕子、況大國乎。今楚大國而固遇子、子其毋讓、此天開子也。」…居楚數月、而晉太子圉亡秦、秦怨之。聞重耳在楚、乃召之。成王曰、「楚遠、更數國乃至晉。秦晉接境、秦君賢、子其勉行。」厚送重耳。

『國語』 晉語四に據るが、子犯を趙衰に改める。また、下線部に相當する記述は見えない。

重耳至秦、繆公以宗女五人妻重耳、故子圉妻與往。重耳不欲受、司空季子曰、「其國且伐、況其故妻乎。且受以結秦親而求入、子乃拘小禮、忘大醜乎。」遂受。繆公大歡、與重耳飲。趙衰歌黍苗詩。繆公曰、「知子欲急反國矣。」趙衰與重耳下、再拜曰、「孤臣之仰君、如百穀之望時雨。」

『國語』 晉語四に據る。「宗女」とあるのは、『國語』に「秦伯歸女五人」とあるだけで續柄を斷定しかねたからであろう。秦本紀 / 繆公十五年「秦妻子圉以宗女。」も「宗女」を用いるが、これは『左傳』 僖十五に「妻之」としかなく、續柄が不明であったからである。下線部は『國語』の司空季子の發言には見えず、子犯の「將奪其國、何有於妻、」、子餘の「今將婚媾以從秦、受好以愛之、聽從以德之、懼其未可也、又何疑焉。」を參用する。

(文公元年 636BC) 宦者曰、「臣刀鋸之餘、不敢以二心事君倍主、故得罪於君。君已反國、其母蒲・翟乎。且管仲射鉤、桓公以霸。今刑餘之人以事告而君不見、禍又且及矣。」

『左傳』 僖二十四 (636BC) に據る。「刑餘之人」は「報任安書」にも見える。『左傳』は「刑臣」*109、『國語』 晉語四は「罪戾之人」*110 に作り、「刑餘之人」が、司馬遷の筆に成る晉世家獨自の表現であることを知る*111。

於是見之、遂以呂・郤等告文公。(a) 文公欲召呂・郤、呂・郤等黨多、文公恐初入國、

*109 『左傳』 僖二十四「對曰、「臣謂君之入也、其知之矣。若猶未也、又將及難。君命無二、古之制也。除君之惡、惟力是視。蒲人・狄人、余何有焉。今君即位、其無蒲、狄乎。齊桓公置射鉤而使管仲相、君若易之、何辱命焉。行者甚眾、豈唯刑臣。」」

*110 『國語』 晉語四「對曰、「吾以君爲已知之矣、故入。猶未知之也、又將出矣。事君不貳是謂臣、好惡不易是謂君。君君臣臣、是謂明訓。明訓能終、民之主也。二君之世、蒲人・狄人、余何有焉。除君之惡、唯力所及、何貳之有。今君即位、其無蒲・狄乎。伊尹放太甲而卒以爲明王、管仲賊桓公而卒以爲侯伯。乾時之役、申孫之矢集于桓鉤、鉤近於袪、而無怨言、佐相以終、克成令名。今君之德宇、何不寬裕也。惡其所好、其能久矣。君實不能明訓、而棄民主。余、罪戾之人也、又何患焉。且不見我、君其無悔乎。」」

*111 吉本 2024 參照。

國人賣己、乃爲微行、會秦繆公於王城、(b) 國人莫知。三月己丑、呂・卻等果反、焚公宮、不得文公。(c) 文公之衛徒與戰、呂・卻等引兵欲奔、秦繆公誘呂・卻等、殺之河上、晉國復而文公得歸。夏、迎夫人於秦、(d) 秦所與文公妻者卒爲夫人。秦送三千人爲衛、以備晉亂。

『左傳』僖二十四(636BC)に據るが、下線部に相當する記述は見えない。(d)は上文の「宗女」に呼應する。

文公修政、施惠百姓。賞從亡者及功臣、大者封邑、小者尊爵。未盡行賞、周襄王以弟帶難出居鄭地、來告急晉。晉初定、欲發兵、恐他亂起。

『左傳』僖二十四(636BC)に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

介子推從者憐之、乃懸書宮門曰、「龍欲上天、五蛇爲輔。龍已升雲、四蛇各入其宇、一蛇獨怨、終不見處所。」文公出、見其書、曰、「此介子推也。吾方憂王室、未圖其功。」使人召之、則亡。

『呂氏春秋』介立^{*112}に據る。

從亡賤臣壺叔曰。「君三行賞、賞不及臣、敢請罪。」文公報曰、「夫導我以仁義、防我以德惠、此受上賞。輔我以行、卒以成立、此受次賞。矢石之難、汗馬之勞、此復受次賞。若以力事我而無補吾缺者、此受次賞。三賞之後、故且及子。」晉人聞之、皆說。

『呂氏春秋』當賞^{*113}に據る。

(文公)二年(635BC)春、秦軍河上、將入王。趙衰曰。「求霸莫如入王尊周。周晉同姓、晉不先入王、後秦入之、毋以令于天下。方今尊王、晉之資也。」三月甲辰、晉乃發兵至陽樊、圍溫、入襄王于周。四月、殺王弟帶。周襄王賜晉河內陽樊之地。

『左傳』僖二十五(635BC)に據るが、狐偃を趙衰に改めている。下線部は相當する

*112 『呂氏春秋』介立「晉文公反國、介子推不肯受賞、自爲賦詩曰、「有龍于飛、周遍天下。五蛇從之、爲之丞輔。龍反其鄉、得其處所。四蛇從之、得其露雨。一蛇羞之、橋死於中野、懸書公門、而伏於山下。」文公聞之曰、「諱。此必介子推也。」避舍變服、令士庶人曰、「有能得介子推者、爵上卿、田百萬。」或遇之山中、負釜蓋簞、問焉曰、「請問介子推安在。」應之曰、「夫介子推苟不欲見而欲隱、吾獨焉知之。」遂背而行、終身不見。」

*113 『呂氏春秋』當賞「晉文公反國、賞從亡者、而陶狐不與。左右曰、「君反國家、爵祿三出、而陶狐不與。敢問其說。」文公曰、「輔我以義、導我以禮者、吾以爲上賞。教我以善、彊我以賢者、吾以爲次賞。拂吾所欲、數舉吾過者、吾以爲末賞。三者所以賞有功之臣也。若賞唐國之勞徒、則陶狐將爲首矣。」周內史興聞之曰、「晉公其霸乎。昔者聖王先德而後力、晉公其當之矣。」

記述が見えない。

(文公五年 632BC) 楚圍宋、宋復告急晉。文公欲救則攻楚、爲楚嘗有德、不欲伐也。
欲釋宋、宋又嘗有德於晉。患之。先軫曰、「執曹伯、分曹・衛地以與宋、楚急曹・衛、
其勢宜釋宋。」於是文公從之、而楚成王乃引兵歸。楚將子玉曰、「王遇晉至厚、今知楚
急曹・衛而故伐之、是輕王。」王曰、「晉侯亡在外十九年、困日久矣、果得反國、險阨
盡知之、能用其民、天之所開、不可當。」子玉請曰、「非敢必有功、願以閒執讒慝之口也。」
楚王怒、少與之兵。

『左傳』僖二十八 (632BC) に據る。亡命時の逸話に對應する下線部の記述が附加されている。

周作晉文侯命。「王若曰、父義和、丕顯文・武、能慎明德、昭登於上、布聞在下、維時
上帝集厥命于文・武。恤朕身、繼予一人永其在位。」於是晉文公稱伯。

『書序』文侯之命に「平王錫晉文侯桓鬯圭瓚。作文侯之命。」とあり、周平王 (770-720BC) の晉文侯 (780-746BC) への命とするが、皮錫瑞『今文尚書疏證』は、晉世家や『經典釋文』尚書音義下 / 文侯之命「平 (馬本無平字。)」に據って、今文説では、文侯之命を周襄王の晉文公への命としたとする。晉世家が文侯之命をここに用いることは、より大きくは、『史記』の歴史認識に関わる。『左傳』『國語』においては、平王東遷をもっぱら晉文侯・鄭武公の功績とする。司馬遷も、周本紀 / 襄王十三年 (636BC) において、「凡我周之東徙、晉・鄭焉依。」と『國語』周語中を引き、晉文侯・鄭武公の平王推戴を知っていたはずだが、これに直接言及することは全くない。『史記』はもっぱら秦襄公の功績を強調するのである。加えて『史記』は、秦襄公が西時を立てたことを「僭端」とし、五時を高祖の北時建立を以て完成したものとするので、周から秦、さらに秦から漢への交代が秦襄公の時點ですでに豫定されていたものとする。『史記』はそうした重大な歴史的地位を秦襄公に與えていたのであり、そのために晉文侯・鄭武公を全く無視することになったのである^{*114}。このように考えると、晉世家が今文説に従った可能性のほかに、今一つの可能性を提示しうる。すなわち、『史記』は晉文侯の功績を意圖的に隠蔽したものの、文侯之命を破棄することは惜しまれ、他方、『左傳』僖二十八「鄭伯傳王、用平禮也。」(杜注「以周平王享晉文侯仇之禮享晉侯。」)にとあ

*114 吉本 2017c・2020b 参照。

るように、このとき、平王の晉文侯に對する禮が用いられたことから、晉文侯に對する文侯之命を晉文公に對して用いたというものである。

晉焚楚軍、火數日不息、文公歎。左右曰、「勝楚而君猶憂、何。」文公曰、「吾聞能戰勝安者唯聖人、是以懼。且子玉猶在、庸可喜乎。」

『韓詩外傳』卷七「昔者、晉文王與楚戰、大勝之、燒其草、火三日不息、文公退而有憂色、侍者曰、「君大勝楚、而有憂色、何也。」文公曰、「吾聞能以戰勝安者、惟聖人。若夫詐勝之徒、未嘗不危、吾是以憂也。」此得志而恐驕也。」に據る。

子玉之敗而歸、楚成王怒其不用其言、貪與晉戰、讓責子玉、子玉自殺。晉文公曰、「我擊其外、楚誅其內、內外相應。」於是乃喜。

『左傳』僖二十八（632BC）「既敗、王使謂之曰、「大夫若入、其若申・息之老何。」子西・孫伯曰、「得臣將死、二臣止之曰、「君其將以爲戮。」」及連穀而死。晉侯聞之、而後喜可知也、曰、「莫余毒也已。爲呂臣實爲令尹、奉己而已、不在民矣。」」に對應するが、字句にかなりの異同がある。

行賞、狐偃爲首。或曰、「城濮之事、先軫之謀。」文公曰、「城濮之事、偃說我毋失信。先軫曰「軍事勝爲右」、吾用之以勝。然此一時之說、偃言萬世之功、奈何以一時之利而加萬世功乎。是以先之。」

『呂氏春秋』義賞^{*115}・『韓非子』難一^{*116}・『淮南子』人間訓^{*117}に對應する記述が見え

*115 『呂氏春秋』義賞「昔晉文公將與楚人戰於城濮、召咎犯而問曰、「楚眾我寡、奈何而可。」咎犯對曰、「臣聞繁禮之君、不足於文。繁戰之君、不足於詐。君亦詐之而已。」文公以咎犯言告雍季、雍季曰、「竭澤而漁、豈不獲得。而明年無魚。焚藪而田、豈不獲得。而明年無獸。詐僞之道、雖今偷可、後將無復、非長術也。」文公用咎犯之言、而敗楚人於城濮。反而爲賞、雍季在上。左右諫曰、「城濮之功、咎犯之謀也。君用其言而賞後其身、或者不可乎。」文公曰、「雍季之言、百世之利也。咎犯之言、一時之務也。焉有以一時之務先百世之利者乎。」孔子聞之曰、「臨難用詐、足以卻敵。反而尊賢、足以報德。文公雖不終始、足以霸矣。」」

*116 『韓非子』難一「晉文公將與楚人戰、召舅犯問之、曰、「吾將與楚人戰、彼眾我寡、爲之奈何。」舅犯曰、「臣聞之、繁禮君子、不厭忠信。戰陣之間、不厭詐僞。君其詐之而已矣。」文公辭舅犯、因召雍季而問之、曰、「我將與楚人戰、彼眾我寡、爲之奈何。」雍季對曰、「焚林而田、偷取多獸、後必無獸。以詐遇民、偷取一時、後必無復。」文公曰、「善。」辭雍季、以舅犯之謀與楚人戰以敗之。歸而行爵、先雍季而後舅犯。群臣曰、「城濮之事、舅犯謀也、夫用其言而後其身可乎。」文公曰、「此非君所知也。夫舅犯言、一時之權也。雍季言、萬世之利也。」仲尼聞之、曰、「文公之霸也宜哉。既知一時之權、又知萬世之利。」」

*117 『淮南子』人間訓「昔晉文公將與楚戰城濮、問於咎犯曰、「爲奈何。」咎犯曰、「仁義之事、君子不厭忠信。戰陣之事、不厭詐僞。君其詐之而已矣。」辭咎犯、問雍季、雍季對曰、「焚林而獵、

るが、晉世家は、雍季・狐偃を狐偃・先軫に改める。

冬、晉侯會諸侯於溫、欲率之朝周。力未能、恐其有畔者、乃使人言周襄王狩于河陽。
壬申、遂率諸侯朝王於踐土。

『左傳』僖二十八（632BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えず、また踐土と河陽が混同されている。

於是晉始作三行。荀林父將中行、先穀將右行、先蔑將左行。

『左傳』僖二十八（632BC）「晉侯作三行以禦狄、荀林父將中行、屠擊將右行、先蔑將左行。」の屠擊を先穀に改めている。

（文公）七年（630BC）、晉文公・秦繆公共圍鄭、以其無禮於文公亡過時、及城濮時鄭助楚也。圍鄭、欲得叔瞻。叔瞻聞之、自殺。鄭持叔瞻告晉。晉曰、「必得鄭君而甘心焉。」鄭恐、乃閒令使謂秦繆公曰、「亡鄭厚晉、於晉得矣、而秦未爲利。君何不解鄭、得爲東道交。」秦伯說、罷兵。晉亦罷兵。

『左傳』僖三十（630BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。叔瞻は『國語』晉語四^{*118}・『呂氏春秋』上德^{*119}に見えるが、説話の内容は異なる。

（文公九年 628BC）鄭人或賣其國於秦、秦繆公發兵往襲鄭。十二月、秦兵過我郊。

愈多得獸、後必無獸。以詐僞遇人、雖愈利、後無復。君其正之而已矣。」於是不聽雍季之計、而用咎犯之謀、與楚人戰、大破之。還歸賞有功者、先雍季而後咎犯。左右曰、「城濮之戰、咎犯之謀也。君行賞先雍季、何也。」文公曰、「咎犯之言、一時之權也。雍季之言、萬世之利也。吾豈可以先一時之權、而後萬世之利也哉。」

*118 『國語』晉語四「文公誅觀狀以伐鄭、反其陣。鄭人以名寶行成、公弗許、曰、「予我詹而師還。詹請往、鄭伯弗許、詹固請曰、「一臣可以赦百姓而定社稷、君何愛於臣也。」鄭人以詹予晉、晉人將烹之。詹曰、「臣願獲盡辭而死、固所願也。」公聽其辭。詹曰、「天降鄭禍、使淫觀狀、棄禮違親。臣曰、『不可。夫晉公子賢明、其左右皆卿才、若復其國、而得志於諸侯、禍無赦矣。』今禍及矣。尊明勝患、智也。殺身贖國、忠也。」乃就烹、據鼎耳而疾號曰、「自今以往、知忠以事君者、與詹同。」乃命弗殺、厚爲之禮而歸之。鄭人以詹伯爲將軍。」

*119 『呂氏春秋』上德「公子重耳自蒲奔翟。去翟過衛、衛文公無禮焉。過五鹿如齊、齊桓公死。去齊之曹、曹共公視其駢脅、使袒而捕池魚。去曹過宋、宋襄公加禮焉。之鄭、鄭文公不敬、被瞻諫曰、「臣聞賢主不窮窮。今晉公子之從者皆賢者也。君不禮也、不如殺之。」鄭君不聽。去鄭之荊、荊成王慢焉。去荊之秦、秦繆公入之。晉既定、興師攻鄭、求被瞻。被瞻謂鄭君曰、「不若以臣與之。」鄭君曰、「此孤之過也。」被瞻曰、「殺臣以免國、臣願之。」被瞻入晉軍、文公將烹之。被瞻據鑊而呼曰、「三軍之士皆聽瞻也、自今以來、無有忠於其君、忠於其君者將烹。」文公謝焉、罷師、歸之於鄭。且被瞻忠於其君、而君免於晉患也、行義於鄭、而見說於文公也、故義之爲利博矣。」

鄭世家 / 繆公二年 (627BC) に「初、往年鄭文公之卒也、鄭司城繆賀以鄭情賣之、秦兵故來。」と見え、『左傳』僖三十二 (628BC) と經緯を異にする。下線部は『左傳』に見えない。

(襄公) 六年 (622BC)、趙衰成子・欒貞子・咎季子犯・霍伯皆卒。

[表] (襄公) 六 (622BC) 趙成子・欒貞子・霍伯・臼季皆卒。

『左傳』文五 (622BC) 「晉趙成子・欒貞子・霍伯・臼季皆卒。」に據るが、杜注「成子、趙衰、新上軍帥、中軍佐也。貞子、欒枝、下軍帥也。霍伯、先且居、中軍帥也。臼季、胥臣、下軍佐也。」によれば臼季は胥臣である。狐偃 (舅犯・咎犯) の「舅」「咎」が「臼」と同音であることから誤ったものであろう。

(靈公元年 620BC) 秋、齊・宋・衛・鄭・曹・許君皆會趙盾、盟於扈、以靈公初立故也。

『左傳』文七 (620) 「秋八月、齊侯・宋公・衛侯・鄭伯・許男・曹伯會晉趙盾盟于扈、晉侯立故也。」の「許男・曹伯」を五等爵の順に従い「曹・許」に改めるが、春秋經傳では許男を鄭伯に従属するものとして鄭伯の直後に置くことが通例である^{*120}。

(靈公) 四年 (617BC)、伐秦、取少梁。秦亦取晉之郤。

[表] (靈公) 四 (617BC) 伐秦、拔少梁。秦取我北徵。

『左傳』文十 (617BC) に據るが、「之郤」は「北徵」の誤寫であらう。

(靈公) 六年 (615BC)、秦康公伐晉、取羈馬。晉侯怒、使 (a) 趙盾・趙穿・郤缺擊秦、
(b) 大戰河曲、趙穿最有功。

[表] (靈公) 六 (615BC) 秦取我羈馬。與秦戰河曲、秦師遁。

『左傳』文十二 (615BC) 「秦爲令狐之役故、冬、秦伯伐晉、取羈馬。晉人禦之、趙盾將中軍、荀息父佐之。郤缺爲上軍、臾駘佐之。欒盾將下軍、胥甲佐之。范無恤御戎、以從秦師于河曲。臾駘曰、「秦不能久、請深壘固軍以待之。」從之。秦人欲戰、秦伯謂士會曰、「若何而戰。」對曰、「趙氏新出其屬曰臾駘、必實爲此謀、將以老我師也。趙有側室曰穿、晉君之壻也、有寵而弱、不在軍事、好勇而狂、且惡臾駘之佐上軍也。若使輕者肆焉、其可。」秦伯以璧祈戰于河。十二月戊午、秦軍掩晉上軍、趙穿追之不及。反、怒曰、「裒糧坐甲、固敵是求、敵至不擊、將何俟焉。」軍吏曰、「將有待也。」穿曰、「我不知謀、將獨出。」乃以其屬出。宣子曰、「秦獲穿也、獲一卿矣。秦以勝歸、我何以報。」

*120 吉本 1994 參照。

乃皆出戰、交綏。秦行人夜戒晉師曰、「兩君之士皆未憊也、明日請相見也。」臾駢曰、「使者目動而言肆、懼我也、將遁矣。薄諸河、必敗之。」胥甲、趙穿當軍門呼曰、「死傷未收而棄之、不惠也。不待期而薄人於險、無勇也。」乃止。秦師夜遁。後侵晉、入瑕。」に據る。(a)につき、『左傳』で活躍の目立つ趙穿が趙氏の「側室」として趙盾の次に記されるのは了解できるが、荀林父を記さぬことは、趙盾（中軍將）・荀林父（中軍佐）・卻缺（上軍將）の序列への無理解を示す。(b)は、晉秦の消極的な姿勢を記す『左傳』の記述に適合しない。秦本紀 / 康公六年参照。

（靈公八年 613BC）晉使趙盾以車八百乘 平周亂而立匡王。

『左傳』文十四（613BC）「晉趙盾以諸侯之師八百乘、納捷菑于邾。…趙宣子平王室而復之。」に據るが、下線部を誤脱する。

（靈公十四年 607BC）初、盾常田首山、見桑下有餓人。餓人、示眯明也。盾與之食、食其半。問其故、曰、「宦三年、未知母之存不、願遺母。」盾義之、益與之飯肉。已而爲晉宰夫、趙盾弗復知也。九月、晉靈公飲趙盾酒、伏甲將攻盾。公宰示眯明知之、恐盾醉不能起、而進曰、「君賜臣、觴三行可以罷。」欲以去趙盾、令先、母及難。盾既去、靈公伏士未會、先縱齧狗名敖。明爲盾搏殺狗。盾曰、「弃人用狗、雖猛何爲。」然不知明之爲陰德也。已而靈公縱伏士出逐趙盾、示眯明反擊靈公之伏士、伏士不能進、而竟脫盾。盾問其故、曰、「我桑下餓人。」問其名、弗告。明亦因亡去。

『左傳』宣二（607BC）「秋九月、晉侯飲趙盾酒、伏甲將攻之。其右提彌明知之、趨登曰、「臣侍君宴、過三爵、非禮也。」遂扶以下。公噉夫葵焉、明搏而殺之。盾曰、「棄人用犬、雖猛何爲。」鬪且出、提彌明死之。初、宣子田于首山、舍于翳桑、見靈輒餓、問其病。曰、「不食三日矣。」食之、舍其半。問之、曰、「宦三年矣、未知母之存否、今近焉、請以遺之。」使盡之、而爲之簞食與肉、實諸囊以與之。既而與爲公介、倒戟以禦公徒、而免之。問何故。對曰、「翳桑之餓人也。」問其名居、不告而退、遂自亡也。」では、提彌明と翳桑の餓人靈輒が登場するが^{*121}、世家はこの二人を示眯明の一人にまとめて

*121 『公羊』宣六「靈公聞之、怒、滋欲殺之甚、眾莫可使往者。於是伏甲于宮中、召趙盾而食之。趙盾之車右祁彌明者、國之力士也。仇然從乎趙盾而入、放乎堂下而立。趙盾已食、靈公謂盾曰、「吾聞子之劍、蓋利劍也、子以示我、吾將觀焉。」趙盾起將進劍、祁彌明自下呼之曰、「盾。食飽則出、何故拔劍於君所。」趙盾知之、躊躇而走。靈公有周狗、謂之葵。呼葵而屬之、葵亦躊躇而從之。祁彌明逆而踐之、絕其頷。趙盾顧曰、「君之葵、不若臣之葵也。」然而宮中甲鼓而起。

いる^{*122}。

(景公三年 597BC) 晉使荀林父將中軍、隨會將上軍、趙朔將下軍、郤克・欒書・先穀・韓厥・鞏朔佐之。

『左傳』宣十二(597BC)「荀林父將中軍、先穀佐之。士會將上軍、郤克佐之。趙朔將下軍、欒書佐之。趙括・趙嬰齊爲中軍大夫。鞏朔・韓穿爲上軍大夫。荀首・趙同爲下軍大夫。韓厥爲司馬。」に據るが、晉の卿大夫の序列が理解されていない。

歸而林父曰、「臣爲督將、軍敗當誅、請死。」景公欲許之。隨會曰、「昔文公之與楚戰城濮、成王歸殺子玉、而文公乃喜。今楚已敗我師、又誅其將、是助楚殺仇也。」乃止。

『左傳』宣十二(597BC)に據るが、士貞子(士渥濁)を隨會(士會)に誤る。

[表](景公)三(597BC)救鄭、爲楚所敗河上。

『春秋經』宣十二(597BC)に「夏六月乙卯、晉荀林父帥師及楚子戰于郟、晉師敗績。」とある。「郟」は春秋經傳・『國語』以外の先秦文獻に見えず、『史記』ももっぱら「河上」を用いる。秦本紀/桓公七年参照。

(景公)四年(596BC)、先穀以首計而敗晉軍河上、恐誅、乃奔翟、與翟謀伐晉。晉覺、乃族穀。穀、先軫子也。

『左傳』宣十三(596BC)「秋、赤狄伐晉、及清、先穀召之也。冬、晉人討郟之敗與清之師、歸罪於先穀而殺之、盡滅其族。」には下線部に相當する記述が見えない。先穀の續柄については明文が無い。陳厚耀『春秋世族譜』(嘉慶五年1800)は『左傳』文九(616BC)「九年春王正月己酉、使賊殺先克。」の先克の子と推定している。

(景公)八年(592BC)、使郤克於齊。齊頃公母從樓上觀而笑之。所以然者、郤克僂、而魯使蹇、衛使眇、故齊亦令人如之以導客。郤克怒、歸至河上、曰、「不報齊者、河伯視之。」至國、請君、欲伐齊。景公問知其故、曰、「子之怨、安足以煩國。」弗聽。

[表](景公)八(592BC)使郤克使齊、婦人笑之、克怒歸。

『左傳』宣十七(592BC)に據るが、世家は『穀梁』成元「冬十月。季孫行父禿、晉郤克眇、衛孫良夫跛、曹公子手僂、同時而聘於齊。齊使禿者御禿者、使眇者御眇者、

有起于甲中者、抱趙盾而乘之。趙盾顧曰、「吾何以得此于子。」曰、「子某時所食、活我于暴桑下者也。」趙盾曰、「子名爲誰。」曰、「吾君孰爲介。子之乘矣。何問吾名。」趙盾驅而出、眾無留之者。」は、祁彌明と無名の暴桑下人に作る。

*122 吉本2020a 参照。

使跛者御跛者、使僂者御僂者。蕭同姪子處臺上而笑之、聞於客、客不說而去、相與立胥闔而語、移日不解。齊人有知之者、曰、「齊之患、必自此始矣。」」に類似した記述を附加する。「齊頃公母」は『公羊』成二「蕭同姪子者、齊君之母也。」の蕭同姪子である。

魏文子請老休、辟郤克、克執政。

『左傳』宣十七（592BC）「范武子將老、…乃請老。郤獻子爲政。」に據れば、「魏」文子は「范」文子の誤りである。

（景公）十一年（589BC）春、齊伐魯、取隆。（a）魯告急衛、衛與魯皆因郤克告急於晉。晉乃使（b）郤克・欒書・韓厥以兵車八百乘與魯・衛共伐齊。夏、與頃公戰於鞍、（c）傷困頃公。

『左傳』成二（589BC）に據るが、（a）に相當する記述は見えない。また（b）を『左傳』は「郤克將中軍、士燮佐上軍、欒書將下軍、韓厥爲司馬、」に作る。（c）は郤克の戦傷を誤讀したものである。

頃公獻寶器以求平、不聽。郤克曰、「必得蕭桐姪子爲質。」齊使曰、「蕭桐姪子、頃公母。頃公母猶晉君母、奈何必得之。不義、請復戰。」晉乃許與平而去。

『公羊』成二（589BC）「齊侯使國佐如師、郤克曰、“與我紀侯之甗、反魯・衛之侵地、使耕者東畝、且以蕭同姪子爲質。則吾舍子矣。”國佐曰、「與我紀侯之甗、請諾。反魯・衛之侵地、請諾。使耕者東畝、是則土齊也。蕭同姪子者、齊君之母也。齊君之母、猶晉君之母也、不可。請戰。壹戰不勝、請再。再戰不勝、請三。三戰不勝、則齊國盡子之有也。何必以蕭同姪子爲質。」揖而去之。郤克眚魯・衛之使、使以其辭而爲之請、然後許之。逮于袁婁而與之盟。」に據る。

（景公）十二年（588BC）冬、齊頃公如晉、（a）欲上尊晉景公爲王、景公讓不敢。（b）晉始作六（卿）[軍]、韓厥・鞏朔・趙穿・荀驪・趙括・趙旃皆爲卿。

[表] 十二（588BC）始置六卿。

『左傳』成三（588BC）に拠るが、（a）は「齊侯朝于晉、將授玉。」の「玉」を「王」と誤讀したものであり、（b）「六卿」は「六軍」の誤りである。齊世家 / 頃公十一年參照。

十四（586BC）梁山崩。伯宗隱其人而用其言。

『穀梁』成五（586BC）「梁山崩、…孔子聞之曰、「伯尊其無績乎、攘善也。」」に似る。

(景公)十七年(583BC)、誅趙同・趙括、族滅之。韓厥曰、「趙衰・趙盾之功豈可忘乎。奈何絕祀。」乃復令趙庶子武爲趙後、復與之邑。

『左傳』成八に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

(厲公六年 575BC) 共王召子反、其侍者豎陽穀進酒、子反醉、不能見。王怒、讓子反、子反死。王遂引兵歸。

『左傳』成十六(575BC)の「豎穀陽」を「豎陽穀」に作る。楚世家 / 共王十六年參照。
(厲公七年 574BC) 厲公多外嬖姬、歸、欲盡去群大夫而立諸姬兄弟。寵姬兄曰胥童、嘗與郤至有怨、

『左傳』成十七(574BC)「晉厲公侈、多外嬖。反自鄢陵、欲盡去群大夫而立其左右。胥童以胥克之廢也、怨郤氏、而嬖於厲公。」に據るが、晉世家は「外嬖」を誤解している。
(悼公元年 573BC) 閏月乙卯、厲公游匠驪氏、欒書・中行偃以其黨襲捕厲公、囚之、殺胥童、而使人迎公子周于周而立之、是爲悼公。

「公子周」は『左傳』成十八(573BC)「周子」を誤解した稱謂である。周本紀 / 簡王十三年參照。

悼公曰、「大父・父皆不得立而辟難於周、客死焉。寡人自以疏遠、母幾爲君。今大夫不忘文・襄之意而惠立桓叔之後、賴宗廟大夫之靈、得奉晉祀、豈敢不戰戰乎。大夫其亦佐寡人。」

『左傳』『國語』に見えない。

(悼公)十四年(559BC)、晉使六卿率諸侯伐秦、度涇、大敗秦軍、至殽林而去。

〔表〕(悼公)十四(559BC)率諸侯大夫伐秦、敗殽林。

下線部は『左傳』十四(559BC)には見えない。秦本紀 / 景公十八年參照。

(悼公)十五年(558BC)、悼公問治國於師曠。師曠曰、「惟仁義爲本。」

『左傳』襄十四(559BC)に師曠と悼公の對話が見えるが内容は異なる*123。悼公卒年

*123 『左傳』襄十四「師曠侍於晉侯、晉侯曰、「衛人出其君、不亦甚乎。」對曰、「或者其君實甚。良君將賞善而刑淫、養民如子、蓋之如天、容之如地。民奉其君、愛之如父母、仰之如日月、敬之如神明、畏之如雷霆、其可出乎。夫君、神之主而民之望也。若困民之主、匱神乏祀、百姓絕望、社稷無主、將安用之。弗去何爲。天生民而立之君、使司牧之、勿使失性。有君而爲之貳、使師保之、勿使過度。是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人・工・商・皁・隸・牧・圉皆有親暱、以相輔佐也。善則賞之、過則匡之、患則救之、失則革之。自王以下、各有父兄子弟以補察其政。史爲書、瞽爲詩、工誦箴諫、大夫規誨、士傳言、庶人謗、商旅于市、

に繋げられる。「仁義爲本」は、『荀子』議兵^{*124}に初見する。

〔平公〕八年（550BC）、齊莊公微遣欒逞於曲沃、以兵隨之。齊兵上太行、欒逞從曲沃中反、襲入絳。絳不戒、平公欲自殺、范獻子止公、以其徒擊逞、逞敗走曲沃。曲沃攻逞、逞死、遂滅欒氏宗。逞者、欒書孫也。其入絳、與魏氏謀。齊莊公聞逞敗、乃還、取晉之朝歌去、以報臨菑之役也。

『左傳』襄二十三（550BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

〔平公〕十年（548BC）、齊崔杼弑其君莊公。晉因齊亂、伐敗齊於高唐去、報太行之役也。

〔表〕〔平公〕十（548BC）伐齊至高唐、報太行之役。

『左傳』襄二十五（548BC）「晉侯濟自泮、會于夷儀、伐齊、以報朝歌之役。」に高唐は見えない。齊世家 / 靈公二十八年參照。

〔表〕〔平公〕十一（547BC）誅衛殤公、復入獻公。

『左傳』襄二十六（547BC）とは衛獻公復辟の經緯が異なる。衛世家 / 殤公十二年參照。

〔平公〕二十二年（536BC）、伐燕。

〔表〕〔平公〕二十二（536BC）齊景公來、請伐燕、入其君。

『左傳』昭六（536BC）「十一月、齊侯如晉、請伐北燕也。士匄相士鞅逆諸河、禮也。晉侯許之。十二月、齊侯遂伐北燕、將納簡公。」には晉の出兵は見えない。燕世家 / 惠公九年・齊世家 / 景公十二年參照。

〔表〕〔平公〕二十三（535BC）入燕君。

『左傳』昭七（535BC）「七年春王正月、暨齊平、齊求之也。癸巳、齊侯次于號。燕人行成、曰、「敝邑知罪、敢不聽命。先君之敝器、請以謝罪。」公孫皙曰、「受服而退、俟釁而動、可也。」二月戊午、盟于濡上。燕人歸燕姬、賂以瑤鬻・玉櫝・玃耳、不克而還。」では燕簡公の歸國は失敗している。燕世家 / 悼公元年參照。

〔表〕〔定公〕二十一（491BC）趙鞅拔邯鄲・柏人、有之。

『左傳』哀四（491BC）「秋七月、齊陳乞・弦施・衛甯跪救范氏。庚午、圍五鹿。九月、趙鞅圍邯鄲。冬十一月、邯鄲降。荀寅奔鮮虞、趙稷奔臨。十二月、弦施逆之、遂墮臨。

百工獻藝。故夏書曰、「適人以木鐸徇于路、官師相規、工執藝事以諫。」正月孟春、於是乎有之、諫失常也。天之愛民甚矣、豈其使一人肆於民上、以從其淫而棄天地之性。必不然矣。」

*124 『荀子』議兵「陳豎問孫卿子曰、先生議兵、常以仁義爲本。仁者愛人、義者循理、然則又何以兵爲。凡所爲有兵者、爲爭奪也。」

國夏伐晉、取邢・任・欒・鄆・逆時・陰人・孟・壺口、會鮮虞、納荀寅于柏人。」「柏人」の前に脱文がある。

〔定公〕三十年（482BC）、定公與吳王夫差會黃池、爭長、趙鞅時從、卒長吳。

〔表〕〔定公〕三十（482BC）與吳會黃池、爭長。

世家は『國語』吳語「吳公先敵、晉侯亞之。」に據る。『左傳』哀十三（482BC）は、「先晉人」とする。秦本紀 / 悼公九年参照。

（12）楚世家

〔武王〕三十五年（706BC）、楚伐隨。隨曰、「我無罪。」楚曰、「(a) 我蠻夷也。今諸侯皆爲叛相侵、或相殺。我有敝甲、欲以觀中國之政、請王室尊吾號。」隨人爲之周、請尊楚、王室不聽、還報楚。三十七年（704BC）、楚熊通怒曰、「(b) 吾先鬻熊、文王之師也、蚤終。成王舉我先公、乃以子男田令居楚、蠻夷皆率服、而王不加位、我自尊耳。」乃自立爲武王、與隨人盟而去。於是始開濮地而有之。五十一年（690BC）、周召隨侯、數以立楚爲王。楚怒、以隨背己、伐隨。武王卒師中而兵罷。

〔表〕〔武王〕三十五（706BC）侵隨、隨爲善政、得止。／三十七（704BC）伐隨、弗拔、但盟、罷兵。／五十一（690BC）王伐隨、夫人心動、王卒軍中。

『左傳』桓六（706BC）・桓八（704BC）・莊四（690BC）の年次を用い、また武王三十五年「楚伐隨」・三十七年「與隨人盟而去」・五十一年「伐隨。武王卒師中而兵罷」は『左傳』に據るが、稱王に關する記述が附加されている。(a) は楚世家上文

熊渠生子三年。當周夷王之時、王室微、諸侯或不朝、相伐。熊渠甚得江漢間民和、乃興兵伐庸・楊粵、至于鄂。熊渠曰、「我蠻夷也、不與中國之號諡。」乃立其長子康爲句亶王、中子紅爲鄂王、少子執疵爲越章王、皆在江上楚蠻之地。及周厲王之時、暴虐、熊渠畏其伐楚、亦去其王。

の「我蠻夷也、不與中國之號諡。」に似る。この記述は、『大戴禮』帝繫

自熊渠有子三人、其孟之名爲無康、爲句亶王。其中之名爲紅、爲鄂王。其季之名爲疵、爲越章王。

の熊渠三子稱王を説明するものである。(b) は、世家上文「周文王之時、季連之苗裔曰鬻熊。鬻熊子事文王、蚤卒。…熊繹當周成王之時、舉文・武勤勞之後嗣、而封熊繹

於楚蠻、封以子男之田、」に基づく。「始開濮地」は、『國語』鄭語「楚蚡冒於是乎始啟濮」に似る。なお、楚表「夫人心動」は、『左傳』莊四「楚武王荆尸、…入告夫人鄧曼曰、「余心蕩。」」を誤讀したものである。

(文王) 六年 (684BC)、伐蔡、虜蔡哀侯以歸、已而釋之。

『左傳』莊十 (684BC)「楚敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸。」および『穀梁』莊十「釋蔡侯之獲也。」に據るが、蔡世家「哀侯留九歲、死於楚。凡立二十年 (675BC) 卒。」と矛盾する。

成王憚元年 (671BC)、初即位、布德施惠、結舊好於諸侯。使人獻天子、天子賜胙、曰、「鎮爾南方夷越之亂、無侵中國。」於是楚地千里。

「夷越」「中國」は、楚世家上文の「蠻夷」「中國」の對比に呼應する。熊渠・武王・成王に關するこれらの記述は、楚世家の他の部分の流用に窺われるように、獨自の材料に據ったものというよりは、楚世家における作文と思われる。

(成王) 十六年 (656BC)、齊桓公以兵侵楚、至陘山。楚成王使將軍屈完以兵禦之、與桓公盟。桓公數以周之賦不入王室、楚許之、乃去。

下線部は、『左傳』僖四 (656BC)「楚子使屈完如師。」の誤讀である。齊世家 / 桓公三十年參照。

(成王四十六年 626BC) 崇曰、「饗王之寵姬江平而勿敬也。」

『左傳』文元 (626BC) に據るが、下線部は見えない。杜注は「江平、成王妹、嫁於江。」とする。同姓不婚や女性の稱謂のあり方が理解されていない。

成王自絞殺。

『左傳』文元は「王縊。」に作る。「絞殺」は『史記』に初見する。

莊王即位三年 (611BC)、不出號令、日夜爲樂、令國中曰、「有敢諫者死無赦。」伍舉入諫。莊王左抱鄭姬、右抱越女、坐鍾鼓之間。伍舉曰、「願有進隱。」曰、「有鳥在於阜、三年不蜚不鳴、是何鳥也。」莊王曰、「三年不蜚、蜚將沖天。三年不鳴、鳴將驚人。舉退矣、吾知之矣。」居數月、淫益甚。大夫蘇從乃入諫。王曰、「若不聞令乎。」對曰、「殺身以明君、臣之願也。」於是乃罷淫樂、聽政、所誅者數百人、所進者數百人、任伍舉・蘇從以政、國人大說。

楚莊王の「三年不蜚不鳴」説話は、『呂氏春秋』重言^{*125}・『韓非子』喻老^{*126}に見える。また滑稽列傳には、優孟と楚莊王^{*127}、淳于髡と齊威王^{*128}が登場する類似の説話が見える。伍舉につき、伍子胥列傳「伍子胥者、楚人也、名員。員父曰伍奢。員兄曰伍尚。其先曰伍舉、以直諫事楚莊王、有顯、故其後世有名於楚。」の下線部はこの説話を踏まえたものだが、伍舉は『左傳』襄二十六（547BC）「初、楚伍參與蔡太師子朝友、其子伍舉與聲子相善也。」によりやく初見し、一方、伍舉の父伍參は、『左傳』宣十二（597BC）に莊王とともに登場する。伍舉は伍參の誤となろう。

（莊王）八年（606BC）、伐陸渾戎、遂至洛、觀兵於周郊。周定王使王孫滿勞楚王。楚王問鼎小大輕重、對曰、「在德不在鼎。」莊王曰、「子無阻九鼎。楚國折鉤之喙、足以爲九鼎。」王孫滿曰、「嗚呼。君王其忘之乎。昔虞夏之盛、遠方皆至、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦。桀有亂德、鼎遷於殷、載祀六百。殷紂暴虐、鼎遷於周。

*125 『呂氏春秋』重言「荆莊王立三年、不聽而好讎。成公買入諫。王曰、「不穀禁諫者、今子諫、何故。」對曰、「臣非敢諫也、願與君王讎也。」王曰、「胡不設不穀矣。」對曰、「有鳥止於南方之阜、三年不動不飛不鳴、是何鳥也。」王射之曰、「有鳥止於南方之阜、其三年不動、將以定志意也。其不飛、將以長羽翼也。其不鳴、將以覽民則也。是鳥雖無飛、飛將冲天。雖無鳴、鳴將駭人。賈出矣、不穀知之矣。」明日朝、所進者五人、所退者十人。群臣大説、荆國之眾相賀也。」

*126 『韓非子』喻老「楚莊王蒞政三年、無令發、無政爲也。右司馬御座而與王隱曰、「有鳥止南方之阜、三年不翅不飛不鳴、嘿然無聲、此爲何名。」王曰、「三年不翅、將以長羽翼。不飛不鳴、將以觀民則。雖無飛、飛必冲天。雖無鳴、鳴必驚人。子釋之、不穀知之矣。」處半年、乃自聽政、所廢者十、所起者九、誅大臣五、舉處士六、而邦大治。舉兵誅齊、敗之徐州、勝晉於河雍、合諸侯於宋、遂霸天下。」

*127 『史記』滑稽列傳「優孟、故楚之樂人也。長八尺、多辯、常以談笑諷諫。楚莊王之時、有所愛馬、衣以文繡、置之華屋之下、席以露牀、啗以棗脯。馬病肥死、使羣臣喪之、欲以棺槨大夫禮葬之。左右爭之、以爲不可。王下令曰、「有敢以馬諫者、罪至死。」優孟聞之、入殿門。仰天大哭。王驚而問其故。優孟曰、「馬者王之所愛也、以楚國堂堂之大、何求不得、而以大夫禮葬之、薄、請以人君禮葬之。」王曰、「何如。」對曰、「臣請以彫玉爲棺、文梓爲槨、槨楓豫章爲題湊、發甲卒爲穿壙、老弱負土、齊趙陪位於前、韓魏翼衛其後、廟食太牢、奉以萬戶之邑。諸侯聞之、皆知大王賤人而貴馬也。」王曰、「寡人之過一至此乎。爲之奈何。」優孟曰、「請爲大王六畜葬之。以壙竈爲槨、銅歷爲棺、齋以薑棗、薦以木蘭、祭以糧稻、衣以火光、葬之於人腹腸。」於是王乃使以馬屬太官、無令天下久聞也。」

*128 『史記』滑稽列傳「淳于髡者、齊之贅壻也。長不滿七尺、滑稽多辯、數使諸侯、未嘗屈辱。齊威王之時喜隱、好爲淫樂長夜之飲、沈湎不治、委政卿大夫。百官荒亂、諸侯竝侵、國且危亡、在於旦暮、左右莫敢諫。淳于髡說之以隱曰、「國中有大鳥、止王之庭、三年不蜚又不鳴、不知此鳥何也。」王曰、「此鳥不飛則已、一飛冲天。不鳴則已、一鳴驚人。」於是乃朝諸縣令長七十二人、賞一人、誅一人、奮兵而出。諸侯振驚、皆還齊侵地。威行三十六年。」

德之休明、雖小必重。其姦回昏亂、雖大必輕。昔成王定鼎于郊廓、卜世三十、卜年七百、天所命也。周德雖衰、天命未改。鼎之輕重、未可問也。」楚王乃歸。

『左傳』宣三（606BC）に據るが、下線部に相當する表現は見えない。周本紀 / 定王元年参照。

（莊王）十七年（597BC）春、楚莊王圍鄭、三月克之。入自皇門、鄭伯肉袒牽羊以逆、曰、「孤不天、不能事君、君用懷怒、以及敝邑、孤之罪也。敢不惟命是聽。賓之南海、若以臣妾賜諸侯、亦惟命是聽。若君不忘厲・宣・桓・武、不絕其社稷、使改事君、孤之願也、非所敢望也。敢布腹心。」楚群臣曰、「王勿許。」莊王曰、「其君能下人、必能信用其民、庸可絕乎。」莊王自手旗、左右麾軍、引兵去三十里而舍、遂許之平。潘尙入盟、子良出質。夏六月、晉救鄭、與楚戰、大敗晉師河上、遂至衡雍而歸。

『左傳』宣十二（597BC）に據るが、下線部は『公羊』宣十二*129を參用する。『春秋經』『左傳』の鄭を楚世家は「河上」に作る。秦本紀 / 桓公七年参照。

（莊王）二十年（594BC）、圍宋、以殺楚使也。圍宋五月、城中食盡、易子而食、析骨而炊。宋華元出告以情。莊王曰、「君子哉。」遂罷兵去。

『左傳』宣十五（594BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（共王十六年 575BC）共王召將軍子反。子反嗜酒、從者豎陽穀進酒醉。王怒、射殺子反、遂罷兵歸。

『左傳』成十六（575BC）に據るが、「射殺」は見えない。『左傳』「王聞之、召子反謀。穀陽豎獻飲於子反、子反醉而不能見。」の穀陽豎を『呂氏春秋』權勳*130・『淮南子』人

*129 『公羊』宣十二「莊王伐鄭、勝乎皇門、放乎路衢。鄭伯肉袒、左執茅旌、右執鸞刀、以逆莊王、曰、「寡人無良邊垂之臣、以干天禍、是以使君王沛焉。辱到敝邑。君如矜此喪人、錫之不毛之地、使帥一二耄老而綏焉。請唯君王之命。」莊王曰、「君之不令臣交易爲言、是以使寡人得見君之玉面、而微至乎此。」莊王親自手旌、左右攜軍、退舍七里。」將軍子重諫曰、「南郭之與鄭、相去數千里、諸大夫死者數人、廝役扈養死者數百人。今君勝鄭而不有、無乃失民臣之力乎。」莊王曰、「古者紂不穿、皮不蠹、則不出於四方。是以君子篤於禮而薄于利、要其人而不要其土、告從、不赦、不詳。吾以不詳道民、災及吾身、何日之有。」既則晉師之救鄭者至、曰、「請戰。」莊王許諾、將軍子重諫曰、「晉、大國也。王師淹病矣、君請勿許也。」莊王曰、「弱者吾威之、彊者吾辟之、是以使寡人無以立乎天下。」令之還師而逆晉寇、莊王鼓之、晉師大敗。晉眾之走者、舟中之指可掬矣。莊王曰、「嘻。吾兩君不相好、百姓何罪。」令之還師、而佚晉寇。」

*130 『呂氏春秋』權勳「昔荊襲王與晉厲公戰於鄢陵、荊師敗、襄王傷。臨戰、司馬子反渴而求飲、豎陽穀操黍酒而進之。子反叱曰、「訾。退。酒也。」豎陽穀對曰、「非酒也。」子反曰、「亟退、卻也。」豎陽穀又曰、「非酒也。」子反受而飲之。子反之爲人也嗜酒、甘而不能絕於口、以醉。

間訓^{*131}は豎陽穀に作る。

〔表〕楚康王昭元年（559BC）共王太子出奔吳。

『左傳』襄十四（559BC）「秋、楚子爲庸浦之役故、子囊師于棠以伐吳。吳不出而還。子囊殿、以吳爲不能而弗徹。吳人自皋舟之隘要而擊之、楚人不能相救、吳人敗之、獲楚公子宜穀。」の「獲楚公子宜穀」を誤認したものである。

邾敖三年（542BC）、以其季父康王弟公子圍爲令尹、主兵事。

〔表〕（邾敖）三（542BC）王季父圍爲令尹。

『左傳』襄三十一（542BC）「衛侯在楚、北宮文子見令尹圍之威儀、言於衛侯曰、」に據るものであろうが、襄二十九（544BC）にすでに「楚邾敖即位、王子圍爲令尹。」とある。

（邾敖四年 541BC）圍入問王疾、絞而弑之、

『左傳』昭元（541BC）は「公子圍至、入問王疾、縊而弑之、」に作る。『左傳』の「縊」を「絞」に作ることは、上掲成王四十六年にも見える。

（靈王三年 538BC）於是晉・宋・魯・衛不往。

『左傳』昭四（538BC）「王曰、「諸侯其來乎。」對曰、「必來。從宋之盟、承君之歡、不畏大國、何故不來。不來者、其魯・衛・曹・邾乎。曹畏宋、邾畏魯、魯・衛偏於齊而親於晉、唯是不來。其餘、君之所及也、誰敢不至。」」は魯・衛・曹・邾の「不來」を語るが、楚世家は、曹・邾の代わりに晉・宋を列している。

（靈王）十年（531BC）、召蔡侯、醉而殺之。使弃疾定蔡、因爲陳蔡公。

〔表〕（靈王）十（531BC）醉殺蔡侯、使弃疾圍之。弃疾居之、爲蔡侯。

『左傳』昭十一（531BC）「使棄疾爲蔡公」に據れば、世家「陳蔡公」・表「蔡侯」は正確でない。

戰既罷、龔王欲復戰而謀、使召司馬子反。子反辭以心疾。龔王駕而往視之、入幄中、聞酒臭而還、曰、「今日之戰、不穀親傷、所持者司馬也。而司馬又若此、是忘荊國之社稷、而不恤吾眾也。不穀無與復戰矣。」於是罷師去之、斬司馬子反以爲戮。」

*131 『淮南子』人間訓「楚恭王與晉人戰於鄢陵、戰酣、恭王傷而休。司馬子反渴而求飲、豎陽穀奉酒而進之。子反之爲人也、嗜酒而甘之、不能絕於口、遂醉而臥。恭王欲復戰、使人召司馬子反、辭以心痛。王駕而往視之、入幄中而聞酒臭。恭王大怒曰、「今日之戰、不穀親傷、所持者、司馬也、而司馬又若此、是亡楚國之社稷、而不率吾眾也。不穀無與復戰矣。」於是罷師而去之、斬司馬子反爲僇。」

[表] (靈王) 十一 (530BC) 王伐徐以恐吳、次乾谿。民罷於役、怨王。

『左傳』昭十二 (530BC) に據る。下線部は、『春秋繁露』

楚靈王行強乎陳蔡、意廣以武、不顧其行。慮所美、內罷其眾、乾谿有物女、水盡則女見、水滿則不見、靈王舉發其國而役、三年不罷、楚國大怨。有行暴意、殺無罪臣成然、楚國大瀆。公子棄疾卒令靈王父子自殺、而取其國、虞不離津澤、農不去疇土、而民相愛也、此非盈意之過耶。(王道)

土者、君之官也、其相司營、司營爲神、主所爲、皆曰可、主所言、皆曰善、調順主指、聽從爲比、進主所善、以快主意、導主以邪、陷主不義、大爲宮室、多爲臺榭、雕文刻鏤、五色成光、賦歛無度、以奪民財、多發繇役、以奪民時、作事無極、以奪民力、百姓愁苦、叛去其國、楚靈王是也。作乾谿之臺、三年不成、百姓罷弊而叛、及其身弑。夫土者、君之官也、君大奢侈、過度失禮、民叛矣、其民叛、其君窮矣、故曰木勝土。(五行相勝)

などを踏まえたものであろう。

(靈王) 十二年 (529BC) 春、楚靈王樂乾谿、不能去也。國人苦役。初、靈王會兵於申、僂越大夫常壽過、(a) 殺蔡大夫觀起。起子從亡在吳、乃勸吳王伐楚、爲閒越大夫常壽過而作亂、(b) 爲吳閒。使矯公子弃疾命召公子比於晉、至蔡、(c) 與吳・越兵欲襲蔡。令公子比見弃疾、與盟於鄧。遂入殺靈王太子祿、立子比爲王、公子子皙爲令尹、弃疾爲司馬。

『左傳』昭十三 (529BC) に據るが、(a) ～ (c) の吳の介入は見えない。觀起は襄二十二 (551BC) に「楚觀起有寵於令尹子南」とあるように、蔡の大夫ではない。(a) は昭十三「觀起之死也、其子從在蔡、事朝吳、」(杜注「朝吳、故蔡大夫聲子之子。」) を誤讀したものである。

靈王於是獨傍徨山中、野人莫敢入王。王行遇其故銅人、謂曰、「爲我求食、我已不食三日矣。」銅人曰、「新王下法、有敢饗王從王者、罪及三族、且又無所得食。」王因枕其股而臥。銅人又以土自代、逃去。王覺而弗見、遂飢弗能起。

『國語』吳語に據る。

弃疾使船人從江上走呼曰

『左傳』昭十三 (529BC) 「弃疾使周走而呼曰」の「周」を「舟」に誤解したもので

ある。「舟」を「周」と表記することは、馬王堆帛書『春秋事語』*132

齊栢（桓）公與蔡夫人乘周（舟）、夫人湯（蕩）周（舟）、禁之、不可、怒而歸之、未之絕、蔡人嫁之。（第7章）

吳伐越、復其民、以歸、弗復□□刑之、使守布周（舟）。紀械曰、「刑不櫟、使守布周（舟）、游（留）其禍也。刑人佴（擬）刑而哀不辜、□窓（怨）以司（伺）間、千萬必有幸矣。」吳子餘蔡觀周（舟）、閩（閭）人殺之。（第14章）

に見える。

初、共王有寵子五人、無適立、乃望祭群神、請神決之、使主社稷、而陰與巴姬埋璧於室內、召五公子齋而入。康王跨之、靈王肘加之、子比・子皙皆遠之。平王幼、抱其上而拜、壓紐。故康王以長立、至其子失之。圉爲靈王、及身而弑。子比爲王十餘日、子皙不得立、又俱誅。四子皆絕無後。唯獨弃疾後立、爲平王、竟續楚祀、如其神符。

『左傳』昭十三に據るが、下線部は楚世家の附加である。

（平王二年 527BC）建時年十五矣、其母蔡女也、無寵於王、王稍益疏外建也。

「蔡女」は、『左傳』昭十九（523BC）「楚子之在蔡也、鄖陽封人之女奔之、生大子建。」（杜注「鄖陽、蔡邑。」）と矛盾しないが、「年十五」の根據は不明である。

（平王六年 523BC）無忌又日夜讒太子建於王曰、「(a) 自無忌入秦女、太子怨、亦不能無望於王、王少自備焉。且太子居城父、擅兵、外交諸侯、且欲入矣。」平王召其傅伍奢責之。伍奢知無忌讒、乃曰、「王柰何以小臣疏骨肉。」無忌曰、「今不制、後悔也。」於是王遂囚伍奢。（而召其二子而告以免父死）乃令司馬奮揚召太子建、欲誅之。太子聞之、亡奔宋。無忌曰、「伍奢有二子、不殺者爲楚國患。盍以免其父召之、必至。」(b) 於是王使使謂奢。『能致二子則生、不能將死。』奢曰、『尚至、胥不至。』王曰、『何也。』奢曰、『尚之爲人、廉、死節、慈孝而仁、聞召而免父、必至、不顧其死。胥之爲人、智而好謀、勇而矜功、知來必死、必不來。然爲楚國憂者必此子。』於是王使人召之、曰、「來、吾免爾父。」伍尚謂伍胥曰、「聞父免而莫奔、不孝也。父戮莫報、無謀也。度能任事、知也。子其行矣、我其歸死。」伍尚遂歸。(c) 伍胥彎弓屬矢、出見使者、曰、『父有罪、何以召其子爲。』將射、使者還走、遂出奔吳。伍奢聞之、曰、「胥亡、楚國危哉。」楚人遂殺伍奢及尚。

*132 吉本 1990a 參照。

『左傳』昭二十（522BC）に據るが、潤色が甚だしい。(a)は楚世家上文「平王二年（527BC）、使費無忌如秦爲太子建取婦。婦好、來、未至、無忌先歸、說平王曰、「秦女好、可自娶、爲太子更求。」平王聽之、卒自娶秦女、生熊珍。」に呼應すべく附加されたものである。(b)は『左傳』に見えない。(c)については、『公羊』定四「伍子胥父誅乎楚、挾弓而去楚、以干闔廬。」・『穀梁』定四「子胥父誅于楚也、挾弓持矢而干闔廬。」に弓矢が見える。

(平王)十年(519BC)、楚太子建母在居巢、開吳。吳使公子光伐楚、遂敗陳・蔡、取太子建母而去。

『左傳』昭二十三(519BC)「楚太子建之母在郢、召吳人而啟之。冬十月甲申、吳太子諸樊入郢、取楚夫人與其寶器以歸。」に據れば、太子建の母は居巢ではなく郢にあった。吳世家 / 僚八年參照。

初、吳之邊邑卑梁與楚邊邑鍾離小童爭桑、兩家交怒相攻、滅卑梁人。卑梁大夫怒、發邑兵攻鍾離。楚王聞之怒、發國兵滅卑梁。吳王聞之大怒、亦發兵、使公子光因建母家攻楚、遂滅鍾離・居巢。楚乃恐而城郢。

[表](平王)十一(518BC)吳卑梁人爭桑、伐取我鍾離。

『左傳』昭二十四(518BC)「吳人踵楚、而邊人不備、遂滅巢及鍾離而還。」および『呂氏春秋』察微に據る。吳世家 / 僚九年は「楚邊邑卑梁」に作る。

昭王元年(515BC)、楚眾不說費無忌、以其讒亡太子建、殺伍奢子父與郤宛。宛之宗姓伯氏子誥及子胥皆奔吳、吳兵數侵楚、楚人怨無忌甚。楚令尹子常誅無忌以說眾、眾乃喜。

『左傳』昭二十七(515BC)に據るが、下線部は定四(506BC)「伍員爲吳行人以謀楚。楚之殺郤宛也、伯氏之族出。伯州犁之孫誥爲吳大宰以謀楚。」を誤解したものであろう。(昭王)十年(506BC)冬、吳王闔閭・伍子胥・伯誥與唐・蔡俱伐楚、楚大敗、吳兵遂入郢、辱平王之墓、以伍子胥故也。

[表](昭王)十(506BC)吳・蔡伐我、入郢、昭王亡。伍子胥鞭平王墓。

『左傳』定四(506BC)に據るが、下線部は『穀梁』定四を參用する。吳世家 / 闔廬九年參照。

昭王亡也至雲夢。雲夢不知其王也、射傷王。

『左傳』定四(506BC)は、「楚子涉睢、濟江、入于雲中。王寢、盜攻之、以戈擊王、

王孫由于以背受之、中肩。」に作る。

吳王聞昭王往、即進擊隨、謂隨人曰、「周之子孫封於江漢之間者、楚盡滅之。」欲殺昭王。

王從臣子慕乃深匿王、自以爲王、謂隨人曰、「以我予吳。」隨人卜予吳、不吉、乃謝吳

王曰、「昭王亡、不在隨。」吳請入自索之、隨不聽、吳亦罷去。

『左傳』定四（506BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（昭王）十二年（504BC）、吳復伐楚、取番。

『左傳』定六（504BC）「四月己丑、吳大子終曩敗楚舟師、獲潘子臣・小惟子及大夫七人。」に據るが、「取番」は「獲潘子臣」を誤解したものである。吳世家 / 闔廬十一年參照。

（昭王）二十（一）年（496C）、吳王闔閭伐越。越王句踐射傷吳王、遂死。吳由此怨越而不西伐楚。

『左傳』定十四（496BC）「靈姑浮以戈擊闔廬、闔廬傷將指、取其一屨。」は「射」と矛盾する。『左傳』襄二十五（548BC）に見える吳王諸樊射殺と混同したものかもしれない。

（昭王二十七年 489BC）昭王病甚、乃召諸公子大夫曰、「孤不佞、再辱楚國之師、今乃得以天壽終、孤之幸也。」…子閭曰、「王病甚、舍其子讓群臣、臣所以許王、以廣王意也。今君王卒、臣豈敢忘君王之意乎。」

『左傳』哀六（489BC）に見えない。

（惠王）十三年（476BC）、吳王夫差彊、陵齊・晉、來伐楚。

『左傳』哀十九（476BC）「十九年春、越人侵楚、以誤吳也。夏、楚公子慶・公孫寬追越師、至冥、不及、乃還。」に據る。「吳王夫差」は「越王句踐」の誤である。

（13）鄭世家

（桓公）封三十三歲（774BC）、百姓皆便愛之。幽王以爲司徒。和集周民、周民皆說、河雒之間、人便思之。爲司徒一歲（773BC）、幽王以褒后故、王室治多邪、諸侯或畔之。於是桓公問太史伯曰、…桓公曰、「善。」於是卒言王、東徙其民雒東、而虢・鄆果獻十邑、竟國之。二歲（771BC）、犬戎殺幽王於驪山下、并殺桓公。

『國語』鄭語に據る。下線部は鄭語「幽王八年而桓公爲司徒、九年而王室始騷、十一

年而斃。」の「斃」を鄭桓公の死と誤解したものである*133。

(莊公)二十四年(720BC)、宋繆公卒、公子馮奔鄭。鄭侵周地、取禾。

二十七年(717BC)、始朝周桓王。桓王怒其取禾、弗禮也。

二十九年(715BC)、莊公怒周弗禮、與魯易祊、許田。

『左傳』隱三(720BC)・隱六(718BC)・隱八(716BC)に據る。下線部は三つの事件の因果關係を想定し附加されたものである。

(子亶元年 694BC) 是歲、齊襄公使彭生醉拉殺魯桓公。

『左傳』桓十八(694BC)に據るが、『公羊』桓十八を參用する。齊世家 / 襄公四年・魯世家 / 桓公十八年參照。

鄭子八年(686BC)、齊人管至父等作亂、弑其君襄公。

『左傳』莊八(686BC)に據るが、管至父のみが特筆されている。秦本紀 / 武公十三年參照。

(厲公後)五年(675BC)、燕・衛與周惠王弟穰伐王、王出奔溫、立弟穰爲王。(鄭世家)

『左傳』莊十九(675BC)に據れば溫に出奔したのは五大夫である。周本紀 / 惠王二年參照。

(文公)三十六年(637BC)、晉公子重耳過、文公弗禮。(a) 文公弟叔詹曰、「重耳賢、且又同姓、窮而過君、不可無禮。」(b) 文公曰、「諸侯亡公子過者多矣、安能盡禮之。」詹曰、「君如弗禮、遂殺之。弗殺、使即反國、爲鄭憂矣。」文公弗聽。

『國語』晉語四に據るが、(a)は見えず、(b)は同じく晉語四「自衛過曹、曹共公亦不禮焉、…」の曹共公の發言を流用している。晉世家 / 惠公十四年參照。

(文公四十三年 630BC) 晉於是欲得叔詹爲僇。鄭文公恐、不敢謂叔詹言。詹聞、言於鄭君曰、「臣謂君、君不聽臣、晉卒爲患。然晉所以圍鄭、以詹、詹死而赦鄭國、詹之願也。」乃自殺。鄭人以詹尸與晉。

叔詹のことは、『國語』晉語四・『呂氏春秋』上徳に見えるが、鄭世家は獨自の經緯を記す。晉世家 / 文公七年參照。

晉文公曰、「必欲一見鄭君、辱之而去。」鄭人患之、乃使人私於秦曰、「破鄭益晉、非秦之利也。」秦兵罷。

*133 吉本 1990c・2017c 參照。

『左傳』僖三十（630BC）には、下線部に相當する記述が見えない。

繆公元年（627BC）春、秦繆公使三將將兵欲襲鄭、至滑、逢鄭賈人弦高詐以十二牛勞軍、故秦兵不至而還、晉敗之於崤。初、往年鄭文公之卒也、鄭司城繪賀以鄭情賣之、秦兵故來。

『左傳』僖三十二（628BC）には、下線部に相當する記述が見えない。秦本紀 / 繆公三十二年・晉世家 / 文公九年参照。

（繆公）三年（625BC）、(a) 鄭發兵從晉伐秦、(b) 敗秦兵於汪。

『左傳』文二（625BC）に據るが、『春秋經』に「二年春王二月甲子、晉侯及秦師戰于彭衙、秦師敗績。…冬、晉人・宋人・陳人・鄭人伐秦。」とあるように、(a) (b) は別の事件である。

往年（626BC）楚太子商臣弑其父成王代立。二十一年（607BC）、與宋華元伐鄭。華元殺羊食士、不與其御羊斟、怒以馳鄭、鄭囚華元。宋贖華元、元亦亡去。

楚・宋が鄭を伐ったように見えるが、『左傳』宣二（607BC）「二年春、鄭公子歸生受命于楚、伐宋。宋華元・樂呂御之。」に據れば、楚の命を受けた鄭が宋を伐ったものである。

晉使趙穿以兵伐鄭。

『左傳』宣二（607BC）「夏、晉趙盾救焦、遂自陰地及諸侯之師侵鄭、以報大棘之役。」に據れば、趙穿は趙盾の誤となる。

（靈公元年 605BC）襄公立、將盡去繆氏。繆氏者、殺靈公、子公之族家也。去疾曰、「必去繆氏、我將去之。」乃止。皆以爲大夫。

『左傳』宣四（605BC）「襄公將去繆氏、而舍子良。子良不可、曰、「繆氏宜存、則固願也。若將亡之、則亦皆亡、去疾何爲。」乃舍之、皆爲大夫。」に據る。繆氏は靈公・襄公の兄弟である公子去疾ら鄭穆公の子孫を指し、下線部は誤りである。

襄公元年（604BC）、楚怒鄭受宋賂縱華元、伐鄭。鄭背楚、與晉親。

『左傳』宣五（604BC）に據るが、下線部は見えない。

（襄公）七年（598BC）、鄭與晉盟鄆陵。

『左傳』宣十一（598BC）「十一年春、楚子伐鄭、及櫟。子良曰、「晉・楚不務德而兵爭、與其來者可也。晉・楚無信、我焉得有信。」乃從楚。夏、楚盟于辰陵、陳・鄭服也。…

厲之役、鄭伯逃歸、自是楚未得志焉。鄭既受盟于辰陵、又微事于晉。」の鄭楚辰陵の盟を誤解したものである。

（襄公）八年（597BC）、楚莊王以鄭與晉盟、來伐、圍鄭三月、鄭以城降楚。楚王入自皇門、鄭襄公肉袒擊羊以迎、曰、「孤不能事邊邑、使君王懷怒以及樊邑、孤之罪也。敢不惟命是聽。君王遷之江南、及以賜諸侯、亦惟命是聽。若君王不忘厲・宣王・桓・武公、哀不忍絕其社稷、錫不毛之地、使復得改事君王、孤之願也、然非所敢望也。敢布腹心、惟命是聽。」莊王爲卻三十里而後舍。

『左傳』宣十二（597BC）に據るが、下線部は『公羊』宣十二を參用する。

楚群臣曰、「自郢至此、士大夫亦久勞矣。今得國舍之、何如。」莊王曰、「所爲伐、伐不服也。今已服、尚何求乎。」卒去。

『公羊』宣十二（597BC）に似る。楚世家 / 莊王十七年參照。

鄭反助楚、大破晉軍於河上。

『春秋經』宣十二（597BC）・『左傳』宣十二の郟を鄭世家は「河上」に作る。秦本紀 / 桓公七年參照。

（襄公）十一年（594BC）、楚莊王伐宋、宋告急于晉。晉景公欲發兵救宋、伯宗諫晉君曰、「天方開楚、未可伐也。」乃求壯士得霍人解揚、字子虎、誑楚、令宋毋降。過鄭、鄭與楚親、乃執解揚而獻楚。楚王厚賜與約、使反其言、令宋趣降、三要乃許。於是楚登解揚樓車、令呼宋。遂負楚約而致其晉君命曰、「晉方悉國兵以救宋、宋雖急、慎毋降楚、晉兵今至矣。」楚莊王大怒、將殺之。解揚曰、「君能制命爲義、臣能承命爲信。受吾君命以出、有死無隕。」莊王曰、「若之許我、已而背之、其信安在。」解揚曰、「所以許王、欲以成吾君命也。」將死、顧謂楚軍曰、「爲人臣無忘盡忠得死者。」楚王諸弟皆諫王赦之、於是赦解揚使歸。晉爵之爲上卿。

『左傳』宣十五（594BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

悼公元年（586BC）、鄆公惡鄭於楚、悼公使弟論於楚自訟。訟不直、楚囚論。於是鄭悼公來與晉平、遂親。論私於楚子反、子反言歸論於鄭。

『左傳』成五（586BC）「許靈公愬鄭伯于楚。六月、鄭悼公如楚訟、不勝。楚人執皇戌及子國。故鄭伯歸、使公子偃請成于晉。秋八月、鄭伯及晉趙同盟于垂棘。」と經緯が異なる。

成公三年（582BC）、楚共王曰「鄭成公孤有德焉」、使人來與盟。成公私與盟。

『左傳』成九（582BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（成公）四年（581BC）春、鄭患晉圍、公子如乃立成公庶兄縹爲君。其四月、晉聞鄭立君、乃歸成公。鄭人聞成公歸、亦殺君縹、迎成公。晉兵去。

[表] 四（581BC）晉率諸侯伐我。

『左傳』成十（581BC）「三月、子如立公子縹。夏四月、鄭人殺縹、立髡頑、子如奔許。…五月、晉立大子州蒲以爲君、而會諸侯伐鄭。鄭子罕賂以襄鐘、子然盟于脩澤、子駟爲質。辛巳、鄭伯歸。」と經緯が異なる。

釐公五年（566BC）、鄭相子駟朝釐公、釐公不禮。子駟怒、使廚人藥殺釐公、赴諸侯曰「釐公暴病卒」。立釐公子嘉、嘉時年五歲、是爲簡公。

『左傳』襄七（566BC）に據るが、下線部に相當する記述は見えない。

（簡公）三年（563BC）、相子駟欲自立爲君、公子子孔使尉止殺相子駟而代之。子孔又欲自立。子產曰、「子駟爲不可、誅之、今又效之、是亂無時息也。」於是子孔從之而相鄭簡公。

下線部は、『左傳』襄十（563BC）「子駟當國」を誤解したものである。公子嘉（字・子孔）を「公子子孔」と稱することは不適切である。

（簡公）四年（562BC）、晉怒鄭與楚盟、伐鄭、鄭與盟。楚共王救鄭、敗晉兵。簡公欲與晉平、楚又囚鄭使者。

『左傳』襄十一（562BC）に下線部に相當する記述は見えない。同年の「秦庶長鮑・庶長武、帥師伐晉以救鄭。鮑先入晉地、士魴御之、少秦師而弗設備。壬午、武濟自輔氏、與鮑交伐晉師。己丑、秦、晉戰于櫟、晉師敗績、易秦故也。」に見える秦に對する晉の敗戦を誤認したものであろう。

[表]（簡公）二十三（543BC）諸公子爭寵相殺、[又欲殺] 子產、子成止之。

『左傳』襄三十（543BC）「子駟氏欲攻子產、子皮怒之、曰、「禮、國之幹也。殺有禮、禍莫大焉。」乃止。」に據れば、「子成」は「子皮」の誤寫である。

（簡公）二十八年（538BC）、鄭君病、使子產會諸侯、與楚靈王盟於申、誅齊慶封。

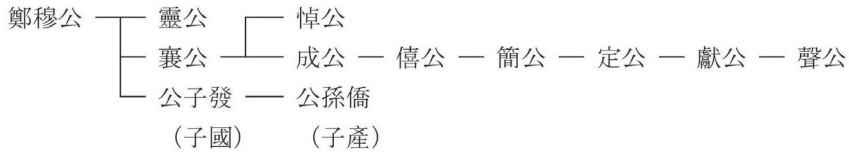
『左傳』昭四（538BC）「夏、諸侯如楚、魯・衛・曹・邾不會。曹・邾辭以難、公辭以時祭、衛侯辭以疾。鄭伯先待于申。」と異なる。

(定公) 六年 (524BC)、鄭火、公欲禳之。子產曰、「不如修德。」

『左傳』昭十八 (524BC) 「宋・衛・陳・鄭皆火。」につき子產の言行が見えるが、下線部に相當する記述は見えない。

鄭公五年 (496BC)、鄭相子產卒、鄭人皆哭泣、悲之如亡親戚。子產者、鄭成公少子也。爲人仁愛人、事君忠厚。

子產 (公孫僑) は鄭穆公の孫にあたり、成公の子ではない。およそ『左傳』とは懸隔した認識であり、民間的な説話に基づくものであろう*134。



結語

以上の考察を踏まえ、『史記』春秋部分の編纂過程の大枠を示すと以下になるう。

(1) 本紀世家は、系譜資料が記述の基本的な枠組みとなる。ここに秦侯元年より始まる秦の年表に由來する王名表に基づき、國君の在位年數が挿入される。ついで共觀年表が作成される。この年代的枠組みにしたがって、年次ごとの記述が排列される。王名表に附加されていた公位繼承に關する記述はそのまま用いられたものと思われる。最大の資料である『左傳』の魯紀年が本紀世家當事國の紀年に換算され、配列される。

『左傳』との紀年・記事の矛盾を、『史記志疑』などは一般的に司馬遷の「誤」とする。確かに司馬遷の段階における誤認や、それ以降の抄寫の段階における誤寫・誤脱・誤衍と判斷しうる事例は少なくない。しかしここであらためて確認すべきは、本紀世家が往々にして『左傳』との矛盾を了解しつつ、『左傳』とは別系統の原資料を優先的に

*134 循吏列傳「子產者、鄭之列大夫也。鄭昭君之時、以所愛徐摯爲相、國亂、上下不親、父子不和。大宮子期言之君、以子產爲相。爲相一年、豎子不戲狎、斑白不提挈、僮子不犁畔。二年、市不豫賈。三年、門不夜關、道不拾遺。四年、田器不歸。五年、士無尺籍、喪期不令而治。治鄭二十六年而死、丁壯號哭、老人兒啼、曰、「子產去我死乎。民將安歸。」」は『左傳』との懸隔がさらに甚だしい。

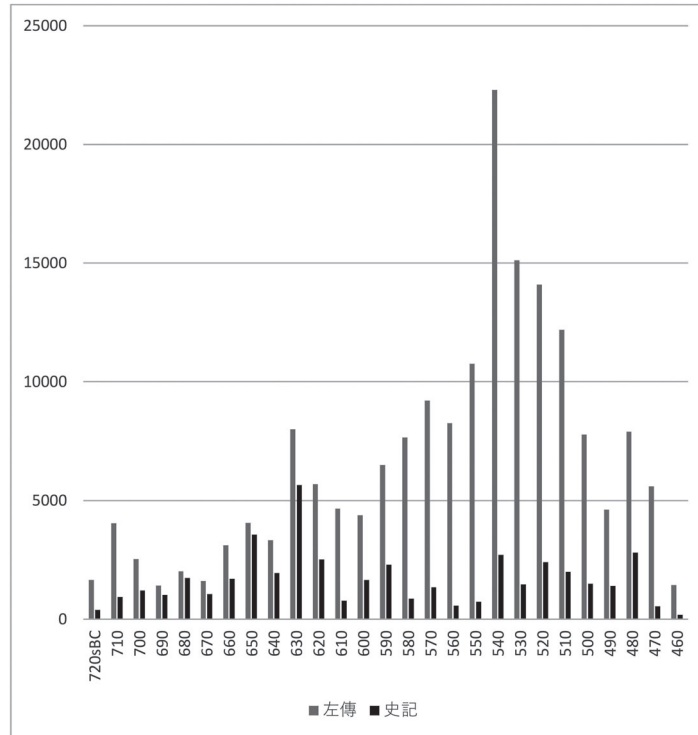
用いることである。『左傳』とは別系統の原資料である年表・抄撮・王名表などは、一定のまとまりを有し、その利用のしやすさから時に『左傳』に優先される。『左傳』との明白な矛盾も時に放置される。たとえば呉餘祭・餘昧の年数の顛倒を司馬遷の段階における「誤」とすることは決してできない。編纂者の過度の無能を想定することは、論者の恣意的な行論を容認することになりかねない。その一方で、本紀世家編纂に絶對的な整合性を追求することも、現實にはあまり有効ではない。

(2) 本紀世家編纂ののちに、『春秋曆譜課』が獲得され、十二諸侯年表が編纂される。『左傳』との紀年の矛盾が散見することは、『春秋曆譜課』の表格がそのまま用いられたことを明示する。本紀世家の記事が紀年をも含めて轉寫される事例もあるが、むしろ、『左傳』の記事が直接採録される場合がより一般的であったと考えられる。

本紀世家に見えない年次に大量の記事が補填されている。年表形式のため、大きな空白が生じることを嫌ったものであろう。『左傳』の表現を忠實に踏襲する傾向が窺われ、したがって本紀世家に認められる『左傳』との紀年の矛盾や、記事における独自の記述は大幅に減殺されている。それでもなお『春秋曆譜課』の段階ですでに存在した『左傳』との矛盾はそのまま維持されている。

本稿では、『左傳』との矛盾に焦點を据えて、『史記』春秋部分の分析を試みた。矛盾をいくつかの類型に分けて説明したために、読みにくいものとなったことは否めないが、これは、『史記志疑』や『史記會注考證』が、個別的な説明に終始し、包括的な議論を缺くことを遺憾とするからである。およそ『史記』の如き編纂物を分析するには、原資料の多様性と編纂の重層性に對する包括的な議論が必須である。本稿の作業によって、この課題の一端が解明されたものとする。

最後に、『史記』における『左傳』引用のありかたを簡単に展望した上で、未解決の問題を確認しておこう。



グラフは、『左傳』の編年的記述が扱う 722-468BC につき、『左傳』と本紀世家の 10 年ごとの字数を示したものである。

『左傳』の字数は晉霸の推移に對應する。前 630 年代まで増加、一旦減少に轉ずるものの、前 590～前 540 年代に増加、ふたたび減少に轉ずるものの、前 510 年代までは大きな値を維持する。これは踐土の盟（632BC）：晉文公の霸者認證、邲の戰（597BC）：對楚敗戰、宋の盟（546BC）：晉楚講和、召陵の會（506BC）：晉霸の一時的解體、といった事件を契機とする。前 540～前 510 年代に 63682 字、全體の實に 35.4%が費やされるのは、完成した晉霸がなぜわずか 40 年で解體したのかという問題に最大の關心があったからにほからない。

對するに『史記』は、十二諸侯年表に

厲王遂奔于彘、亂自京師始、而共和行政焉。是後或力政、彊乘弱、興師不請天子。然挾王室之義、以討伐爲會盟主、政由五伯、諸侯恣行、淫侈不軌、賊臣篡子滋起矣。齊・晉・秦・楚其在成周微甚、封或百里或五十里。晉阻三河、齊負東海、楚介江淮、秦因雍州之固、四海迭興、更爲伯主、文武所褒大封、皆威而服焉。

とあるように、「五伯」の「迭興」をいい、齊・晉・秦・楚を列挙する。齊桓公・晉文公・秦穆公・楚莊王を指すものである。「迭興」という表現に示唆されるように、「五伯」の霸權は特定の諸侯國に持続的に保持されるものではなく、一代限りの霸權が強國から強國へ移動することを含意する。

前 620 年代以降の『左傳』の記述は晉霸の推移、すなわち會盟征伐朝聘といった晉を中心とする外交が記述の大きな部分を占め、そうした場面に登場する人物の言論が字數を押し上げる。ところがこうした『左傳』の主題は晉霸の持續を認めない『史記』とは噛み合わない。632BC の晉文公の霸者認證ののち、前 620 年代以降、晉霸のもとである意味日常化した會盟征伐朝聘の記述が増加するが、『史記』はこの部分があるいは引用せず、引用してもごく簡単に節略しているのである^{*135}。

本紀・世家の字數が、前 620 年代以降、『左傳』と大きく乖離するのはおおむね以上のように説明できるが、『史記』における『左傳』引用についてはなお包括的な議論を要する。『史記』は『左傳』の各章に對し、(1) 引用しない、(2) 節略、(3) 節略しない、さらに潤色、といった三つの姿勢を使い分けている。本稿では『史記』の個々の記述における『左傳』との矛盾を分析の對象としたため、とりわけ (1) (2) に關する議論が不十分である。『左傳』注釋の形式で、『史記』の『左傳』引用を逐條分析することが有効であろう^{*136}。

また、『史記』が『左傳』に對應しつつも独自の記述をもち、あるいは『左傳』と矛盾するという場合、それが先行資料・司馬遷のいずれの段階で發生したのかという問題に對する説明もなお不十分である。『史記』に特徴的な語彙句法^{*137}を確認するなど歴史言語學的分析が一定の成果をもたらすことが期待される。

引用文獻

胡平生（田中幸一譯）1989「阜陽漢簡『年表』整理札記」、『史泉』70、19-35 頁。

鎌田正 1963『左傳の成立と其の展開』、大修館書店。

李學勤主編 2011『清華大學藏戰國竹簡〔貳〕』、中西書局。

劉正浩 1966『周秦諸子述左傳考』、臺灣商務印書館。

*135 吉本 2020a 參照。

*136 劉正浩 1966・1968 が參照に値する。

*137 吉本 2024 參照。

- 1968『兩漢諸子述左傳考』、臺灣商務印書館。
- 倪豪士 (William H. Nienhauser, Jr.) 2012「一個《史記》文本問題的討論和一些關於《世家》編寫的推測」、《當代西方漢學研究集萃 上古史卷》、上海世紀出版股份有限公司·上海古籍出版社、433-449 頁。
- 王輝·王偉 2014『秦出土文獻編年訂補』、陝西出版傳媒集團·三秦出版社。
- 吳則虞 1962『晏子春秋集釋』、中華書局。
- 徐建委 2015a「《春秋》“閹弑吳子餘祭”條釋證：續論《左傳》的古本與今本」、《北京師範大學學報 (社會科學版)》2015-5、65-76 頁。
- 2015b「《史記·十二諸侯年表》與古本《左傳》考論」、《國學研究》36、北京大學出版社、73-114 頁。
- 2020「《史記》春秋歷史的寫作實踐與文本結構」、《文學遺產》2020-1、28-43 頁。
- 吉本道雅 1985a「春秋載書考」、《東洋史研究》43-4、1-33 頁。
- 1985b「晉國出土載書考」、《古史春秋》2、110-132 頁。
- 1986「春秋國人考」、《史林》69-5、1-42 頁。吉本 2005 (第二部中篇第三章)。
- 1987「史記原始 (一) 西周期·東遷期」、《古史春秋》4、59-82 頁。
- 1988「史記述春秋經傳小考」、《史林》71-6、70-105 頁。
- 1989「國語小考」、《東洋史研究》48-3、1-31 頁。
- 1990a「春秋事語考」、《泉屋博古館紀要》6、37-53 頁。
- 1990b「春秋齊霸考」、《史林》73-2、84-120 頁。吉本 2005 (第二部上篇第二章)。
- 1990c「周室東遷考」、《東洋學報》71-3/4、33-56 頁。吉本 2005 (第二部上篇第一章)。
- 1993「春秋晉霸考」、《史林》76-3、69-107 頁。吉本 2005 (第二部上篇第三章)。
- 1994「春秋五等爵考」、《東方學》87、15-27 頁。
- 1995a「春秋世族考」、《東洋史研究》53-4、1-29 頁。吉本 2005 (第二部中篇第三章)。
- 1995b「秦史研究序說」、《史林》78-3、34-67 頁。吉本 2005 (第二部下篇第三章)。
- 1995c「楚史研究序說」、《立命館文學》541、98-132 頁。吉本 2005 (第二部下篇第二章)。
- 1996「史記原始-戰國期-」、《立命館文學》547、19-54 頁。
- 1997「後漢書西羌傳的先秦史認識」、《東方學會創立五十周年記念東方學論集》、1201-13 頁。
- 1998a「三晉成立考」、《春秋戰國交代期の成而社會史研究》、科研費報告書。吉本 2005 (第三部第一章)。
- 1998b「秦趙始祖傳說考」、《立命館東洋史學》21、1-44 頁。
- 1998c「史記戰國紀年考」、《立命館文學》556、1-76 頁。
- 2000a「吳系譜考」、《立命館文學》563、673-691 頁。吉本 2005 (第二部下編第一章)。
- 2000b「先秦王侯系譜考」、《立命館文學》565、1-53 頁。
- 2002「左傳成書考」、《立命館東洋史學》25、1-21 頁。
- 2003「春秋三傳小考」、《東亞文史論叢》2003、175-186 頁。
- 2005『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版會。
- 2007 (孫正軍譯)「睡虎地秦簡年代考—附論日本中國古代史研究的現狀」、北京與京都一架設中日的知識橋梁北京大學與京都大學第二次人文學術研討會。吉本 2017b。
- 2008「戰國期の易姓革命說」、《中國古代史論叢》5、1-31 頁。
- 2013「清華簡繫年考」、《京都大學文學部研究紀要》52、1-94 頁。
- 2014「國語成書考」、《京都大學文學部研究紀要》53、1-43 頁。
- 2016「《左傳》の豫言」、《京都大學文學部研究紀要》55、1-60 頁。

- 2017a 「『左傳』『國語』の歳星記事」、『中國古代史論叢』9、1-23 頁。
 - 2017b 「睡虎地秦簡年代考—日本における中國古代史研究の現状に寄せて—」、『中國古代史論叢』9、24-40 頁。
 - 2017c 「周室東遷再考」『京都大學文學部研究紀要』56、1-58 頁。
 - 2018 「『漢書』古今人表と春秋史」、『京都大學文學部研究紀要』57、1-62 頁。
 - 2019 「經傳長曆考」、『京都大學文學部研究紀要』58、35-142 頁。
 - 2020a 「春秋人表考證」『京都大學文學部研究紀要』59、1-96 頁。
 - 2020b 「『史記』の秦史認識」、『秦帝國の誕生：古代史研究のクロスロード』、六一書房、87-106 頁。
 - 2021 「孔子世家疏證」、『京都大學文學部研究紀要』60、1-131 頁。
 - 2023 「封禪書疏證」、『京都大學文學部研究紀要』62、1-133 頁。
 - 2024 「太史公自序疏證」、『京都大學文學部研究紀要』63、1-203 頁。
- 張培瑜 1997 『三千五百年曆日天象』、大象出版社。